# 決算特別委員会等記録

令和5年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 令和6年10月9日

至 令和6年11月1日

# 沖縄県議会

# 目 次

令和6年第3回沖縄県議会(定例会)	当 山 勝 利 4(
第1号(10月9日)	総務企画委員会第1号(10月24日) 45
1 委員長の互選3	1 令和5年度沖縄県一般会計及び特別
2 副委員長の互選3	会計決算の概要説明 45
3 乙第14号議案、認定第1号から認定	総務部45
第24号まで(一般会計・特別会計決	2 令和5年度決算に対する質疑 47
算及び企業会計決算)について 3	徳 田 将 仁 47
4 決算特別委員会運営要領について 4	宮 里 洋 史 48
5 理事の選任 4	島 尻 忠 明 48
	呉 屋 宏 49
令和6年第3回沖縄県議会(定例会)閉会中継続審査	仲宗根 悟 51
	高 橋 真 52
第1号(10月23日)	渡久地 修 54
1 令和5年度沖縄県一般会計及び特別	当 山 勝 利 55
会計決算の概要説明 15	3 令和5年度沖縄県一般会計決算の概
2 令和5年度沖縄県一般会計及び特別	要説明 58
会計決算審査の概要説明 16	知事公室 58
3 令和5年度沖縄県病院事業会計決算	4 令和5年度決算に対する質疑 58
の概要説明	徳 田 将 仁 59
4 令和5年度沖縄県病院事業会計決算	宮 里 洋 史 65
審査の概要説明 19	島 尻 忠 明 66
5 令和5年度沖縄県水道事業会計及び	島 袋 大
工業用水道事業会計決算の概要説明	呉 屋 宏 71
並びに未処分利益剰余金の処分につ	幸喜 愛 75
いての概要説明 21	仲宗根 悟 74
6 令和5年度沖縄県水道事業会計及び	高 橋 真 75
工業用水道事業会計決算審査の概要	渡久地 修 76
説明	当 山 勝 利 78
7 令和5年度沖縄県流域下水道事業会	5 令和5年度沖縄県一般会計決算の概
会計決算の概要説明 24	要説明 81
8 令和5年度沖縄県流域下水道事業会	公安委員会 81
会計決算審査の概要説明25	6 令和5年度決算に対する質疑 82
9 令和5年度沖縄県一般会計及び特別	徳 田 将 仁 82
会計決算に対する質疑 26	宮 里 洋 史 82
宮 里 洋 史 26	幸喜 愛83
新 垣 善 之 27	仲宗根 悟 84
喜屋武 力 28	渡久地 修 84
仲 里 全 孝 30	当 山 勝 利 85
米 須 清一郎 32	大 田 守 86
次呂久 成 崇 33	
高 橋 真 36	経済労働委員会第1号(10月24日) 89
瀬 長 美佐雄 37	1 令和5年度沖縄県一般会計決算の概

	要説明 89	大 屋 政 善159
	労働委員会事務局 89	下 地 康 教161
2	令和5年度沖縄県一般会計及び特別	山 内 末 子164
	会計決算の概要説明 90	新 垣 光 栄166
	商工労働部 90	糸 数 昌 洋169
3	令和5年度決算に対する質疑 92	瑞慶覧 長 風172
	座 波 一 92	
	儀 保 唯 … 96	<b>総務企画委員会第2号(10月25日)</b> 177
	喜友名 智 子 99	1 令和5年度沖縄県一般会計決算の概
	上 原 章103	要説明177
	瀬 長 美佐雄107	企画部177
	MR 及 人位 4 101	出納事務局178
<b>立</b> 数国	享生委員会第1号(10月24日)111	監査委員事務局 ······179
<b>人</b> 和	- 令和 5 年度沖縄県一般会計及び特別	人事委員会事務局 ······179
1		
	こども未来部111	2 令和5年度決算に対する質疑180
0	教育委員会113	仲宗根 悟180
2	令和5年度決算に対する質疑114	高 橋 真182
	比 嘉 忍114	渡久地 修185
	新 垣 善 之116	徳 田 将 仁187
	小 渡 良太郎121	島 尻 忠 明190
	米 須 清一郎125	呉 屋 宏192
	山 里 将 雄127	3 決算調査報告書記載内容等について …197
	松 下 美智子131	呉 屋 宏198
	西 銘 純 恵133	島 尻 忠 明198
	平 良 識 子136	高 橋 真198
3	令和 5 年度沖縄県一般会計決算の概	島 袋 大198
	要説明140	
	生活福祉部140	経済労働委員会第2号(10月25日)201
4	令和5年度決算に対する質疑141	1 令和5年度沖縄県一般会計及び特別
	比 嘉 忍141	会計決算の概要説明201
	新 垣 善 之143	農林水産部201
	新 里 匠144	2 令和5年度決算に対する質疑203
	小 渡 良太郎145	上 原 快 佐204
	米 須 清一郎146	喜友名 智 子205
	山 里 将 雄147	次呂久 成 崇207
	松 下 美智子148	上 原 章209
	西 銘 純 恵149	瀬 長 美佐雄212
	平 良 識 子150	座 波 一214
	. 22 100	3 令和5年度沖縄県一般会計決算の概
十木书	環境委員会第 1 号(1 <b>0月24日)</b> 153	要説明217
工小5 1	令和5年度沖縄県一般会計及び特別	文化観光スポーツ部217
1		4 令和5年度決算に対する質疑218
	土木建築部153	喜友名 智 子
2	155 令和5年度決算に対する質疑 ·······156	次呂久 成 崇 ·······210
<i>\( \alpha \)</i>		
	喜屋武 力157	上 原 章221

	瀬	長	美佐	雄	•••	•••	• • •	•••	•••	•••	•••	• • •	2	223
	座	波		_	•••	•••	• • •	•••	•••	• • • •	•••	•••	2	225
5	決算訓	周査報	告書	記載	内	容	等	に	つ	67.	7		2	229
	座	波		_	•••	•••		•••	•••	•••			2	229
文教厚	生委員	会第	2号	(10	月	25	日	)					2	232
1	令和 5													
	会計法												;	232
		建医療												
2	令和 5												-	202
2		·····											٠،	224
	17074	完事業												
3	/. •		. •											
3	令和 5													
	米	須	清一											236
	山	里		雄										
	松	下	美智	•										242
	西	銘	. –	,										246
	平	良	識	•										252
	比	嘉		忍	•••	•••	• • •	•••	•••	•••	•••	•••	2	255
	新	垣	善	之	•••	•••	• • •	•••	•••	•••	•••	•••	2	257
	小	渡	良太	郎	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	2	260
4	決算訓	周査報	告書	記載	内	容	等	に	つ	ζ).	T		2	263
	小	渡	良太	郎	•••	•••	• • •	•••	•••	• • •	•••	•••	2	263
土木環	<b>境委員</b>	員会第	2号	(10	月	25	日	)		•••			2	267
土木環 1	<b>環境委員</b> 令和 :											•••	2	267
	令和 5	5年度	沖縄	県水	道	事	業	会	計	及	び	•••	2	267
	令和 5	5 年度 k道事	沖縄会計	県水 決算	道 の	事概	業要	会説	計 明	及 並	びび	•••	2	267
	令和 5 工業プ に未知	5 年度 k道事 U分利	沖縄 会計 益剰	県水 決算	道 の	事概	業要	会説	計 明	及 並	びび			267 267
	令和 記 工業力 に未処 の概要	5年度 水道事 瓜分利 要説明	沖縄 会計 益剰 	県水 決算 余金 	道 の の …	事 概 処	業 要 分	会 説 に	計明つ	及並い	びびて	•••	2	267
1	令和 記 工業力 に未処 の概要 企業	5年度 水道升 型説 長局	沖縄 会計 益剰 	県水 決算 余 金	道 の の …	事 概 処	業 要 分	会説に	計明つ	及並い	びびて	••••	2	267 267
	令和 5 工 未 欠 の 他 ま 令 和 5	5年道分親	沖縄 会計 益剰	県水 算 金 対	道ののす	事概処る	業 要 分 質	会説に疑	計明つ	及並い	びびて	•••	2	267 267 270
1	令工にのの金和山	5 K 型 要	沖会益 光末	県決余に子水算金対	道ののす…	事概処る…	業要分質…	会説に疑…	計明つ	及並い	びびて	••••		267 267 270 270
1	令工にのの会の一条の一条のでは、一般の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の	5 K 型 要 養 5 年 道 分 説 局 年 内 垣 度 事 利 明 善 度	沖縄計剰決末光	県決余に子栄水算金対	道ののす	事 概 処 ‥ ‥ る ‥ ‥	業要分質	会説に疑	計明つ	及並い	びびて			267 267 270 270 271
1	令工にの一令山新瑞	5 体见要 養 5 年道分説局 年内垣覧度事利明 度	沖会益 … 決末光長縄計剰算	県決余に子栄風水算金対	道ののす	事 概 処 ‥ ‥ る ‥ ‥ ‥	業 要 分 質	会説に疑	計明つ	及並い	びびて	••••		2267 2267 2270 2270 2271
1	令工にの一令和業未概企和山新瑞喜	5 k 型 要 養 5 と 要 量 年 道 分 説 局 年 内 垣 覧 武 度 事 利 明 と 度	沖会益 … 決末光長	県決余に子栄風力水算金対	道ののす	事概処る	業 要 分 質	会説に::疑::::	計明つ	及並い	びびて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••		2267 2267 2270 2270 2271 2272
2	令工にの一令和業未概企和山新瑞喜下	5 k 型要養 5   慶屋年道分説局 年内垣覧武地度事利明 度	沖会益 決末光長 康縄計剰算	県決余に子栄風力教水算金対	道ののす	事概処::る::::	業要分質	会説に疑	計明つ	及並い	びびて	••••		2267 2267 2270 2270 2271
1	令工にの一令一一の一条未概企和山新瑞喜下和	5 k 型 要 養 5	沖会益 決末光長 康沖縄計剰算	県決余に子栄風力教県水算金対	道ののす般	事概処::る::::会	業 要 分	会説に::疑::::決	計明つ	及並い	びびて‥‥‥‥‥‥ 概		2	2267 2267 2270 2270 2271 2272 2272
2	令工にの 令	5 k U 要 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と	沖会益 : 決末光長 康沖:縄計剰::算	県決余に子栄風力教県…水算金対	道ののす般…	事概処::る::::会:	業 要 分 質 計 …	会説に疑決…	計明つ算…	及並い	びびて 概…			2267 2270 2270 2271 2272 2272 2274
2	令工にの一令一一一令要和業未概企和山新瑞喜下和説環	5 k 型 要 卷 5	沖会益 決末光長 康沖 舞計剰 算	県決余に子栄風力教県水算金対	道ののす般	事概処::る::::会::	業 要 分 質 計	会説に 疑	計明つ 算	及並い	びびて		2	2267 2270 2270 2271 2272 2272 2274
2	令工にの 令	5 k见要凑5  >>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>	沖会益 :決末光長 康沖決縄計剰算	県決余に子栄風力教県に水算金対	道ののす般す	事概処る会る	業 要 分	会説に疑決疑	計明つ 算	及並い	びびて 概			2267 2270 2270 2271 2272 2272 2274 2277 2277
2	令工にの一令一一一令要和業未概企和山新瑞喜下和説環	5 k D. 要 と 5 月 5 5 年 道分 説 局 年 内 垣 覧 武 地 年   部 年 垣 度 事 利 明   度	沖会益 : 決末光長 康沖 決光縄計剰 算	県決余に子栄風力教県に栄水算金対	道ののす般す…	事概処る会る…	業 要 分	会説に疑決疑…	計明つ算	及並い	びびて 概			2267 2270 2270 2271 2272 2274 2277 2277 2278
2	令工にの 令 令要 令和業未概企和山新瑞喜下和説環和新糸	5 k见要凑5  >>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>	沖会益 : 決末光長 康沖 決光昌縄計剰 算    縄 算	県決余に子栄風力教県に栄洋水算金対	道ののす般す	事概処::る:::::会::る::	業要分質計質	会説に::疑:::: 決::疑::	計明つ 算	及並い	びびて‥‥‥‥‥ 概‥‥‥‥			2267 2270 2270 2271 2272 2272 2274 2277 2278 2278 2280
2	令工にの 令 令要 令和業未概企和山新瑞喜下和説環和新糸	5 k D. 要 と 5 月 5 5 年 道分 説 局 年 内 垣 覧 武 地 年   部 年 垣 度 事 利 明   度	沖会益 : 決末光長 康沖 決光昌縄計剰 算    縄 算	県決余に子栄風力教県に栄洋水算金対	道ののす般す	事概処::る:::::会::る::	業要分質計質	会説に::疑:::: 決::疑::	計明つ 算	及並い	びびて‥‥‥‥‥ 概‥‥‥‥			2267 2270 2270 2271 2272 2272 2274 2277 2278 2278 2280
2	令工にの 令 令要 令 和業未概企和山新瑞喜下和説環和新糸瑞郎	5 k见要凑5  >>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>	沖会益 : 決末光長 康沖:: 決光昌長縄計剰::算   縄::算	県決余 に子栄風力教県 に栄洋風水算金 対	道ののす般す	事概処::る::::会::る:::	業 要 分 質 計 質	会説に疑決疑	計明つ	及並い	びびて・・・・・・・・・ 概・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			2267 2270 2270 2271 2272 2272 2274 2277 2278 2278 2280
2	令工にの 令 令要 令 和業未概企和山新瑞喜下和説環和新糸瑞郎	5 k见要凑5  >>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>	沖会益 :決末光長 康沖決光昌長縄計剰算   縄算	県決余に子栄風力教県に栄洋風力水算金対	道ののす般す	事概処::る:::::会::る::::	業要分質計質	会説に::疑:::::決::疑::::	計明つ 算	及並い	びびて 概			2267 2270 2270 2271 2272 2272 2274 2277 2278 2278 2280 2283

220									
225	第 2 号	10月	30 ⊟	1)	••••	• • • • • • •			291
229	1	総括質	疑の	方法	等に	こつい	τ ····		291
229									
	第3号	(11月	11日	)		• • • • • • •			294
···232	1	令和 5	年度	決算	に対	けする;	総括質疑	辵	295
		小	渡	良太	郎				295
···232		新	垣	善	之				297
···232		仲	村	家	治				298
		新	垣	淑	豊				299
···234		仲	里	全	孝				303
···234		宮	里	洋	史				304
236		米	須	清一	・郎				307
···236		幸	喜		愛				307
239		仲宗	《根		悟				308
···242		高	橋		真				309
···246		瀬	長	美佐	雄				312
···252		当	山	勝	利				313
255	2	令和6	年第	<b>第</b> 3 回	[議会	乙第	14号議第	く の	
257		採決	••••	• • • • • •		• • • • • • •			314
260	3	令和6	年第	<b>第</b> 3 回	[議会	認定	第2号な	から	
263		同認定	第24	4号ま	での	採決	•••••		314
263	4	令和6	年第	3 回	[議会	認定	第1号(	り	
		採決	••••	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • • •			314
···267	5	決算特	身別委	員会	議案	[処理	一覧表		315
	6	決算特	身別委	員会	決算	処理	一覧表		315
	巻末資	料(各	常任	委員	長か	らの	決算調査	<b></b> 全報	
267	告書)		• • • • • •	• • • • • •					319

### 令和6年第3回 沖縄県議会(定例会)

# 決算特別委員会記録(第1号)

開会(	り日時、	場所		13	認定第12号	令和5年度沖縄県宜野湾港整
年月	月日	令和6年	F10月9日(水曜日)			備事業特別会計決算の認定に
開	会	午後7日	寺45分			ついて
散	会	午後8日	寺0分	14	認定第13号	令和5年度沖縄県国際物流拠
場 	所	第7委員	<b>員会室</b>			点産業集積地域那覇地区特別 会計決算の認定について
本委員	員会に作	<b>!託され</b>	:事件	15	認定第14号	令和5年度沖縄県産業振興基
1	乙第1	4号議案	令和5年度沖縄県水道事業会			金特別会計決算の認定につい
			計未処分利益剰余金の処分に			て
			ついて	16	認定第15号	令和5年度沖縄県中城湾港(新
2	認 定	第 1 号	令和5年度沖縄県一般会計決			港地区)整備事業特別会計決
			算の認定について			算の認定について
3	認 定	第 2 号	令和5年度沖縄県農業改良資	17	認定第16号	令和5年度沖縄県中城湾港マ
			金特別会計決算の認定につい			リン・タウン特別会計決算の
			て			認定について
4	認 定	第 3 号	令和5年度沖縄県小規模企業	18	認定第17号	令和5年度沖縄県駐車場事業
			者等設備導入資金特別会計決			特別会計決算の認定について
			算の認定について	19	認定第18号	令和5年度沖縄県中城湾港(泡
5	認 定	第 4 号	令和5年度沖縄県中小企業振			瀬地区) 臨海部土地造成事業
			興資金特別会計決算の認定に			特別会計決算の認定について
			ついて	20	認定第19号	令和5年度沖縄県公債管理特
6	認 定	第 5 号	令和5年度沖縄県下地島空港			別会計決算の認定について
			特別会計決算の認定について	21	認定第20号	令和5年度沖縄県国民健康保
7	認 定	第 6 号	令和5年度沖縄県母子父子寡			険事業特別会計決算の認定に
			婦福祉資金特別会計決算の認			ついて
			定について	22	認定第21号	令和5年度沖縄県病院事業会
8	認 定	第7号	令和5年度沖縄県所有者不明			計決算の認定について
			土地管理特別会計決算の認定	23	認定第22号	令和5年度沖縄県水道事業会
			について			計決算の認定について
9	認 定	第 8 号	令和5年度沖縄県沿岸漁業改	24	認定第23号	令和5年度沖縄県工業用水道
			善資金特別会計決算の認定に			事業会計決算の認定について
			ついて	25	認定第24号	令和5年度沖縄県流域下水道
10	認 定	第 9 号	令和5年度沖縄県中央卸売市			事業会計決算の認定について
			場事業特別会計決算の認定に			
			ついて	委員(	の選任	
11	認定	第10号	令和 5 年度沖縄県林業·木材	令是	和6年10月9日	、本委員会の委員は議長の指名
			産業改善資金特別会計決算の	で次の	のとおり選任され	った。

宮 里 洋 史 新垣善之 力 喜屋武 小 渡 良太郎 新 垣 淑 豊 仲 全 孝 仲村家治 西 銘 啓史郎

認定について

港地区) 臨海部土地造成事業

特別会計決算の認定について

12 認定第11号 令和5年度沖縄県中城湾港(新

米	須	清一郎	幸	喜		愛
玉	城	健一郎	次占	引久	成	崇
仲分	根	悟	高	橋		真
瀬	長	美佐雄	当	Щ	勝	利
大	田	守				

#### 本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 乙第14号議案 令和5年度沖縄県水道事業会 計未処分利益剰余金の処分に ついて
- 4 認定第1号 令和5年度沖縄県一般会計決 算の認定について
- 5 認 定 第 2 号 令和 5 年度沖縄県農業改良資 金特別会計決算の認定につい
- 6 認 定 第 3 号 令和 5 年度沖縄県小規模企業 者等設備導入資金特別会計決 算の認定について
- 7 認定第4号 令和5年度沖縄県中小企業振 興資金特別会計決算の認定に
- 8 認 定 第 5 号 令和 5 年度沖縄県下地島空港 特別会計決算の認定について
- 9 認 定 第 6 号 令和 5 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 10 認定第7号 令和5年度沖縄県所有者不明 土地管理特別会計決算の認定 について
- 11 認定第8号 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 12 認定第9号 令和5年度沖縄県中央卸売市 場事業特別会計決算の認定に ついて
- 13 認定第10号 令和5年度沖縄県林業・木材 産業改善資金特別会計決算の 認定について
- 14 認定第11号 令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区) 臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第12号 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

- 16 認定第13号 令和5年度沖縄県国際物流拠 点産業集積地域那覇地区特別 会計決算の認定について
- 17 認定第14号 令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 18 認定第15号 令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計決算の認定について
- 19 認定第16号 令和5年度沖縄県中城湾港マ リン・タウン特別会計決算の 認定について
- 20 認定第17号 令和5年度沖縄県駐車場事業 特別会計決算の認定について
- 21 認定第18号 令和5年度沖縄県中城湾港(泡 瀬地区) 臨海部土地造成事業 特別会計決算の認定について
- 22 認定第19号 令和5年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 23 認定第20号 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 24 認定第21号 令和5年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 25 認定第22号 令和5年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 26 認定第23号 令和5年度沖縄県工業用水道 事業会計決算の認定について
- 27 認定第24号 令和5年度沖縄県流域下水道 事業会計決算の認定について
- 28 閉会中継続審査について
- 29 決算特別委員会運営要領について
- 30 理事の選任

### 委員長、副委員長の互選

令和6年10月9日、西銘啓史郎委員が委員長に、 玉城健一郎委員が副委員長に選任された。

#### 理事の選任

令和6年10月9日、次呂久成崇委員、高橋真委員 及び大田守委員が理事に選任された。

### 出席委員

 委員長
 西銘
 路史郎

 副委員長
 玉城
 健一郎

 委員
 宮里洋史新垣善之

 喜屋武
 力
 小
 渡
 良太郎

 新
 垣
 淑
 豊
 仲
 里
 全
 孝

 仲
 村
 家
 治
 米
 須
 清一郎

 次
 以
 人
 一
 供
 長
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上

### 欠席委員

委員幸喜 愛大田 守

〇平良典子議会事務局政務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員 長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条 第2項の規定により、年長の委員が行うことになっ ております。

出席委員中、西銘啓史郎委員が年長者であります。 よって、この際、西銘啓史郎委員に委員長の互選 に関する職務をお願いいたします。

西銘啓史郎委員、委員長席に御着席願います。

(年長委員、委員長席着席)

**〇西銘啓史郎年長委員** ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私 が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

これより委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

**〇西銘啓史郎年長委員** 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇西銘啓史郎年長委員** 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、西銘啓史郎委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇西銘啓史郎年長委員** 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、私、西銘啓史郎委員が選任 されました。 このたび委員各位の御推挙により、決算特別委員長に就任しました西銘啓史郎でございます。

委員会の運営につきましては公正・中立を旨とし、 円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位 の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願い いたします。

以上で、委員長の互選は終わりました。

100 >

○西銘啓史郎委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

〇西銘啓史郎委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いた しましたとおり、指名推選によることとし、委員長 の私から指名したいと思いますが、これに御異議あ りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、玉城健一郎委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、玉城健一郎委員が選任されました。

ただいま副委員長が選任されましたので、御挨拶 を自席でお願いいたします。

○玉城健一郎副委員長 ただいま副委員長に選任されました玉城健一郎です。委員長をしっかり支えながら、皆様の御協力を得ながら、委員会の円滑な運営に努めますので、皆様の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

**〇西銘啓史郎委員長** 以上で、副委員長の互選は終わりました。

4 **00** }

〇西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、協議事項について事務局から説明)

**〇西銘啓史郎委員長** 再開いたします。

乙第14号の議決議案1件及び認定第1号から認定 第24号までの決算24件を一括して議題といたします。 ただいま議題となりました議決議案1件及び決算 24件については、閉会中に審査することとし、議長 に対して、閉会中継続審査の申出をしたいと思いま すが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇西銘啓史郎委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

**〇西銘啓史郎委員長** 次に、決算特別委員会運営要領についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算特別委員会運営 要領案の概要説明後に協議を行い、案のと おり決することで意見の一致を見た。)

**〇西銘啓史郎委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御 協議いたしましたとおり、決することに御異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

**〇西銘啓史郎委員長** 次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、理事の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事3人の選任について協議)

〇西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより、理事3人の選任について、お諮りいたします。

理事に次呂久成崇委員、高橋真委員及び大田守委員の3人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力 いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく、各常任委員会への閉会中調査の依頼につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇西銘啓史郎委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。 以上で、予定の議題は全て終了いたしました。 委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、10月23日水曜日午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

### 決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(令和4年10月7日議会運営委員会決定)に定めるもののほか、決算特別委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

### 1 決算特別委員会の開催場所

第7委員会室で行うものとする。

### 2 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

### 3 審査日程

別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

### 4 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 決算特別委員長(以下「委員長」という。)は、様式1により各常任委員長に閉会中調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、上記の閉会中調査終了後に様式2により決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を委員長に提出するものとする。
- (3) 決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について) 4(4)に係る決算特別委員への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

### 5 説明員

決算の概要説明は、土木建築部長、会計管理者、企業局長及び病院事業局長が行い、 決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

### 6 決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。 その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員 について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑を する間は着席しなければならないものとする。

- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間の終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。

### 7 総括質疑

- (1) 総括質疑の項目、方法、時間及び順序等は、委員会に諮って決定するものとする。
- (2) 総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日 (県の休日を除く。)の正午とし、様式3により政務調査課に提出するものとす る。

### 8 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等のほか、委員会運営の円滑 化及び効率化のために必要な事項等について協議を行うものとする。

### 雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

別紙1

# 委員席の配置

ii ii ii ii ii		ш							
attention to the state of the s		нинини							
(録音・計時 議会事務后	f)								補 助答弁席
議 会 事務局 西銘 啓史郎 委 員 長			説			明	-		· 員
	幸喜 愛 委員	米須 清一 委員	·良ß	[	喜屋	屋武 力 委員	新垣 善 委員	之	宮里 洋史 委員
仲宗根 悟 委員	次呂久 成崇 委員	玉城 健一 委員	- 郎			2 全孝 委員	新垣 港 委員	要	小渡 良太郎 委員
	当山 勝利 委員	瀬長 美佐委員	雄		高	橋 真 委員			仲村 家治 委員
									大田 守 委員

# 決算特別委員会審査日程

年月日	曜日	時間	事項	関係室部局等
令和6年 10月9日	水	本会議及 び各委員 会終了後	決算特別委員会 ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
10月23日	水	午前10時	決算特別委員会 ○概要説明 ・令和5年度一般会計及び特別会計決算 ・令和5年度企業会計決算 ・令和5年度企業会計決算 ・令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和5年度一般会計、特別会計及び企業会計決算に対する審査意見 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	土木建築部長 会計管理者 企業局長 病院事業香 代表監査委員
10月24日	木	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
10月25日	金	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
			○決算調査報告書記載内容等についての協議	
10月28日	月		決算調査報告書整理日	
10月29日	火		決算特別委員への決算調査報告書の配付 (正午)	
10月30日	水	午前10時	<ul><li>決算特別委員会</li><li>○総括質疑の方法等についての協議</li></ul>	
10月31日	木		総括質疑通告締め切り (正午)	
11月1日	金	午前10時	<b>決算特別委員会</b> ○総括質疑	知 事 等
			<ul><li>○採決</li><li>・令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</li><li>・令和5年度一般会計及び特別会計決算</li><li>・令和5年度企業会計決算</li></ul>	

様式1

合和 年 月 日

0000委員長 0000 段

決算特別委員長 〇 〇 〇 〇

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算職業のうち、下記について貴委員会において閉会 中審査を行っていただくようも取り計ちい願います。 なお、調査結果につきましては、 月 日までに御報告くださいますよう併 せてお願い申し上げます。

(例) 認定第○号 令和○年度沖縄県一般会計決算の認定について (○○○○委員会所管分) 認定第○号 令和○年度沖縄県○○○○○特別会計決算の認定について

様式2

合和 年 月 日

決算特別委員長 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇〇〇委員長 〇 〇 〇 〇

決算調査報告書

月 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

1 委員会における審査概要 別紙蔵事録(連帳版)のとおり

2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項(総括質疑) 別紙1のとおり

3 その他委員から特に申出のあった事項 別紙2のとおり

※ (特になし)

様式3 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付 質 疑 発 言 通 告 質 疑 Ø 要 旨 上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により 通告します。 令和 年 月 日 決算特別委員 F01 决算特别委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発音通告書の記載方法等について」の記載 側を御覧ください。

**-9-**

### 決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 審査日程について

決算議案の審査日程はおおむね別紙2のとおりとし、具体的な決算 特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

- 2 調査依頼事項について
- (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第 2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
- (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 3 各常任委員会における調査について
- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4)質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それ ぞれ電子音等で報知する。
- (5)質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
- (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
- (7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。
- 4 決算調査報告書の作成及び配付について
- (1)決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
- (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における審査概要、 決算特別委員会において知事等に対して改めて質疑が必要とされる 事項(以下「総括質疑」という。)及びその他委員から特に申出の あった事項とする。
- (3)総括質疑について
  - ア 各常任委員会における質疑において、総括質疑を提起しようと

する委員は、その該当事項を総括質疑とする旨を発言するものと する。

- イ 各常任委員会における質疑終了後、総括質疑を提起しようとす る委員がその理由等を説明した後、決算特別委員会における総括 質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特 別委員会に報告するものとする。
- ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、 総括質疑として報告することについて反対の意見が述べられた場 合には、決算特別委員会に報告する際にその意見も併せて報告す るものとする。
- (4) 調査報告書は、決算特別委員会において総括質疑の方法等を協議する日の正午までに決算特別委員に配付するものとする。
- (5)調査報告書の様式は別に定めるものとする。

### 5 総括質疑について

- (1)審査の最終日に知事等の出席を求め、本県における1会計年度の 締めくくりとなる決算について、大局的な観点から総括質疑を行う ものとする。
- (2)限られた時間の中で県民にとって有益な議論となるよう、質疑項目の絞り込みを行うものとする。
- (3)総括質疑の時間は、2時間(午前中)をめどに終了するものとする。
- (4) 質疑を行う委員は、あらかじめ文書によりその内容を通告するものとする。

### 6 質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

### 7 理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委 員会に理事会を設置するものとする。

# (別紙2)

## 決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例	決算特別	本会議	○委員長及び副委員長の互選	
会期中	委員会	及び各	○閉会中継続審査の件	
(1日目)		委員会	○委員会運営要領の件	
		終了後	○理事の選任	
			○各常任委員会に対する調査依頼の	
			件	
以降	決算特別	10時	○□□□年度一般会計及び特別会計	会計管理者
閉会中	委員会		決算の概要説明	関係室部局
(2日目)			○□□□年度企業会計決算の概要説	代表監査委員
			明	
			○決算審査意見概要説明	
			○会計管理者及び代表監査委員に対	
			する質疑	
(3日目)	各常任	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
	委員会			
(4日目)	各常任	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
	委員会		○決算調査報告書記載内容等につい	
			ての協議	
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)			○決算特別委員への決算調査報告書	報告書配付
			の配付	(正午)
	決算特別	午後	○総括質疑の方法等についての協議	
	委員会			
(8月目)			○総括質疑通告書の提出	質疑通告締切
				(正午)
(9日目)	決算特別	10時	○総括質疑	関係室部局等
	委員会		○採決	

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 西 銘 啓史郎

委 員 長 西 銘 啓史郎

## 令和6年第3回 沖縄県議会 (定例会) 閉会中継続審査

# 決算特別委員会記録(第1号)

#### 開会の日時、場所

年月日 令和6年10月23日(水曜日)

開会 午前10時1分 散会 午後 2 時58分 場所 第7委員会室

### 本日の委員会に付した事件

1 令和6年 令和5年度沖縄県水道事業会計 第3回議会 未処分利益剰余金の処分につい 乙第14号議案 て

2 令和6年 令和5年度沖縄県一般会計決算 第3回議会 の認定について 認定第1号

3 令和6年 令和5年度沖縄県農業改良資金 第3回議会 特別会計決算の認定について 認定第2号

4 令和6年 令和5年度沖縄県小規模企業者 第3回議会 等設備導入資金特別会計決算の 認定第3号 認定について

5 令和6年 令和5年度沖縄県中小企業振興 第3回議会 資金特別会計決算の認定につい 認定第4号 て

6 令和6年 令和5年度沖縄県下地島空港特 第3回議会 別会計決算の認定について 認定第5号

7 令和6年 令和5年度沖縄県母子父子寡婦 第3回議会 福祉資金特別会計決算の認定に 認定第6号 ついて

8 令和6年 令和5年度沖縄県所有者不明土 第3回議会 地管理特別会計決算の認定につ 認定第7号 いて

9 令和6年 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善 第3回議会 資金特別会計決算の認定につい 認定第8号 て

10 令 和 6 年 令和5年度沖縄県中央卸売市場 第3回議会 事業特別会計決算の認定につい 認定第9号

11 令 和 6 年 令和5年度沖縄県林業・木材産 第3回議会 業改善資金特別会計決算の認定 認定第10号 について

12 令 和 6 年 令和5年度沖縄県中城湾港(新 第3回議会 港地区) 臨海部土地造成事業特 認定第11号 別会計決算の認定について

認定第12号 て

13 令和6年 令和5年度沖縄県官野湾港整備 第3回議会 事業特別会計決算の認定につい

14 令 和 6 年 令和5年度沖縄県国際物流拠点 第3回議会 産業集積地域那覇地区特別会計 認定第13号 決算の認定について

認定第14号

15 令 和 6 年 令和5年度沖縄県産業振興基金 第3回議会 特別会計決算の認定について

16 令 和 6 年 令和5年度沖縄県中城湾港(新 第3回議会 港地区)整備事業特別会計決算 認定第15号 の認定について

認定第16号 について

17 令和6年 令和5年度沖縄県中城湾港マリ 第3回議会 ン・タウン特別会計決算の認定

18 令和6年 第3回議会 認定第17号

令和5年度沖縄県駐車場事業特 別会計決算の認定について

19 令 和 6 年 令和5年度沖縄県中城湾港(泡 第3回議会 瀬地区) 臨海部土地造成事業特 認定第18号 別会計決算の認定について

20 令和6年 認定第19号

令和5年度沖縄県公債管理特別 第3回議会 会計決算の認定について

認定第20号

21 令 和 6 年 令和5年度沖縄県国民健康保険 第3回議会 事業特別会計決算の認定につい

22 令和6年 第3回議会 認定第21号

令和5年度沖縄県病院事業会計 決算の認定について

認定第22号

23 令 和 6 年 令和5年度沖縄県水道事業会計 第3回議会 決算の認定について

認定第23号

24 令 和 6 年 令和5年度沖縄県工業用水道事 第3回議会 業会計決算の認定について

25 令 和 6 年 令和5年度沖縄県流域下水道事

第3回議会 業会計決算の認定について 認定第24号

#### 出席委員

委員長 西 銘 啓史郎 副委員長 玉 城 健一郎

委 員 宮 里 洋 史 新垣善之 喜屋武 力 小 渡 良太郎 仲 里 全 孝 新垣淑豊 仲 村 家 治 米 須 清一郎 次呂久 成 崇 幸喜 愛 真 仲宗根 悟 高 橋 瀬 長 美佐雄 当 山 勝 利 大 田

### 欠席委員

なし

#### 説明した者の職・氏名

木 建 築 部 長 土 前川智宏 管 友 利 公 子 会 計 理 者 企 業 局 長 宮城 力 光 病 院事 業局 長 本竹秀 代 表監 査 委 員 渡嘉敷 道 夫

**〇西銘啓史郎委員長** ただいまから、決算特別委員 会を開会いたします。

本日の説明員として、土木建築部長、会計管理者、 企業局長、病院事業局長及び代表監査委員の出席を 求めております。

令和6年第3回議会乙第14号議案の議決議案1件 及び令和6年第3回議会認定第1号から同認定第 24号までの決算24件を一括して議題といたします。

それでは、審査日程に従い、土木建築部長、会計 管理者、企業局長及び病院事業局長から決算の概要 説明、並びに代表監査委員から決算審査意見の概要 説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に 対する質疑を行います。

なお、土木建築部長、企業局長及び病院事業局長 に対する質疑は、調査を依頼しております各常任委 員会において行われます。

まず初めに、会計管理者から令和6年第3回議会認定第1号から同認定第20号までの決算20件について概要説明を求めます。

友利公子会計管理者。

○友利公子会計管理者 ただいま議案となっており

ます認定第1号から第20号までの令和5年度沖縄県 一般会計決算及び特別会計決算について、その概要 を御説明いたします。

令和5年度沖縄県歳入歳出決算書につきましては、ページ数が多いことから、説明資料として決算書の 抜粋を作成しておりますので、そちらを用いまして 説明させていただきます。

また、参考資料として令和5年度歳入歳出決算の 概要も掲載しておりますので、適宜、御参照ください

それでは、ただいまスマートディスカッションで 表示しました令和5年度一般会計・特別会計歳入歳 出決算書(抜粋)を御覧ください。

資料のページは右端に付しております。

初めに、2ページを御覧ください。

2ページは、一般会計の歳入歳出決算事項別明細 書の歳入の総括表となっております。

表側は、款別に1の県税から16の市町村たばこ税 県交付金まで、表頭は左から右に、予算現額、調定 額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となってお ります。

それでは、一番下の行の歳入合計欄で、御説明いたします。

予算現額の計欄は9843億3635万312円に対し、その2つ右、収入済額は8925億6147万8765円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は90.7%となっております。

不納欠損額は3億2133万7175円となっております。 その主なものを款別に申し上げますと、14の諸収入が1億5411万286円、1の県税が1億4582万7994円となっております。

収入未済額は31億8576万2051円となっており、その主なものは、1の県税が20億9380万4383円、14の諸収入が5億6403万3654円となっております。

3ページを御覧ください。

歳入歳出決算事項別明細書、歳出の総括表であります。

表側は、款別に1の議会費から14の予備費まで、 表頭は左から右に、予算現額、支出済額、翌年度繰 越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で、御説明いたします。

予算現額の計欄は9843億3635万312円に対し、支出済額は8790億4644万6264円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は89.3%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が717億5483万9230 円、事故繰越が21億2162万6573円となっております。

繰越明許費の主なものは、8の土木費が361億445万9051円、6の農林水産業費が157億1929万5180円となっており、事故繰越の主なものは、8の土木費が9億4268万9613円、6の農林水産業費が5億9811万6200円となっております。

不用額は314億1343万8245円となっております。その主なものは、4の衛生費が78億400万7112円、10の教育費が54億3068万7596円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。4ページを御覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書で、単位は千円で表示しております。

歳入総額8925億6147万9000円に対し、歳出総額8790億4644万6000円となっております。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は135億1503万3000円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源90億7666万4000円を差引いた実質収支額は、44億3836万8000円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの19の特別会計について、御説明いたします。

それでは、6ページを御覧ください。

19の特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の総括表となっております。

表側は、会計別に1の農業改良資金特別会計から 19の国民健康保険事業特別会計までとなっておりま す。

特別会計の歳入について、歳入合計欄で御説明いたします。 7ページを御覧ください。

予算現額の計欄は2609億9445万4100円に対し、収入済額は2653億5240万7890円となっており、予算現額に対する収入済額の割合は101.7%となっております。

不納欠損額は1448万9101円となっており、収入未 済額は27億3442万836円となっております。

8ページを御覧ください。

特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳出の総 括表となっております。

歳出合計欄で御説明いたします。 9 ページを御覧 ください。

予算現額の計欄は2609億9445万4100円に対し、支 出済額は2569億2983万2336円となっており、予算現 額に対する支出済額の割合は98.4%となっておりま す。

翌年度繰越額は、繰越明許費が1億3819万2140円

となっており、不用額は39億2642万9624円となって おります。

以上で、令和6年第3回沖縄県議会認定第1号から第20号まで、令和5年度沖縄県一般会計決算及び 特別会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長** 会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見 の概要説明を求めます。

渡嘉敷道夫代表監査委員。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** それでは、審査意見書 の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和5年度沖縄県歳入歳出 決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

令和5年度の沖縄県歳入歳出決算につきましては、 地方自治法第233条第2項の規定により、知事から令 和6年7月29日付で審査に付されました。

監査委員は同決算書及び関係書類について、沖縄 県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月20日 に知事へ審査意見書を提出いたしました。

審査の対象となった会計は、一般会計及び19の特別会計であります。審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行は法令に適合して行われているか、財政運営は合理的かつ健全に行われているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか等の諸点に主眼をおき、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合を行うなどの方法により、審査を実施しました。

次に、第2、審査の結果及び意見について御説明 いたします。

まず1、審査結果であります。

令和5年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決 算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関す る調書及び財産に関する調書の計数を、それぞれ関 係諸帳簿及び証拠書類と照合し審査した限りにおい て、いずれも正確であると認められました。

また、収入、支出及び契約に関する事務並びに財産の取得、管理及び処分等については、一部に是正または改善を要する事項が見られたものの、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に2、審査意見であります。

歳入歳出決算の状況につきましては、会計管理者 から説明がありましたので、私からの説明は省略い たします。 2ページの中段、表の下を御覧ください。

令和5年度の一般会計及び特別会計は、予算に計上された各般の事務事業についてはおおむね適正に執行されていました。しかし、一部の財務事務において是正または改善を要する事項がありました。今後の行財政運営等に当たっては、次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、(1)行財政運営についてであります。 令和5年度決算の状況を普通会計ベースで見ます と、歳入決算の財源別構成比では、自主財源が繰入 金等の減により、前年度に比べ3億6700万円、0.1% 減少し、依存財源が国庫支出金等の減により、前年 度に比べ697億4500万円、11.6%の減少となったため、 歳入全体に占める自主財源の割合は、前年度を2.8 ポイント上回る38.4%となっております。

3ページの8行目を御覧ください。

財政基盤の強さを示す財政力指数や自主財源の割合は、九州平均や全国平均を下回っており、依然として、地方交付税や国庫支出金等に大きく依存した脆弱な財政構造となっております。

今後も、高齢化の進行等に伴い社会保障関係費等の義務的経費や県有施設の老朽化及び防災・減災対策等の投資的経費の増加が見込まれることから、引き続き経費節減、効率的・効果的な事業執行及び適切な県債管理に努めるとともに、産業振興による安定的な税源の涵養など、歳入確保に向けた不断の取組が必要であると考えております。

今後とも、多様な県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、県民福祉を増進するため、行政運営のより一層の質の向上を図ることができるよう、新沖縄県行政運営プログラムの取組を着実に推進し、行財政運営の健全化・効率化を図っていただくよう要望しております。

2点目は、(2)収入未済額の縮減及び不納欠損処理についてであります。

令和5年度の収入未済額は、一般会計と特別会計の合計で59億2018万2887円となっており、前年度に比べ3億5919万2731円、5.7%減少しております。そのうち、県税の収入未済額は、広報活動の充実強化、納付環境の整備、市町村との連携強化等により、前年度に比べ1億51万2255円、4.6%減少しております。

このように、収入未済額については、縮減に向けた対策が進められておりますが、依然として多額であるため、負担の公平性と歳入確保の観点から、その縮減を図ることは重要な課題であります。

今後とも、新たな収入未済の発生防止と効率的で

実効性のある徴収を図るため、契約などの債権発生 時に滞納に備えた方策を取ることや、滞納初期の状 況把握等による納付・償還指導、福祉制度の活用な ど、関係機関と連携し、債権の特性と債務者の実情 に即した様々な取組を、一層効果的に進めるよう要 望しております。

次に、令和5年度の不納欠損額については、一般会計と特別会計の合計で3億3582万6276円となっており、前年度に比べ1億7528万5035円、34.3%減少しております。

4ページの2行目を御覧ください。

債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促、差押え及び債務の承認等関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど適切に対処する必要があります。

やむなく不納欠損として整理するものについては、 標準マニュアル等に基づき事務手続を進め、適切な 債権管理に努めるよう要望しております。

3点目は、(3)事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は89.3%で、前年度に比べ0.8 ポイント上昇しております。

また、特別会計の予算の執行率は98.4%で、前年度に比べ1.1ポイント低下しております。

翌年度繰越額は、一般会計と特別会計の合計で740 億1465万7943円となっており、前年度に比べ117億 202万4469円、13.7%減少しております。

不用額は、一般会計と特別会計の合計で353億3986 万7869円となっており、前年度に比べ21億5041万 9738円、5.7%減少しております。

令和5年度においては、コロナ禍からの正常化の 進展による需要の増加や円安の影響など、資材の調 達難や価格高騰等により、事業の執行に影響を受け たものがありました。今後も、資材調達の動向等に 留意しつつ、事業の執行に当たっては、事業効果が 早期に発現されるよう、工事等の早期発注、執行管 理の徹底、関係機関との十分な調整などにより、執 行率を向上させ、繰越額、不用額の圧縮に努めるよ う要望しております。

4点目は、(4) 財務に関する事務についてであります。

財務に関する事務については、定期監査において、 主に、収入、支出及び契約、財産や備品の管理等の 基本的な事務処理などで、財務規則等に定められた 手続によらない不適正なものが見られました。

4ページの下から4行目を御覧ください。

特に、令和5年度においては、精算処理や繰越処理、国庫債務負担行為の手続が行われなかったことで国庫補助金の受入れができず、一般財源等で対応したことにより、県の財政に大きく影響を与える事案が発生しております。

今後、同様の事案を繰り返し発生させることがないよう、発生要因の検証を行い、その結果を全庁で共有するとともに、進捗管理の徹底、事務処理のチェック体制の見直し、財務に関する研修の強化など、実効性のある再発防止策を講ずるよう要望しております。

また、予算執行に係る審査機能を強化する方策として、令和6年度から各部等主管課に設置された予算経理班などを有効に機能させるとともに、令和7年度から稼働を予定している新財務会計システムのデジタル技術を活用したチェック機能強化を図るなど、組織的な対応を適切に実施し、内部統制の機能強化及び効果的な運用に取り組むとともに、引き続き最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則にのっとり、様々な取組を通して、より一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努めるよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、6ページ以降は、令和5年度沖縄県歳入歳 出決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりま すので、御参照ください。

以上で、沖縄県歳入歳出決算審査意見書の概要説 明を終わります。

**○西銘啓史郎委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から令和6年第3回議会認定 第21号の決算について概要説明を求めます。

本竹秀光病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長 病院事業局の令和5年度 決算の概要について、掲載されております令和5年 度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて、御説明い たします。

初めに、事業概要から御説明いたします。 決算書の15ページを御覧ください。

1、概況の(1)総括事項について、ア、沖縄県病院事業は、県立北部病院、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター、県立宮古病院、県立八重山病院、県立精和病院の6病院及び16か所の附属診療所を運営し、イ、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、医師・看護師等の医療技術員の確保、施設及び医療機器の充実に努め医療水

準の向上に努力しております。エ、業務状況については、入院患者延べ数が56万8289人、外来患者延べ数70万6689人で、総利用患者延べ数は127万4978人となり、前年度と比べて1万9440人の増加となりました。

次に、決算状況について、御説明いたします。 恐縮ですが、1ページに戻りまして御説明いたし ます。

(1)収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、予算額合計686億6773万4000円に対して、決算額は648億9742万8057円で、予算額に比べて37億7030万5943円の減となっております。

その主な要因は、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減に伴うもので、第2項の医業外収益において、23億6646万9180円減少したことによるものです。

次に、支出の第1款病院事業費用は、予算額合計739億1064万2800円に対し、決算額は713億6660万2114円で、不用額は25億4404万686円となっております。

その主な要因は、給与費、経費などが当初の見込みを下回ったため、第1項の医業費用において、22億 8594万830円の不用が生じたことによるものです。

2ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出について、収入の第1款 資本的収入は、予算額合計68億1830万8000円に対し、 決算額は60億3137万4012円で、予算額に比べて7億 8693万3988円の減となっております。

その主な要因は、建設改良費の執行減及び繰越し に伴い企業債借入が減少したため、第1項の企業債 において、7億9810万円減少したことによるもので す。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計89億 7648万5023円に対し、決算額は81億9941万8340円で、 翌年度への繰越額が2億9881万6967円で、不用額が 4億7824万9716円となっております。

不用額の主な要因は、施設整備費における入札執 行残や、整備内容の見直し等により、第1項の建設 改良費において、4億7724万946円の不用が生じたこ とによるものです。

3ページを御覧ください。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの損益計算書に基づき、経営成績を御説明いたします。

1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計 した505億6392万227円、2の医業費用は、給与費、 材料費、経費などを合計した649億5688万9912円で、 1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損失は、143億9296万9685円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で、117億1505万5420円となっております。

4ページを御覧ください。

4の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘 定償却、雑損失を合計した29億1324万836円で、3の 医業外収益から4の医業外費用を差し引きますと、 88億181万4584円の利益が生じております。

これに医業損失を加えた経常損失は、55億9115万 5101円となっております。

5の特別利益は25億1061万7012円で、6の特別損失は34億2185万1円であり、差引き9億1123万2989円の損失を計上しており、当年度純損失65億238万8090円で、前年度繰越利益剰余金38億9639万4468円を合計した当年度未処理欠損金は26億599万3622円となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について、御説明いたします。

表の右の欄、資本合計を御覧ください。

前年度末残高121億4490万1019円に対し、前年度処 分額が0円、当年度変動額はマイナス64億1138万 5994円で、当年度末残高は57億3351万5025円となっ ております。

下の欠損金処理計算書について、御説明いたします。

1行目、当年度末残高の未処理欠損金は26億599万 3622円で、これにつきましては、全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6ページを御覧ください。

令和6年3月31日現在における貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部における1の固定資産は、(1)の 有形固定資産と、7ページに移りまして、(2)の無 形固定資産、(3)の投資を合わせた合計で、439億 4655万6257円となっております。

2 の流動資産は、(1) の現金預金、(2) の未収金、(3) の貯蔵品などを合わせた合計で、286億7976万194円となっております。

1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計 は、726億2631万6451円となっております。

8ページを御覧ください。

次に、負債の部における3の固定負債は、(1)の 企業債、(2)の他会計借入金などを合わせた合計で、 400億1703万5606円となっております。 4の流動負債は、(1)の企業債、(2)のリース債務などを合わせた合計で、134億5645万9051円となっております。

5の繰延収益で、長期前受金から収益化累計額を 差し引いた繰延収益合計は、134億1930万6769円と なっております。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は、668億9280万1426円となっております。

9ページを御覧ください。

資本の部における資本金合計は、18億7858万4732円 となっております。

7の剰余金は、(1)の資本剰余金、(2)の利益 剰余金の合計で、38億5493万293円となっております。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、 57億3351万5025円で、これに負債合計を加えた負債 資本合計は、726億2631万6451円となっております。

以上で、認定第21号令和5年度沖縄県病院事業会 計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします

○西銘啓史郎委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見 の概要説明を求めます。

渡嘉敷道夫代表監查委員。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 それでは、審査意見書 の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和5年度沖縄県病院事業 会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。 まず1、審査の対象であります。

令和5年度の沖縄県病院事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から、令和6年7月29日付で審査に付されました

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について 沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月 20日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、病院事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合を行うなどの方法により実施しました。

2ページを御覧ください。

第2、審査の結果及び意見について、御説明いた

します。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ、 正確であり、令和5年度の経営成績及び令和6年3月 31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認 められました。

経営成績及び財政状態につきましては、病院事業 局長から説明がありましたので、私からの説明は省 略いたします。

5ページを御覧ください。

次に2、審査意見であります。

県立病院は、救急医療、小児・周産期医療、離島・僻地医療、感染症医療などの政策医療を提供するとともに、地域医療を確保することにより、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。

また、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後も、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症指定医療機関として、引き続き重要な役割を果たしております。

このため、これらの医療を持続的に提供することができるよう、経営の安定化が求められております。

しかしながら、令和5年度決算は、当年度純損失は65億238万8090円となり、前年度繰越利益剰余金38億9639万4468円から当年度純損失を差し引いた当年度未処理欠損金は26億599万3622円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、本来業務に係る医業損失は143億9296万9685円となり、前年度に比べ23億8159万3970円、19.8%増加しており、極めて厳しい状況にあります。

県立病院が公的医療機関としての役割を持続的に 果たしていくためには、組織が一丸となって経営改 善に不断に取り組むことが必要であります。

今後の病院運営に当たっては、次の3点に留意し、 適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、(1)経営改善の取組についてであります。

県立病院が本県における基幹病院として、また、 地域における中核病院として、今後も必要な医療を 適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な 経営の下、持続的な健全経営を確保する必要があり ます。

令和6年3月をもって新型コロナウイルス感染症 に関する国の特例的な財政支援は終了しております が、同感染症による診療制限がいまだ行われるなど、 県立病院の医療、経営に依然として大きな影響を及 ぼしております。

このような経営環境の変化に対応するとともに、 医業収益の確保や医業費用の縮減などに取り組み、 事業規模に見合った手元流動性を確保することがで きるよう引き続き対策を講ずるよう要望しておりま す。

6ページの下のほうを御覧ください。

2点目は、(2)医師等をはじめとする医療スタッフの確保等についてであります。

県立病院が、地域の医療ニーズに対応し、良質で 安定した医療サービスを提供するためには、医師、 看護師等をはじめとする医療スタッフを安定的に確 保する必要があります。

県立病院の一部では、医師の欠員等により、診療 科の休診や診療の制限が行われていることから、職 員の働き方改革への取組、医師、看護師等をはじめ とする医療スタッフの安定的な確保と定着に関する 取組を着実に進めていただくよう要望しております。

また、県立病院の医療、経営に依然として影響を 及ぼしている新型コロナウイルス感染症への対応に 関し、医療スタッフ、病床、機材等の十分な体制を 維持するとともに、メンタルサポートの体制を充実 させるなど、引き続き医療スタッフの心身両面への ケアに努めていただくよう要望しております。

3点目は、(3) 財務に関する事務において是正・ 改善を要する事項についてであります。

病院事業局の定期監査において、基本的な財務に 関する事務の不適正な処理が確認されており、依然 として指摘件数が多い状況にあります。

これらの多くは、担当者において関係規定などの 基礎知識の理解不足があること、管理監督者のチェッ クが不十分なことが主な要因と考えております。

病院事業局においては、総務事務の集約化に着手 しているほか、財務事務に関する担当者及び管理監 督者それぞれに必要な研修の充実など、管理業務を 担う人材育成への投資を推進しております。

また、令和5年度から2年計画で財務会計事務適 正化等の継続的な推進を目的に、病院事業財務会計 事務改善プロジェクト・チームを設置し、財務関係 規程等の改正やマニュアルの整備を行っているとこ ろであります。

これらの取組に加え、各病院間、本庁と病院間の 連携を図るなどして、引き続き事務部門の体制強化 に取り組み、県立病院の地域医療への貢献を経営面 から支える専門性の高い体制を構築するとともに、 財務事務の適正な執行に努めていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、8ページ以降に、令和5年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の概 要説明を終わります。

**○西銘啓史郎委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、企業局長から令和6年第3回議会乙第14号 議案の議決議案1件、令和6年第3回議会認定第22号 及び同認定第23号の決算2件について概要説明を求 めます。

宮城力企業局長。

**○宮城力企業局長** 説明に入ります前に、さきに議会に提出いたしました令和5年度沖縄県水道事業会計決算書の附属書類において、食糧費9197円の記載漏れがございました。先日、正誤表を送付させていただいたところではありますが、まずはおわび申し上げます。

それでは、令和5年度沖縄県水道事業会計決算に ついて御説明いたします。

ただいま表示しました決算書の1ページを御覧く ださい。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について 御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計299億6236万1000円に対して、決算額は312億1487万2121円で、予算額に比べて12億5251万1121円の増収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益において、 他会計補助金が約10億円増加したことによるもので あります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計 332億9042万5300円に対して、決算額は302億4040万 1440円で、翌年度繰越額が1億7632万1400円、不用額が28億7370万2460円となっております。

繰越が生じた主な要因は、関係機関による用地買収に時間を要したことによる現場工事着手の遅延、 能登半島地震災害復旧の影響により資機材納期が延 長したこと等に伴い、工期延長となったことによる ものです

不用が生じた主な要因は、第1項の営業費用における動力費の決算額が当初の見込額を下回ったことによるものであります。

2ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計102億 9738万9000円に対して、決算額は82億3821万8382円 で、予算額に比べて20億5917万618円の減収となって おります。

その主な要因は、建設改良工事の繰越に伴い、第 2項の国庫補助金が減少したことなどによるもので あります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計 148億3455万8950円に対して、決算額は130億926万 7700円で、翌年度への繰越額が15億3125万5207円、 不用額が2億9403万6043円となっております。

繰越が生じた主な要因は、第1項の建設改良費に おいて、入札不調や資材の入手難、関係機関との調 整等に不測の日数を要したことによるものでありま す。

不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経 営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益159億4926万5263円に対して、2の営業費用は277億5185万8461円で、118億259万3198円の営業損失が生じております。

3 の営業外収益134億3106万3833円に対して、 4ページの4の営業外費用は8億8318万2054円で、 右端上の125億4788万1779円の営業外利益が生じており、経常利益は7億4528万8581円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の 純利益は7億3226万2792円となり、この当年度純利 益が、当年度未処分利益剰余金となっております。

純利益を計上した主な要因は、一般会計から、電 気料金高騰等に対する他会計補助金約10億円を受け 入れたことによるものであります。

次に、5ページの剰余金計算書について、御説明 申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の 前年度末残高478億9212万6869円に対し、当年度変動 額が7億4104万9919円増加したことにより、資本合 計の当年度末残高は486億3317万6788円となっており ます。

次に、6ページを御覧ください。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当

年度末残高7億3226万2792円の全額を、将来の企業 債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立 金に積み立てることとしております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財 政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、8ページになりますが、資産合計4076億1072万9714円となっております。

負債の部については、9ページの中頃になります が負債合計3589億7755万2926円となっております。

資本の部については、10ページの下から2行目になりますが、資本合計486億3317万6788円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上が、認定第22号令和5年度沖縄県水道事業会 計決算の概要でございます。

次に、ただいま表示しました決算書の43ページを 御覧ください。

引き続きまして、認定第23号令和5年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について 御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計 6億5395万6000円に対して、決算額は6億7127万9005円で、予算額に比べて1732万3005円の増収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益において、 他会計補助金が約1000万円増加したことによるもの であります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計7億4924万1000円に対して、決算額は6億7216万7889円で、不用額が7707万3111円となっております。

不用が生じた主な要因は、第1項の営業費用における動力費の決算額が当初の見込額を下回ったことによるものであります。

44ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計286万7000円に対して、決算額は416万8200円で、予算額に 比べて130万1200円の増収となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計 5812万円に対して、決算額は4909万8903円で、不用 額は902万1097円となっております。

不用額の主な内容は、第1項の建設改良費において、既設水管橋の移設に係る実施設計を次年度以降 に行うことになったことによるものです。

次に、45ページの損益計算書に基づき、経営成績 について御説明申し上げます。

1 の営業収益 3 億3237万5120円に対して、2 の営業費用は6 億2929万9336円で、2 億9692万4216円の営業損失が生じております。

3の営業外収益3億20万3884円に対して、46ページの4の営業外費用が638万7482円で、右端上のほうになりますが、2億9381万6402円の営業外利益が生じており、経常損失は310万7814円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の 純損失は90万8421円となりました。

純損失を計上した主な要因は、災害復旧事業等によりダム負担金が増加したことによるものであります。

なお、前年度繰越利益剰余金はないため、当年度 純損失が当年度未処理欠損金となり、翌年度に繰り 越します。

翌年度に繰り越した欠損金については、翌年度以降の営業活動により生じる純利益をもって補塡したいと考えております。

次に、47ページの剰余金計算書について、御説明 申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の 前年度末残高15億4847万3324円に対し、当年度変動 額が90万8421円減少したことにより、資本合計の当 年度末残高は15億4756万4903円となっております。

次に48ページを御覧ください。

欠損金処理計算書について御説明申し上げます。

右端にあります未処理欠損金については、当年度 末残高90万8421円の全額を、繰越欠損金として翌年 度に繰り越します。

次に、49ページの貸借対照表に基づきまして、財 政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、50ページの中頃になりますが、資産合計54億6229万8710円となっております。

負債の部については、51ページになりますが、負債合計39億1473万3807円となっております。

資本の部については、52ページ下から2行目になりますが、資本合計15億4756万4903円となっております。

なお、53ページから55ページは決算に関する注記、

また57ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上が、認定第23号令和5年度沖縄県工業用水道 事業会計決算の概要でございます。

決算の概要説明に続きまして、議決議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、 その概要を御説明申し上げます。

ただいま表示しました議案書の31ページを御覧く ださい。

乙第14議案令和5年度沖縄県水道事業会計未処分 利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金7億3226万2792円の全額を、将来の企業債償還に充てるため、減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とすることから提出したものであります。

なお、認定議案及び乙号議案の決算関連の補足といたしまして、企業局決算参考資料を提出しております。後ほど御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長** 企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見 の概要説明を求めます。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** それでは、審査意見書 の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和5年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。 まず1、審査の対象であります。

令和5年度の沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業 用水道事業会計決算につきましては、地方公営企業 法第30条第2項の規定により、知事から、令和6年 7月29日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について、 沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月 20日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、水道事業及び工業用水道事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合を行うなどの方法により実施しまし

た。

2ページを御覧ください。

第2、審査の結果及び意見について、御説明いた します。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ、 正確であり、令和5年度の経営成績及び令和6年3月 31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認 められました。

水道事業会計の経営成績及び財政状態、4ページ から記載しております工業用水道事業会計の経営成 績及び財政状態につきましては、企業局長から説明 がありましたので、私からの説明は省略いたします。

6ページを御覧ください。

次に2、審査意見であります。

企業局では、令和4年11月に改定した沖縄県企業局中長期計画において、現状と課題を整理し、事業環境の変化に的確に対応すべく、施策目標として安全で安心な水の供給、安定した水の供給、健全な経営の持続、県民に信頼され満足度の高い水道を掲げ、その実現に向けた施策、取組を進めることにしております。

老朽化施設の更新や耐震化、水道広域化の推進等に伴い資金需要の増加が見込まれる中、令和5年度決算においては、電気料金上昇による動力費増の影響が大きく、令和4年度に引き続き給水原価が供給単価を上回ることになっております。

今後とも、中長期計画で掲げる施策目標の実現に 向けて、県民福祉の増進のため、経営改善・合理化 の取組をより一層徹底するとともに、常に経営状況 等に関する幅広い情報について積極的な広報を行い、 県民の理解を求めながら、安定給水の確保とさらな る経営基盤の強化に努めていただくよう要望してお ります。

まず、(1)の水道事業会計については、純利益が7億3226万2792円となり、前年度に比較して7億2486万1569円増加しております。

これは、主に他会計補助金の増により営業外収益が増加したことなどによるものであります。

給水原価は、ダムなどの水源と消費地が離れていることや水源の零細性等に起因して小規模施設が多くなることなどから、動力費や施設管理等に係る人件費の割合が全国平均を上回っております。

令和5年度の給水原価は、電気料金の上昇による動力費増の影響が大きく、前年度から3.12円上昇の105.53円となり、供給単価102.24円を3.29円上回っ

ております。

給水原価が供給単価を上回るのは、前年度に続き、 2年連続となります。

給水原価が供給単価を上回っている状況ではありましたが、電気料金高騰等への支援として一般会計から交付された補助金10億2128万7000円を受け入れたことにより、令和5年度は、純利益7億3226万2792円を計上しております。

今後、給水収益が伸び悩む一方、老朽化施設の更 新や水道広域化に係る施設整備に伴う費用の増に加 え、電気料金の上昇も相まって、経営状況の急激な 悪化が見込まれております。

7ページを御覧ください。

今後の事業運営に当たっては、施策目標の達成に 向けて、各種施策、取組を着実に推進し、経営の健 全化、効率化を図っていただくよう要望しておりま す。

また、沖縄本島周辺離島8村への水道用水供給事業の広域化については、引き続き着実に推進していただくよう要望しております。

次に、(2)の工業用水道事業会計については、純 損失が90万8421円となり、前年度の純利益1618万 9991円に比較して1709万8412円、105.6%減少してお ります。

これは、主に営業外収益の減少と、負担金の増による営業費用の増加によるものであります。

給水原価は、水源の零細性により小規模なダムに 依存していることから、ダムの維持管理に要する負 担金や動力費などの割合が大きくなり、全国平均を 大きく上回っております。

令和5年度の給水原価は、負担金の増により、前年度から2.91円上昇し54.50円となり、供給単価50.93円を3.57円上回っております。

給水原価が供給単価を上回るのは、前年度に続き、 2年連続となります。

また、施設利用率は59.43%で、施設規模に比較して需要が低迷しており、経営環境は依然として厳しい状況であります。

今後の事業運営に当たっては、水道用水供給事業と連動して経営の効率化に努めるとともに、工業用水道の既設管路沿線地域に立地する企業の需要開拓を推進し、経営の健全化を図っていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、8ページ以降に、令和5年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基

づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照 ください。

以上で、沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水 道事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。 〇西銘啓史郎委員長 代表監査委員の説明は終わり ました。

次に、土木建築部長から令和6年第3回議会認定 第24号の決算について概要説明を求めます。

前川智宏土木建築部長。

〇前川智宏土木建築部長 令和5年度沖縄県流域下 水道事業会計の決算について、その概要を御説明い たします。

ただいま、表示同期しております沖縄県流域下水 道事業会計決算書を御覧ください。

それでは、決算書の1ページを御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について 御説明いたします。

収入の第1款流域下水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計116億8606万6000円に対し、決算額は117億959万7462円で、予算額に比べて2353万1462円の増収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益の決算額が予算額を934万9169円、第2項の営業外収益の決算額が予算額を1321万6248円、それぞれ上回ったこと等によるものであります。

次に、支出の第1款流域下水道事業費用は、予算額合計127億4000万7530円に対して、決算額は113億5913万8340円で、翌年度への繰越額が1億3722万5000円、不用額が12億4364万4190円となっております。

繰越しが生じた主な理由は、第1項の営業費用に おいて、修繕の実施に際し、取替え部品の追加が生 じ、調達に不測の日数を要したことによるものであ ります。

不用額の主な理由は、第1項の営業費用における 委託料及び動力費の実績が見込みを下回ったことに よるものであります。

2ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出について御説明いたします

収入の第1款資本的収入は、予算額合計96億7805万3094円に対して、決算額は65億1702万2054円で、予算額に比べて31億6103万1040円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、 第2項の国庫補助金が減少したこと等によるもので あります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計 113億5097万5720円に対して、決算額は78億3281万 3343円で、翌年度への繰越額が30億1240万7086円、 不用額が5億575万5291円となっております。

繰越しが生じた主な理由は、第1項の建設改良費において、工事実施に際し、計画変更の検討や関係機関との協議等に不測の日数を要したことによるものであります。

また、不用額の主な理由は、第1項の建設改良費 における県単独事業の執行残等によるものでありま す。

3ページを御覧ください。

損益計算書に基づきまして、経営成績について御 説明いたします。

1 の営業収益50億5384万1981円に対して、2 の営業費用は106億4287万1369円で、55億8902万9388円の営業損失が生じております。

4ページを御覧ください。

3の営業外収益60億1557万8507円に対して、4の 営業外費用は2億8817万4561円で、右端上から1行 目になりますが、57億2740万3946円の営業外利益が 生じており、経常利益は1億3837万4558円となって おります。

5 の特別利益を加味した当年度の純利益は1億 3928万8390円となり、この当年度純利益が、当年度 未処分利益剰余金となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について、御説明いたします。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の 前年度末残高200億8859万1376円に対し、当年度変動 額が1億3928万8390円増加したことにより、資本合 計の当年度末残高は202億2787万9766円となっており ます。

6ページを御覧ください。

剰余金処分計算書について、御説明いたします。 右端にあります未処分利益剰余金については、当 年度末残高1億3928万8390円の全額を、今後の企業 債償還に充てるため、沖縄県流域下水道事業の設置 等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、減債

7ページを御覧ください。

積立金に積み立てることにしております。

貸借対照表に基づきまして、財政状態について御 説明いたします。

まず、資産の部については、最下段になりますが、資産合計1451億1943万3861円となっております。

9ページを御覧ください。

負債の部については、右端上から2行目になりますが、負債合計1248億9155万4095円となっております。

資本の部については、右端下から2行目になりますが、資本合計202億2787万9766円となっております。

負債資本合計については、最下段になりますが、 1451億1943万3861円となっております。

なお、10ページ及び11ページは決算に関する注記、また13ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上で、認定第24号令和5年度沖縄県流域下水道 事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いします。

**○西銘啓史郎委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見 の概要説明を求めます。

渡嘉敷道夫代表監査委員。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** それでは、審査意見書 の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和5年度沖縄県流域下水 道事業会計決算審査意見書の1ページを御覧くださ い。

第1、審査の概要について御説明いたします。 \*\* まず1、審査の対象であります。

令和5年度の沖縄県流域下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から、令和6年7月29日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について、 沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月 20日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、流域下水道事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合を行うなどの方法により実施しました。

2ページを御覧ください。

第2、審査の結果及び意見について、御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ、 正確であり、令和5年度の経営成績及び令和6年3月 31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

流域下水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、土木建築部長から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。

4ページを御覧ください。

次に2、審査意見であります。

流域下水道事業は、令和2年3月に沖縄県流域下 水道事業経営戦略を策定し、効率化・経営健全化の 取組を進めております。

令和5年度は、純利益1億3928万8390円を計上しており、その主な要因は、発電事業者に対する消化ガス売却事業により、その他の営業収益、生産物売却収益1億4206万9603円を得たことによるものであります。

一方、令和5年度の当年度純利益を前年度と比較 すると796万9499円、5.4%減少しております。

これは主に資産減耗費、薬品費の増により、営業 費用が増加したことなどによるものであります。

これにより、汚水処理原価は前年度から0.3円上昇の50.8円となり、負担金単価50.0円を0.8円上回っております。

汚水処理原価が負担金単価を上回るのは、前年度 に続き、2年連続となります。

有収水量の大幅な増加が期待できない中、今後、 施設・設備の老朽化や腐食に伴う更新投資の負担は 増大することが見込まれております。

このような厳しい経営環境下においても持続可能な下水道サービスを提供するためには、経営戦略で定めた効率化・経営健全化のための取組方針を踏まえ、具体的な取組を着実に推進し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、5ページ以降に、令和5年度沖縄県流域下 水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載 しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見 書の概要説明を終わります。

**○西銘啓史郎委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、令和6年第3回議会乙第14号議案及び令和6年第3回議会認定第1号から同認定第24号までの決算の概要説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

前川智宏土木建築部長、宮城力企業局長及び本竹

秀光病院事業局長、御苦労さまでした。

冒頭に申し上げましたが、土木建築部長、企業局 長及び病院事業局長に対する質疑は常任委員会にて 行います。

休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長、企業局長及び病 院事業局長退席)

### **〇西銘啓史郎委員長** 再開いたします。

これより会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員 会運営要領に従って行うことにいたします。

本日の委員会は、決算議案の概要及び決算審査意 見書の概要を聴取し、大局的な観点から、決算の全 体的な状況などについて審査することにしておりま す。

なお、決算議案に係る各部局ごとの詳細な審査については、本委員会の依頼により所管の常任委員会において調査することになっております。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長 の許可を得てから行い、重複することがないよう簡 潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運 営が図られるよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を 行います。

宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員** 沖縄県歳入歳出決算審査意見書の 18ページ。

それでは、質疑を1項目だけしたいと思います。

主要財政指標の状況の表の下のほう、県債残高令和5年度5325億円でございますけれども、ここ5年で見ても700億円ぐらい多分返済されて、残高が減っているんですけれども、そこの評価をお聞きしたいと思います。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 委員御指摘のとおり、 近年返済残高は減少してきております。

その要因といたしましては、これまで行財政改革 プランに基づきまして、大規模な県単箱物の整備を 抑制してきたことですとか、また国の経済対策等に よるものを除きます県債の発行上限額というのを設 けまして、それを予算の中で上限を設けて県債発行 を抑制してきたこと。また、沖縄振興特別措置法等に基づく補助率の特例等により、沖縄県におきましては事業費に対する県の負担分が小さいということで、他県に比べて県債発行額も小さくなっているというような状況があります。

先ほど申し上げたように、これまでの県債発行抑 制の取組による結果だと考えております。

県債というのは、その償還については将来的な財 政負担につながりますので、抑制できるときに抑制 するということで、県においては、そういうふうに 取り組んできたところだと考えております。

また、今後施設の老朽化ですとか、いろんな面で 財源が必要になってくることが見込まれますので、 そのときに備えて、県債を抑制しているということ で、将来の財政負担を抑えるということについては 評価をしております。

### **〇宮里洋史委員** 調べてきました。

九州8県の県債残高は、いずれも令和6年度の一般会計予算より多いです。例えば福岡県で言えば令和6年度一般会計当初予算2兆円、県債残高3兆円。熊本県で言えば当初予算9100億円、県債残高1兆円。で、8県のうち1兆円を超えているのは5県。沖縄県の令和6年度当初予算8421億円なんですけれども、沖縄県が唯一県債残高が一般会計当初予算より低いんですね。それも踏まえて、どのように評価されますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 県債残高と一般会計予算というのが、すぐにリンクするものではないと考えておりますけれども、他県より少ない状況といたしましては、先ほど申し上げたように他県に比べまして、沖縄振興特別措置法等に基づく補助率の特例により、補助率が高いことによって地方負担分が低く抑えられているというようなことが特徴としてあるかと考えております。

**○宮里洋史委員** 今まで残高を減らしてきたことに 対して、これは大変すばらしいという評価ですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 必要な事業については 当然充当してきたと考えております。その他の国庫 の財源とかを活用して、県においては財政運営を行っ てきたところと考えております。また、将来的には いろんな財政需要が増大してくることも考えられま すので、そのときに備えて今できることをやってお くということは評価したいと思います。

必要な事業に財源を充当しながら県債を抑えているところについては、評価したいと思います。

○宮里洋史委員 他都道府県はやはりコロナのとき

に借入れを増やしたりとか、ここ10年ぐらい、すご い臨時財政対策債の発行額が減ってきているという のはあるので、借換えをして自分たちで財源を確保 したという結果があると思うんですね。

沖縄県は、今、代表監査委員がおっしゃられたように必要なところに充当したとあるんですけれども、いろんな一般質問とかで出るような離島振興だったりとか、医療従事者の確保だったりとか、水道料金だったりとか様々な――県の補助がない、単独でやらないといけない事業がある中で、これだけ返済してきたと。

なぜ借換えをしなかったのか、そこをお聞きしたい。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 本県におきましても、 借換債というのは発行して一部やっております。減っ てきているという理由が、新規の発行を抑えている ことで、徐々にその返済分で減ってきているという ことになります。借換えも本県では行っております。 ○宮里洋史委員 これ以上は聞かないんですけど、 今おっしゃられたのは、もしかしたら訂正が必要な のかなと思っていて。僕がちょっと聞いているのは、 新規の臨時財政対策債の発行はマックスで借りてい ますと聞いているので、ちょっとそこら辺が難しい なと。僕が今聞きたかったのは、ほかの都道府県で は臨時財政対策債の発行額が減ってきても、借換え で何とか残高を維持というか、借換えをして財政運 営をしているところがある中で、沖縄県がここだけ 返済をしているという部分に対して、なぜ沖縄は借 換えをしなかったのかなという質問です。これがも し、借換えじゃなくて、別の要因ですというのであ れば、委員会のほうで細かく聞くので、そういった 質問です。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 臨時財政対策債は交付 税の原資が国において不足する場合に、地方公共団 体にその分を一部借入れでもって対応してもらうと いう仕組みだと思います。ですので、臨時財政対策 債については所要分は借入れをしているというふう に認識しております。

**〇宮里洋史委員** 細かいのは総務企画委員会で聞き ます

ありがとうございました。

- **〇西銘啓史郎委員長** 新垣善之委員。
- ○新垣善之委員 沖縄県歳入歳出決算審査意見書の 4ページの中の下のほう、(4) 財務に関する事務に ついての下から4行目ですね。

特に今般、精算処理や繰越し処理、国庫債務負担

行為の手続が行われなかったことで、国庫補助金の 受入れができず一般財源等で対応したことにより、 県の財政に大きく影響を与える事案が発生したとあ ります。具体的にどのような事案が発生したか、お 願いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 令和5年度に不適正な 事務処理により、国庫補助金の受入れができずに一 般財源で対応した事案は2件発生しております。

1つ目につきましては、令和4年度に委託をしました、宿泊療養施設の原状回復業務の一部を年度内に完了させさせることができずに、令和4年度完了分につきましては、精算処理をするか、あるいは繰越しをするという必要がありましたが、その手続を行わなかったために、国庫支出金の受入れができなくなったものであります。そのため、令和5年度に一般財源で対応したものが1件でございます。

2件目につきましては、これは土木建築部でありますが、複数年度にわたる橋梁の耐震補強工事におきまして、国庫債務負担行為、いわゆるゼロ国債の手続を行わなかったことによりまして、国庫補助金の受入れができなくなり、一般財源等で対応した事案であります。

**○新垣善之委員** それぞれ2件について、金額が分かればお願いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 2件の受け入れられなかった国庫補助金の総額につきましては、約2億6652万円となっております。宿泊療養施設の原状回復業務につきましては約808万円。耐震補強工事関係につきましては、2億6100万円になります。ただ、一部につきまして執行の段階において少し低くなっておりますので、ちょっと一致しませんが、808万円と約2億6100万円ということになります。

**〇新垣善之委員** ありがとうございます。

令和5年度において、財務事務の処理に不適正な 事例が見られたことが指摘されていますが、また今 後の財務事務の適正化に向けた具体的な対策や再発 防止策、また、内部統制制度の活用や新財務会計シ ステムの導入を通じて、どのようにチェック体制や 事務処理の精度を向上させていくか、具体的に教え てください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 財務事務の不適正な事 案についての発生要因としましては、担当者の法令 や、その運用に関する認識不足や誤認、管理監督者 のチェック、進捗管理状況の確認不足などがあった と考えております。

そのため、まず一番大事なのは、担当する職員が

しっかりと根拠法令等について理解をして、それを 正しく運用するというのが一番重要だと考えており ます。また、県は異動が多いんですけれども、新し い業務に就いたときには、すぐに業務に円滑に取り かかれるように、そのマニュアル等を整備するとい うようなことも大事だと考えております。また、さ らにその上司等においては、しっかりとそれをチェッ クしていくというような体制が必要だと考えており ます。

以上でございます。

- **〇新垣善之委員** 以上です。
- 〇西銘啓史郎委員長 喜屋武力委員。
- 〇喜屋武力委員 水道事業決算書の中から水道料金 の値上げについて、今回30%の値上げと聞いておりました。実質の値上げ額と、今後の値上げ率と金額 の説明、また国からの交付金、補助金の利用についての説明をお願いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 企業局におきましては、電気料金等の急激な上昇などの事業環境の変化に対応して、水道用水の安定供給を継続するために沖縄県水道料金徴収条例を改正して、料金を改定したところであります。同条例第3条におきましては、これまでの1立方メートル当たり102円24銭から135円70銭へ改定をしておりますが、あわせて同条例の附則によりまして激変緩和のための段階的な改定を行うこととされております。さらに、第6条では減免の規定がありますが、その規定を活用して一部減免を行っていると承知をしております。

これらの詳細につきましては、企業局の運用に係ることであることと、また今後の予算確保のための 取組等については企業局のほうに確認していただけ ればと思っております。

○喜屋武力委員 沖縄県歳入歳出決算意見書の 2ページと3ページ目。行財政運営について。財政 調整基金など主要3基金の令和5年度末残高1078億 円、前年度は1103億円となって、前年度に比べて約 24億円、2.2%減としているが、この中身を説明して ください。

〇渡嘉敷道夫代表監査委員 主要基金につきましては、今委員がおっしゃったように、前年度に比べて合計が約24億円減少しております。その内訳としましては、財政調整基金が前年度に比べて約42億円減少、減債基金が約8億円減少、県有施設整備基金は25億円の増加をしております。財政調整基金、また減債基金の減少につきましては、基金については出納整理期間中に前年度の事業に充てたものを取り崩

して、またさらに積み立てるというような取扱いを しておりますが、令和4年度の事業に充てた、取り 崩した分と、また積み立てた分の差額が24億円のマ イナスになったと、充当を要する事業に充てたとい うことになると思います。

**〇喜屋武力委員** ありがとうございました。

6ページの第3、決算概要ですね。歳入歳出決算の状況、前年度に比べて一般会計が減少、特別会計は増加しているが、この説明をいただけますか。

○友利公子会計管理者 令和5年度の一般会計における収入済額が8925億6147万8765円となっており、前年度と比較して664億8729万9575円、6.9%の減となっております。支出済額は8790億4644万6264円となっており、前年度と比較して623億5526万8735円、6.6%の減となっております。これは主に新型コロナウイルス感染症が5類移行となったことによるものです。

続きまして、令和5年度の特別会計における収入 済額は2653億5240万7890円となっており、前年度と 比較して109億7126万8218円、4.3%の増となってお ります。支出済額は2569億2983万2336円となってお り、前年度と比較して89億9250万5442円、3.6%の増 となっております。これは主に国民健康保険事業特 別会計の増によるものとなっております。

以上です。

○喜屋武力委員 ありがとうございます。進めます。 12ページ、翌年度繰越額の状況ですね。一般会計、 農林水産業費、商工費、教育費の減額について御説 明ください。

**○友利公子会計管理者** 令和5年度の一般会計における繰越額は738億7646万5803円となっており、前年度と比較して113億7898万1509円の減となっております。

前年度と比較して減となった繰越額のうち農林水産業費の繰越額においては163億1741万1380円となっており、前年度と比較して23億5320万7359円の減となっております。繰越しとなった主な事業は農地整備事業が21億4703万4237円、農業集落排水事業が16億5811万6178円、水利施設整備事業が12億7128万943円などとなっております。繰越しとなった主な理由については、農地整備事業において、農家より圃場区画の見直しや除外の要望があったことから、地元調整及び設計見直しに不測の日数を要したものなどとなっております。

次に、商工費においては31億2382万4114円となっており、前年度と比較して100億4182万6954円の減と

なっております。繰越しとなった主な事業は、電気料金高騰支援事業が22億1447万6559円、LPガス料金高騰支援事業が5億3945万9000円等となっております。繰越しとなった主な理由ですが、電気料金高騰支援事業において、令和5年12月終了予定であった国の電気料金支援が令和6年5月まで継続されたことに伴い、県独自の電気料金支援も延長する必要があるが、制度上対象月分の値引きを遡及して行うことから、補助金の執行を年度内に完了させることができないため、などとなっております。

続きまして、教育費におきましては38億454万7942円となっており、前年度と比較して7億4636万3386円の減となっております。繰越しとなった主な事業は、学校施設整備補助事業が15億20万600円、公立学校施設整備事業が5億9744万6000円などとなっております。繰越しとなった主な理由については、学校施設整備補助事業において関係機関との調整等に時間を要したことなどとなっております。

以上です。

### ○喜屋武力委員 進めます。

17ページ、歳出決算の性質別構成比。令和4年度 と令和5年度では人件費が19億8900万円減額となっ ているが、これの説明をお願いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今委員おっしゃったように、令和5年度決算の人件費は前年度と比較して約19億8900万円減少しております。その要因といたしましては、給与改定により30億円余りの増加があったのですが、特に令和5年度については定年年齢が60歳から61歳に引き上げられたことによりまして、令和5年度末の定年退職者というのがいなかったということになりますので、例年と比べて退職手当分が約49億2800万円減少したことによるものであります。

〇西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、喜屋武委員から、定年退職以外 の普通退職なども含まれているのかについ て確認があり、代表監査委員から、普通退 職なども含まれているとの説明があった。)

〇西銘啓史郎委員長 再開いたします。

喜屋武力委員。

### ○喜屋武力委員 進めます。

24ページの第9款、国庫支出金ですね、収入済額2322億9777万4226円で、前年度に比べて618億1581万11円、21.0%の減となっており、これについての説明をお願いいたします。

○友利公子会計管理者 令和5年度の一般会計にお

ける国庫支出金の収入済額は、委員おっしゃるとおりに、前年度と比較して618億1581万円余り減額となっております。減額となった主な内容ですが、衛生費国庫補助金が369億6701万6012円の減、商工費国庫補助金が152億5685万6066円の減、民生費国庫補助金が94億3272万7468円の減となっております。減額になった要因としては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う補助対象事業の実績が減ったこと。また、GoToおきなわキャンペーン事業の実績減、生活福祉資金貸付事業費のコロナ特例貸付の終了に伴う補助金の減などが要因となっております。

以上です。

○喜屋武力委員 ありがとうございます。進めます。 27ページ、第16款、市町村たばこ税県交付金についてですね。日本全国で禁煙運動が叫ばれている中で前年度に比べて3億6850万円、61.7%増加していることについての説明をお願いします。

○友利公子会計管理者 令和5年度の一般会計における市町村たばこ税県交付金ですが、委員のおっしゃるとおり、前年度と比較して3億6850万円の増額となっております。

市町村たばこ税県交付金とは、消費・購入が行われる市町村と、たばこ税収の帰属市町村との乖離を 是正するために、各市町村における市町村たばこ税 収が全国平均の2倍を超えた場合は、当該超えた額 をその翌年度に県に対して交付する制度と聞いております。

令和5年度については、令和4年度の浦添市及び 那覇市の市町村たばこ税収額が全国平均の2倍を超 えたため、浦添市から9億1277万5000円、那覇市か ら5304万3000円を受け入れていると聞いております。 令和4年度における浦添市及び那覇市のたばこ税の 増の主な理由として、税率引上げによる影響や社会 経済活動の活性化が進み、浦添市及び那覇市のたば この消費本数が増加していることが主な原因と考え ているということで、総務部のほうから聞いており ます。

以上です。

〇喜屋武力委員 最後ですね、46ページ、沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計。配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者、配偶者のいない男子で現に児童を扶養している者、寡婦に対して、経済的自立支援の助長として、生活意欲向上を図るため、低利、無利子で貸付けを行う支援、今回の貸付金が2456万2383円減少したことに対しての説明をお願いいたします。

**○友利公子会計管理者** 令和5年度の沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計における支出済額は1億2899万5647円となっており、前年度と比較して2254万855円の減となっております。

令和5年度の貸付金額は1億2406万6406円となっており、前年度と比較しまして、2456万2383円の減となっております。貸付け実績の減ですが、令和2年度から高等教育の修学支援新制度が導入されたこと等によりまして、減少傾向となっていると聞いております。

以上でございます。

- **○喜屋武力委員** ありがとうございます。 終わります。
- 〇西銘啓史郎委員長休憩いたします。午後0時0分休憩午後1時19分再開
- ○西銘啓史郎委員長 再開いたします。 午前に引き続き質疑を行います。 仲里全孝委員。
- 〇仲里全孝委員 皆様お疲れさまです。

監査の質疑ということで、沖縄県歳入歳出決算審 査意見書のほうから何点か確認させてください。

4ページの(4)をお願いしたいと思います。

午前中もありましたけれども、財務に関する事務について不適正なものが見られたとありますけれども、まず、そこで監査委員の意見書の中で定められた手続によらないというふうな明記がされているんですけれども、その内容を教えてもらえないですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 令和5年度を対象とした定期監査の結果につきましては、現在調整中でありますが、その中での主な不適正な内容としましては、収入の面では徴収努力や適切な債権管理に努める必要があったもの、不納欠損に係る事務手続が適正でなかったもの、支出の面では給与等が過不足払いとなっていたもの、支出の事務が定める手続によらず適正でなかったものなどが確認をされているところであります。

以上です。

- ○仲里全孝委員 そこで、皆さんの意見書の中で、 財務事務の執行に当たっては、各職員が財務関係法 規を熟知、遵守し、それぞれの職責を果たす必要が あるということなんですけれども、この職責という のは何を指しているんですか。
- ○渡嘉敷道夫代表監査委員 午前中にも少し申し上 げましたけれども、まずそれぞれの事務を担当して いる担当職員というのが入り口になりますので、そ

こでしっかりと事業に係る根拠となる法令や要綱等についてきちんと把握をして、それを正しく運用するということになります。また上司等がおりますので、その上司についてはきちんとそれを踏まえて、それが適正かどうかをチェックしていくと、最終的には決裁権者がそれを確認して意思決定をするというようなことを想定しております。

○仲里全孝委員 そこで、内容についてマニュアル やチェック体制の整備など、そして職員の研修など の充実した組織的な対応が必要であるというふうに 書いております。予算経理班などを有効に機能させ ると、そういったことが皆さんの意見書のほうに書 いております。まず、予算経理班の内容を教えても らえないですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 知事部局におきましては、部の主管課のほうに令和6年4月1日から予算経理班を設置をしております。この予算経理班におきましては、これまで部内各課におきまして、各班長とか、あるいは課長の専決で決裁が終わっていたものについて、ある一定額以上のものについては、ほかの課のものも主管課に設置された予算経理班のほうに確認をしてもらうと、報告をするというふうな仕組みになっております。そういったことで財務事務の強化に取り組んでいると聞いております。

**〇仲里全孝委員** そして、令和7年度から稼動を予定している新財務会計システムのデジタル技術を活用したチェック機能の強化を図るなど、組織的な対応を適切に実施することを求められていると。その内容を教えてもらえないですか。

**○友利公子会計管理者** 財務会計システムに関して お答えいたします。

財務会計システムは、企業会計を除く一般会計、特別会計及び基金を対象に、日々の収入、支出の管理等に関する会計事務を処理し、必要な決算資料等管理資料の作成支援を行うシステムとなっております。平成16年度から稼働している現行の財務会計システム2004は、前身の平成3年稼動の旧財務会計システムのプログラムを継承しており、通算約30年以上が経過していることから再構築に向けた取組を現在進めているところでございます。

現行システムでは、予算執行伺いから支払いに至る一連の会計事務処理の中で、予算執行伺いがシステム化されておらず情報の二重入力が発生していることや、業務の進捗管理が十分に行えていないなどの課題があります。

新たな財務会計システムでは、予算執行伺いのシ

ステム化や電子決裁機能の導入により、一連の事務 処理を電子化し、業務の効率化や執行状況の見える 化を図ります。また、議決を要する予算執行である 旨の注意喚起等チェック機能の強化を図り、執行機 関における適正な予算執行を支援したいと考えてお ります。

以上です。

〇仲里全孝委員 内部統制の機能強化及び効果的な 運用に取り組んでいただきたいというコメントがあ りますけれども、そこでちょっと確認したいんです けれども、予算経理班の仕事の役割、そして内部統 制との関わり、どのように関わっているのか教えて もらえないですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 本年4月から設置されました予算経理班の具体的な業務内容としましては、各課共通で総務部から指示をされておりますけれども、各課における手続が関係法令等を踏まえた適正な事務執行となっているか確認を行うこと、また会計年度独立の原則を踏まえ、部内予算の執行状況等を把握し、過年度支出等の発生防止の推進に取り組むこと、また各課に対して適切な助言や支援を行うこと等となっております。

委員おっしゃるように、これについては起案がされて回ってきた段階でチェックをするという仕組みですので、そもそもその事務がなされない場合は、見えなくなります。そういったミスを防ぐためには、各課において、例えば国補助事業であれば年度末についてはどんな手続をしないといけないかということについては、想定されるリスクをきちんとリスト化して、それを各課において常に確認をしていくというようなところは内部統制のほうでやっていくというふうに考えております。

〇仲里全孝委員 ありがとうございます。

そこでちょっと確認したいんですけれども、私が 去年に一般質問をしたときに、去年の4月から10月 までの7か月間で、いわゆる行政運営ミスが県庁内 で203件ありました。10月以後、令和5年度において 何件そのような行政運営ミスが発生されていますか。 〇渡嘉敷道夫代表監査委員 今委員がおっしゃった 203件は本年2月に報告をされました内部統制総点検 報告書の数字でありまして、調査対象期間が4月か ら10月末までとなっておりました。

今回、内部統制評価報告書、これは正規のものになりますが、令和6年3月末時点のものの数字が報告されておりまして、その中では304件となっております。ですので、10月以降101件の増加ということに

なっております。

**〇仲里全孝委員** ありがとうございます。

令和5年度末までにトータルで304件発生している と。そこでちょっと確認したいんですけれども、皆 さんが今計画されている予算経理班を各部に配置し ていくと。現在土木建築部、そして農林水産部に予 算経理班が設置されております。この304件は主にど こで発生されていますか。どの部で発生されていま すか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 報告書については総務部のほうで作成をしておりまして、また班の設置についても監査ではなくて執行部のほうでの配置になることを申し添えたいと思いますが、報告書の中では、財務に関するリスク発現数が多いのが令和5年度においては、保健医療部、農林水産部、土木建築部等となっております。

**〇仲里全孝委員** ありがとうございます。

私もちょっと確認しました。土木建築部、農林水産部のほうで発生しているのはこれ聞いているんですけれども、そこで土木建築部、そして農林水産部、その2つの部では以前から予算経理班というのを設置されていると思うんですけれども、それで間違いないですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 そのとおりでございます。

**〇仲里全孝委員** これは分かればでいいんですけど、 この予算経理班の人数を教えてください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 申し訳ございません、 職員数はすぐには分かりかねます。

○仲里全孝委員 これまで知事部局からいろんな答 弁があって、代表監査委員も把握をされていると思 うんですけれども、この予算経理班、以前から設置 されているんですよ。設置されているんですけれど も、令和6年、令和7年度から強化していくとあり ます。そこでちょっと確認したいのが、私の質問取 りでもちょっと皆さんとかみ合わないところがあっ て、知事部局はこういうことを我々に答弁している んですよね。チェックする役割の職員の増員、会計 分野のエキスパートの職員の育成、エキスパートの 配置をするというふうに我々は聞いているんですけ れども、このエキスパートの職員の配置というのは、 どこを指していますか、誰を指していますか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 大変恐縮ですけれども、これは人事課のほうの配置になりますので、こちらではちょっと答弁しかねます。

○仲里全孝委員 ぜひですね、私この組織そのもの

は、皆さんの意見書のとおり、いい配置の考え方ではないのかなと認識は一致しています。ただ中身——OJTとか、いろいろなことを皆さんは取り組んでいるんですけれども、4ページに皆さんが書いているいわゆるマニュアルは実際に今ありますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 沖縄県庁では様々な分野でいろんな事業が行われておりまして、マニュアルも小さいものから大きいものまで全庁共通のものもあれば、個別の事業のマニュアル等もあると思います。それはそれぞれの事業において作っていると認識しております。

○仲里全孝委員 体制は整いました、これからどういうふうに進めていくか、SOP──標準作業手順書とか、マニュアル、チェック体制、皆さんの意見書に載っているこれは非常に大事なことなんですよ。これ実際にあるかどうか。全庁的にこういうSOP、マニュアル、チェック体制がどうあるべきかというのが一番大事だと思うんですよ。今後監査委員のほうからも、この辺をいろんな角度で部局のほうと調整して進めてもらいたいと思います。

以上です。

〇西銘啓史郎委員長 米須清一郎委員。

〇米須清一郎委員 1点、不用額についてです。

資料は監査委員の審査意見書の4ページにも出てくるんですが、(3)事業執行についての後半部分で、不用額は、一般会計と特別会計で合計353億4000万円近くということで、前年度に比べて5.7%減ということなんですけれども、ちょっとここに出てなくて、事前に少し調べたりしたんですが、このコロナ前よりも大分高くなっていますよね。令和元年度以前よりも高止まりしているんですよ。要するに事業執行としては、コロナが影響しているのかというところもあるんですけれども、令和5年度の決算の話ではあるんですけど、この不用額について、前年度の対比での説明が書かれていますけれども、コロナ以降、高止まりしていることの理由とかということもお聞きできればお願いしたいなと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今委員からお話がありましたとおり、まずコロナ期においては予算現額自体が1兆円を超えるような形でかなり増えております。それにつれて不用額自体も多くなっておりまして、令和3年度は384億円とかなり大きい額になっております。その後、令和4年度は若干下がっていますが367億円、そして令和5年度が314億円というふうに減にはなっております。コロナ前の令和元年度を見ますと178億円という額でございました。

ここ10年ぐらいは予算現額に対する不用額が2%から3%ぐらいの間で推移をしております。今申し上げたとおり、令和2年度から5年度にかけては新型コロナウイルス感染症への対応経費の計上が多額にありました。一方で、その経費の実績減などの影響による不用額が多額になったものと考えております。

○米須清一郎委員 予算規模自体が大きくなって、 決算としての不用額も大きくなっているということ もあるかと思うんですけれども、率で言ったときに どんなですか。今ちょっとお話がありましたけど、 コロナ以前の不用額の決算規模に対する割合、そし て今回の令和5年度の割合ですね。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 予算現額に対する不用額の率でありますが、先ほども申し上げましたが、令和元年度は2.2%程度でございました。令和2年度は予算現額1兆円を超えておりますが、確かに全体額も増えていますが、パーセンテージも増えてまして3%になっております。令和3年度が3.2%、令和4年度が3.5%でピークでして、令和5年度は3.2%というふうな推移になっております。

今後は、これが低減していくんじゃないかと考え ております。

○米須清一郎委員 それで、高止まりしている感じでこの三、四年続いているということですけれども、その理由というと、ここに令和5年度の理由そして対策として書かれていますけれども、改めてコロナ以前よりも高止まりでずっと三、四年続いているんだけれども、その理由と対策はというと、同じように書かれているようなことになってくるんでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 令和5年度につきましても、3.2%ということで不用率が高くなっておりますが、例えば不用額を款別で見みますと不用額が最も大きいのが衛生費の78億円となっておりますが、その中の52億円が新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業の1事業の不用額が生じております。ですので、令和5年度決算まではコロナの影響が大きく影響しているということですので、今後はこういった特殊要因がなくなりますと、不用額は圧縮されていくのではないかと考えております。

# 〇米須清一郎委員 分かりました。

今後、平年並みに戻っていくようなイメージもありますけれども、監査意見として書かれていますけれども、これを実際に県庁組織としてどういうふうにこれを実践していますというところ、お聞きでき

ればと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 繰越額も含めて、執行率を向上させるということが大事だと考えております。

県執行部におきましては、繰越しの手続を従来11月の議会において繰越承認を得ることとしていたものを、9月定例会においてもその繰越しの承認をいただくことで、例えば年内から年度をまたぐ工期を確保して早めに着手ができるとすることで今年度中の出来高を上げて執行率を高めていくということですとか、またソフト交付金事業につきましては、各部局の予算担当総括課で構成する連絡会議を設置しまして、各部局間の連携、執行管理体制の強化を図っていること。また土木建築部におきましては、工事に早く着手できるように用地取得事業業務の一部民間委託化、あるいは工事設計書作成業務の一部民間委託などを行っていると聞いております。

- 〇米須清一郎委員 分かりました。以上です。
- 〇西銘啓史郎委員長 次呂久成崇委員。
- **〇次呂久成崇委員** よろしくお願いします。

歳入歳出決算審査意見書のほうから、お聞きしたいと思います。4ページの事業執行のところですね。こちらのほうで、一般会計の予算の執行率89.3%、そして不用額は314億1000万円余りということなんですけれども、予算規模からして、この執行率と不用額というのは、九州平均とか全国平均と比較してどうなのかということで、監査委員の御意見をお伺いしたいなと思います。

というのは、今沖縄県でやっぱり職員数が不足しているとか、1人で抱えている、課で抱えている事業数が多いとかというところで、それがこのいろんな不適正な処理があったというところに影響しているんじゃないかなというふうにちょっと私のほうは思っているものですから、そこを監査委員の意見としてちょっとお聞きしたいなと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 執行率89.3%といいますのは、一般会計の全ての部局のトータルでありますので、今委員がおっしゃったのは、例えば土木ですとか、農林ですとかという事業を想定されていらっしゃるかと思いますが、それでパーセンテージは一概にちょっと申し上げにくいんですけれども、九州の、予算現額が同じぐらいの規模の県と比べまして、例えば長崎県は90.7%、本県が89.3%、鹿児島県が88.7%ということで、予算額が同規模の県の中では、令和5年度に関しては高くなっております。コロナの関連経費も含まれますので、ちょっと一概には申

し上げにくいんですけれども、そういう状況になっております。

**〇次呂久成崇委員** ありがとうございます。

次に、21ページになるんですけれども、この一般会計歳入のところで、この税目別県税収入の状況があります。こちらのほうで個人県民税、法人県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、そして自動車取得税、この調定額というのが前年度と比較すると全部増額になっております。この増額となっていることに関して、監査委員として御意見を聞きたいのは、景気回復の傾向なのか、どのように捉えているのか伺いたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今委員から挙げていただいた税目については、個人県民税については株式等譲渡割の増というものであったり、法人事業税につきましては企業収益の改善というもの、またゴルフ場利用税についても利用者が増えたこと、というのが理由のようであります。これらの税目の増加については、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進んだことによる影響と考えられます。ちなみに昨年度の10月時点での日銀那覇支店の県内金融経済概況によれば、その時点において県内景気は拡大基調にあるという評価でございました。

〇次呂久成崇委員 今経済状況拡大というお話だっ たんですけれども、一方でこの不納欠損額というの は、前年度と比較して増額をしております。その中 でもこの県税というのは3860万円余り増加をしてい るんですけれども、このコロナ禍の中で収入、所得 が減少して納付ができないといったような背景とい うのももちろんあったかと思うんですけれども、今 後は、物価高の影響等によって、やはりこの収入済 額とか、不納欠損額というのが、今後増加というの も見込まれるんじゃないかなというふうに私は ちょっと見ています。その中で、次の質問に移る前 に、不適正な事務処理というところが、今後こうい う収入未済額、また不納欠損額の増加も見込まれる とした場合に、もっとさらに増えていく可能性とい うのもあるのかなと。要するに事務量はどんどん煩 雑化していくので、そういう懸念もあるんじゃない かなというふうに私は思っているんですけれども、 これについてちょっと見解を伺いたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今委員御指摘の不適正 な事務処理と不納欠損額の関係というのは、ちょっ とお答えしづらいと思いますが、不納欠損処理につ きましては、理由が様々で個別の事案に係るもので ありますので、今般の物価高騰に比例して、例えば 個人県民税等に係る不納欠損が増加するかどうか、 あるいは不適正事案との関係についてはちょっと一 概に申し上げにくいところでございます。

#### 〇次呂久成崇委員 分かりました。

次に、財務に関する事務についてですね、先ほどから他の委員のほうからもあるんですけれども、この県財務規則等に定められた手続によらない不適正なものという件数は何件あったのか、これ一般会計とか、特別会計で別々になっているかと思うんですけれども、こちらのほうは把握しておりますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今、こちらで申し上げるのは令和4年度を対象とした定期監査につきましては、令和5年度で行って、本年の1月に報告をしたところでありまして、その数字で申し上げたいと思います。

令和5年度については今調整中でありまして、来 年の1月に公表する予定でございます。

令和4年度におきましては指摘件数88件となって おります。その前の令和3年度が61件、令和2年度 が62件、令和元年度が57件となっております。

○次呂久成崇委員 では、この令和5年度の不適正 な件数等については、その公表というのは年明け令 和7年の1月あたりということなんでしょうか。 ちょっと確認です。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 定期監査の流れで御説明しますと、定期監査につきましては、暦年の1月から12月までが監査年度となっておりまして、監査委員事務局、または監査委員におきまして1月から8月まで本庁や出先の監査を行っております。その後、それまでの状況を調整をして整理をしまして、監査の結果報告書案を作成しまして、12月に委員協議会でこれを精査して決定すると、その後の年明けの1月に知事報告するというような手続になっております。

○次呂久成崇委員 これは一般会計、そして企業局等の企業会計も同じ時期ということでよろしいんですよね。それでちょっと確認なんですけれども、今議会のほうでも、いろんな議員のほうからも質問が出ていました病院事業局の勤務管理システム開発等についてということについても、これが不適正な処理だったのかどうかということも含めて、それも来年の件数になってくるのかなというふうに思いますが、これについてちょっと確認させてください。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 病院事業会計システム の件につきましては、令和4年度の契約でありまし たので、その随意契約の方法について適正でないと いうことで指摘をしたところであります。

指摘した事案につきましては、後年度の定期監査でフォローしていくという形を取っておりますので、今その件については確認をしているところでございます。

**〇次呂久成崇委員** 分かりました。じゃ、これは不 適正だったと。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 不適正として指摘した のは、令和4年度に行った随契については指摘をし ております。

○次呂久成崇委員 この監査の視点から見て、病院 事業局のほうでも、一般会計のほうでもあるんです けれども、県行政が契約業務を行う際に留意すべき 点というのは、どういったところだというふうに考 えるのか、監査委員のお考えをお聞きしたいと思い ます。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 随意契約につきましては、まずは一般競争入札を原則とする契約方法の例外として、地方自治法施行令等で定めており、一定の場合に限って認められた契約方法であります。

随意契約を適用する場合は、公平な条件の下で、 競争性、合理性、経済性を客観的、総合的に判断す るとともに、県民に十分な説明責任を果たせるよう 根拠法令、適用理由、経緯等を明確に整理する必要 があると考えております。また、契約を履行できる 者が特定されるなどの場合には、真にやむを得ない 特別な事情がある場合に可能でありますが、その場 合におきましても同種類似の契約事案が想定される 他部局他機関の状況はどうか、あるいは仕様書の見 直し等によって競争性を確保できないかなどについ て十分な検証、検討を行う必要があると考えており ます。

以上です。

○次呂久成崇委員 これまでもいろいろ他の委員も 取り上げてきたんですが、現在、知事部局のほうで は内部統制の導入、運用が始まっています。ですが、 病院事業局とか教育委員会のほうとかでは、これを 導入せずに、また別の手法で事務の是正改善がされ ているということなんですが、審査意見のほうには、 この内部統制制度の導入、また有効な活用というこ とであるんですが、やはりこの監査指摘が多いと私 は思っているんですけれども、これは監査委員から するとこの内部統制制度を導入、運用していったほ うがいいと、病院事業局等も含めてやっていったほ うがいいというふうに私は促しているのかなと思っ ているんですけれども、これを発生させないために は、やはり内部統制制度の導入というのは有効だというふうに監査委員のほうでは考えているんでしょうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 審査意見書のほうで申 し上げている内部統制制度を有効に活用し、という のは、現在知事部局で行われている、その制度はしっ かり有効に活用しましょうということでございます。

今病院事務局等でも適用すべきじゃないかという 御意見でありますけれども、財務に関する事務等の 適正な執行を確保するためには、各組織において、 まずは実効性のある取組を行うことが重要であると 考えております。知事や市長に対しては、地方自治 法により内部統制体制の整備が義務づけられており ますが、公営企業管理者等についてはその義務づけ はございません。ではありますけれども、それを自 主的に取り組むことを妨げるものではありませんの で、その組織の実情に合わせて、それぞれの各機関 の判断により、例えば知事部局と全く同様の取組で はなくて、その一部を取り入れるなどの方法はある のかと考えております。

○次呂久成崇委員 最後の質問なんですけれども、会計管理者にお伺いしたいんですけれども、これまでの監査指摘を受けて、会計管理者として適切な―― 先ほどの契約事務を進めるためには何をしたらいいかということで御意見等があればお聞きしたいなと思います。

○友利公子会計管理者 まず病院事業局に関しては、沖縄県病院事業の設置等に関する条例第2条の規定に基づいて病院事業に管理者というのが設置されていて、管理者である病院事業局長の担任する事務の1つに、契約を結ぶ事務というのがございます。ですので、このシステム等の契約に関しましては、地方公営企業法の趣旨に照らして病院事業局が財務事務の適正な執行に努められているものと理解しております。

会計管理者につきましては、地方自治法第170条の 規定に基づき法律、またはこれに基づく政令に特別 の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団 体の会計事務をつかさどることとなっておりまして、 病院事業局の財務に関する事務については、会計管 理者としてはこの対応ができるという立場にはない ということはまずお伝えをしておきます。

一般的な契約に関しましては、執行部のほうでき ちんとやっているとは思うんですけれども、念を押 すとすれば、やはり財務規則等をしっかりと理解し ていただいて、根拠を確認しながらやっていってい ただきたいなというふうに思っています。 以上です。

- 〇西銘啓史郎委員長 高橋真委員。
- **○高橋真委員** 私のほうからも質疑をさせていただきます。

監査意見書の3ページ、下の3行目のほうから、不納欠損についてお尋ねをしたいと思っております。前年度と比較をして約34.3%減少しているということでありました。これは債権というのは、適切に管理をされていたという状況だったと言えるものなんでしょうか。監査委員の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 不納欠損につきましては、財務規則のほうで債権が消滅した場合には会計的にも不納欠損処理をするということになっております。まずは債権管理をしっかりすることが重要であると考えております。そのため定期監査におきましては、債権管理条例や適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づきまして、滞納発生時から不納欠損に至るまでの取組が適切に実施されているかを確認しているところであります。具体状の発出や催告の実施等につきまして、その実施状況のチェックシートを作りまして、定期監査のときに確認をしているところでございます。

**○高橋真委員** 監査の視点から行くと、沖縄県が持っている債権については適切に管理をされた状況の中、やむを得なく様々な事由によって不納欠損が行われたというふうに私は理解したいと思います。

この3ページの下のほうに一般会計では諸収入及 び県税と、また特別会計では国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計の諸収入ということで、主な 不納欠損の部分で挙げられております。今回この表 記をされた理由はどういう理由だったのかなと。単 純に不納欠損額の金額が大きかったのか、それとも 留意すべき事項があって報告書として記載されてい るのか、その辺の真意を教えてください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 不納欠損額総額に占める割合、金額が大きいものとして記載をしております。

# **〇高橋真委員** 分かりました。

要するに金額の大きいものを主なものとして掲げたということでありますね。

では、不納欠損に関することでありますけど、実際に各担当部局でもって、その債権の管理のやり方というのは全部違うと思うんですね。連帯保証人が

いたりとか、もしくは、ちゃんと督促を何日かやりなさいとかそういうルールが違うという中で、やむを得ずこの不納欠損で処理しなければいけないとき、これ決裁権限はどなたになるんですか。不能欠損を決めるときの、債権放棄の。教えてください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今の決裁規程について ちょっと確かなものではないですけれども、各部長 になっていると思います。その間で会計課ですとか、 総務部を合議していくという形になります。

**○高橋真委員** 分かりました。ありがとうございます。

その辺もしっかりチェックされているという認識 を持ちたいと思っております。要するに監査の視点 ですからね、あくまでも。

その中で今は債権の管理の在り方を監査委員の視点でお尋ねしておりますけど、沖縄県が債務者であった場合、要するに債権者がいた場合ですね、その債務というのは金額が決算書にはほとんど出てこないんですね。例えば多く取ってしまったから還付するとか、様々なそういう、要するに沖縄県が債務を負った、各担当課でこういう債務があると思うんですが表に出てこないんです、この数値。これは監査の対象とはなり得ませんか、お尋ねします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 各部局に対する定期監査におきましては、支出事務、契約事務等のほかに県税、手数料等に対する事務について、監査を実施しております。具体的には、徴収の根拠、金額の算定、還付金や過誤納付金の発生の理由、支払いの状況等について、関係書類や事務事業等の実態を調査して、併せて関係職員から説明を聴取するというふうな方法で実施しているところであります。実際に手数料の過誤納付について還付の案内をしていなかったなどの件について、指摘をした事例がございます。

**〇高橋真委員** ありがとうございます。

では、これは決算書とか別添の資料で議会にも提示をしていただくことは重要だと考えますか。監査 委員の御意見をお伺いします。要するにこの数字が 全く見えないんです。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 決算書の中の備考の欄で一部、注記をしているものはございます。例えば令和5年度決算書ですと61ページになりますけれども、収入済額のうちに過誤納金が含まれているというような注記が備考欄にございます。

- **〇高橋真委員** ありがとうございます。
  - 一部表記があるというのは理解はいたしますけど、

全てであります。要するに債務があるわけですから、 各担当課それぞれ債務を持っているわけで、その債 務をしっかりと県民とか関係機関に還付なり支払い なりをちゃんとやっている状況がチェックできるの かというところに不安があるので、それはしっかり と開示していくことは重要じゃないかと思っている わけです。今の現状では、もう監査をすり抜けると、 もう後は担当課任せになりますので、それが本当に 適切に扱われているかどうかというのは分からない 状況なんですよ。なので、この辺は監査委員として、 しっかりと議会とかに対して開示して、チェックを 仰ぐという体制のほうがいいのではないかと思って いるわけです。いかがでしょうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 決算書の作成につきましては、執行部のほうで作成するものであります。

監査といたしましては、先ほど申し上げたように、 定期監査の中でしっかりとそういった過誤納付等が 発生していないか、その取扱いがしっかり行われて いるかについては、確認をしていきたいと思ってお ります。

**○高橋真委員** ありがとうございました。

すみません、これは代表監査委員の権限ではないような気もいたしますので、ただ監査の中ではしっかりチェックしているんだということを確認させていただきたかったという意図でありました。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、瀬長美佐雄委員。 ○瀬長美佐雄委員 まず昨年度コロナが 5 類移行と なり、物価高騰対策に何次にもわたる補正もやった という行政対応でした。2023年度の決算に関して総 括的な評価と分析についてまず伺います。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 令和5年度の一般会計 の決算につきましては、歳入歳出ともに前年度を下 回ったところでございます。

その主な要因としましては、歳入については新型 コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減によ り国庫支出金が減少したことなどによるものであり ます。歳出は、同じく新型コロナウイルス感染症対 策関連事業実績減に伴い衛生費などが減少したこと によるものであります。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策に加えまして、物価や電気料金の高騰に対する経済対策に取り組んでおりまして、その財源として国の交付金や、財政調整基金の取崩しなどにより対応されたことが特徴であると考えております。

また財政運営につきましては、沖縄県は全国に比

べて実質公債費比率が低く、県債残高も減少傾向に あるなど、堅実な財政運営が行われている状況にあ ります。

一方で、財政力指数は九州平均を下回っていることや県税等の自主財源の割合が低いことなどから、引き続き産業振興による安定的な税源の涵養など、 歳入確保に向けた不断の取組が必要であると考えて おり、その旨の意見を述べさせていただいております。

○瀬長美佐雄委員 決算審査意見書の2ページから 5ページにかけてですが、毎年行財政運営や収入未 済額の縮減、あるいは不納欠損処理、事業執行、財 務に関する事務等に関する改善の指摘を行われてい るわけです。令和4年度の決算時に指摘したことが 改善されたのかどうか、改善が見られたと評価でき る点、あるいは改善が不十分だというような点では 具体的な指摘があるのかないのかを伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 決算審査意見書において述べました留意点についてですけれども、令和4年度の審査意見に対する取組改善状況を申し上げますと、まず収入未済額の縮減及び不納欠損処理につきましては、新たな収入未済の発生防止と効率的で実効性のある徴収を図るため、様々な方策を講ずるよう求めたところであります。様々な対策の成果もあり、収入未済額は前年度に比べ約3億6000万円、5.7%縮減をされております。

事業執行につきましては、繰越額、不用額の圧縮に努めるよう求めたところでありますが、令和5年度は繰越額が約117億円、13.7%の減少。不用額は21億5000万円、5.7%減少したところであります。

また財務に関する事務につきましては、沖縄県財務規則等に定められた手続によらない不適正なものが見られた旨の意見を述べましたが、その後の措置状況を確認したところ、法令等に基づきおおむね適正に是正をされております。

また最後に、昨年度は特別会計の決算につきまして、2つの特別会計で、いわゆる赤字決算になるという事案がございましたが、それに対しましては、今後は年度を通じた収支実績の確認作業を十分に行い、早い段階で歳入歳出を確定するなど、適切に対応していただきたい旨の意見を述べたところですが、令和5年度については適正に対応されているということを確認しております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 3ページの(2)収入未済額の 縮減及び不納欠損処理についての意見の中で、35行 目辺りに福祉制度の活用などを促していると。これは大事な観点だと思います。物価高で県民の暮らしも厳しい中で、そういった指摘をされているので、 実際にそういった対応が現場でなされているということの評価でいいんでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 県の債権につきましては、履行期限までに履行しないものがあるときは督促をしなければなりませんが、沖縄県債権管理条例第4条の規定によりまして、国や地方公共団体等が講ずる生活の安定に資するための支援等について情報を提供するよう努めるものとされております。そのため、滞納時には債務者の個々の実態把握に努めた上で福祉制度が活用できる状況となった場合には、それらの制度の活用を促すことで未収金の縮減等につなげていただきたいと考えております。

生活困窮者に対する対策としまして、生活困窮者 自立支援法の規定に基づき県及び11市が相談窓口を 置いて対応していると聞いております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 4ページの(3)事業執行については、資材の調達難や価格高騰等により事業の執行に影響があったというふうに記述がありまして、 具体的にどういうふうな影響が見られるのか。

入札不調も多かったとも聞いています。その件数 とか金額、あるいはその入札不調後、どういうふう な対応がされたのかという点で伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 入札の不調・不落については様々な部局で発生しておりますが、全体の件数等についてはちょっとこちらでは把握をしておりません。

ただ、土木建築部に状況を聞き取りをしたところでございますが、令和5年度につきましては、103件の不調・不落が発生したと聞いておりますが、そのうちの約半数の54件については、再度公告等で契約済みとなったとのことであります。その入札不調等の主な要因としましては、資材の高騰、技術者や作業員の不足等とのことでございました。また残りの契約できなかった分については、繰越しなどをして6年度に再度公告をして執行するということを検討しているということでございました。

○瀬長美佐雄委員 17ページ、歳出決算の性質別構成の中で見ますと、投資的経費の単独事業費が増えているとあります。その主な要因について伺います。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 投資的経費のうち単独 事業費は224億6500万円、前年度に比べて85億4200万 円増加をしております。増となった主な要因としま しては、まず県立農業大学校移転整備事業で33.3億円の増、公共施設マネジメント推進事業で8.9億円の増、また玉城青少年の家改築事業で6.8億円の増などとなっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 21ページに移ります。

個人県民税とか法人県民税が増えている要因については先ほど質疑がありましたので、県税の税収の推移について、10年前、5年前との比較、あるいは分析について伺います。

**○友利公子会計管理者** 令和5年度の県税収入は 1530億6019万7696円となっております。5年前の平 成30年度は1310億6772万2622円で、5年前と比較す ると219億9247万5074円の増となっております。10年 前の平成25年度は949億5833万3886円で、10年前と比 較をいたしますと581億186万3810円の増となってお ります。

県税収入は10年前からすると、コロナ特例による 徴収猶予などがあった令和2年度を除き、年々増加 傾向となっておりますが、詳細につきましては総務 部に確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 順調に伸びているというのがう かがえます。

国税への貢献という点では、これも10年前、5年 前との比較でどうなっているのかを伺います。

○友利公子会計管理者 先ほどの県税と同様、令和 5年度から5年前の平成30年度、10年前の平成25年 度と比較をいたしますけれども、沖縄国税事務所のホームページでは令和5年度分がまだ掲載されておりませんので、令和4年度との比較ということで御説明いたします。

令和4年度の徴収決定済額は4517億4778万1000円となっており、平成30年度の徴収決定済額3938億8898万6000円と比較すると578億5879万5000円の増となっております。同じく、平成25年度の徴収決定済額2859億8015万6000円と比較すると1657億6762万5000円の増となっております。国税の徴収決定済額も10年前からすると、年々増加傾向となっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

同じ21ページの表の中には、自動車税関係の税収 があります。これも右肩上がりという状況ですが、 それに対する状況、特徴的なものがあれば伺います。

○友利公子会計管理者 大変申し訳ありませんが、

自動車税の特徴という部分についてはこちらのほう で分析をしておりませんので、総務部のほうでお聞 きいただければと思います。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 分析というか、自動車税は金額的にも増えていると思います。その中に含まれている米軍関係の自動車税も含まれているかと思いますが、どんな状況なんでしょうか。

**○友利公子会計管理者** 令和5年度の定期賦課における米軍人軍属等の課税額は、3億3370万円と聞いております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 米軍関係の車両は課税率が県民 と違うと、優遇されているかと思いますが、そうい う意味でのこの制度的な中身とあわせて、県民並み の課税をすると、米軍関係の自動車税の歳入見込額 はどうなるのか伺います。

○友利公子会計管理者 総務部によりますと、令和5年度の定期賦課における米軍構成員の自動車税の調定額は3億3370万円で、これを地方税法に定める標準税率で課税をした場合の税額は、令和5年度については10億504万円になると聞いております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 本来は10億円入るというふうなことだと思います。復帰後、米軍関係自動車税の徴税が始まったと思います。遡れば、どれだけの金額の差額になるのか、県民並みの課税をしていればどれだけ徴収されたということになるのかを伺います。

○友利公子会計管理者 総務部によりますと、復帰後、昭和47年から令和5年度までの52年間の差額の累計額は、約318億5525万4000円になると聞いております。県条例を適用いたしますと425億2612万円とのことでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 これ日米地位協定の定めだ、日 米合同委員会で決定するものだと。ですから、これ は是正すれば、それだけ税収が増えるということに なります。これについて、是正を求めるというふう な要請をすべきだと思いますが、執行部はどういう 対応をされているのか伺います。

**○友利公子会計管理者** 取組について御説明いたします。

毎年8月頃に開催される渉外関係主要都道府県知 事連絡協議会、いわゆる渉外知事会を通して、当該 優遇制度を是正することを国に要望しているとのこ とです。また、県と基地所在市町村で構成されてい る沖縄県軍用地転用促進基地問題協議会、いわゆる 軍転協においても、日米地位協定の見直しについて 平成12年度以降、毎年国のほうに要請しているとの ことです。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 沖縄振興予算の関係について伺いますが、OIST、あるいは国直轄の事業を除いて、沖縄県が実質関わる予算について伺います。

**○友利公子会計管理者** 国直轄事業を除く沖縄振興 予算の推移につきましては、令和元年度が1716億円、 令和2年度が1710億円、令和3年度が1721億円、令 和4年度が1450億円、令和5年度が1442億円と伺っ ております。

沖縄振興予算に係る国の決算額につきましては、 申し訳ありません、把握しておりません。

○瀬長美佐雄委員 一括交付金、ソフト・ハードの それぞれについて執行率、あるいは繰越金、不用額 等々についてどんな状況なのか伺います。

○友利公子会計管理者 令和5年度における沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金につきまして、県と市町村合わせました国費ベースでの予算額は439億円、年度内執行額は391億円となっており、執行率は89.2%で、前年度85.8%と比べ3.4ポイント増加していると伺っております。繰越額は41億円となっており、前年度48億円と比べ7億円の減と伺っております。不用額は6億円となっており、前年度19億円と比べ13億円の減と伺っております。

次に、令和5年度における沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金については、国費ベースでの予算額が579億円、年度内執行額は381億円となっており、執行率は65.9%で、前年度72.2%と比べ6.3ポイント減少していると伺っております。繰越額は194億円となっており、前年度172億円と比べ22億円の増となっており、不用額は4億円で、前年度3億円と比べ1億円の増と伺っております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 一括交付金の全体額としての推 移がどうなってくるのかという点で伺いたいと思い ます。

**○友利公子会計管理者** 沖縄振興一括交付金の推移 について、当初予算ベースで申し上げます。

令和元年度が1093億円、令和2年度が1014億円、 令和3年度が981億円、令和4年度が763億円、令和 5年度が759億円と減少傾向が続いていると伺っております。

執行率については、国費ベースで令和元年度の年

度内執行額が1065億円で執行率は76.3%、同じく令和2年度は1019億円で77.1%、同じく令和3年度は932億円で73.6%、令和4年度は857億円で78.1%、令和5年度は773億円で75.9%の執行率と伺っております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 一括交付金は今のように減額されていますが、逆に県を通さないで市町村に国が直接交付する補助金が増えている傾向に見られますがどういう推移でしょうか。

**○友利公子会計管理者** 国が市町村へ直接交付する 補助金のうち沖縄振興特別推進交付金を補完し、市 町村や民間事業者が実施する事業への支援を行うこ とを目的とした沖縄振興特定事業推進費がございま すので、その数字で説明いたします。

沖縄振興特定事業推進費は令和元年度より開始されておりまして、その交付決定額については、令和元年度が34億円、令和2年度が50億円、令和3年度が74億5000万円、令和4年度が75億7000万円、令和5年度が80億5000万円と伺っております。

執行状況につきましては、国直轄の事業となりま すので把握しておりません。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 どうもありがとうございました。 沖縄振興予算と言われるゆえんは、この一括交付 金を創設した理由にもあると思いますが、沖縄県の 自立に向けた、自由度が高くて沖縄の独自性を保障 する仕組みということで創設されてきた。先ほど、 執行率も逆に右肩上がりで頑張ってきているのに、 全体としては減らされ、沖縄県は通さないで、市町 村に国が直接交付する特定推進費は右肩上がり、来 年度は100億円だというふうになっていて、この財政 措置の在り方を含めた検討が必要だと思うんですが、 独自性を保障する振興予算の意味合いについて、ど のようなことで創設されたのかというふうに、認識 として伺いたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 沖縄振興一括交付金に つきましては、今委員がおっしゃったように、沖縄 振興に資する事業を県と市町村が自主的な選択に基 づき実施できる制度として、創設されたものと認識 しております。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、当山勝利委員。 ○当山勝利委員 午前中、そして午後と質疑があったものに関しては、取り下げますのでよろしくお願いたします。

今通知させていただきました審査意見書2ページ

の自主財源について、まず2.8ポイント前年度より上回っている理由は午前中でありましたのでそれは取り下げます。この38.4%構成比というのは、九州平均に近くはなっているんですけれども、九州でどのぐらいの位置なのか、また全国で比較するとどうなるのか伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 令和5年度におけます本県の自主財源比率は、委員おっしゃるとおりに、38.4%でございます。他県については、まだ速報値ではございますけれども、九州8県中6番目に位置をしております。全国との比較では、これも速報値ですが、47都道府県中39番目の位置となっております。

以上でございます。

**〇当山勝利委員** ありがとうございます。了解いたしました。

あとですね、その2ページ後なんですが、経常収 支比率なんですけれども、こちらのほうは前年度と 比べると増えていますけれども、その要因について 伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 経常収支比率につきましては、人件費や扶助費、公債費などの経常的に支出される経費に地方税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源が、どの程度充当されているかを比率で示しております。比率が高いほど財政構造が硬直化しているということを示しております。

前年度より1.4ポイント上昇しておりますが、その主な要因は地方交付税や臨時財政対策債の減などによりまして、経常一般財源が前年度に比べて27億円余り減となったこと。また経常的経費に充当した一般財源が、補助費等や物件費が増加したことにより33億6800万円増となったことなどによるものであります。

以上です。

○当山勝利委員 今説明がありました義務的経費は、その前のページで少なくなってはいるんですけれども、それ以外の要因で増えてということで経常収支比率の改善がまだまだ見られませんということで、なかなか改善できないんですけれども、これも九州各県と比べるとまだ比率で言うと高い、硬直化しているということなんですが、ここら辺ちょっと監査の御意見を伺いたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 経常収支比率につきましては、全国的にも社会保障関係費が増加しておりまして、各県とも近年は高くなっている傾向にございます。比率が90%を超える県が約8割となってい

る状況にあります。

以上でございます。

#### 〇当山勝利委員 分かりました。

全国的に高くなっていますということなので、国 として何かそこら辺の手当てが必要かということな のか、それとも地方自治体としての努力が必要なの かというところはどのようにお思いでしょうか。

#### **〇渡嘉敷道夫代表監査委員** 失礼しました。

当然全国も高いからいいというわけではございませんで、引き続き沖縄県としても経費節減や効率的・効果的な事業執行及び適切な県債管理に努めること、また産業振興による安定的な税源の確保に向けた不断の取組が必要であると考えております。

# **〇当山勝利委員** ありがとうございます。

次に移ります。11ページ、繰越額及び不用額について伺います。

毎年ですね、先ほど質疑でありました前年と比べると減っていると。確かに減ってはいます。改善できることは改善できているというところもあるんですけれども、でも毎年多額の繰越額が発生しているということは、監査のほうも執行部に意見されていますし、毎度私も決算特別委員会に出るときはそういう質疑をさせていただいているのですが、それでもやはりなかなか改善できないということに対して、ちょっと所見を伺いたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 繰越しにつきましては、地方自治法で認められた制度でありますので、一定程度あることはやむを得ないものと思っております。しかしながら、事業効果の早期発現のためには、その額をなるべく前倒しをして減らすということが大事だと思っております。そのため、各部局においては先ほど申し上げたような繰越しへの承認を早めに得て、年度内執行を早めに行うですとか、あるいは工事の発注を早期に行うために、一部民間への委託を行うことなどの努力をしているところでございまして、監査としても引き続きその縮減の努力に努めていただきたいと考えております。

○当山勝利委員 私は繰越額が大きいと、次年度の 事業に支障を来たすのではないかなということでい つも質疑をしているつもりなんですが、特に農林水 産部、それから土木建築部の関係の繰越額が毎年多 いように感じます。所管する部門としては、監査意 見を出されているわけですから、どのような改善努 力をされているかということを説明されているのか 伺います。

〇渡嘉敷道夫代表監査委員 まず農林水産部農林水

産業費の繰越しにつきましては、その理由としては、 農家さんから圃場区画見直し等の要望があり、地元 調整や設計見直しに不測の日数を要したこと、また 国の経済対策関連で年度途中の補正予算の計上によ り、事業実施期間が短期間であったことなどが主な 要因であると説明を受けております。そのため、農 林水産部においては、執行率を改善するための対応 策としまして、執行段階で迅速な対応が重要である ことから、地区ごとに発注状況の確認などの進捗管 理をこれまで以上に徹底をして、事業実施困難地区 があれば実施執行可能地区への変更など、柔軟な対 応に取り組んでいるとのことであります。

また土木費につきましては、繰越しの理由としましては、関連する工事が遅れて本体工事でも完了が遅れたこと、用地の取得難航、国の経済対策関連での事業実施期間が短期間であったことなどが理由であると聞いております。そのため、土木建築部におきましては、先ほど申し上げたような対応、民間コンサルタントに工事設計書の作成業務を一部委託するなどのほか、公共事業執行土木事務所等会議を開催して、事業の執行状況、課題の共有、対応策の検討を部を上げて行っているというふうに聞いております。

以上です。

○当山勝利委員 毎年事案が違うかもしれないんですけれども、監査のほうもずっと継続的に何で繰越しが多いのかということをウオッチしていただいて、こういう改善努力ができるんじゃないかということも、引き続き監査の立場で1つの業務として取り上げてやっていらっしゃると思うんですけれども、ずっと時系列的に追って、何か根源があるのかというのを少し監査としてもやっていただきたいんですけれども、そこら辺もし答弁できるんだったらいただきたい。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今委員のおっしゃった 視点というのは大事なことだと思いますので、監査 としても部局から事情を聞きながら、監査としてで きることを対応してまいりたいと思います。

**〇当山勝利委員** よろしくお願いします。

同じ12ページの災害復旧費において、前年度と比べて19億5000万円繰越しが増となって、ちょっと大きい額だなと思って見ているんですけれども、どのような説明があったんでしょうか。

〇渡嘉敷道夫代表監査委員 対前年度増加額の大き いものを見てみますと、河川等災害復旧費が5億円 余り、漁業用施設災害復旧費が4億4000万円、それ から港湾災害復旧費が4億4000万円などとなっております。主な原因につきましては、昨年8月の台風6号によるものなど、年度途中の被災がありまして、それが年度末までに工期が確保できなかったことによるものであると説明を受けております。

**〇当山勝利委員** 分かりました。突然の災害の対応 ということで、そうなったということを理解いたし ました

次の13ページ、不用額なんですが、教育費の不用 が54億円とちょっと大きいなと思って見ているんで すが、どのような説明があったんでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 教育費の不用額が54億円でありますが、前年度に比べて27億円余り増加をしております。その不用につきましては、午前中にも御説明いたしましたが、主に退職手当の支給対象人数について見込みを大きく下回ったことによる執行残であると説明を受けております。教職員についてはかなり人数がたくさんいらっしゃいますので、今回の定年延長に伴って61歳に延長になるんですが、60歳を機に辞められる方がいるのではないかということで予算を不足のないように計上してあったのですが、その見込みよりも実際に退職された方が少なかったという説明を受けております。

**〇当山勝利委員** 分かりました。ありがとうございます。

母子父子寡婦福祉資金特別会計については、午前中で御答弁がありましたので、ここは取り下げます。 62ページの財産についてです。

まず財産については、これも監査の対象であるということで理解してよろしいでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 監査の対象になります。 ○当山勝利委員 分かりました。

土地が4万8949平米増えておりますが、そのうち公園用地ということで聞いております。どこの公園が増えたんでしょう。

〇渡嘉敷道夫代表監査委員 公有財産の土地については、公園用地に係る土地の購入により1万7559平米増加をしております。その内訳は4か所の公園がございますが、宮古広域公園が9146平米、中城公園が5699平米、平和祈念公園が2666平米、沖縄県総合運動公園が48平米となっております。

以上です。

**〇当山勝利委員** 分かりました。ありがとうございます。

無体財産権について伺います。

まず特許権ですけれども、特許料を自治体がやる

ということは可能だということを伺いました。実態的に、実際にはその特許料を得ているのかどうなのか、どういう案件で得ているのかを教えていただけますでしょうか。

〇渡嘉敷道夫代表監査委員 特許権による財産収入 としましては、令和5年度は3件ございまして、合 計13万1698円となっております。農林水産部で2件、 商工労働部で1件となっております。

以上でございます。

**〇当山勝利委員** もう一つ、育成者権というのもありますけれども、まず沖縄県の持っている育成者権というのはどういうものがあるのか、概要でいいので教えてください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 育成者権につきましては、畜産関係で牧草、水産関係でモズク、農業関係でパインアップル、サトウキビ、菊などとなっております。

以上です。

**〇当山勝利委員** この育成者権というのは、権利を 持っているということは、これを使うというときに 権利料が発生するとかはありますか。使いたいので、 その権利料を支払ってくださいみたいな。使用料っ て言ったらいいのかな。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 育成者権につきまして も利用料を得ることができるとなっておりまして、 令和5年度におきましては14万2000円、農業研究セ ンター、畜産研究センターでの財産収入がございま す。

○当山勝利委員 権利というのはやはり管理が必要なんですよね。例えば先ほど特許料が3件で13万円が適正なのかとか、この育成者権についてもその支払いというのがまず適正なのか、それから、この権利は適正に管理──許可も得ないで使われていないかとか、そういう管理をすることがとても重要だと思うんですけれども、そこの管理も当然権利を持っている部署が管理すべきなんですけれども、それが管理できているかどうかということ自体も、監査のほうできちんとチェックしなきゃいけないと思うんですよね、監査対象だから。そこら辺はどのようにお考えですか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 財産管理につきまして も監査の対象となっておりますので、適正に対応し てまいりたいと思います。

**〇当山勝利委員** ぜひよろしくお願いします。 以上で終わります。

〇西銘啓史郎委員長 以上で、会計管理者及び代表

監査委員に対する質疑を終結いたします。

説明の皆さん、大変御苦労さまでした。 休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

# **〇西銘啓史郎委員長** 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。 次回は、10月30日水曜日午前10時から委員会を開 きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。 本日の委員会は、これをもって散会いたします。 沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 西 銘 啓史郎

# 令和6年第3回 沖縄県議会(定例会) 閉会中継続審査

# 総務企画委員会記録(第1号)

#### 開会の日時、場所

年月日 令和6年10月24日(木曜日)

開 会午前10時4分散 会午後5時20分場 所第7委員会室

#### 本日の委員会に付した事件

1 令 和 6 年 令和 5 年度沖縄県一般会計決算 第 3 回議会 の認定について(知事公室、総 認定第 1 号 務部及び公安委員会所管分)

2 令 和 6 年 令和5年度沖縄県所有者不明土 第3回議会 地管理特別会計決算の認定につ 認定第7号 いて

3 令和6年 令和5年度沖縄県公債管理特別 第3回議会 会計決算の認定について 認定第19号

#### 出席委員

委員長 西 銘 啓史郎 副委員長 高 橋 真 委 員 宮 里. 洋 史 徳 田将 仁 尻 忠 明 宏 呉 屋 島 袋 大 幸喜 愛 島 照屋大河 仲宗根 悟 渡久地 修 当山勝 利 大 田 守

#### 欠席委員

なし

#### 説明した者の職・氏名

知 事 公 政 仁 室 長 溜 基地対策課長 長 嶺 元 裕 陽 防災危機管理課長 屋 照 辺 野 古 新 基 堂 徳 明 松 建設問題対策課長 平和 · 地域外交推進課長 玉 元 宏一朗 平和 • 地域外交 Ш 満 孝 幸 推進課 副参 総 務 部 長 宮城 嗣 吉

参事兼総務私学課長 山内昌 満 財 政 課 長 真栄田 義 税 務 課 長 平 良 友 弘 管 財 課 長 祝嶺 浩 之 之 察 本 部 長 鎌 谷 陽 警 務 長 中 真実 部  $\blacksquare$ 会 計 課 長 井 上 毅 生 活 安 全 部 長 島尻 哲 也 刑 事 部 安 里 進 長 組織犯罪対策課長 砂邊 健 仁 交通部交通規制課長 伊 集 守 隆

**〇西銘啓史郎委員長** ただいまから総務企画委員会 を開会いたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び 警察本部長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和6年第3回議会認定第1号、同認定第7号及び同認定第19号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

まず初めに、総務部長から総務部関係決算事項の 概要説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

**○宮城嗣吉総務部長** 委員の皆さん、おはようございます。

総務部でございます。審査のほど、よろしくお願 いいたします。

令和5年度総務部所管の一般会計並びに所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算について、ただいまタブレットで通知させていただきました令和5年度歳入歳出決算説明資料に基づいて御説明申し上げます。

説明の都合上、ページを前後いたしますが、あらかじめ御了承ください。

1ページを御覧ください。

それでは総務部所管の歳入総額について御説明申 し上げます。

総務部計の行、予算現額(A)の欄6354億7851万 1740円、調定額(B)の欄6169億3111万9813円、収 入済額(C)の欄6147億1582万1627円、うち過誤納 金1億9012万4291円、不納欠損額(D)の欄1億6628万8281円、収入未済額(E)の欄22億3913万4196円となっております。調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.6%となります。

2ページを御覧ください。

総務部所管の歳出総額について御説明申し上げます。

総務部計の行、予算現額(A)の欄2615億2249万1000円に対し、支出済額(B)の欄2587億7460万8800円、翌年度繰越額(C)の欄10億8343万900円、不用額16億6445万1300円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は98.9%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申 し上げます。

3ページを御覧ください。

一般会計の歳入決算の概要について御説明いたします。

総務部所管分の合計額は、予算現額(A)の欄5486億3492万740円、調定額(B)の欄5300億6532万2754円、収入済額(C)の欄5278億6182万1732円、うち過誤納金1億9012万4291円、不納欠損額(D)の欄1億6628万8281円、収入未済額(E)の欄22億2733万7032円、収入比率は99.6%となっております。

収入済額(C)の欄の主なものが、4行目の(款) 県税1530億6019万7696円、5ページに飛びまして、 19行目の(款)地方交付税2345億8258万7000円であります。

戻りまして3ページを御覧ください。

収入済額のうち、過誤納金の主なものが、4行目の(款) 県税1億8996万7025円であります。過誤納金の主な理由としては、県税に係る減額更正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理ができない分であります。

不納欠損額(D)の欄の主なものは、同じく4行目の(款)県税1億4582万7994円であります。その主なものは、5行目の(項)県民税9953万2930円、4ページに飛びまして、3行目の(項)軽油引取税3693万2808円となっております。不納欠損の主な理由としては、滞納処分できる財産がない、滞納者の所在不明等の理由により、関係法令に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

3ページに戻っていただきまして、収入未済額 (E)の欄の主なものは、4行目の(款)県税20億 9380万4383円であります。その主なものは、5行目 の(項)県民税15億4439万5414円、9行目の(項) 事業税2億5646万7122円、15行目の(項)不動産取得税1億7769万3069円となっております。収入未済額の主な要因としては、県税の納税者の収入の減、失業、疾病などによる経済的理由や法人の経営不振による資金難、倒産による滞納、猶予制度の適用などによるものです。

6ページを御覧ください。

17行目の(款)財産収入の収入未済額4563万4886円は、19行目の(目)財産貸付収入で生じており、その主な要因は、県有地の借地人の病気や事業不振による収入の減などの経済的理由によるものであります。

7ページを御覧ください。

15行目の(款)諸収入の収入未済額8785万7681円の主なものは、8ページに飛びまして、4行目の(目)違約金及び延納利息3715万2426円で、その主な要因は、財産貸付収入と同じく、借地人の病気や事業不振等、主に経済的理由によるものであります。

9ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管分の合計額は予算現額(A)の欄1746億7890万円に対し、支出済額(B)の欄1721億1246万3796円、翌年度繰越額(C)の欄10億8343万900円、不用額14億8300万5304円、執行率は98.5%となっております。

繰越額(C)の欄につきましては、4行目の(款) 総務費、10行目の(目)財産管理費における2事業 において明許繰越として計上しているものでありま す。

明許繰越をした2つの事業の繰越しの理由としまして、公共施設マネジメント推進事業において、資材の納入遅れや、改修を要する箇所が想定よりも多く、設計または工事に時間を要したためであります。 庁舎維持管理費においては、当初計画の変更や関係機関等との協議に時間を要したため、それぞれ年度内に完了することが困難になったことによるものであります。

次に、右から2つ目の欄の不用額について、その 主なものを(款)ごとに御説明申し上げます。

4行目の(款)総務費の不用額12億923万5198円は、 主に12行目の(目)諸費における高等学校等就学支 援金の支給実績が見込みを下回ったこと等により不 用が生じたものであります。

10ページを御覧ください。

1行目の(款)公債費の不用額940万9203円は、主

に5行目の(目)公債諸費の役務費や旅費の執行残 による不用であります。

7行目の(款)諸支出金の不用額1億4586万5903円は、主に次の11ページ22行目の(目)法人事業税交付金において、その原資となる法人事業税の県の税収が見込みより少なく、市町村への交付すべき金額が減少したことによる不用であります。

12ページを御覧ください。

(款)予備費の不用額1億1849万5000円は、年度 内の緊急支出に充用したものの残額であります。

以上が令和5年度一般会計における総務部の決算 概要でございます。

引き続き特別会計の決算概要について御説明申し 上げます。

13ページを御覧ください。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し 上げます。

当会計は、沖縄戦で公図及び公簿類の喪失に起因する所有者不明土地を県が管理及び調査するための特別会計であります。

まず歳入決算の概要について御説明いたします。

合計で予算現額(A)の欄1億9616万円、調定額(B)の欄2億2139万121円、収入済額(C)の欄2億959万2957円、収入未済額(E)の欄1179万7164円となっております。

収入未済額の主なものは、12行目の(款)諸収入 599万7684円で、借地人の病気や事業不振による収入 の減などの経済的理由によるものであります。

14ページを御覧ください。

次に、歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

合計で予算現額(A)の欄1億9616万円に対し、 支出済額(B)の欄1773万8066円、不用額1億7842万 1934円となっております。不用額の主なものは、10行 目の県が管理する所有者不明土地において、災害等 不測の事態が発生した場合の緊急対応に用いる経費 である予備費の支出がなかったことによるものであ ります。

15ページを御覧ください。

公債管理特別会計について御説明申し上げます。 当会計は、県債の元金償還及び利子支払、借換債 の発行等、公債費に関する収支を一般会計と区別し て管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について、御説明申し上げます。

合計で予算現額 (A) の欄866億4743万1000円、調

定額(B)の欄及び収入済額(C)の欄は同額で866億4440万6938円となっております。

16ページを御覧ください。

歳出決算の概要について御説明いたします。

合計で予算現額(A)の欄866億4743万1000円に対し、支出済額(B)の欄866億4440万6938円、不用額302万4062円となっております。不用額の主なものは、8行目の(目)公債諸費の225万円で、役務費で証券発行の際の登録手数料が不要になったことや、償還金、利子及び割引料で証券の割引発行に備えたものの額面と同額発行になったことによる不用であります。

以上が総務部所管の一般会計及び特別会計の令和 5年度歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際に その旨を発言するものとし、明10月25日、本委員会 の質疑終了後に、改めてその理由の説明を求めるこ とにいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括 質疑を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞 きたいのか確認しますので、簡潔に説明するように お願いします。

その後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算 特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑、答弁に当たってはその都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡等の確認)

〇西銘啓史郎委員長 再開いたします。

それでは、これより直ちに総務部関係決算事項に 対する質疑を行います。

徳田将仁委員。

**○徳田将仁委員** それでは、総務部に1点だけ質問 させていただきます。

今、説明があったんですけれど、事業名が公共施設マネジメント推進事業。やはり何か資材が調達で

きなかったとか、いろいろ変更があったとかあると 思うんですけれど、この事業自体の当初予算が36億 とやっぱり大きな金額でありますから、その中で不 用額も含めて、翌年度繰越しが10億を超えていると いうことで、事業費の3割5分、3割以上の額を繰 越しているんですけれど。やはり沖縄県の施設でも、 当初でも63施設を予定していたのが71施設に広がっ たということで、公共施設も、やはりまだまだ緊急 的に修繕しないといけないところとか本当に多いと 思うんですね。そういったところがある中で、3割 5分を超える繰越しというのは、やはりどうしても、 この事業者たちも施設も含めてですけれど、もう事 業執行を速やかにきれいに、年度年度しっかりでき るように努めてほしいんですけれど、答弁ください。

# **〇祝嶺浩之管財課長** お答えいたします。

委員おっしゃる公共施設マネジメント推進事業では、県有施設の改修等に係る予算を全庁的に一括して優先順位をつけ、効率的な改修維持管理を行っているところではございます。

令和5年度においても計画的な事業執行に努めたところなんですけれども、外壁改修等の工事で補修箇所が増加となって、工期延長となったようなものが5施設、それから資材、機器の需要逼迫による納期遅延のための工期延長が3施設、入札不調により工事進捗が進まなかった施設が1施設あって、先ほど委員がおっしゃったとおり、繰越額が10億円余りとなっております。結果的に執行率が65.1%になっております。

いずれも当初計画では見込めなかった事由により 繰り越したものではあるんですけれども、不測の事 態にも対応できるように、引き続き余裕を持った工 期設定及び年度早期の発注を進めてまいりたいと考 えております。

以上です。

○徳田将仁委員 不用も繰越しも合わせて13億近い お金が使われていないわけですから、沖縄県内の経 済を回すという意味でも、この公共物をしっかり守 るという意味でも13億をしっかり使って、次年度も また組んで、しっかりと計画的にやってほしいなと 思います。

以上です。

- **〇西銘啓史郎委員長** 宮里洋史委員。
- **〇宮里洋史委員** よろしくお願いします。

昨日も質疑したんですけれども、県債残高については、沖縄県は九州8県の中で一番低く、そして割合的にも大分抑えられていて、代表監査の方のお話

を伺うと一定評価しているというお話がありました。

一方で、全国市町村は臨時財政対策債の借換えを 行って、都道府県の財源にしているんだろうと見ら れる部分もあるんですけれども、沖縄県が借換えを しなかった理由についてお聞きしたいと思います。

#### ○真栄田義泰財政課長 お答えします。

沖縄県のほうも、借換債を借換えて対応している ところであります。これまで県の必要な財政需要に ついては、これまであらゆる依存財源とか、自主財 源も含めて、さらにこの借換債の財源も含めて検討 して、あらゆる財源で対応して、これまでの財政需 要のニーズに応えてきているところです。

○宮里洋史委員 先ほど総務の概要説明の中で、令和5年度は860億の返済を行ったと書いておりました。それを返済をして、さらに追加で借入れもしていると思います。毎年その行ったり来たりがあると思うんですけれども。令和5年、令和4年を比べると300億ぐらい、200億ぐらいですかね。300億近く臨時財政対策債が減っております。

私が聞きたいのは、この860億のうち、再度借入れ をして、返済を遅らせることができる借入れは幾ら あったのかお聞きしたいです。

- 〇真栄田義泰財政課長 令和5年度の一般会計における借換え対象額、借換えのできる対象起債は約375億ありました。そのうち実際に借換えを発行したのが215億、借換えを抑制した分は約160億となっております。
- **○宮里洋史委員** 今の答弁ですと、令和5年度160億 円は返済しなくても、繰延べできたということで理 解してよろしいですね。
- ○真栄田義泰財政課長 はい、そのとおりです。
- ○宮里洋史委員 以上です。
- 〇西銘啓史郎委員長 島尻忠明委員。
- ○島尻忠明委員 主要施策の26ページ、防災危機管理センターの件なんですけれど。これ前回も総務企画委員会におりましたので、粘り強く質問をしたんですけれど、これはもう前回も、質問取りの際にもお話をしたんですが。まあ、進んでいるんですけれど。私が申し上げているのは、やはり防災危機管理センター、今般いろんなところで、いろんな地域で思いがけないような、我々が予測できないような災害が起きておりますので、私はやはり本庁とは別でどうなのか、またヘリはできるのかという話をさせていただきましたが、その辺は何も進んでないということで理解していいですか。
- **〇祝嶺浩之管財課長** お答えいたします。

まず、ヘリポートの件なんですけれども、すみません以前にも答弁したと思います。行政棟と警察棟に囲まれておりまして、ヘリコプターが安全に離着するために必要な制限表面を確保するのが困難であったということがございます。それから、こちらに建設するに至った経緯については、やはり災害発生時に災害対策本部として、県庁の各部局が連携して効率よく一体的に対応する必要がございます。そのため、知事や関係職員が迅速に参集できる場所が望ましいこと、津波による浸水予想図では津波到達の範囲外であること、地盤の液状化のおそれのない場所であることを踏まえ、本庁舎駐輪場付近と選定したところでございます。

以上です。

〇島尻忠明委員 ただ、やはり行政棟との距離のお話もしたんですけれど、皆さん、ここの中にも課題として、やはり狭隘な場所なんですよね。前回ちょっと場所も見せてもらったんですけれど。ただ、危機管理センターはやはり別の場所で、やっぱり万が一、そこで何か災害があると2つ終わりですよ。

皆さんは海抜も大丈夫とか、地盤もと言うんです けれど、保証できますか。

**〇祝嶺浩之管財課長** 委員おっしゃるとおり、今、 能登半島沖地震などのような想定外の地震災害が続いていることを踏まえますと、やはりいろんなこと を想定しながら対応していかないといけないとは感じております。

一方で、本庁舎でも、例えば地下にある発電機や電気室というのは、やはり津波の際に浸水のおそれもあることから、今回の防災危機管理センターの5階にかさ上げして新設する予定であります。そういったこともあって、近接した場所への設置になっております。

ただ、こういった状況が続いておりますので、行 政機能とか、災害対策機能が損なわれた際の対応の ほか、万が一被災しても、被災による影響をいかに して軽減できるかというようなことを、引き続き関 係部局等と意見交換を進めていきたいと考えており ます。

以上です。

**〇島尻忠明委員** 最後になりますが、これ狭隘で作業するのにも錯綜するとかいろんなこと書いてありますので、災害が来たときはもっと混乱すると思うんですよ。ですから、それもいいんですけれど、私が言っているのは別のところにも、やっぱり災害に2段階でも3段階でも構えないと。県庁があってす

ぐ横につないで造るんでしょう。中でそんな補助的 に見たような感じで、やっぱり独立してやったほう が県民のためにもいいのかなと思いますので、その 辺についていかがですか。

○祝嶺浩之管財課長 再三、委員とも議論させていただいております。こういったリスクといいますか、そういったものの分散、そういった観点も含めて、防災を所管している関係部局とも、これからも引き続き議論していきたいと思います。

以上です。

**〇島尻忠明委員** ぜひ県庁もあるし、議会棟もある し、後ろには防災センターを造って、その後ろにま た県警もありますので、万が一この一帯が、やはり 災害は誰も予測できないわけです、特に最近は。

ぜひその辺も考慮して、いろいろとまた考えて県 民の安全のためにやっていただきたいと思います。

- ○宮城嗣吉総務部長 委員が問題提起しておりますように、不測の事態にどう備えるかということで、本庁舎の代替施設としての南部合庁であったりとか、あと那覇市とも災害協定を結んでいて、お互いの施設を活用するというようなことも進めておりますけれども、またさらにまだ近いんじゃないかという意見もあるのかもしれませんので、指摘がありましたように、被災による影響をいかにして軽減できるのかという観点については、関係部局と意見交換を進めながら、いろんな方策を模索していきたいと考えております。
- 〇島尻忠明委員 以上です。
- 〇西銘啓史郎委員長 島袋大委員。
- ○島袋大委員 ないです。
- 〇西銘啓史郎委員長 次に呉屋宏委員。
- ○呉屋宏委員 それでは、私は主要施策のほうから 聞かせていただきたいと思いますので33ページ。私 立学校等教育振興費というのですが、この事業は何 の補助ですか。
- 〇山内昌満参事兼総務私学課長 私立学校等教育振 興費につきましては、私立学校及び専修学校各種学 校等の健全な発展を図るとともに、教育内容の充実 を期すために必要な経費としまして、こちらの事項 の中には8つの事業がひもづいております。

内容につきましては、私立学校の運営費補助、いわゆる一般補助と呼んでいるもの。それから教職員の共済事業の補助金、教職員の退職金掛金の補助金、それから魅力ある私立学校づくり推進事業費補助、いわゆる特別補助。そのほか私立高等学校等の授業料軽減費補助金等々、残り4事業合わせまして、8つ

の事業をまとめた事項になっております。 以上です。

**〇呉屋宏委員** 私はかねてから、総務部に教育部門 があるのが、本当にいいのかというのが前から引っ かかっているんですよ。

これ皆さん、本当に総務が、この私学の中身に突っ 込んで指導したり、いろんなことをやっているんで すか。

〇山内昌満参事兼総務私学課長 私立学校のほうに ついて所管のお話ですけれど、所管につきましては 学校教育法の第4条のほうで、知事は私立の幼稚園 ・小学校・中学校・高等学校等の設置廃止の認可を 行うことということで、学校教育法で規定がされて おります。

それから私立学校法第4条の規定によりまして、 知事は私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学 校及び私立専修学校及び私立各種学校の所轄庁とし て規定があります。あと地方教育行政の組織及び運 営に関する法律第22条で、知事は私立学校を管理し 及び執行すると規定されております。

これらの学校教育法、私立学校法、地教行法の規 定によりまして、私立については知事部で所管する ということになっておりまして、それに基づいて総 務部が所管しております。

以上です。

**〇呉屋宏委員** 今の説明だと、教育部門を1つに集 約することはできないということで、僕は聞こえる んだけれどそれでいいの。

〇山内昌満参事兼総務私学課長 教育委員会との関係で、規定としましては、地方自治法の第180条の2で、地方公共団体の長と教育委員会が協議を行うことで、その事務を補助執行または事務委任することができるという規定はございます。他県でもその規定でやっている例、あるいは一度、教育委員会のほうに事務執行という形で移したんですけれど、また知事部に戻して、知事部のほうで所管しているという例もあるというのは承知しております。

以上です。

〇西銘啓史郎委員長 休憩します。

(休憩中に、呉屋委員から、質疑の趣旨は、教育委員会に一元化できるのかである旨の発言があった。)

〇西銘啓史郎委員長 再開します。

山内昌満参事兼総務私学課長。

〇山内昌満参事兼総務私学課長 そこは、地方自治 法上の規定で、教育委員会へ一元化できます。 沖縄県におきましては、これについては部等設置 条例のほうで、学事に関する事項については総務部 が所管するという規定がありまして、沖縄県では総 務部が所管するということで規定されております。 以上です。

〇呉屋宏委員 じゃ、法律上はできるけれど、皆さんがやっていないということで理解していいですね。 〇山内昌満参事兼総務私学課長 沖縄県の部等設置 条例によりまして、総務部が所管するという規定になっております。

以上です。

**〇呉屋宏委員** この総務部の私学課に、教育の専門 家というのは何名いるの。

**〇山内昌満参事兼総務私学課長** 専門家というところで例えば教育主事とか、そういう教育職という職員は、総務私学課には在籍しておりません。

以上です。

**〇呉屋宏委員** 在籍しないで私学を統括するという のはおかしくない。

〇山内昌満参事兼総務私学課長 この法令に基づきまして知事が所管するというところでありますが、一方で地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、知事は私立学校に関する事務を管理し及び執行するに当たり、必要と認めるときは当該都道府県の委員会、こちら教育委員会のほうに対し、学校教育に関する専門的事項について、助言または援助を求めることができると規定が置かれております。

これにつきまして、沖縄県におきましても、常時、 教育委員会のほうとも連携協力し、教育に関する事 務を円滑に執行するよう努めているところです。

以上です。

〇呉屋宏委員 もう最後に締めますけれども、私はこれ、かねてから非常に問題視をしています。そして今の小学校、中学校も全て公務員でやっているということ自体も、私は考え直すべきではないのか。もう復帰52年になって、今の教育がそのまま踏襲するだけで、全然進歩がないというようなこの教育の在り方、それと難関大学だとか、あるいはそういう有名な大学に子どもたちをどんどん送っていける体制というのは、今の公務員でやれる体制では僕はないと思っている。この件については今質疑をしたとおり、ここで決められる話ではありませんから、知事に対して、この要調査として総括質疑に上げてもらいたいなと思っています。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明10月25日、委員会の質疑終了後に協議いたします。よろしいでしょうか。では、質疑を続けたいと思います。

幸喜愛委員。

- ○幸喜愛委員 総務部へはなしです。
- 〇西銘啓史郎委員長 次に照屋大河委員。
- **〇照屋大河委員** 質問はありません。
- 〇西銘啓史郎委員長 続きまして、仲宗根悟委員。
- **〇仲宗根悟委員** よろしくお願いします。

歳入歳出決算説明資料の所有者不明土地管理の特別会計の14ページなんですが、よろしいでしょうかね。当初予算が3043万1000円かな。執行率が58.3%ということなんですけれども、この土地の管理業務というのはどういった内容なのか、説明をお願いします。

○祝嶺浩之管財課長 所有者不明土地管理費につきましては、沖縄戦で公図等が失われた土地を、今この特会で管理しております。この特会を管理するに当たりましては、やはり例年の、草が生い茂ったりするところの除草であったり、また、なかなかパトロールが行き届かない場合にあっては、不法占有者が出てしまったりというようなおそれもありますので、そういった管理に係る人件費とか、旅費とか、そういったものに要する経費でございます。

以上です。

○仲宗根悟委員 それで主要施策の27ページかな。 そこに記載があります実績として1505筆の管理を 行っていますよと。そのうち3件、32筆については 改正民法による所有者不明土地管理制度の活用によ り、管理解除につながりましたと書かれているんで すが、こちらはどういった内容なのか教えていただ けないですか。何で解除になったのか。

○祝嶺浩之管財課長 こちらは所有者不明関連法の一つである改正民法により、新しく創設され施行された制度でございます。こちらでは、現在、沖縄県が管理しているところを裁判所が新しい管理人を選任することによって、沖縄県の管理が解除されるというようなところでございます。

以上です。

**〇仲宗根悟委員** ということは、1505筆から解除になった32筆を引くと、次年度からはその差の筆が管理対象になるということで理解していいのかな。

○祝嶺浩之管財課長 そのとおりでございます。 差引き1473筆の管理になります。 以上です。 ○仲宗根悟委員 この主要施策の課題ですとか効果の内容を読みますと、もちろん、預かっている土地なわけですよね。相続だとかあるいは所有者が名乗り出たときに、しっかり名乗り出た方で間違いないんだというようなことで、返していただくというんでしょうか、そういうことだろうと思うんですけれども。これってどう言ったらいいのか、年間にどのぐらいのケースで、そういった名乗り出て、裁判によって所有者が判明するというケースというのかな、そういうのはどうなんでしょう、年間に幾らかあるんですか。この32件もその類い、32筆。

○祝嶺浩之管財課長 大きく分けまして、この管理を解除する事由としましては、訴訟判決によるもの、それから、所有権の確認が名乗り出た方からの資料等に基づいて完全に判明できた場合であるとか、そういったものが大きく2つ大別されます。今、32筆のものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和5年から施行されているもので、新しく管理解除の要件となってきているものでございます。

これまでの訴訟判決による解除につきましては、 平成27年度に、訴訟判決により真の所有者に返還した5筆を最後に、返還による管理解除は今ないところです。

やはり年月がたつに従って、なかなかそういった 申し入れる方も少なくなっている、また証明できる ような資料もなかなか見つからないといった現状に ございます。

以上です。

〇仲宗根悟委員 申し出る方々もそういないと。課題として戦後79年余りが経過をしていて、真の所有者を探し出そうにも、さらに困難になっていますよと結んでいるんですけれども。将来にわたってこういった所有者不明土地を、県としてどうしたいのかということで事業の目的、内容を見ますと、県民の財産としての有効活用に配慮するよう国に求めているんだというようなことで結んでいるんですけれども、私自身もそういうふうに活用したほうが、まだ所有者がいないわけですから、名乗り出ないわけですから、これは国に制度をつくっていただいてでも、そういった解決の方向を見いだす必要があるのかなと思うんですが、その辺については、部長、どういうふうにお考えなんでしょうか。

**○宮城嗣吉総務部長** 沖縄戦に起因する所有者不明 土地の管理、処分についての戦後処理問題として、 国の責任において解決すべき問題と考えております。 沖縄県としましては所有者不明土地に関する法律等 について、国と共同して研究を進めるとともに、抜本的な解決という部分については、やはり今は管理権限しかないというところがありますので、県民の貴重な財産として、有効活用させてほしいという抜本的な解決という実現に向けて、国に対して要請をしているということではございます。沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の附則のほうで、政府は所有者不明土地に起因する問題を解決するために、速やかにその実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするということを強調しつつ、新たな制度の創設ということを強調しつつ、新たな制度の創設ということを国と協働しつつ、共同して研究しつつ、その実現に向けて要請を繰り返していきたいと思っています。

**〇仲宗根悟委員** 事業開始年度が、もちろんこれは 復帰の年からずっとつないできた事業なわけですよ ね。おっしゃるように、しっかりと国がこういう姿 勢を示していただいて、有効活用にできるだけ近づ けるような取組というんでしょうか、あってほしい ものだというふうに思います。

以上で終わります。

- 〇西銘啓史郎委員長 次に高橋真委員。
- **〇高橋真委員** よろしくお願いいたします。

令和5年度主要施策の成果に関する報告書より 26ページ、防災危機管理センター棟(仮称)整備事業(継続)についてお尋ねをしたいと考えております。

当初予算額が約7億4200万、決算額が7500万と大幅に内容が変わっておりますけれど、この事業の内容が変わったのはいつの時点で、また補正減をしていったのか、この事業の成果についてお尋ねをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

**〇祝嶺浩之管財課長** お答えいたします。

防災危機管理センターは、全庁的に対応するような危機の発生時において、対策本部等を迅速に立ち上げるための施設として設置を進めてきたところでございます。

しかしながら、令和5年度に実施設計を終えて、 試しに試掘をしたところ、文化財調査が出てきたの が、判明したのが令和5年10月になっております。 それを踏まえて、5年度の議会に上げて、補正減を したというところになっております。

以上です。

○高橋真委員 分かりました。

では、この埋蔵文化財というものの調査に関しては、どれぐらいのスキームでもって、また、この本計画がどれぐらい後ろにずれたのか、その見通しについてお伺いいたします。

**〇祝嶺浩之管財課長** お答えいたします。

本年5月から埋蔵文化財調査に着手しております。 今、こちらについては県教育庁のほうで鋭意進めて いるところでございますが、来年の令和7年の半ば ぐらいまで調査はかかるであろうという現時点での 見込みではございます。

今後は、令和7年度11月頃に建築本体工事に着手して、令和9年度中の供用開始を今、目指しているところでございます。遅れた期間については、現時点では1年半程度と考えております。

以上です。

**〇高橋真委員** ありがとうございます。

ということは、この埋蔵文化発掘の状況によっては、もっと後ろにずれる可能性もあるんだということでありますか。

**〇祝嶺浩之管財課長** この辺りにつきましては、教育庁の文化財課と埋蔵文化財センターとまめにやり取りをしているところでございますので、場合によっては、そういったケースが出てくる場合もあろうかとは思います。

以上です。

- **○高橋真委員** では、令和5年度に作成されました 実施計画の内容も、後段にずれていくのであれば、 これもまた変更が想定されているということで理解 してよろしいでしょうか。
- ○祝嶺浩之管財課長 実施設計自体は一旦作成して おりますので、中の施設の機能であるとか、何階に どういった部屋があるとか、そういったものについ ては今、変更は生じないだろうと考えております。 以上です。
- ○高橋真委員 その実施設計に基づいて工事発注をかけると思うんですが、そういう工事の単価とかは、その時勢によって変わってくると思うんですね。だから、そういった内容もどんどん変わっていくようなイメージを持っているんですけれど、いかがでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長 委員おっしゃるとおりで、実施設計を終えた段階から、今回、埋蔵文化財調査が入って、1年半ぐらいの時期がたちますので、やはりそこで一旦また修正設計であるとか、そういったものを入れる必要があると思っています。その結果によって、額であるとか、そういったものが変動す

る可能性はあると考えております。 以上です。

#### **〇高橋真委員** ありがとうございます。

では、時間がたつということは、ある意味、急いで整備されているところでは、求められていることではあると思うんですけれど、ただ、その時々の知見であったり、調査内容であったり、やっぱり最新の、沖縄県らしい危機管理センターを造っていくべきだなと思うんですよ。やっぱりその間に出てきた意見とかも反映はされていくものなのか、それもお尋ねしたいと思います。

**〇祝嶺浩之管財課長** 委員おっしゃるとおり、その 修正設計を入れる間に、実際、またいろんな災害が 起きてきております。

今年に入っても能登半島沖がございましたので、 そういった状況も見ながら、どういったものが必要 であるのかとか、そういったものについてはまた修 正設計の段階で、また改めて検討する余地はあるか と思います。

以上です。

#### **〇高橋真委員** ありがとうございます。

では、歳入歳出決算説明の中から、決算について、 総務部全体にお尋ねをしたいと思います。一般会計、 特別会計を持っていらっしゃるので、どちらの部署 に聞いていいのか分からないので、一応、お尋ねし たいと思います。総務部全体にお尋ねしたいと思っ ています。

昨日、代表監査委員との質疑のやり取りの中で判明したんですが、この決算の内容の中に、沖縄県側が持っている債務の額が反映をされていないんだという指摘をさせていただきました。いわゆる債権は様々な方法で、厳格に管理をされておると思うんですけれど、県側が、いわゆる還付金であったり、過誤納金で、県民に、いわゆる返さなければいけないお金を持っている予算というのが、決算額だが、決算書を見ても反映がされていないわけなんですね。

そこで、お尋ねをしたいんですけれど、総務部所 管の一般会計、特別会計で、今債務はありますでしょ うか。

# **〇平良友弘税務課長** お答えいたします。

県税のほうになるんですけれども、過誤納金のほうで還付金が発生するということがございますので、現在、定期的に還付金は発生しておりますので、還付金としては債務としてはございます。その取扱いのほうなんですけれども、納税者が有する県税の還付金の請求権に関する消滅時効につきましては、地

方税法第18条の3の規定により、5年と規定されて ございます。

県税の還付金が発生した場合ですけれども、地方 税法第17条の規定により、納税者に対して遅滞なく 還付することとともに、その旨を通知しております。 それから納税者が県税の還付金を受け取らない場合 がございますけれども、その場合には、還付を通知 した1年後にまた受領の催告を行っております。 請求権が消滅する5年の間に受領の申出があった場 合には、納税者のほうへ還付することとしており適 切に管理をしております。還付の請求権が消滅する 5年の間に、県税の未納がもし発生した場合には、 その未納の県税に充当するなどの対応をしてござい ます。

なお、還付金が発生する起因となる申告や減免の 手続において、納税者が希望する受取口座の確認や、 県外の納税者へ口座を申し出るように事前に確認の 通知をするなど、確実に還付が行えるよう適切に処 理しているところでございます。

以上でございます。

#### **〇高橋真委員** 県税については分かりました。

ほかの債務はないと理解していいですか、お尋ねします。

**○宮城嗣吉総務部長** 総務部におきましては、債務 というところの部分であれば、起債残高は将来、償 還期限が来た場合に返済するという形になりますの で、そこは債務という捉え方はできるかと思います。

また、委員が指摘されるように、税以外の一旦収入した部分について過誤納というか、過大納付だったというところで返還するという部分については、今年度、今、把握している段階ではございません。

ただし、本人からの申出等で過大に納付したということが過年度に分かった場合には、過年度支出という形の処理をするというふうに考えています。

以上です。

#### 〇西銘啓史郎委員長 休憩します。

(休憩中に、高橋委員から、県として有する債務のうち、決算に反映されていないものがあるが、総務部所管でそのような債務があるか確認する趣旨の質疑であるとの発言があった。)

# 〇西銘啓史郎委員長 再開します。

宮城嗣吉総務部長。

**○宮城嗣吉総務部長** 想定するのは、税以外には、 総務部は大きな土地貸付け収入がございますが、そ の中で現時点で債務として捉えられる、還付が予定 されているものはございません。 以上です。

- **○高橋真委員** それは決算書の金額として反映されているものなんですか。
- **○祝嶺浩之管財課長** 例えば土地の貸付料で少し事例を申しますと、県のほうで期限が来たときには納入通知書を発行して、送付して支払ってもらうことが通常です。

ただ、その場合に、債務者がこの通知書を紛失したとかということで再度送ったら、結果的に二重払いになったりとか、例えば兄弟が払ってしまっていたとか、そういった事例は多々ありまして、それはその都度、その年度年度で返していくところでございます。なので、決算の中では支出済額とか、そういったところでもう反映されていると考えています。

先ほどありましたように、もしそれが年度をまたいだ場合でありましても、年度をまたいだときには 過年度支出という手法で返還するということになっております。今、委員がおっしゃっているような過 誤納金というような形での計上は、今こちらでは ちょっと把握していないところです。

以上です。

**〇高橋真委員** ありがとうございました。

決算を全体で仕切っているのは総務部であります か、お尋ねいたします。

- **○宮城嗣吉総務部長** 会計の決算の調製は会計管理 者のほうで行います。総務部の役割としては、決算 について、監査委員の審査に付すというような事務 はございます。
- ○高橋真委員 この全体の決算を見渡したときに、 総務部以外にもそうなんですけれど、今、実際、沖 縄県側が持っている債務がどれぐらいあるのかとい うのが分かりづらいんですね。そういったものもしっ かりと決算の資料として反映させていくべきじゃな いかと考えているんですけれど、いかがでしょうか。
- **○宮城嗣吉総務部長** 今委員おっしゃる債務という 部分については、県債残高として表示するという部 分と、それから収入済額の中の、うち過誤納金と表 示されておりますので、そこで把握されていると考 えます。
- 〇高橋真委員 以上です。

分かりました。

- 〇西銘啓史郎委員長 次に渡久地修委員。
- **○渡久地修委員** 簡潔にお尋ねします。

まず27ページの所有者不明土地、先ほども質疑あったので部長にお尋ねしますけれど、来年、戦後80年

になって、これは真の所有者が出てくるというのは、かなりもう困難になってくると思います。だから、一つの節目になるんじゃないかなと思います。それで今見ると、改正民法でのいろいろあるけれど、結果的に供託して、その後10年たったら国に帰属するという点では、沖縄戦で被害にあった沖縄としては、私はこれは到底納得できるもんじゃないですよ。それで、この国に帰属するというのも、やっぱりこれは県に帰属するものだし、そもそもさらに深めてこの所有者不明土地は、やっぱり県かそこに該当する市町村のものに僕はすべきだと思うんだけれど、その辺で、僕は県も来年80年に向けて動くべきだと思いますが、いかがですか。

○祝嶺浩之管財課長 委員おっしゃるとおり、そういった観点で令和2年度から3年度にかけましても、制度の提言という形で、具体的には利活用の高い土地については、土地の所有権を県または市町村に帰属させる特例制度の創設を求めてきたところではございました。

ただ一方で、土地所有権は憲法で保護された非常に強い財産権で、特例を認めることが極めて困難な状況というようなところで、制度化には至らなかったところです。しかしながら、県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、実施計画において、解決に向けた取組を位置づけております。市町村関係団体と連携して、抜本的解決のための取組を検討会などを通して進めております。引き続き国に対して、法制上の措置及び財政措置を要望していくこととしております。

以上です。

- **○渡久地修委員** 部長、来年、戦後80年だから、ある意味では節目の年だから、しっかりこれは県や市町村、県民のものにやっぱりするのが当然だと思うので、ぜひこれ頑張ってほしいんだけれど、来年。部長に聞きたいと思います。
- **○宮城嗣吉総務部長** この問題については、戦後処理の問題として、国の責任において解決すべきだと考えておりますし、おっしゃるとおり、戦後80年の節目も迎えるという形になります。年々その土地の帰属問題については、困難性を極めてくるということも想定されますので、そういった今までの調査の知見も含めて、これまでの要請の成果も踏まえて、国のほうに強く働きかけていきたいと思います。
- **〇渡久地修委員** 次に29ページ、これも簡潔にお尋ねしますけれど、この米国国立公文書館に所蔵されている沖縄関係資料というのは、これ大体、幾らあ

るというのは想定できるんですか、もう確定しているもの、それともこれからもっともっと掘り起こしていけば相当の数が出てくるのか、その辺を教えてください。

〇山内昌満参事兼総務私学課長 所蔵先として、今あります米国国立公文書館のほうについては、平成29年度に沖縄関係の調査をしまして、そこにあるもののうちから選定するということで、今、収集点数は決めているところです。米国国立公文書館以外にも、軍関係の施設とか、そういうところにも沖縄で撮った写真ですとか、何か資料とかがあるらしいというところは聞いているところで、そこについては調査はしておりませんので、そういう意味では可能性としてはあると考えております。

以上です。

**〇渡久地修委員** これは非常に貴重な資料ですから、 ぜひ掘り起こしていってください。

以上です。

- 〇西銘啓史郎委員長 次に当山勝利委員
- **〇当山勝利委員** では何点か、まず意見書のほうか ら質疑させてください。

自主財源について伺います。

令和5年度は自主財源38.4%となっておりますが、 これはコロナ前と比べてどうなっていますでしょう か、伺います。

#### **〇真栄田義泰財政課長** お答えします。

令和5年度決算、16ページにあるとおり、普通会計ベースの自主財源は38.4%となっております。今、委員御質問の、コロナ禍以前の令和元年度の自主財源比率は34.7%となっておりまして、3.7ポイント上回っているという状況にあります。

**〇当山勝利委員** 今、御答弁いただいたように上がっているんですが、そして九州平均にも近づいています。今後の見込みを伺います。

#### **〇真栄田義泰財政課長** お答えします。

先ほども言いましたけれど、令和5年度に自主財源比率が38.4%で、九州平均が速報値で42.3%と3.9ポイントの差となって、大分ゆっくりではありますけれど近づいている方向であります。今後の見込みとしては、自主財源の柱である地方税は、今後も堅調に推移すると見込んでいることから、緩やかに増加するものと考えています。自主財源比率については国庫支出金等の依存財源の影響を大きく受けるものでありますので、具体的な今後の見込みは難しいんですけれども、今後の予算の動向、地方財政対策に左右されることから、慎重に見極めていきたい

なと見込んでおります。

○当山勝利委員 分かりました。次、移ります。性質別構成について、今出しておりますけれども、まず、その他の経費の中の物件費の構成比が九州より3.5ポイント高くなっておりますが、要因についてどのように分析されているのか伺います。

○真栄田義泰財政課長 物件費については、中身としては人件費、維持補修費、扶助費、補助費以外の地方公共団体が支出する消費的な性質の経費の総称になっております。具体的には旅費だったり、備品購入費、そのほか主なものを占めます委託料が含まれているのが物件費となっておりまして、物件費のうち、直近ではコロナ関連で委託料が多くなっております。ちょっと遡って傾向としては、一括交付金が創設された平成24年度から委託料が増加しているものと、今、認識している状況です。

#### 〇当山勝利委員 分かりました。

委託料の増加によるものだということですね。分かりました。じゃ九州平均と比較して、構成比を比較するとその他の経費が高いわけですよね。

また、投資的経費も低いということについて、ちょっとどのように分析されているのか伺います。

**○真栄田義泰財政課長** 本県の令和 4 年度投資的経費の構成比は12.8%となっております。九州平均が19.7%、全国平均は15.9%になっております。また、令和 5 年度の本県の同構成比は14.2%と前年度比で1.4%上昇はしております。

財政需要については、各県で様々であることから、 本県においても、年度ごとの事情に応じた予算編成 及び執行に取り組んだことによる数値と認識してい る状況です。

県としては、引き続き財政需要に応じた適切な財政運営を図りながら、事業管理及び適切な事務処理に努めるほか、沖縄県行政運営プログラムを着実に実施して、歳入歳出のバランスの取れた持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を推進していきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 今、御答弁にあったバランスをということと、各県、年度ごとに状況が違うということは分かるんですが、じゃ県としては今の状況でいいのか、それとももっと投資的経費が高いほうがいいのか、低いほうがいいのかとか、そこら辺はどのような目途というのかな、目標を持ってやられているのか、どのように考えていらっしゃいますか。

○真栄田義泰財政課長 先ほどもちょっと述べまし

たけれども、各県それぞれの投資的経費の行政需要がそれぞれありますので、沖縄県の投資的経費の需要については、有利な県債の活用も積極的に進めながら、当該年度、各年度ごとの投資的経費の需要に対応していきたいと考えております。

**〇当山勝利委員** 分かりました。これはまた別途やりたいと思います。

ちょっと当たっているかどうか分からないですけれど、まず、県税について伺いますけれども、県税が63億円ほど前年度と比べて増になっているのかな、その要因とそれから国内、県内の社会的背景も含めて御答弁していただけたらと思います。

#### 〇平良友弘税務課長 お答えいたします。

令和5年度の県税収入額は約1530億6020万円で、 前年度決算額の約1464億7719万円と比較すると約 65億8301万円、率にして4.5%の増となっております。 要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症 の5類移行など社会経済活動の正常化が進んだこと により、法人事業税、地方消費税、自動車税などの 主要税目が増加したことによるものと考えておりま す。

以上です。

**〇当山勝利委員** ただ、その中にあって、個人事業 税が約3分の2になっておりますが、その原因について伺います。

# 〇平良友弘税務課長 お答えいたします。

令和5年度の個人事業税の収入額は約21億3077万円で、前年度決算額31億303万円と比較すると9億7227万円、31.3%の減となっております。要因といたしましては、令和4年度に新型コロナウイルス感染症関連の協力金の受給等により、これまで課税対象ではなかった事業者が課税対象となったことによる増収があったものが要因と考えております。その後の協力金の給付規模縮小等に伴う反動減により、令和5年度は大幅な減収となっております。

なお、協力金受給の影響を受ける前の令和3年度 決算額と比較すると9874万円、4.9%の増加となって おり、令和5年度の収入額については、例年の水準 に戻ったものと考えております。

〇当山勝利委員 ちなみに、協力金の影響だという ことですので、令和4年度、令和5年度の個人事業 税の納税された件数というんですか、それを教えて いただけますか。

#### **〇平良友弘税務課長** お答えいたします。

令和4年度の課税対象者数になるんですけれども、 全体としては1万5919件、そのうち飲食店業等のコ ロナの関連給付金があったと考えられるところが 1万4792件、令和5年度につきましては全体で1万 682件、うち飲食店業等については9451件ということ で、令和4年度と令和5年度を比較すると5000件余 り少なくなっているという状況でございます。

以上です。

**〇当山勝利委員** 分かりました。そういう影響で個人事業税が減ったということが分かりました。ありがとうございます。

市町村たばこ税県交付金については、いろいろ聞き取りの中でも聞きました。これは企画のほうできちんと聞いたほうがいいということが分かりましたので、これはちょっと取り下げさせていただきます。

そして事業執行について伺います。毎年、その事業執行の中において巨額の繰越金と不用額が発生しています。監査も改善ということを毎年申し入れていますが、なかなか改善できていないんですけれども、昨日も決算で聞きましたが、これ何か構造的な、もしくは制度的な制約によって、どうしても繰り越さなきゃいけなくなってしまうというような事象が発生しているのかどうか、ちょっとお伺いします。

#### **〇真栄田義泰財政課長** お答えします。

今おっしゃるとおり、制度的に、構造的に繰越しが発生しているという部分について、例えば国の補正予算、令和5年11月に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策についての繰越額が155億円となっております。11月議会にて繰越し承認を得たという実績がありまして、委員御指摘のとおり、そういった形で、国の補正予算の決定の時期によってはやむを得なく繰り越さざるを得ないという状況は発生しております。

○当山勝利委員 これはどうにかできないですか。 これ、那覇港管理組合議会でも聞くんですけれど、 どうしても国の交付金が10月以降に出てくるもんだ から繰り越さざるを得ないというようなことも聞く んですね。土木関係もそういうことあるのかなと思 うんですが、そういう制度上の問題があってどうし ようもない場合はしようがないですよ。経済対策で どうしても国がやるというのであれば。ただ通年、 通年、何らかのことでそういうふうな制度上の問題 があるというのであれば、そこら辺は改善を求める ということは、まずあるのかどうなのかということ を把握していただきたいというのと、あれば改善し ていただきたい。

**○真栄田義泰財政課長** ちょっと繰り返しになるんですけれど、国の経済対策が10月、年度中途後半で

閣議決定されるというところから、やむを得なく繰越しが発生したのは認識しておりますが、その中で、国に対して、こういった前倒しをできないかというところの動きというのは、ちょっと把握はしておりません。

○宮城嗣吉総務部長 先ほど答弁しました経済対策は秋頃、必要に応じて国のほうが経済対策を講じて補正予算を措置し、それを活用する形で県も補正予算を組むという形があります。それ以外に各省計上の予算、沖縄県の場合の一括計上で年度当初から組まれている予算の部分と、各省計上予算で、オールジャパンで確保された予算が、年度中に箇所づけをされて配分されるということがあるとは聞いております。その分が年度の途中というか、後半にずれるということはあるかと思いますが、その部分について各省庁のほうに、やはり日頃から情報共有していただいて、配分が見込める部分については速やかな配分ということを働きかける、お願いするというような、日頃の働きかけというのは大事かなと思います。

**〇当山勝利委員** 分かりました。よろしくお願いします。

在米沖縄関係資料収集公開事業について伺います。 先ほどもありましたけれども、足かけ7年間ですが、 どれだけの資料を収集されて公開したのか伺います。 〇山内昌満参事兼総務私学課長 まず、収集数についてです。

平成29年度から令和5年度まで、7年間で写真や動画、合計1万7729点を収集しております。またこれとは別途、この事業として開始する以前に、米国国立公文書館のほうから収集していて、公文書館に既に所蔵していた写真や動画もございまして、これが別途1313点あります。

次に、これらの公開についてお答えします。米国 国立公文書館から収集した写真や動画のうち、中に は公開に適さないものもございます。それを除きま して計1万8862点を公開済み、今インターネットで 見られる状況にあります。

以上です。

**〇当山勝利委員** 公開されているものの利用者の方々いらっしゃると思いますが、利用者の方々の評価を伺います。

**〇山内昌満参事兼総務私学課長** 直接この事業で集めたものに限ってということではなかなか声は取れないところなんですけれど、公文書館へのホームページのアクセス数というのが確認できます。これで見

ますと写真や動画へのアクセス数が、一般文書等よりもやはり多いという現状がありまして、そういう意味で、写真や動画等について利用者のニーズが高いというところで考えております。アンケートのほうで、この収集したものに限っての利用について言っていることではなくて、全般で公文書館に足を運んで利用した方、あるいはインターネットのほうで、来館した目的ですとか、インターネットでアクセスした目的が達成されましたかという設問に対しては、十分に達成できた、大体達成できたという回答が91%となっておりますので、県としましては、これらのことから、公文書館における各種取組について、利用者から高い評価をいただいていると認識しております。以上です。

**〇当山勝利委員** 分かりました。貴重な資料を収集 されているので、ぜひ利用者が利用しやすいように お願いします。あと、課題に外的要因により入館制 限とありますけれども、どういうことでしょうか。

〇山内昌満参事兼総務私学課長 世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、米国国立図書館におきましても入館制限が実施されております。具体的には閉鎖という状態で、入れないという期間がありました。それが令和2年度及び令和3年度。令和2年度、3年度も計画上、収集を予定していたんですけれど、資料を収集できなかったという経緯がございます。それで、こちらのほうに記載しておりますが、今後また同様な事態が発生するおそれがないとも限らないという認識がございまして、それでこの主要施策のところの課題の欄にそういう表現で記載させていただいたところです。

以上です。

〇当山勝利委員 分かりました。

最後になりますけれども、公共施設マネジメント 推進事業は前に質疑があったので、最後に一つだけ。 課題にノウハウの蓄積とありますが、その説明をお 願いいたします。

**〇祝嶺浩之管財課長** お答えいたします。

公共施設マネジメント推進事業の中には、大規模 改修事業と緊急修繕等事業、2つございますが、特 に大規模改修事業におきましては、基本的に施設内 部で仮移転を行いながら、ブロックごとに改修して いくこととなっております。その際、設計管理者と 設計工事施工者の調整を密に行う必要があるため、 円滑に進めるためのノウハウを蓄積し、他施設の改 修時に展開していくことが重要だと考えております。 また、躯体の長寿命化に資する工法や効果的な省

エネ対策など、ノウハウを集積する必要がございま す。

今後も、各施設からの改修、修繕のニーズが多く ございますので、本事業により蓄積されたノウハウ を活用し、県有施設全体の効果的かつ効率的な長寿 命化を進めてまいりたいと考えております。 以上です。

- **〇当山勝利委員** ありがとうございます。 終わります。
- 〇西銘啓史郎委員長 大田守委員。
- 〇大田守委員 質問なし。
- 〇西銘啓史郎委員長 分かりました。

以上で、総務部関係決算事項に対する質疑を終結 いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。 休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

**〇西銘啓史郎委員長** 再開いたします。

次に、知事公室長から知事公室関係決算事項の概 要説明を求めます。

溜政仁知事公室長。

**〇溜政仁知事公室長** 皆様、おはようございます。 知事公室でございます。よろしくお願いいたしま す。

令和5年度の知事公室所管の決算の概要について 御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、令和5年度歳入歳出 決算説明資料知事公室でございます。

一般会計歳入決算状況について御説明いたします。 1ページ目をお開きください。

予算現額の計(A)の欄28億4244万4000円に対し、調定額が(B)の欄27億4772万1833円、収入済額が(C)の欄27億4774万6868円であり、不納欠損額、収入未済額、過誤納金はいずれもゼロ円となっております。

歳入の主な項目について、上から説明いたします。 一番上の段、(款)使用料及び手数料のうち、(目) 総務使用料の収入済額4258万7755円は、平和祈念資 料館観覧料等であります。(目)証紙収入の収入済額 1705万9050円は、危険物取扱者免状に係る手数料及 び危険物取扱作業の保安に関する講習手数料等であ ります。

2番目の(款)国庫支出金のうち、(目)総務費国 庫補助金の収入済額26億4700万4422円について、そ の内訳は、沖縄振興特別推進交付金が4633万6422円、 不発弾等処理促進費が26億66万8000円であります。

3番目の(款)財産収入のうち、(目)財産貸付収入の収入済額3498万8981円について、その主な内訳は、JICA国際協力機構への県有地貸付けに係る収入済額が3458万6381円であります。

4番目の(款)諸収入のうち、(目)雑収入の539万6133円の主な内訳は、県広報紙等、広報料の収入済額が366万9600円であります。

次の2ページ目を御覧ください。

一般会計歳出決算状況について説明いたします。

予算現額の計(A)の欄52億806万2000円に対し、 支出済額(B)の欄が49億5830万4082円、翌年度繰 越額(C)の欄が1907万1000円、不用額が2億3068万 6918円となっております。予算現額に対する支出済 額の割合である執行率は、95.2%となっております。

翌年度繰越額の内訳及び主な理由について説明いたします。

(項)防災費(目)防災総務費の1907万1000円については、不発弾等処理事業費の中の市町村支援事業において、関連工事の遅れにより磁気探査にも遅れが生じたことによるものであります。

次に、不用額の内訳及び主な理由について説明い たします。

(項)総務管理費(目)一般管理費の4963万9422円は、職員費における人事異動に伴う執行残などであります。(項)総務管理費(目)諸費の6858万4044円は、基地対策調査費において知事訪米を見送ったことによる不用、アジア太平洋地域平和連携推進事業においてシンポジウム開催を見送ったことによる不用などであります。(項)防災費(目)防災総務費の不用額8327万5071円は、不発弾等処理事業の中の市町村支援事業における計画変更等による補助金の執行残等であります。

以上が、知事公室所管の一般会計の令和5年度歳 入歳出決算の状況でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

〇西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時20分再開

**〇西銘啓史郎委員長** 再開いたします。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。それでは、知事公室関係決算事項に対する質疑を行います。

では、修正があるということなので、溜政仁知事 公室長。

**〇溜政仁知事公室長** 質疑に入ります前に、1点発 言の修正をお願いいたします。

先ほど午前中に説明いたしました、知事公室分の 令和5年度歳入歳出決算説明資料の1ページでござ います。

一般会計の歳入決算状況につきまして、御説明した項目のうち、歳入決算状況の3番目の(款)財産収入の(目)財産貸付収入の主な内訳として、JICA国際協力機構への県有地貸付けに係る収入済額を3458万6381円と説明いたしました。正しくは、3445万8471円でございます。訂正しておわびいたします。

よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長** それでは、質問、質疑を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 1つずつ、少し確認しながら聞いていきたいんですけれど、まずは事業名から行きたいんですけれど、基地対策それと基地対策調査費、この2つ、一括してちょっと聞きたいんですけれど。

この基地対策の最初の部分では、当初予算が4780万に対して3088万と、執行率の低さですね、執行率が64%。そこの執行残の理由と、そしてこの効果というのがどう結果として出ているのかというのと、あと前年度、令和4年の執行率もちょっと聞かせてください。これは、次の基地対策調査費も含めて、どっちも答弁ください。

○長嶺元裕基地対策課長 基地対策関係事業費につきましては、沖縄県における過重な基地負担の解消に向け、日米両政府に強く働きかけるとともに、自衛隊に関する諸問題について調整を図ることを目的としており、政府への要請活動や通訳、翻訳の人件費などに要する経費となっております。この事業におけます令和4年度の執行率は、69.3%となっております。

この事業では、日米両政府に対し、軍転協あるいは渉外知事会と連携するなどして、基地問題の解決促進のため、適時適切に要請を行っております。特に昨年12月に明らかになりましたうるま市における陸上自衛隊訓練場を整備する計画について、知事が防衛大臣に対し計画を白紙に戻すことを求めたところ、地元うるま市の要請などと相まって、今年4月に防衛大臣から計画の取りやめが発表されております。

基地対策調査費につきましては、米軍基地に関連する様々な情報を収集、調査し、その結果を広く発信することによって、米軍基地問題に対する理解を促進し、国民的議論を喚起することを目的としております。

本事業においては、これまでに他国地位協定調査の実施や沖縄から伝えたい米軍基地の話、Q&ABookの作成ですとか、ジョージ・ワシントン大学における沖縄関連資料の充実、沖縄コレクションに対する委託などを行っているところでございます。大変申し訳ありません、令和4年度の決算、執行率については、ちょっと手元に資料がございません。以上です。

○徳田将仁委員 今、最初の基地対策費については 64%、毎年同じぐらいの執行率なんですけれど、それで、もう毎回同じぐらいだったら、予算組みこん なに多くやる必要がないんじゃないかなと思うところがありまして。今言った基地対策費だけじゃなく て基地対策調査費、同じような内容でやって、これもまた不用額も大きい、執行率も54%。だからもともとの予算自体をここまで組む必要性があるのかなと思って、そこら辺の答弁もください。

○長嶺元裕基地対策課長 基地関係業務費につきましては、日米両政府に対する要請活動に関する経費を過去の実績を踏まえ計上をしているところでございます。この要請については、米軍による事件、事故が発生した際に、緊急的に対応が求められることなどに鑑みて予算を計上、執行していることから、一定の不用が生じることはやむを得ないところであるかと考えております。

それから基地対策調査費につきましては、調査の委託料などを計上しているところでございますが、 米国において、米軍関係の戦略について大きな変更があった場合には委託調査をするところなんですけれども、昨年度はそれが大きな変更がなかったことから、委託調査を実施しなかったということで不用が出ているところでございます。

これらについてはいずれも何といいますか、他律的といいますか、私どもでコントロールできる部分がなかなか少ないというところもありまして、一定程度、不用が出ているところでございます。さりながら適切に予算計上、執行には努めていきたいと考えております。

**○徳田将仁委員** 委託をする予定だったけれどやらなかった、委託が決まってもいないのにやらなかったということですか。それともできなかったってこ

とですか。

**〇長嶺元裕基地対策課長** 米軍の戦略に変更があれば、調査を実施するという前提で予算を組んでいるところです。

**○徳田将仁委員** 全然時間ないのでちょっとぱぱっと行きましょうね。

次、事業名で辺野古新基地建設問題対策事業が 4ページにあると思うんですけれど、これも当初予 算額4163万、800万の不用額があるんですけれど、こ れはもう今回の不用の理由と成果、あと令和4年の 執行率もお願いします。

**〇松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長** お答え いたします。

この辺野古新基地建設問題対策事業につきましては、目的としては、辺野古新基地建設問題に関する総合的企画及び調整、普天間飛行場の負担軽減対策等を行う事業となっております。

具体的に令和5年度における内容でございますが、 同事業では、普天間飛行場負担軽減推進作業部会に おける政府との協議において、普天間飛行場の一日 も早い危険性の除去等のため、同飛行場の運用停止 に向けた具体的な作業スケジュールの作成、オスプ レイ12機程度の県外拠点配備の実施等について、政 府に対して訴えております。

また、知事のトークキャラバンや知事の国連訪問の際には、沖縄に基地が集中している現状、普天間飛行場の危険性や辺野古新基地建設及び日米地位協定の問題などについて広く周知を図り、沖縄の基地問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を図る取組等を実施してきたところでございます。

これらの取組により、県内外、国外の方々に、自分ごととして考える機会を提供することができ、また、これらの問題が沖縄だけの問題ではなく、人権、民主主義、環境の問題という普遍的な問題であることについて、幅広く発信できたことは大きな成果であったと考えております。なお、この事業につきましては、執行率は令和5年度は81.0%、令和4年度につきましては、85.0%になっております。

令和5年度における不用額の主な理由といたしましては、主に旅費及び需用費の執行残によるものとなっておりまして、旅費の不用額につきましては、全体で620万1820円になりますが、これにつきましては、まず普天間飛行場負担軽減推進会議が開催されなかったことや、訴訟の進捗状況等により、法律等の専門家との面談、意見聴取等を見合せたことによるものが理由となっております。また、需用費の不

用額89万9086円につきましては、一般庁用消耗品やコピー機、複写料等の経費節減によるものでございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員 今、質問したものもそうなんですけれど、一番最初に僕が質問した、この基地関係の話から名前が変わっているかもしれないんですけれど、これってトークキャラバンだったり、今回のこのワシントン事務所でもそうなんですけれど、このシンポジウムとか名前変えて同じようなことをやっているんですよ。同じことをやっていて執行率がこれだけ低いものがあるんだったら、1つにしたりして、もうちょっとスマート化したりして、職員の皆さんの負担も軽減すると思うんですけれど、そういった事業の統合というか、そういったことができないのかどうか、答弁ください。

○溜政仁知事公室長 ありがとうございます。

基地問題については広く県内だけではなく、全国の皆さんへ自分ごととして考えてもらいたいということで様々な取組を行っているところで、トークキャラバンであったり、基地問題のシンポジウムだったり、地位協定のシンポジウムだったりということでやっております。御指摘のように、同じようなシンポジウムであれば、まとめてやることも可能ではないかという指摘はごもっともだと思っております。

ただ、今のところ目的をそれぞれ分けて立てているので、こういう立てつけになっておりますので、 今後どのような対応ができるかというのは少し検討 させていただきたいなと思っております。

○徳田将仁委員 みんなも自分ごとのように、私どもも考えていますよ。

ただ、このトークキャラバンだったり、こういうところに今これをざっと計算しただけでも2億7000万超えているんですよ。逆に考えていないのはそっちじゃないのかなと思いますけれどね。それをしっかり統廃合したりして、本当に今、ほかの事業に予算が足りていないとか、足りない足りないと思っているのがいっぱいあるのに、そこを削ってそこに回すとか、統廃合をしっかりやってから、いま一度予算の検証をしっかりしてほしいと思いますけれど、最後、答弁お願いします。

○溜政仁知事公室長 ありがとうございます。

基地問題については、先ほども申し上げましたけれども、我々、あらゆる機会を捉えて訴えていくということが大切であろうということで、様々な事業に取り組んでいる。あるいは何か事件、事故等が起

こったときに速やかに活動ができる状況をつくるためにも、ある程度の予算措置は必要だと考えております。

予算の立て方については、おっしゃるとおり、日々適切に対応できるように取り組みたいと考えております。

○徳田将仁委員 次、移りたいと思います。アジア 太平洋地域平和連携推進事業をちょっと聞きたいん ですけれど、同じような内容の予算組みが多い中、 この効果として書かれている部分で、本県が抱える 課題と類似する課題を抱える国を調査対象としてヒ アリングを行って、沖縄との連携の可能性を把握す ることができたと書かれているんですけれど、まず その説明がほしいんですけれど。

あとこのシンポジウムの開催業務の委託の公募を 複数回行ったと書かれています。応募者がいなかっ たとあるんですけれど、その要因は何だったのか、 説明お願いします。

**○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長** お答えいた します。

アジア太平洋地域平和連携推進事業は、沖縄県が 地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することというこ とを目的に令和4年度から実施をしておりまして、 令和5年度はカンボジアやベトナムなど13の国・地 域の有識者等に対して、観光ですとか、経済ですと か、人材交流など、様々な分野に関して沖縄との連 携可能性についてのヒアリングを行っております。

ヒアリングを実施した結果、カンボジアやラオスについては、沖縄に向けた介護や観光分野の人材を派遣することなどや、インドネシアにおいては、気候変動対応など地域社会が直面する課題を検討する会合の設置ですとか、ベトナムやフィリピン、カンボジアにおいては、お互いに持っている平和博物館を連携させるような可能性などが出てきておりまして、そういうことを整理しているところでございます。

これらの連携案については、引き続き実施の可能性について検討してまいりたいと考えております。

それでは、もう一つ御質問ありました公募のことについてなんですけれども、令和5年度のこの事業の公募につきましては、まず令和5年6月に、アジア太平洋地域の各国地域と沖縄との連携可能性をする調査と、有識者会議ですとか、シンポジウムなどを開催するという業務を、一括して委託業務として発注する形で公募を行いましたけれども、それについて応募者がおりませんでした。このため、同年7月

に同じ内容で再公募を行ったわけですけれども、それでも応募者がいなかったという状況になりました。 そこで、調査業務とシンポジウムなどを開催する業務をまとめて実施するという発注の仕方では、事業者の負担が大きいということなのではないかということを考えまして、この年の8月には調査業務のみを、まず委託事業として3回目の公募をしたところでございます。

その結果、応募者がおりまして、同年9月に契約に至ったということになります。その後、シンポジウム等の開催業務については、その後発注するという予定にしたわけですけれども、既に発注をしていた調査委託業務と連携して実施していこうという思いがありましたので、調査後、業務をある程度進捗させてから開催しようということで、発注したのが令和6年1月になりまして、その時点で応募者はいなかったと。そういうことで、シンポジウムが開催できなかったということになります。

○徳田将仁委員 今の話なんですけれど、何を調査 して、何をシンポジウムするのかも教えてください。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長 この事業は、 先ほども少し申し上げましたけれども、沖縄県がア ジア太平洋地域の国・地域の中の自治体ですとか、 いろんな民間団体の皆様と連携を重ねていくことで 信頼醸成を図って、それがひいては緊張緩和につな がるような取組を目指そうという、少し長いスパン のことを目指している事業なわけですけれども、そ の連携については各国、地域の事情いろいろござい ますので、例えば沖縄県が抱えている課題としては 島嶼地域であるとか、亜熱帯気候性を、これは優位 性にもなりますけれどもそういうことですとか、歴 史的な過去に戦争経験したとか、そういういろんな 事情と、各国地域の事情と、私たちの事情がうまく 組み合わせるような連携の方法をいろいろ考えてい こうということで、それぞれの地域の事情をいろい ろ調査してきた。連携可能性はこういうことがある のではないかということを整理していたということ になります。

以上です。

○徳田将仁委員 今の説明だけでは、なかなかざっ くりとして、もういろんなことを含めてってことで すよね、多分。

すみません、今のお話は終わって、さっきの続き でちょっと質問するのを忘れていたので、またちょっ と基地関係の話に戻りたいんですけれど。事業名で 米軍基地問題情報発信強化事業のところなんですけ れど、これの事業ごとの予算の内訳を聞かせてください。東京に行った費用とかがいろいろ多分、出ていると思うんで、その事業ごとに教えてください。

〇長嶺元裕基地対策課長 米軍基地問題情報発信強 化事業につきましては、この1事業のみとなってお りまして、節の内訳としては、委託料と旅費のみと なっております。決算額については委託料が3501万 4000円、旅費が68万9000円余りとなっております。

○徳田将仁委員 ちょっとまだ理解ができなかった んですけれど、委託先はどちらですか。

**○長嶺元裕基地対策課長** 委託に際しましては、プロポーザル方式で公募を行っております。その公募の結果、NPO法人新外交イニシアティブが委託先として選定をされております。

大変失礼しました。すみません、ちょっと答弁修 正いたします。

米軍基地問題情報発信強化事業につきましては事業が2つございます。先ほど申し上げましたのが「米軍基地関係情報収集発信強化事業」もう一つが「米軍基地関係情報収集及び発信業務」というものがございます。これにつきましてもプロポーザル方式で公募を行いまして、公募の結果、AH・SRHコンソーシアム、株式会社アドスタッフ博報堂と株式会社サーベイリサーチセンター沖縄事務所が委託先として選定をされております。

○徳田将仁委員 その2事業の予算の内訳を教えて ください。

○長嶺元裕基地対策課長 シンポジウム開催に係ります米軍基地問題情報発信強化事業につきましては、シンポジウム開催費が1772万6000円となっております。それから基地関係情報収集資料作成業務費につきましては、1728万8000円となっております。

以上です。

○徳田将仁委員 今のこの情報発信の場所じゃなくて、収集の、お互い予算が1700万ずつぐらいで分けられていると思うんですけれど、この収集の部分で県内2回、東京に1回とかやられているじゃないですか、委託業務で。県内5か所で展示会をしたとあるんですけれど、このシンポジウム、1回東京に行くシンポジウムで幾らかかるんですか。県内5か所やって、東京に1回行って、情報収集して1700万かかりますか。委託としてこの金額は妥当ですか。いいですよ、妥当だと思うなら妥当だと思って。予算計上しているわけだから、それでいいですよ。妥当だと思うから1700万使っているんだから、それでもうそうだと思いますでもいいんですよ。

○長嶺元裕基地対策課長 米軍基地問題情報発信事業の中では、シンポジウムを3回、東京で1回、県内で2回開催しております。いずれのシンポジウムにつきましても、定員に近い人数、出席者があったところでございますので、事業の目的というものは達成していると考えております。

○徳田将仁委員 3回、1回、2回と、この6回で 委託は1700万ということで理解したいと思います。

それでは、次に移りたいんですけれど、ワシント ン駐在についてちょっとお聞きしたいんですけれど、 今回、私たち自民党会派の仲里全孝議員の一般質問 で、ワシントン駐在に係る滞在ビザの問題が上がっ たと思います。その中で、皆さんが取得しているL -1 ビザですけれど、そのときの答弁でワシントン 駐在につきましては、専門の弁護士の指導の下、L -1ビザが最も適しているということで、米国大使 館とも調整の上、取得をしているところでございま すと答弁されています。また、在米の日本政府関係 組織、独立行政法人などは、Aビザを取得できない ため、やはりLビザを取得しているようでございま す。そのほかの地方自治体が、米国内の事務所の職 員もLビザを取得しているという状況でございます という答弁がありました。まず、この2つの答弁の 内容が正確なものなのかという認識で捉えていいの か答弁ください。

○長嶺元裕基地対策課長 ビザの取得に関しましては、取得する者の身分というよりも、渡米の目的によって取得すべきビザが変わってくるものであると認識をしておりますので、本会議で答弁したとおりである考えております。

○徳田将仁委員 じゃ、その答弁どおりということ は認識しました。あと米国大使とも調整の上という 答弁をされていると思うんですけれど、この調整と いうのはどういった意味ですか。どういったことを したんですか。

○長嶺元裕基地対策課長 ビザの取得に際しましては、渡米しようとする者、ビザを取得しようとする者本人が――沖縄ですので、沖縄の在沖米国総領事館に出向きまして、そこの担当官と面接をして取得することになりますので、取得する者本人が総領事館と相談調整をして決めているということになります。

○徳田将仁委員 今の話で言ったら、だってこのときの答弁で、専門の弁護士の指導の下、大使と調整していますと言ったけれど、個人でこうやって調整しているんだったらワシントン事務所は関係ありま

すか。今の答弁外れていると思いますよ。

○長嶺元裕基地対策課長 現地の弁護士と相談をした上で、現地にて総領事館とも調整をした上でビザを取得したということでございます。

○徳田将仁委員 だから、今言った内容が正しいかだけでいいですよ、もう。確認しているだけだから、答弁のとおりでありますでもいいし。

○長嶺元裕基地対策課長 現地の弁護士と相談をした上で、こちらの総領事館と調整をしてビザを取得しております。

○徳田将仁委員 この弁護士さんが調整して、大使 と調整したわけではないということですか。

**〇長嶺元裕基地対策課長** 弁護士と大使、大使館が 調整をしたということではございません。

**○徳田将仁委員** でも、今確認してそういう話が出たので、もうそれを受け止めて、私の確認は終わりたいと思います。

以上です。

〇西銘啓史郎委員長 次に宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員** 主要施策から質問したいと思います。

目次のほうですね、(2) 基地対策調査費と(5) 米軍基地問題情報発信強化事業、これどちらも実施項目、米軍基地で、内容は情報発信。(5) の米軍基地問題情報発信強化事業に関してはシンポジウムをやっているということなんですけれども、この両事業の情報発信の明確な違いと、この事業、徳田委員と重なるんですけれども、やっぱり一緒にできるかなと思うんですけれども、一緒にできない理由もしくは一緒にできるなと思うかどうか答弁をお願いします。

○長嶺元裕基地対策課長 基地対策調査費につきましては、沖縄の米軍基地問題の解決を図るため、各種調査及び情報発信などを実施しております。具体的には、令和5年度は沖縄の米軍基地問題に関する認知度調査及び分析業務ですとか、ジョージ・ワシントン大学の図書館内に設置をしております沖縄コレクションの沖縄関連資料を充実するための委託などを行っているところでございます。

一方の米軍基地問題情報発信強化事業については、復帰50周年事業として、令和4年度から3年を期限として実施をしているものでございます。沖縄の基地問題に関する正確な情報を県内外に発信し、県民、国民の理解を得ることを目的としております。具体的には、令和5年度は特に基地問題への関心が低い傾向にあります若者層を対象としたシンポジウムで

すとか、県が実施した他国地位協定調査を総括し、 日米地位協定の改定について議論するシンポジウム を東京で開催したほか、基地問題に関するパネルの 巡回展示、テレビ放送の制作、放送などを実施して おります。

以上です。

○宮里洋史委員 答弁漏れです。

一緒にできない理由、もしくは一緒にできるかど うか。

○長嶺元裕基地対策課長 米軍基地問題情報発信強 化事業が3年度限り、今年度までの事業となってお りますので、シンポジウム業務自体は今年度で終了 ということにはなりますが、このシンポジウム業務 の効果も検証しつつ、次年度も継続できるか、する かどうかというところは調整していきたいと考えて おります。

○宮里洋史委員 次に行きます。

目次で(6)沖縄平和賞と(9)ちゅらうちな一草の根平和貢献賞、これの同じような質問ですね、 具体的な違いと統合できるかどうかお聞かせください。

〇川満孝幸平和・地域外交推進課副参事 お答えい たします。

沖縄平和賞とちゅらうちな一草の根平和貢献賞の違いについてお答えいたします。まず、沖縄平和賞ですが、沖縄平和賞は平和を希求する沖縄の心を世界へ発信し、国際平和の創造に貢献することを目的として、平成13年に創設されました。沖縄と地理的・歴史的に関わりの深いアジア太平洋地域の平和の構築、維持に貢献する活動を行っている個人、団体を2年に1回表彰しており、これまで11の団体に贈賞しており、10月28日の月曜日には12団体目となるヒューマンライツ・ナウの受賞式を予定しております。

次に、ちゅらうちな一草の根平和貢献賞は、県内において平和につながる身近な社会貢献活動に取り組む者を表彰することにより、平和で豊かな地域社会の実現を目指すことを目的として令和元年に創設され、これまで18の個人、団体を表彰しております。表彰式は2年に1回開催される沖縄平和賞と交互に行うことによりまして、平和に関する県民意識の普及及び高揚が持続的につながるよう取り組んでおります。ということですので、統合はちょっとなかなか難しいのかなと。隔年、隔年で沖縄平和賞、ちゅらうちな一草の根貢献賞という形でそれぞれ県内の団体を顕彰したり、あるいはアジア太平洋地域にあ

る団体を贈賞したいと、そういった形で平和を希求 する沖縄の心を広く世界に向けて発信をしていると いうところでございます。

以上となります。

**○宮里洋史委員** 今、隔年とお話したんですけれど、 令和5年は一緒だったということなんですか。

〇川満孝幸平和·地域外交推進課副参事 令和 5 年 度につきましては、ちゅらうちな一草の根平和貢献 賞を実施しました。沖縄平和賞は実施をしていない ということでございます。すみません、ちょっと細 かくなるんですが、沖縄平和賞は今年度が受賞年度 ではございますが、予算自体は毎年度あります。ちゅ らうちな一草の根平和貢献賞も予算自体は毎年度あ ります。それぞれの賞を、今年は沖縄平和賞の年で すので沖縄平和賞の年として受賞すると。ちゅらう ちな一草の根平和貢献賞は普及啓発活動、普及啓発 について予算を活用すると。来年度は、ちゅらうち な一草の根平和貢献賞がありますが、そのときはこ の表彰をいたします。沖縄平和賞については、また これは平和啓発活動を行うという形で両方の賞を贈 賞をしたり、平和啓発活動をしたりという形で交互 に行っているというところでございます。

**○宮里洋史委員** 各事業を、啓発、表彰、啓発、表彰としていたら、啓発と表彰を同時にできるんじゃないですか。いかがですか、毎年同じ予算がついているんです、いかがですか。

〇川満孝幸平和・地域外交推進課副参事 沖縄平和 賞の目的はちょっと繰り返しにはなるんですが、沖 縄と地理的・歴史的に関わりの深いアジア太平洋地 域の団体を受賞しているというところでございます。

一方で、ちゅらうちな一草の根平和貢献賞は、県内において平和につながる身近な社会貢献活動に取り組む者を表彰するというところで違いを持たせて、 それぞれ表彰しているというところでございます。

**〇宮里洋史委員** 次の質問に行きます。

目次の(8)「平和への思い」発信・交流・継承事業、(11) アジア太平洋地域平和連携推進事業があります。どちらも平和、そしてアジア、発信で、「平和への思い」発信・交流・継承事業は交流というのも入っていますが、アジア太平洋地域平和連携推進事業は基地の整理・縮小、発信、シンポジウムとあるんですけれども同様の質問です。これも違いと、統合できるかできないかというのをお聞かせください。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事 お答えいたします。

まず初めに「平和への思い」発信・交流・継承事

業となりますが、これはアジアの戦争経験国の若者と、原爆被害のあった広島及び長崎あるいは沖縄の若者が一緒に学び、理解し合うことを通して、将来の協力関係を築き、平和構築のためのネットワーク形成と広く平和のために活動する人材育成をすることを目的に実施しております。

一方で、アジア太平洋地域平和連携推進事業では、 沖縄県が同地域全体の平和と安定の構築に向けて積 極的な役割を担うことにより、地域の緊張緩和と信 頼醸成に寄与するため、沖縄県と同地域との協力可 能性等の調査や有識者会議等の開催、シンポジウム による発信などの取組を進めることをしております。 このように目的がちょっと異なりますので、現在

このように目的がちょっと異なりますので、現在のところ、別々で事業立てをして予算を執行しているというところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 今、僕が挙げたこの6つの事業、物すごい分かりづらいと思うんですけれども、担当課としてはどのように整理しているのかなと思い、例えば基地問題、一番初めにある基地対策調査費とかの名前を拡充して、その中でいろんなことを、例えばシンポジウムだったりとか、情報発信だったりとか中で分ける、もしくは米軍基地問題、アジア、平和とか、人材育成、地位協定、もろもろあるかも分かりませんけれども、何か事業がすごいかぶっていて、我々も理解しづらいし、こういうやり方をすると県民も理解されないんじゃないかなと思うんですが、その点は考察とかされていますか。

○溜政仁知事公室長 御指摘ありがとうございます。 委員おっしゃるとおり、この事業名だけではなか なか内容が分かりづらい状況にあるというのは、おっ しゃるとおりだと思います。

ただ、先ほど基地対策課長からもあったように、 継続している事業なのか、あるいは期限を定めてやっ ている事業なのか、あるいはその事業主体が本庁で やってたり、あとは平和祈念資料館で行っていたり 等いろいろありますので、まとめてこうやったほう がいいのか、あるいは別々にやっぱり事業立てをし ておいたほうがいいのかというのは、やはりそれぞ れの事業において再度検証が必要なのかなと考えて おります。御指摘ありがとうございます。

**○宮里洋史委員** あと草の根平和貢献賞の受賞者一覧とか、後でもらえますか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事 後ほど資料提供させていただきます。

○宮里洋史委員 それでは、この6つの事業につき

ましてなんですけれども、(5)、(8)、(9)、(11)、いずれも玉城県政になってから始めている事業であります。1番長いのは(9)と(8)ですか、令和元年からスタートしています。(8)、(9)、平和への思いとちゅらうちな一草の根、これ1期目です。2期目の前か、2期目なんですけれども(5)と(11)、米軍基地問題情報発信強化事業、アジア太平洋地域平和連携推進事業があります。これは選挙前であれば、選挙のためにやったのかと聞かれてもおかしくないなと思うんですけれども、期を重ねるごとに全て米軍基地、3つは平和なんですよね。期を重ねるたびに事業数を増やしてみえるんですけれど、そこら辺の考察とかはどんな感じで考えていますか。

○溜政仁知事公室長 新規事業等の策定に当たっては、その時々の行政ニーズに応じて事業をつくっていると。今回は、例えば復帰50年の事業として基地問題の情報発信事業であったり、アジア太平洋地域平和連携推進事業であったりというのを新たにつくったということです。そのほか、例えば各種の委員会からの提言とかそういうのを受けまして、あるいは県民のニーズ等に応えて事業立てをしているというところでございます。

以上です。

**○宮里洋史委員** 僕が今挙げた6つの事業のうち、 昔から一番長いのは平和賞の事業ですね、平成11年 から多分予算化されているんだと思います。

また、その前に長いのは、米軍基地問題は平成24年から基地対策調査費というのをずっとやっていますけれども、新しい事業もそうなんですが、継続事業の執行率も悪いというのは皆さん御承知だと思います。継続事業を発展させて、本当に県内外に発信する取組ができると思うんですね。新しいこと、ネーミングを取って、こういう新しいこと取り組んでいます、取り組んでいますというパフォーマンスになっていないか、お聞きしたいと思います。

○溜政仁知事公室長 基地対策費等につきましては、 事件あるいは事故が起こった際に緊急に要請を行う、 あるいは訪米を行う行わない等で、予算の執行状況 が大きく変わってくる状況がございます。ですので、 これについては逆に緊急に要請しないといけないの に予算がないということがないように、ある程度、 十分予算を確保しておく必要があろうかと思ってお ります。また、その予算の執行に当たっては、当然、 適切にといいますか、節減に努めるということは大 前提であろうかと思いますので、そこら辺も含めて やっているところでございます。 一方、シンポジウムができなかったということも ございますので、そこはしっかりその事業ができる ような運営をしていく必要があろうかと考えており ます。

以上です。

○宮里洋史委員 あと沖縄県の本当に大切なテーマであります米軍基地問題、様々な事業でシンポジウムするたびに委託という選択を取られておりますけれども、私は沖縄県の知事公室の職員が、米軍基地関係、歴史の勉強をすごいされていて、結構、知識を蓄えられていると思うんですね。その職員が丸投げに近いような形で委託する意味はありますか。

○溜政仁知事公室長 委託する際は、それぞれ委託 先の知見等も生かしながら、県職員と協議を行って 事業を進めているというところでございます。シン ポジウム等においては、それぞれの専門家等を登壇 いただいたりする調整、あるいは現地での調整、募 集等、様々な業務があります。公室といいますか、 県庁の限られたマンパワーといいますか、そういう ものの中で、一つ一つの業務を全て県庁の職員でや るというのはなかなか限界があると。そういうとこ ろで委託業者と一緒になってやっているということ でありまして、決して丸投げではないと承知してお ります。

○宮里洋史委員 私が今申し上げたいのは、県の職員もこれだけ長い期間やっているので、有識者とつながっていると思うんです。そのシンポジウム開催に、これだけの委託費をつけていいのかと徳田委員から質問もありました。有識者にお声がけをして募集するのは職員もできると思います。イベント開催については、また要するにその専門の委託業者じゃない、プロポーザルじゃなくても別のプロポーザルの枠を広げて、違う業者に公募することも可能だと思うんですよ。それだけの知識を県は蓄えていると思います。いかがですか。

○溜政仁知事公室長 県の職員は様々な業務を行っております。ですので、その知見を持っているというそういう指摘はありがたいんですけれども、やはり民間の委託、専門的な業者の力も得て、効率的に事業を行っていくという方法を取っているということでございます。

**○宮里洋史委員** 平和に対しては、沖縄県の職員も 専門職と専門の業者並みに知識を持っていると思う ので、そのシンポジウムに関してもいろんなやり方 があって、予算圧縮を図れると思うということを提 言して、次の質問に行きたいと思います。 ワシントン駐在についてでございますけれども、 先ほど答弁で、本会議で申し上げられた答弁に間違いはなかったということなんですけれども、まず海 外事務所、よく答弁に出てきます海外事務所なんで すけれども、県の行政組織上、海外事務所という組 織は存在しているんですか。教えてください、

○長嶺元裕基地対策課長 県の組織としては、海外は駐在という位置づけになっていると承知しております。

**〇宮里洋史委員** ありがとうございます。

僕も駐在に関する規程を持って見ていたので、これは駐在所、職員がいる場所ということだと思うんですけれども、この駐在場所というのは、そこで勤務してくださいという指示であって、そこに組織があるというわけではないと理解してよろしいですか。 〇長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在、今2名

- ○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在、今2名 職員がおりますが、2名とも知事公室付でワシント ンに駐在をしているということになっております。
- **○宮里洋史委員** ということはすみません、僕もう ろ覚えなんですけれども、ワシントン事務所という 言い方ではなくて、ワシントン駐在所というのが正 式名称ということで、ワシントン駐在というんです か。
- **〇長嶺元裕基地対策課長** ワシントン駐在という呼び方が正しい、正式であろうと考えております。
- ○宮里洋史委員 分かりました。

じゃワシントン駐在というのが正しい名称ということなので、今後議会で答弁されるときも、ワシントン駐在という言い方をするということでよろしいですか。

- ○長嶺元裕基地対策課長 議会での答弁につきましては、正しい正式名称ということで、ワシントン駐在という言葉で答弁していくということになります。
- **〇宮里洋史委員** それでは、海外事務所という言い 方もしないということでよろしいですか。
- ○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在以外の海外の駐在につきましては、所管が商工労働部ということになります。また、駐在する形態もワシントンとは少し違いますので、その辺りはまた商工労働部なりの考えはあろうかと思います。
- ○宮里洋史委員 すみません、しつこいようで確認 いたします。ワシントン事務所という組織は、先ほ ど申し上げてもらったように存在しないということ を確認できましたし、事務所長というような、この ワシントン駐在の長も存在しないということでよろ しいですか。

- ○長嶺元裕基地対策課長 会話の中で、便宜的にワシントン駐在にいる2名のうちの職制の高い者を所長というようなことはあるかと思いますけれども、そういう所長という職はございません。
- **○宮里洋史委員** ワシントン事務所という組織ではなくて、また所長という方、長がいるわけではないということが確認できましたので質問を終わります。
- 〇西銘啓史郎委員長 次に島尻忠明委員。
- 〇島尻忠明委員 主要施策の中で徳田委員から質問がありました1ページの米軍基地から派生するという中で、委託業者、新外交イニシアティブという会社の答弁がありましたけれど、それで間違いないですか。
- ○長嶺元裕基地対策課長 シンポジウム開催業務に つきましては、公募をした結果、NPO法人新外交 イニシアティブから応募があり、審査をした結果、 同社を委託事業者として選定したということでございます。
- **〇島尻忠明委員** 代表者の名前をお願いします。
- **〇長嶺元裕基地対策課長** 代表は猿田さんでございます。
- **〇島尻忠明委員** ちゃんと姓名を言ってください。 これ公契約でしょう、何を隠そうとしている。
- **〇長嶺元裕基地対策課長** 代表、猿田佐世さんでございます。
- **〇島尻忠明委員** では、質疑を変えます。ワシントンなんですけれど、先ほど我が会派お二人からもありましたので、それについて質疑をさせていただきます。我が会派へ資料を提供して頂きましたビザ申請フォームの主要部分について説明をお願いいたします。
- ○長嶺元裕基地対策課長 大変申し訳ありません。 委員のおっしゃる資料は今、持ち合わせておりません。
- 〇島尻忠明委員 休憩お願いします。
- 〇西銘啓史郎委員長 休憩します。

(休憩中に、知事公室長から当該資料は今、持ち合わせていないとの発言があったため、委員長から資料を用意した上で後ほど答弁するよう要望があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開します。島尻忠明委員。

**〇島尻忠明委員** 先ほど、これ個人で申請をやっていますということで答弁がありましたが、個人というのはどういう意味なんですか。これ県の職員とか、いろんな身分があるでしょう。あくまでも個人です

か。

○長嶺元裕基地対策課長 ビザの申請につきまして は、渡米する本人が申請をして取得をする必要があ るということになります。

**〇島尻忠明委員** 申請する個人と県との関係はどう やって証明しているんですか。県との関わり合い、 県の職員としての。

**○長嶺元裕基地対策課長** 申請者が沖縄県で働いているということを証明するための文書を出して申請をしているということになります。

**〇島尻忠明委員** それでよろしいですよね、確認で すから。

我々の会派の一般質問で、一緒に出すレター等についてはワシントン駐在所において勤務するという、それでこれこれこのぐらいのキャリアがありますということを申し添えているということでございますと答弁しているんですよ。ですから我々は駐在員の在留ビザの発給、取得に関する資料一式を要求していましたが、残念ながら、皆さんから提供がありませんでしたので、これも早めに提出をしていただきますよう要望します。

休憩をお願いします。

〇西銘啓史郎委員長 休憩します。

(休憩中に、島尻委員から委員会として資料要求するよう要望があり、委員長がこれを引き取る旨の発言があった。)

〇西銘啓史郎委員長 再開します。

島尻忠明委員。

- ○島尻忠明委員 このビザ申請フォームの中で、持っていないと言うんですけれども資料でいえば、11ページになるんですけれど、沖縄の後、オフィスインクという表示があるんですよ。この表記はどういう意味ですか。これも説明をお願いしたいんですよ。株式会社だよ、これ。
- ○長嶺元裕基地対策課長 すみません、ちょっと資料を確認してから答弁したいと思います。
- ○島尻忠明委員 先ほど、私が沖縄オフィスインクというのを質疑しました。この部分を直訳をすると、沖縄県が100%出資して設立をされた子会社というふうになるんですよ。これ事実に反するものではないかと思うんですけれど、まずは皆さん、沖縄県の子会社という認識はあったと思うんですけれど、これはいかがですか。

○長嶺元裕基地対策課長 島尻委員のおっしゃる、この11ページの記述でございますが、沖縄県ワシントンDC事務所インコーポレーションインUSAと

いうことで、100%沖縄県が出資しているというような内容になっております。

ワシントン駐在につきましては、米国国内法に基づきまして法人登録をしておりますので、そういう表記になっていると認識をしております。

○島尻忠明委員 あのですね、子会社をつくって 100%出資するといっても予算措置が必要ですよ。皆 さん、議会を通して予算措置していますか。登記は していますか。現地法人なんですか。そして、我々 に渡した資料が来ているようですので、極めつけは、 資料の4ページに、ジョブタイトルとしてプレジデントという記載があるんですよ。これ社長ですよね、この名称は社長なんですか、この駐在員というのは。これどうなんですか。これも虚偽じゃないですか。これ社長ですか。まず、この辺について答弁をお願いします。

**○長嶺元裕基地対策課長** アメリカには日本のよう な法人登記制度はありませんが、各州の法律に基づ き、適切に説明された旨を証した法人設立の認可書 の交付を受ける必要があります。

ワシントンにおける事務所の設置に当たっては、 米国で政府関係者等に働きかけるロビー活動に必要 となるFARAへの登録をするため、現地の専門の 弁護士の指導と、あと国務省へ確認した上で、コロ ンビア特別区に対し法人設立の許可を申請し、2015年 5月に法人設立の認可書が発行されております。

予算については、ワシントン駐在の活動、あるいは運営の支援のため委託料を計上しておりますが、 その中で措置をしているということでございます。

〇西銘啓史郎委員長 休憩します。

(休憩中に、島尻委員から出資についてどのように説明するのかについて、答弁漏れがあるとの発言があった。)

〇西銘啓史郎委員長 再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

- ○長嶺元裕基地対策課長 出資ということでございますが、1000ドルの株の引受けというような形になっているんですけれども、これは弁護士に確認をしたところ、ワシントン駐在が通常持っております口座のほうに、1000ドルが運営費として何らかの形で払い込まれていれば、それはそれで認められるというようなことで、特に問題はないということで回答をいただいているところでございます。
- **〇島尻忠明委員** 現在、駐在が命じられている職員 の役職を教えてください。
- ○長嶺元裕基地対策課長 役職は、副参事と主幹の

2名でございます。

○島尻忠明委員 副参事と主幹というのは代表権は 持っているんですか。代表権というのは、知事ない し知事から権限が委任されている人間に限られてい るんではないかなと思うんですけれど、どうなんで すか、この権限は。代表権は持っているんですか。 ただ、皆さん100%出資している会社ですから、プレ ジデントとも書いてあるんだから。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在の職員については、知事から何か権限を委任されているということではありません。知事から何かしら権限を委任されているということでございませんが、このプレジデントにつきましては、法人設立の際に誰かをトップに置かなければいけないということで、そのような職名になっているものと考えております。

○島尻忠明委員 皆さんの今の答弁を聞いていると、 ワシントン駐在は組織でもなく、出先機関でもない んですよ。知事からの権限委任もない。ただ職員が 個人として、そこに駐在しているだけだというふう に聞こえます。組織と称して、社長なるものもあり もしない役職をつくり出して、これはまさにビザの 虚偽申請に当たるんじゃないかなと危惧をしており ますので、これは指摘をしておきます。そして、皆 さん本気でこういった地域外交をするのであれば、 ちゃんと手続を踏まないと、8年間やって子会社と いうのも、みんな今は分かると思いますよ。僕、こ れはおかしいと思う。これは要するに、今日は確認 をしながら、次もちょっとやりたいと思っております。

休憩お願いします。

〇西銘啓史郎委員長 休憩します。

(休憩中に、島尻委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。)

〇西銘啓史郎委員長 再開します。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 このビザ申請のフォームの内容に つきましても、大変、私としては疑義があるという ふうに思っておりますので、これはぜひ知事からど のような指示を受けて、またどのような報告を受け たのか、しっかりと総括質疑で取り上げていただき たいと思います。よろしくお願いします。

**〇西銘啓史郎委員長** ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明10月25日の委員会終 了後、協議いたします。 島尻忠明委員。

**〇島尻忠明委員** もう一つの観点から質問をしますと、皆さん、今明らかになっているプレジデント、社長と称している方の代表権はありません。答弁ありましたね。 L-1 ビザの要件として、管理者または役員としての職責を有していることが求められていると思うんですよ。

そこで確認をしますが、100歩譲って、いろんなことを皆さんに譲って、参事監が駐在しているときは部長級です。さっき答弁がありました。部長級また管理者ないし役員ということで理解はいたします。

しかしながら、現在は副参事、主幹です。副参事、 主幹の職責は、先ほど答弁をしました決裁権限もな いということでよろしいですか。

○長嶺元裕基地対策課長 副参事と主幹については、 組織上も決裁権というのはありませんし、ワシント ンに駐在する職員についても、何か特別な委任を受 けているということではありません。

**〇島尻忠明委員** 決裁権限ないんですよね。ということは、このプレジデントというのは、虚偽の事実に基づくビザ申請の内容であることは僕は明らかであると思います。改めて確認をいたします。

皆さん、いろんな議会でも質問しますけれど、権限もない人がロビー活動でどのぐらい経費予算はかかりましたかという質問をしても、それはなかなか答弁できないという話なんですけれど、この人たちは普通、権限がなければ1円も僕は使えないと思うんですよ。

しかし、皆さん、答弁でもロビー活動をしていろんな予算がかかっていますと。この人たち、普通、権限がなければ1円もできないですよ。先ほどの子会社の出資も、弁護士かどうかそれは後で確認をしますが、これ普通だったら考えられないですよ。議会を通すべきですよ。100%子会社ですよ。僕はこれが8年間まかり通ってきたと思うと大変厳しいです、本当に。

ぜひその辺は、我々会派がまたやりますので、最後に一つだけ、先ほど部長から訂正がありましたJICAの件なんですけれど、賃料の件で(款)なんですか、収入があったんですけれど。JICAは、ちなみに浦添のJICAの場所ですか、確認をお願いします。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長 委員おっしゃるとおり、浦添のほうにあるJICAの土地の件でございます。

○島尻忠明委員 JICAの運動場とか、あの辺は

もう返したんですか、それともどういう経緯になっているんですか。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長 おっしゃられたとおり、多分もう現場を見られていらっしゃるのかなと思いますけれども、これまでJICAの運動場のような形で開けていた土地があったと思いますが、その土地は今、沖縄県のほうに返還をされているという状況です。

**〇島尻忠明委員** 地元自治体に譲り渡すという考えはなかったんですか。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長 一旦、私ども沖縄県からJICA様のほうに賃貸をしているような、お貸ししているものですので、それをそのまま例えばほかの第三者に譲るということは、多分、実際の契約上できないと思いますので、まずは一旦、沖縄県のほうに戻して、それから沖縄県が普通財産としてどう処理するかというところは、これからの検討ということになります。

**〇島尻忠明委員** 分かりました。じゃ、JICAの件についてはちょっと注視していきたいと思います。 以上です。

- 〇西銘啓史郎委員長 島袋大委員。
- **〇島袋大委員** お願いします。

引き続きワシントン事務所。先ほど聞きましたけれど、私が言いたいのはこの駐留発令自体がこのビザの申請内容と食い違っているということなんだけれども、そういうふうに理解していいですか。続けて聞くけれどいいですか。ビザ申請では子会社への派遣としておきながら、事実は所属先であるとか、公室または基地対策課から駐在ということでしょう、そういう話であれば。事実と申請内容が違うところを指摘したいんですけれども、そこを聞きたいんだよ。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在につきましては、当初、ワシントン事務所という名称で非課税事業者として登録することを検討していたところでございます。

一方、米国には日本の財団法人ですとか、財団法人のような法人の制度がなく、弁護士事務所から国務省に対し、事業所の事業内容を説明して照会をしたところ、国務省のカテゴリー上、事務所のロビー活動などは親組織、沖縄県のための政治的活動に当たるため非課税事業者としては登録できず、株式会社の形態を取らなければならないとの判断になったということでございます。

**〇島袋大委員** ワシントン駐在の職務内容は何です

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在につきましては、基地問題をはじめとする沖縄の課題解決に

か。この職務内容は自治事務の執行に当たりますか。

向け基地問題に関連する情報収集、情報発信を行う ことを目的として設置をしたものでございます。こ の目的、事業内容自体は、沖縄県、県民の福利の増 進に寄与するものであると考えております。

○島袋大委員 これは自治事務の執行に当たります か。それも聞いているんです。

○長嶺元裕基地対策課長 自治事務の執行に当たる ものと考えております。

**〇島袋大委員** 実際の活動内容は、地方公共団体である沖縄県の自治事務の執行であり、L-1 ビザの要件である民間団体、企業の営利活動ではないんですよね。ですから、L-1 ビザの条件に反しているんじゃないですかというのがずっと自民党が言っていることなんだけれど。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在のビザに つきましても、現地の専門弁護士の指導の下、L-1ビザが最も適しているとして、こちらの領事館と も調整の上、取得をしたものでございます。

○島袋大委員 問題点をもう一度整理したいと思いますけれど、1つは、事実と異なる申請内容により不正に取得したL-1ビザであること。2つ目は、L-1ビザの要求する条件に反していること。そして3つ目は、不正なビザに基づいている。申し訳ないですけれども扱いは不法滞在ですよ。これ皆さん方の手続の誤りによって駐在職員が哀れしているんですよ、今の内容でいえば。この不正取得したビザに基づく渡航に対して、人件費、旅費を含めて、本事業は正当性を欠く支出に当たりませんかという点なんですよ。これは不当な支出だと言えるんですけれども、どうですか。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在、事務所 を構える際もそうですが、現地の専門の弁護士と相 談をしたということ、それから国務省に対しても照 会、確認を取ったところでございます。また、ビザ に関しても、同じように現地の専門の弁護士の方、それからこちらの総領事館とも確認、調整をした上で取得をしたものでございますので、違法なものではないと認識をしております。

〇島袋大委員 専門の弁護士の指導の下で手続を進めていると何回も言っていますけれども、このような脱法行為を助長する弁護士の回答をうのみにしていいんですか。弁護士というのはどういう弁護士ですか。顧問弁護士ですか、国際弁護士ですか。どの

ような弁護士ですか。弁護士が言ったから全部オーケーで通ると思っているんですか。だから具体的に相談した弁護士の情報を明らかにするべきだと思っていますけれど、どういう弁護士で、どういう肩書で、どういう仕事している弁護士なんですか。皆さん方、弁護士と言ったら我々が黙ると思っているかもしれんけれど、どういう弁護士なんですかということですよ。会社設立するんだったら行政書士とかそういったのでしょう。弁護士の名前も言いなさい、違法なのに。違法を勧めた弁護士は誰かって話。

○長嶺元裕基地対策課長 弁護士につきましては、 委託事業者を通じて紹介いただいた弁護士になりますが、基本的な移民法に明るい弁護士であるという ふうに聞いております。それから、弁護士の意見を うのみにしたということでございますが、我々国務 省への照会、確認も行っているところでございます し、こちらの総領事館にもビザに関しては確認をし ているところでございます。

○島袋大委員 一般質問や今のこの決算を聞いても、 弁護士がそう言っています、弁護士がそうやってく れましたと言っておきながら、今になったら委託し ている業者が弁護士を探して、こういった形で聞い ておりますとか、なぜ、あなた方はこういうふうに 質問されたら、ころっと180度変えて委託業者にそう やっていますとか話が入っていくんですかという話 よ。

先ほどまで皆さん方、自信を持って弁護士がそう言っているからそうなんですよと我々に言っておいて、我々が深掘りで入っていったら、委託業者と今までで初めて出てきたんですよ。委託業者が弁護士をこういうふうな形にして、こういう専門の、ですからどういう方で、どういう委託業者に、どういう仕事をしていて、こういう一覧も含めて、実際、こういうふうにやるべきなんだけれど、皆さん方、これ県庁で委託するんだけれど、その弁護士とお会いしたことはあるんですか。

**○長嶺元裕基地対策課長** 県職員のほうで弁護士と 直接会って話をしたということはありませんが、事 務所の運営ですとか、活動支援をしている委託業者 のほうを通じて、弁護士のほうに確認を取っている ということでございました。

- **〇島袋大委員** 委託業者はどこですか。
- **〇長嶺元裕基地対策課長** ワシントンコア社でございます。
- **〇島袋大委員** この8年間、ずっとワシントンコア がやっているのは分かりますよ。その中でロビー活

動も率先してやって、ワシントン事務所は非常に効 率的な活用をしています、基地問題をいろんな面で アピールするにも非常に役立っていますと言ってお きながら、皆さん方は委託業者に丸投げ、金も丸投 げ、中身も全く分からんで成果が出ていますよと議 会で簡単に答弁して、8年間この中身をずっと説明 しなさいと言われ続けてきて、一般質問で深くこう いう質問されたら、いきなりころっと変わって、県 議一人一人に説明したいとわけ分からない話をして いるみたいだけれど。8年間我々が求めてきて、今 頃になってこういう、要するに我々が数を取ったか らこういうやり方ですか、部長。数が我々なければ 別に残したっていいよと、与党の数で押し切れるか ら大丈夫という安易な考えだったの。決算だからはっ きりしましょうや。今頃になって慌てだして、個々 の委員たちにこう説明していいのかという話ですよ。

我々は、ワシントンコアの中身の資料も出してください、ずっと延々と8年間言ってきましたよ。そういう資料も出してこない。数というのは恐ろしいなって、僕今さらに感じていますよ。数を取ったらこういうやり方をするんですか。徹底的に我々はやりますよ。

委員長、まさしくこういう弁護士のワシントンコアの状況の資料も、これ決算ですから委員会で求めますよ。弁護士はどういう専門分野の弁護士なのか、そういう虚偽に関する申請書も出しておきながら、弁護士も虚偽で申請されているかもしれませんよ。本当に専門の弁護士なのか、これだけ多くの金を8年間つぎ込んでおいて、こういうことは8年間で初めてでありますよ。

これ以上質問してもあれですんで、いずれにして も委員長に申し上げますけれど、ワシントンの駐在 についての総括質疑に上げるようにお願いしたいと 思っております。今までの8年間の対応と執行部、 全く違います。毎回のごとく、ランプがついたら各 委員に電話をしまくっているみたいですけれど、私 はその辺まだ感じていませんけれども、これはしっ かりと決算の中で私はやるべきだと思っています。

そして資料要求ですね、これもついでに。公有財産、物品、債権及び基金の増減並びに決算年度末の現在高の状況の資料を出していただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長 今の総括質疑の内容については、知事に対して、ワシントンコア社やまた専門弁護士等のこの8年間におけるいろんな資料を提出してもらって確認をしたいということですね。

○島袋大委員 基本的に知事に総括質疑したいわけですけれども、我々は8年間、ずっとワシントン事務所についての中身を確認事項を決算でやるたびに、このメールを送った件数だけしか今まで言ってこなかったんですよね。何かあったらネットで確認してくださいで終わっていたんですよ。今回はかなり深掘りのときに回答しますよと来ているんですけれども、どうぞ委託しているワシントンコアの方々も出席させてください。その中で活用している弁護士の方も出席できるならしてください。洗いざらい、この中身というのは8年間分、確認するべきだと私は思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いは、明10月25日の委員会質疑終了後に協議いたします。

では、質疑を続けます。

- 〇島袋大委員 私、以上です。
- **〇西銘啓史郎委員長** 吳屋宏委員。
- **〇呉屋宏委員** じゃ、1つずつやっていきますけれども、成果に関する報告書かな、この中から20ページ、不発弾等対策事業、現在これどうなっていますか。
- **〇照屋陽一防災危機管理課長** お答えします。

今、委員御質問の2月、3月には予算が足りないと、そういうことで調査ができないんじゃないかというお話かと思います。これについては予算が足りないのではなくて、この不発弾等処理事業において年度末の予算について、2月を翌年度に繰越しをしないような方策として、2月末を締切り期限としてやっているところでございます。それが事業所においては2月、3月には予算がないとして捉えられていると考えています。

**〇呉屋宏委員** じゃ、2月後半から3月は不発弾処理はできないということで捉えていいんだね。

○照屋陽一防災危機管理課長 確かに2月、例えば 確実に繰越しする可能性があるものについては、3月 中に事前に書類をチェックして、翌年度の4月1日 に交付決定するような形でやったり、ほかには本年 度分と翌年度分、2期分割できるものについては、 そういった調整をしているところでございます。 以上でございます。

〇呉屋宏委員 僕は3月に不発弾処理の工事ができ

○照屋陽一防災危機管理課長 先ほど申し上げたように、分割等の調整をすれば可能でございます。
以上でございます。

**〇呉屋宏委員** これまではそれをやってこなかった のか。

○照屋陽一防災危機管理課長 これまでも同じよう な対応をしているところでございます。

以上です。

○呉屋宏委員 我々は不発弾を処理している業者さんから全てを聞いているんですよ。それで内閣府にも、要するに足りなかったら出してくれという要請もしているわけよ。それを、申請があれば我々が出しますよと内閣府が言っているの。じゃ、どこが問題なのかと言ったら業者が問題なのか、内閣府が問題なのか、間に入っているところが問題なんだよ。つまり県なんだ、どう思う。

○照屋陽一防災危機管理課長 県が問題というお話なんですけれども、我々、予算執行上、制度上、年度末に完了する必要があるということから、この対応について、補助金の申請受付を2月末までという形でやっていますので、県としては特に問題という意識はございません。

以上です。

○呉屋宏委員 普通、3月31日から4月1日というのは、もちろん年度の切替えだよ。それはどこの行政もあるんだよ。そこは申請を出す人たちも、もう分かっているわけだよね。いつまでに出してくれとかなんとかという話があるんだよ。だからそういうのを切れ目なくやっていますかと。

結局皆さんができないと言ったら、ああそうですか、じゃそのままお家を建てましょうねという話になるんだよ。だから切れ目をつくっちゃいけないんでしょう。つくらないための努力はどうしているんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 先ほどの繰り返しに なりますけれども。

**〇呉屋宏委員** だったらもういいよ。19ページの消防防災へリについて。これも何度もやってきた、4年間やってきたんだけれども、これはもう最後のほうに来ていますから、しっかりとやりたいと思います。令和5年度は何をしたのか。

○照屋陽一防災危機管理課長 令和5年度においては、消防防災へリコプター導入推進協議会の運営と、あとワーキンググループの運営といった事業をやってございます。

以上でございます。

〇呉屋宏委員 この予算、当初、皆さん1億7800万つけているんだよね。決算額が800万。どういうことですか、これは。

○照屋陽一防災危機管理課長 消防防災ヘリの運用 開始に向けて、本来ならば、この年度に施設の設計 業務、具体的に言いますとヘリ基地の基本設計、実 施設計のほか、ヘリポート整備に必要となる申請手 続の支援業務等を実施する委託料を計上してきまし たけれども、現段階において、一部の市町村との調 整が継続していることから、その分を減額したとこ ろでございます。

以上でございます。

- **〇呉屋宏委員** 一部の市長村はどこで、その市町村は何て言っているのか。
- ○照屋陽一防災危機管理課長 一部の市町村はうるま市と石垣市でございます。この2市が承認しない理由につきましては、具体的に言いますと、航空隊の隊員として市町村の消防職員を派遣すること、あと基地整備場所を中城村の消防学校としていること、それと当初から2機整備するべきではないかということの意見がございます。

以上でございます。

**〇呉屋宏委員** この計画は、そもそもスムーズに2年間いっていたんだよ。誰がこれを崩したのかよく分からないんだけれども、これスムーズにいっていたのが、なぜ崩れていったのかって4つの項目から。

1つは、あなた方はやったふりをするために、こ の消防防災ヘリをそこに置くために、とにかく47都 道府県の中で沖縄だけが配備されていない。だから 急いでこれをやらないといけないと思っている。だ から計画が中途半端になっている、違うか。石垣は 何て言っているか分かりますか。本島だけの整備じゃ 話になりませんよと、僕は前からあなた方に言って きたはずだ。2機目を、計画は計画で第2期計画を 八重山の病院の周辺において、宮古からの救急、与 那国からの救急、波照間からの救急は石垣で集約す べきだ、ここまでの計画をつくれって言ったら、あ なた方はつくらないんだよ。だから石垣がオーケー しないんだよ。これ3期計画はじゃ南北大東はどう するのか。これは固定翼機を入れないといけないで しょう。そこまでの3期計画をつくって、今はその 中の1期ですとやればできるんだよ、これが1つ。

消防防災ヘリの基地は、なぜ中城なんですか。

**〇照屋陽一防災危機管理課長** お答えします。

ヘリ基地の整備場所につきましては、平成29年度から令和3年度に整備候補地を選定するために、北部地域19か所、中部地域5か所、南部地域6か所、計30か所において調査を実施したところであります。その結果、既存施設を利用でき、防災拠点である

一体的な運用も図れることなどの優位性があること から、消防学校を整備候補地として提案していると ころでございます。

以上です。

- **〇呉屋宏委員** この30か所というのを提出してくだ さい。大丈夫ですか。
- **〇照屋陽一防災危機管理課長** 提出いたします。
- ○呉屋宏委員 いいですか、ちょっと立って皆さんに見せますけれど、これが沖縄の周辺の管制圏ですよ、これがね。これが嘉手納管制圏、これが那覇の管制圏、その間に普天間がある。これどうやって西に飛んで行くのか。これぐらいのことも分からないのか。さっきお聞きしたのがこれだ。これは嘉手納管制圏の丸、ここが那覇空港管制圏の丸、この側にある黒いのは普天間飛行場だ。どうやってこの間を飛んで行くの。

僕は皆さんとやるために、何度も何度もこの専門家とも話合いをしてきた。これは先週の金曜日もここに来ている。いろんな立場からこの話をしてきたんだけれども、私は市町村長とこの話合いをずっとやってきたときに、今、北部の市町村は、白紙撤回をしようとする動きがあるの分かる。この2人だけに責任を負わすわけにはいかないという市町村になっているんだよ。その責任はどうやって取るのあなた、答えて。

○照屋陽一防災危機管理課長 まず普天間飛行場の 管制圏についてのお話ですけれども、これは去年9月 に米軍へ直接、職員が赴きまして、この整備計画案 について説明をして理解と協力を求めてございます。 そのときに米軍からは、今、実際の計画実施段階で はないものですから、運航スケジュール等の細かい 内容の説明など具体的な動きがあったときに、また 改めて詰めていきましょうというようなお話があっ たということでございます。

それと、先ほどいろいろ北部地域の意見というお話もあったんですけれども、整備候補地の選定に当たっては、もともと導入、検討の契機となっているのは、御承知のとおり北部地域からです。この要望場所や推薦のあった場所について、地元市町村と意見交換した上で、またワーキンググループの中でも議論した上で決めてございます。

以上です。

○呉屋宏委員 彼らがそれに同意したときには、こんな細かい条件は全部ついていないんだよ、後から来たのこれは。夜間は飛行しない、消防防災ヘリは夜間飛ばさない。伊是名、伊平屋、伊江、あるいは

国頭村の僻地、東海岸。そこで脳の血管が切れたり、 心筋梗塞で倒れた人が1時間半待てると思う。これ は北部の国頭、東、大宜味の消防の皆さんが何て言っ ているかといったら、自衛隊に連絡して伊平屋に行 くまでに1時間半ですと。あなた方はその1時間半 は、夜は自衛隊に頼むと言うんでしょう。これで了 解すると思うね。皆さんは119番すれば、10分、5分 で救急車が来るかもしれない。本当に苦しい小規模 離島の皆さんはどうやって命を助けるの、そこが抜 けているんだよ、答えて。

○照屋陽一防災危機管理課長 この夜間運航については何と言うのか、今、将来的にもやらないという決定をしているわけではございません。まずは練度を高めて、実績を重ねて、練度の向上を図って、その時点で練度を高めて夜間運航もできるという段階になったら、再び入れましょうかというようなお話をするということで、市町村には、消防には説明しているところでございます。

以上です。

- 〇呉屋宏委員 誰の訓練をするのか。
- ○照屋陽一防災危機管理課長 訓練をする、練度を、 実績を重ねるということでございます。

以上です。

- 〇呉屋宏委員 誰の。
- **〇照屋陽一防災危機管理課長** 消防の職員のことでございます。

以上です。

○呉屋宏委員 いいですか。消防防災へりでやって いる人たちは、最低でも5年は必要だって言ってい る。あなた方が消防に出向して来いというのは3年 でしょう。3年でどうやって技術が完全にできるん ですかというのは、そんなレベルの問題じゃないよ と僕は言われているんです。上空から救助に降りて 来るんだよ。こういう机上でこういう計画をやるぐ らいだったら、僕はもっと真剣に初めから組み立て たほうがいいと思うよ。今のままでは無理です。市 町村ものりません。一番はプロパーの問題。プロパー を8割ぐらいまで高めてくれと。あとの2割は消防 から来てもいいと。だけどプロパーありきでやらな いと無理ですよという。こんな今日、明日やったか らと言って、すぐ救助に出られるわけじゃないんだ よと。それが1つ。1番大きいのは夜間飛行です。 これは無理です。基地問題もさっき言ったとおり、 専門家に聞いても無理だと言っている。そこは真剣 に考えて、今のままだったら完全にこの事業はポシャ るよ。指摘をして終わります。これ知事に質問した

いと思いますので。

○西銘啓史郎委員長 総括質疑に入れたい。確認しますけれど、知事に対して、防災ヘリの導入に関する知事としての見解、このままでいいのかということを含めてやりたいと。同じように、明日の委員会で質疑終了後に協議したいと思います。

〇西銘啓史郎委員長 休憩します。

午後3時25分休憩 午後3時38分再開

**〇西銘啓史郎委員長** 再開します。

幸喜愛委員。

○幸喜愛委員 よろしくお願いいたします。

事業名の沖縄平和賞のところから質問をさせてください。この中で、沖縄平和賞の情報発信及び広報 事業というところがあるんですけれども、具体的な 取組と広報事業にかかった金額について教えてくだ さい。

〇川満孝幸平和・地域外交推進課副参事 お答えい たします。

沖縄平和賞に係る広報事業についてでございますが、令和5年度の取組としましては、第7回受賞者のジャパンハートと第11回受賞者のひめゆり平和祈念資料館を招聘し、沖縄平和賞シンポジウム及び次世代ワークショップのほうを開催しております。また歴代受賞者7団体との共催によりまして、Pease & Democracyフォーラム2023を開催しております。一応、その予算につきましては、主要事業の報告書にございますが、決算額は1196万4000円となっておりまして、執行率91.2%ということになっております。

以上となります。

○幸喜愛委員 ありがとうございます。

受賞団体と連携した取組というところで、こういった過去の各受賞団体ともシンポジウムを開かれたということなんですけれども、その開催した場所が何ていうんですか、限定されているような感じがするんですが、今後また全県的にそういったシンポジウム、別の場所でやったりするような計画などはないですか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事 お答えいたします。

令和5年度のシンポジウムの開催の場所でございますが、沖縄県市町村自治会館のホールで行ったところでございます。ちなみに令和6年度も同様の取組を行っていまして、令和6年度は県立博物館・美術館で行っております。なので開かれた場所で行っ

ているというところで認識をしておりますし、ちなみにオンラインでの配信も行ったりとかしておりますので、今後はもっとこういったシンポジウムがあるということについての周知啓発に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

## **〇幸喜愛委員** ありがとうございます。

まだ少し広報活動というか、県民に広く平和賞の 意義というものが根づいているというふうには感じ られない部分があるのかなと思います。今後、ます ますその意義がしっかりと県民にまず伝わること、 それから世界への発信というところに広く展開でき るような広報活動を、もう少し吟味していただいた ほうがいいのかなというところがありますので、ぜ ひ今後に生かしていただければなと思います。過去 の受賞者、受賞団体との連携というところで、沖縄 平和賞を受賞したことで、その受賞した団体、個人 などが、その後の活動について展開がよくなったり とか、違った形になってきたというような報告があっ たりするような実績はありますか。

〇川満孝幸平和・地域外交推進課副参事 お答えい たします。

過去の受賞者に対して、副賞として賞金1000万円 も授与しておりますので、そういった賞金なども活 用しまして、その後の平和のためのそれぞれの団体 の活動資金として活用いただき、国際平和の創造に 大きく寄与しているものと考えております。

以上となります。

# **〇幸喜愛委員** ありがとうございます。

来年は戦後80年、沖縄平和賞は今年が12回目となります。将来的に20回と目指していく中で、その20回目の段階で大きな意義をまた持ってくることができるように、広報展開でもっと広くアピールできたらいいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。この沖縄平和賞の意義というのは、沖縄から平和を発信するという意味でとても大きいので、継続して今以上に予算が組めるような形での取組を御検討お願いしたいと思います。平和賞は以上です。

すみません、もう一つお願いいたします。不発弾処理の件についてです。資料の20ページになるかと思います。不発弾等対策事業についてですが、もうこれまで具体的にいろいろな質問が出ておりますので、私のほうからは、一般質問でもさせていただきましたが、来年、戦後80年に向けて不発弾処理を急いで解決していくために、今後、取組として新しく

考えているものがあるかどうかをお聞かせください。 〇照屋陽一防災危機管理課長 お答えします。

県として、委員御指摘の不発弾問題に関する県民の関心と理解を深めることは重要と考えております。 そのため戦後80年の節目となる令和7年度から、不 発弾の危険性、磁気探査の必要性を集中的に周知す るための週間や月間の実施時期及び周知内容につい て、国、県、市町村とで構成する協議会、事務局へ 提案して、その意見を募りながら周知するための取 組というのを考えてございます。

以上でございます。

- ○幸喜愛委員 ありがとうございました。 私の質問は以上です。
- 〇西銘啓史郎委員長 仲宗根悟委員。
- **〇仲宗根悟委員** よろしくお願いします。

アジア太平洋地域平和連携推進事業についてなんですけれども、主要施策の17ページですかね。こちらは午前中からもありましたので、沖縄県がアジア太平洋地域の平和と安定の構築に向けて積極的な役割を担うことによって、地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与してと。そして沖縄県における基地負担の軽減につなげることを目的に実施するものですというような内容、目的なんですけれども、背景というんでしょうか、この事業は4年度から始まって3年の計画で6年度までですか。この事業をするに当たっての背景というんでしょうか、こちらをお聞かせいただけないですか。

**○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長** お答えいた します。

この事業を立ち上げる背景といたしましては、まずは米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言などの中で、基地の整理縮小ですとか、そういう負担軽減を図る意味でもう少し中長期的な視点で、アジア太平洋地域の緊張緩和が図られ、相互に信頼醸成が図られるような環境をつくるような取組を沖縄県としても担うべきだというような提言がまずございました。そういう中で、その後、復帰50周年を迎えて、その中で新たな建議書ですとか、ちょっと1年前になるかと思いますけれども、復帰50周年に向けた要請の中でも、このような趣旨を踏まえて沖縄県としての決意を示していたと。そういうような関連の中で、復帰50周年記念事業として立ち上げたということでございます。

以上です。

**〇仲宗根悟委員** 午前中からもありましたけれども、 ヒアリング、意見交換を行ってきたということで、 実績でシンガポールですとか、カンボジア、台湾、ベトナムといったところで繰り広げているんですけれども、この業務というんでしょうか。どういった主眼を置きながら、将来どういうことを見据えて推進していく事業だというようなことなんでしょうか。その辺、教えていただけますか。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長 事業の内容としましては、まずはアジア太平洋地域の国、地域の様々な状況を把握して、整理をした上で、ある程度、その時点で連携可能性のある項目なりを抽出をした上で、それに関連する有識者の方との会議を設けていく。そして、そのような会議の中で深めてきた内容をシンポジウムで発表していくというようなことを軸にした事業でございますけれども、このようなことを積み重ねることで、目指すべき姿としては、アジア太平洋地域の国、地域の関係者が信頼醸成を図られて、緊張緩和を図られ、安定して持続的な発展につながるような環境をつくっていくことに寄与したいということでございます。

〇仲宗根悟委員 皆さんが令和6年3月、この推進 事業の報告書をお出ししていますけれども、その報 告書の中で、沖縄と将来的な連携協定締結を見据え た取組を推進していきますというような内容が書か れているんですけれども、これまでもアジア諸国と いうんでしょうか、いろんなところでいろんな連携 が、行政ないし、民間ないしいろいろ結ばれてきて、 アジアと非常に友好的な関係を築いてきたものだと 思っているんです。ここで新たに令和4年から始め たと先ほどお話がありましたけれども、もちろん中 国の軍事的な外交、そして米国と中国の対立といい ましょうか、軍事的な競争というんでしょうか、そ ういうのが台頭してきていて、アジアをめぐる情勢 というのが非常に厳しい状況になっていて、これを 平和推進のところを強力に進めていきたいというの が、私は本来の県の最大の目的だと捉えているんで すね。今後のこの連携協定ですとか、いろんな形を 構築してきているんですけれども、改めてまた県が 発信していって連携を結ぶと。今、中にはASEA Nの会議を、ぜひ沖縄で誘致をしながらここで会議 を持ちたいというのが非常に大きな目的というんで しょうか、皆さんの目標の一つだと伺っているんで すが。その辺について、ASEANの会議を沖縄で 開催するという部分、どのような推進の仕方、それ から捉え方、非常に大きな意義があると思うんです よ。その辺の実現可能性について、ぜひお聞かせい ただけませんか。

**○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長** お答えいた します。

委員おっしゃられた報告書の中には、沖縄と海外の国、地域との連携を目に見える形で表すために、MOUの締結状況というのもその中で把握をして調べているわけですけれども、その報告書の中では96件の件数があるとなっており、現在でもいろいろ活発に活動しておりますけれども、これをさらに拡充していこうという方向だと考えております。特に、新たに結ぶこともそうですけれども、既存のMOUをしっかり見直して、さらにそれを活発化させていくという方向もあるのかなと思っております。

そして、もう一つ御質問のございましたASEANの会議につきましては、この事業の中でASEANの取組についても情報収集をし、特に会議の開催状況、年間もう何百件、1000件を超えるような会議が開催されていると聞いておりますので、その状況を把握して日本との関係性、沖縄で開催する可能性があるような会議はどのようなものがあるのかということを把握をして、その上で関係者に当たっていくような形で調整をしたいと思っております。

以上です。

- ○仲宗根悟委員 このASEANの会議が沖縄で開催できることを期待をしながら、ぜひ頑張っていただきたいとエールを送って、以上終わります。
- 〇西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。
- ○高橋真委員 先ほどから質疑が集中しております このビザの取得。ワシントン駐在員の活動事業の内 容について、再度確認、事実の確認であります。海 外で、今、沖縄県が100%出資の民間企業を設置した というのは事実でありますか、お伺いいたします。
- **〇長嶺元裕基地対策課長** すみません、答弁が少し 重複してしまいますが、ワシントンに事務所を設置 するに当たって、非課税事業者として登録すること を検討していたところでございます。

一方で、アメリカには日本のような財団法人のような法人制度がなく、弁護士事務所から国務省に対し、事務所の業務内容を説明をして照会したところ、国務省のカテゴリー上、事務所のロビー活動等は、親組織、県庁の沖縄県のための政治的活動に当たるため非課税事業者としては登録できず、株式会社の形態を取らなければいけないというような判断になったということでございます。

- **〇高橋真委員** いつ設置されたんでしょうか。
- **〇長嶺元裕基地対策課長** 法人の認可書が発行されたのは2015年5月になります。

**○高橋真委員** ありがとうございます。

沖縄県の所管事務の中で、こういう形で海外で民間企業を設置するときの決裁権者とその所掌事務というんですか、それはどこが取り扱う所掌事務になるのか教えてください。

- ○長嶺元裕基地対策課長 すみません、その辺り少 し確認しないと今答弁することができません。申し 訳ありません。
- ○高橋真委員 では、後で確認をさせていただきたいと思います。ちなみに今、沖縄県内で――県内でも国内でもいいんですけれど、100%の民間企業を設置したということはあるんですか。お伺いいたします。
- **〇長嶺元裕基地対策課長** その点も確認しないと、 今、答弁ができない状況です。
- ○高橋真委員 分かりました。

これも確認でお伺いいたします。今回、ビザの取得が大変議論になっていると伺っております。ビザの取得に関しては、これはしっかりと不法ではないんだという認識であられるのか、それとも、もう少し調査が必要だなと思っている認識があるのか、その辺の見解についてお伺いしたいと思います。

- **○長嶺元裕基地対策課長** ワシントン駐在、この事務所の法人化に際してもそうですし、このLビザの取得に際してもそうですけれども、現地の弁護士とも確認するとともに、国務省ですとか、こちらの総領事館に確認をした上で取得手続を取っているということでございます。
- **○高橋真委員** では、総領事館とか、国務省とか、 そういった確認を取っているということであります けれど、取得したときの理由と実際現地での活動の 内容というのは、そごはないという理解でいいです か。
- ○長嶺元裕基地対策課長 はい、そごはないと考えています。
- ○高橋真委員 分かりました、ありがとうございます。では、そういう中で言いますと、実際に、今活動をしている内容自体には、県としては問題はない認識であるということですか。

もう一つ、ごめんなさい。弁護士さんの御意見を聞いているということでありましたけれど、例えばセカンドオピニオンとしてほかの弁護士とか、いわゆるこれは客観的に見て、よく医療行為なんかはセカンドオピニオンを求めるということもあるんでしょうけれど、ここまで議論されている内容なので、そういうオピニオンを求めたことはあるんでしょう

か、お伺いいたします。

- ○長嶺元裕基地対策課長 今、委員のおっしゃるようなセカンドオピニオンを求めたかどうかというと ころは確認してみないと、今はちょっと分からない 状況です。
- ○高橋真委員 委員長、休憩をお願いいたします。 ○西銘啓史郎委員長 休憩します。
  - (休憩中に、高橋委員から答弁されなかった件について、要調査事項として取り扱ってほしいとの発言があった。)
- 〇西銘啓史郎委員長 再開します。
- **○高橋真委員** 確認です。来週までに調べて御答弁 いただけますでしょうか。
- ○長嶺元裕基地対策課長 はい、確認していきたい と思います。
- ○高橋真委員 終わりです。
- 〇西銘啓史郎委員長 次に、渡久地修委員。
- ○渡久地修委員 19ページの防災ヘリですけれど、これは僕は県議になって、最初にこれ質問をして提案もしたんだけれど、当時は仲井眞県政のときは防災ヘリ、自衛隊を利用していて、今もそれはあるんだけれど、結構消極的だったんですよ。ずっと質問をし続けて2017年か18年かな、翁長県政のときに、初めて検討ということを約束して、そのときは沖縄と佐賀県だけがなかった。

今、佐賀県が導入して沖縄県だけがないということで、この間進んできて非常に期待しているんだけれど、これまでも市町村の承認を得るのに、皆さん相当苦労してきたと思うんですよね。苦労してやっとここまで来ているけれど、2市の承認が得られていないとこっちにはあるんだけれど、これは今年度で努力していると思うんですけれど、どんなですか、見通しとしては。承認を得られる見通しはあるんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 今、承認いただけていないうるま市、石垣市については、これは累計なんですけれども、うるま市については計11回訪問して、市長には直接4回ほど説明させてもらっております。石垣市も計6回訪問して、市長への説明は2回してございます。

今、現在も承認いただけていないところであり、 引き続き承認いただけるように調整を進めていると ころなんですけれども、今のところ見通しという形 では申し上げることはちょっとできません。

以上でございます。

○渡久地修委員 これ見通しが立っていないとなる

と、結局もう導入できないということになるんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 導入できないという ことではなく、現在も承認いただけていない市町村 に関して、引き続き丁寧に説明をしていきながら、 早い段階での導入に持っていきたいとは思ってござ います。

以上でございます。

○渡久地修委員 消防防災へりの役割、救急もあるけれど、いわゆる災害とかいろんな問題もありますよね。そして救急のものでドクターへりとの関係も含めて、総合的にやっぱりもうちょっと整理もして、理解を得られるように、これはもう相当の努力しないとこのままずるずる行ってしまうので、その辺の努力を部長、ぜひやってほしいんですけれどいかがですか。

#### **〇溜政仁知事公室長** ありがとうございます。

消防防災へリについては、我々も必要性というのは十分感じております。特に最近、全国で発生している大規模災害等を見ても、やはり防災へリの活躍というか、そういうものを実感しているところですので、ぜひ一日も早い導入というのを目指しているところです。この2市にかかわらず、市町村が集まるところでも我々、能登半島での活用とか、そういうものも紹介しながら説明、導入についての必要性というのを訴えているというか、説明をさせていただいているところでございます。ですので、ここはぜひ丁寧に説明を続けて、早期の導入に向けて取り組みたいと考えております。

○渡久地修委員 次に不発弾ですけれど。不発弾は 2つなんだけれど、僕は不発弾処理する際の住民の 避難の半径をいかに縮めるかということを、市議会 時代からずっとやってきて、もう那覇市は当時、大 変な避難半径だったのよ。これはそれぞれ全国市町 村、全部違って非常に不透明なところがあったので、 この問題をずっと取り上げて、そのとき那覇市が初 めてライナープレートという6メートル穴掘ってや るというのを、当時、翁長さんが市長だったけれど、 あのとき初めて那覇市の牧志の不発弾処理で導入し て、これが今では普通になっているんですよ。県議 会に来てもっと縮める方法ないかということをずっ と研究して、耐爆チャンバー、耐爆容器というのを、 ぜひ国の責任で導入するべきだということを言い続 けてきて、これ去年からかな、一昨年からかな、こ れ導入されたと思うんですけれど、あれは本格的導 入なのか、試験的な導入なのか、今どうなっていま

すか。

**〇照屋陽一防災危機管理課長** お答えします。

今、耐爆チャンバー、耐爆容器については、令和6年度の本格運用ということで10月1日から運用実績がございまして、現地処理10件のうち6件で耐爆容器が使用されてございます。

以上でございます。

- **○渡久地修委員** もう本格運用ということでよろしいですか。
- ○照屋陽一防災危機管理課長 そのとおりでございます。

以上です。

- **○渡久地修委員** この耐爆チャンバーは、これで処理する不発弾というのは5インチ艦砲弾ですか、それか250キロ爆弾、どっち。
- ○照屋陽一防災危機管理課長 5インチの砲弾でございます。

以上でございます。

- **○渡久地修委員** これを導入することによって、半径、避難範囲というのかな、どれぐらい縮めることになって、住民の負担軽減ができたのか、その辺はどうなりますか。
- ○照屋陽一防災危機管理課長 耐爆容器の使用により、避難半径が従来230メートルから約10分の1、25.5メートルになって、住民負担の軽減が図られているところでございます。

以上です。

- **○渡久地修委員** これは国の持ち物ですか。そしてこれは何回、ずっと使えるのか。
- **〇照屋陽一防災危機管理課長** 耐爆容器については 国の持ち物で、破損するまで、ずっと使うことがで きるようです。

以上です。

- **○渡久地修委員** この耐爆チャンバーは、今持っているのは1機ですか。
- ○照屋陽一防災危機管理課長 1機のようです。
- **○渡久地修委員** ぜひこれからも、もっともっと研究して、避難半径をさらに縮められるように。安全が第一だから、その辺を含めながらやってください。

そして不発弾で、宮崎空港で、あれも物すごい衝撃だったけれど、不発弾爆発しましたよね。それと同時にもっと僕が、衝撃を受けたのは、那覇空港で不発弾が発見されたというのを聞いてまさかと思った。既にもうないと思っていたんだけれど、那覇空港、その辺の実態はどうなんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 国土交通省、那覇空

港事務所によりますと、去る10月3日に滑走路から離れた資材置場で米国製60ミリ追撃砲弾1発が見つかったと。即日、陸上自衛隊によって回収されたということなんですけれども。那覇空港におきましては、今年に入って7発の不発弾が発見されております。3日に発見された不発弾以外は、空港内工事の際に実施した磁気探査で発見されていることでございます。

以上でございます。

○渡久地修委員 那覇空港というのは沖縄の玄関口で、一番大きな設備なので、国にしっかりと調査をしてもらい、直ちに安全な状況をね、工事で発見されたというのはあってはならないと思うよね。全面的にすぐ急いで探査するように、県からも強く申し入れるべきだと思うんですが、いかがですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 これは国土交通省に ちょっと確認したところなんですけれども、宮崎空 港においては、10月16日に磁気探査を実施したとい うことでございます。那覇空港においても、今後、 日時は決まっていないんですけれども、磁気探査を 実施するという予定で聞いてございます。

以上でございます。

○渡久地修委員 これしっかりさせてください。

次に32軍壕なんだけれど、32軍壕は第1坑口が特定されたというんだけれど、僕はぜひ見学できるように早めにやってほしいと思ったんだけれど、また埋め戻したというんだけれど、あれは早めに埋め戻すんじゃなくて、坑口を多くの人に見てもらうようにすることを急ぐべきだと思うんですけれど、いかがですか。

〇川満孝幸平和・地域外交推進課副参事 お答えい たします。

県が昨年度、この32軍司令部壕を対象として実態調査を行っておりまして、その中で第1坑口の試掘・表土除去調査も行いました。その調査を行った結果、地表から約4メートルの深さに入り口付近の床面や柱、横矢板等が出土しております。あと坑口の正確な位置も特定することができました。調査終了後は、土砂等により一定程度埋め戻して、防水シートで覆い、遺構を保護しております。

委員御質問の公開についてでございますけれども、この第1坑口あるいは今、第5坑口もあるんですが、第5坑口とか、そういった坑口を含めた第32軍司令部壕の公開の時期につきましては、現在その策定作業を進めております基本計画の中で示すこととしております。

また、その坑道を公開するためには、見学者の安全性を確保する上での技術的な課題を整理する必要がありますので、この基本計画検討委員会の中での意見も踏まえながら、なるべく早く公開できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○渡久地修委員 以前から、僕は第5坑口から入ったことあるんだけれど、中に入る場合は今とても危険だと思うので、外から見えるように、それだけでもいいと思う。第1坑口も場所は特定されているから、そこを掘り出して外から見えるようにする、中に入ることではなくて、それは次の段階で。取りあえずは、外から見えるような公開の仕方もあるので、それで早急に検討してほしいんですが、いかがですか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事 検討委員 会の中でも安全性の確保には十分配慮するべきだと いう意見もございます。そういった意見も踏まえな がら、なるべく早い公開の時期、あるいは保存の方 法も含めて検討を進めていきたいと考えております。 以上です。

**○渡久地修委員** 僕はとにかく中にすぐ入るってことじゃなくて、外から見るだけでも早めにやっていただきたいと要望して終わります。

〇西銘啓史郎委員長 次に、当山勝利委員。

**〇当山勝利委員** では、よろしくお願いします。

まず主要施策1ページ、基地対策についてです。 効果に関連しまして、陸上自衛隊訓練場を県内に整備するということを、当時、防衛大臣が明言しておりましたが、その後、説明はありましたでしょうか、伺います。

〇長嶺元裕基地対策課長 うるま市の陸上自衛隊の 訓練場整備計画については、本年4月に防衛大臣が 計画取りやめを発表しておりますが、その際に第15旅 団の師団化に伴う訓練等の在り方について、幅広い 視点から再検討を行うとの発言がありました。

また、うるま市に計画されていましたこの訓練場の代わりに、県内の米軍施設を陸上自衛隊が使用することが検討されているという報道もございましたが、この件については沖縄防衛局に照会したところ、幅広い視点から再検討を行っているが、現時点で決定したものはないという回答がありました。

以上です。

〇当山勝利委員 分かりました。

また、そこにこう書いてあります。令和5年度の 米軍人関係者による犯罪、交通事故等とありますが、 令和5年度で何件ありましたでしょうか。

○長嶺元裕基地対策課長 県警の統計によりますと、 すみません、年度ではなくて暦年になってしまいま すが、令和5年の米軍人軍属及びその家族による刑 法犯検挙件数は72件となっております。また、米軍 人軍属及びその家族が第1当事者となる交通事故の 件数は102件となっております。

以上です。

○当山勝利委員 毎年多くの事件、そして交通事故があるんですけれども、ここにも再発防止策の実効性を検証するとなっていますけれども、検証されてどうだったでしょうか。

○長嶺元裕基地対策課長 日米両政府に対して検証を求めているところでございます。米軍の中でも検証しているというようなことは言っておりますが、なかなかその効果が現れていないというのが現状であると考えております。この米軍の実施しております再発防止策の内容については、協力ワーキング・チーム会合ですとか、先般発表されております新たなフォーラムなどの対応の場で、実効性を検証する必要があると考えております。県としては、引き続き協力ワーキング・チームですとか、新たなフォーラムを早期に開催をするよう求めていくとともに、そのような対応の場において再発防止策が実効性のある内容かどうか検証し、確認をしていきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 御答弁にあるように、ワーキング・チームとかフォーラム等が本当に実効性を持つように、ぜひ県としても、県民を守る立場からしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。基地対策調査費です。ジョージ・ワシントン大学と連携し、全米各地の研究者が参加するウェビナーを開催したとありますが、説明を求めます。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在はジョージ・ワシントン大学と連携し、昨年度は、沖縄スタディーとして、アメリカの若い世代に、沖縄への関心を持ってもらうため、ウェビナーを3回開催をしております。2023年12月は、沖縄研究の過去、現在、未来と題し、沖縄学について講演が行われ、86名が参加をしております。今年3月には、「沖縄ディアスポラ 試練と勝利」と題し、沖縄からの移民に関する講演が行われ、101名が参加をしております。また同じ3月になりますが、「沖縄の米軍基地 資産か負債か」と題する講演が行われ、80名が参加をしてお

ります。

以上です。

**〇当山勝利委員** ウェビナーということで、このも の自体はワシントン駐在はどのように関わられたん でしょう。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在はウェビナー等の開催に当たっては、ジョージ・ワシントン大学との定期的な連絡を取り合っているところでございまして、そのイベントの計画や内容などの調整を行っております。また、ウェビナーにおいてワシントン駐在は講師として、沖縄の概要ですとか沖縄戦、米軍基地形成の過程の問題などについて説明をしております。

以上です。

○当山勝利委員 このウェビナー、基地だけじゃなくていろんな歴史なんかもやられているということなので、しっかり沖縄のことを発信できるといいかと思います。

次ですが、同じ米軍基地問題に関するアンケート を実施されていますが、このアンケートによって得 られた知見について伺います。

○長嶺元裕基地対策課長 令和5年度に実施したアンケート調査においては、沖縄の米軍基地問題について、とてもよく知っており説明ができるという回答と、何となくは知っており簡単な説明はできると回答した割合が、全国では30.4%、県内では62.1%となっております。また、米軍専用施設面積の70.3%が沖縄に集中していることの認知度について、知っているの割合が全国では45.7%であるのに対し、県内では84.6%と大きな差があることや、全国、県内いずれにおいても、知っているの割合が若年層ほど低いことなどが分かっております。

以上です。

○当山勝利委員 今、御答弁いただいたような知見を、今後、このアンケート結果をどのように生かされていくのか伺います。

○長嶺元裕基地対策課長 令和5年度の調査において、県内でも若年層の基地問題に対する認知度が低いという結果が出ました。このことを踏まえて、県内で若者を対象にしたシンポジウムですとか、引き続き情報発信を行うとともに、県外においても沖縄の米軍基地問題に対する認知度を向上させるためのシンポジウムの開催や、パンフレットの配布、インターネットやSNSを活用した情報発信を行っていきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 ぜひ、今あったように、若い人たちへの情報発信という正しい知識を身につけていただくということですね。若い人には、私としてはいるんな情報を得ながら自分で考えてもらう必要があると思っています。であっても、やはり正しい情報は発信しなければいけないので、県としてしっかりやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、4ページに辺野古新基地建設問題対策事業について伺います。普天間基地の運用停止に向けた具体的なスケジュールについて説明を求めます。

**〇松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長** お答え いたします。

去る9月に木原防衛大臣は、閣議後の記者会見において、普天間飛行場代替施設建設事業の工期については、本年1月10日から工事完了までには9年3か月、そして提供手続の完了までに12年を要するという旨の説明をした上で、普天間飛行場の具体的な返還時期については、完成後における部隊の移転などのプロセスを考慮する必要があり、これは現段階で具体的にお示しすることは困難でありますと説明しております。

○当山勝利委員 政府は具体的なスケジュールを示し切れていないという中にあって、沖縄県としては、政府に訴えたというようなことも書かれていますが、県の要望に対して、政府はどのように答えていますか。

**〇松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長** お答え いたします。

県は、令和6年3月7日の普天間飛行場負担軽減 推進作業部会において、政府に対し、普天間飛行場 の速やかな運用停止等に向けた具体的なスケジュー ルの提示などを求めてきたところでございます。

これに対し、政府からは運用停止の新たな期限の 設定については、辺野古移設について地元の協力が 得られることが前提と認識しており、まずは、国、 沖縄県の双方が移設完了までの間における普天間飛 行場の危険性の除去について、認識を共有し得る環境をつくっていくことが重要とし、その上で具体的 な返還時期については、普天間飛行場代替施設完成 後における部隊の移転などのプロセスを考慮する必 要があり、現段階で具体的にお示しすることは困難 だが、提供手続完了後、早期に全面返還が実現でき るよう、引き続き米側と緊密に連携していくとの説 明があったところでございます。

県としては、引き続き様々な機会を通じて、政府

に対し、辺野古移設にかかわらず普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖、返還を実現するよう粘り強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○当山勝利委員 最後のほうで、御答弁いただいた 方向でしっかりと頑張っていただきたいと思います。 次5ページに移ります。ワシントン駐在員活動事 業費についてです。米軍基地被害を知らない米国連 邦議会関係者が多いのが現状でありますが、この7年 間でどれだけの周知ができたのか、伺います。

〇長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在は平成 27年度から令和5年度までの約9年間で、累計5778名 の米国政府や連邦議会の関係者、有識者と面談を行 い、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きか けを行っております。

令和5年度は、米国政府関係者や連邦議会関係者 をはじめとする関係者1331名と個別面談やシンポジ ウムで意見交換を行い、知事の考えと沖縄の正確な 状況を説明し、理解と協力を求める働きかけを行っ ております。

以上です。

**〇当山勝利委員** 沖縄の基地問題に関する情報発信 は、どのような媒体を使って行われていますでしょ うか。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在は政府関係者、連邦議会関係者、シンクタンク研究者との面談や意見交換、議会の公聴会やシンポジウムへの出席などを通じ、沖縄の基地問題を直接発信しており、駐在が直接伝えることが重要であると考えております。また、米国における活動状況や米軍基地問題に係る知事名の抗議、要請文などを英訳し、ワシントン駐在のホームページに掲載をしているほか、連邦議会委員等に対して年に1度、有識者等に対しては毎月、電子メールによりレターを送付しているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員 一般に広く情報を発信するための SNSの活用というのも必要かと思いますが、いか がでしょう。

**○長嶺元裕基地対策課長** SNSなど若い世代が非常に多く使っているところでございますので、SNSを活用した情報発信についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**〇当山勝利委員** よろしくお願いします。

次、米軍基地問題情報発信強化事業について、課題に記述されていますSNS等の沖縄への誤解・無理解に起因する多様な意見とありますが、具体的にどのような記述が散見されるのか伺います。

○長嶺元裕基地対策課長 SNSにおいては、沖縄は米軍基地があることで得られる補助金で何とかなっている島ですとか、普天間基地の周辺に住民が住み始めたが、当時はサトウキビ畑だったなどの様々な意見が散見されているところです。

米軍基地問題情報発信強化事業では、沖縄の基地問題に関する正確な情報を発信することを目的としておりますが、いまだにこのような誤解や無理解に起因すると思われる意見が多く見られることから、今後も正確な情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**〇当山勝利委員** ぜひ、悪貨は良貨を駆逐するみたいなことわざがありますけれども、そうならないように正しい情報発信していただきたいと思います。

次にSNSを活用した県の情報発信に対する反応、 それからテレビ放送もありますが、その反響につい て伺います。

○長嶺元裕基地対策課長 SNSについては、令和6年2月1日から3月31日にかけて広告を実施をしました。ユーチューブの視聴回数は4万2460回、フェイスブックのクリック数が9661回、インスタグラムのクリック数が1万4536回を記録し、米軍基地問題に関する特設ホームページの閲覧につなげております。

特にフェイスブックとインスタグラムについては、 他の広告へのクリック率が1%程度であるのに対し、 それぞれ約9%、13%のクリック率となり高い反応 を獲得できたと考えております。

また、テレビ放送につきましては、令和5年9月と令和6年3月に番組を放送しており、それぞれ世帯視聴率1.9%と8.5%を記録しております。特に3月に放送しました番組については、委託業者によりますと計算上は県民約14万人が視聴したとのことであり、沖縄の基地問題に関する正確な情報を広く発信することができたと考えております。

以上です。

**〇当山勝利委員** 分かりました。そういう努力をしっかりとまたやっていただきたいと思います。

アジア太平洋地域の平和連携推進事業は質疑がありましたので取り下げます。

以上です。

- 〇西銘啓史郎委員長 大田守委員。
- 〇大田守委員 質疑なし。
- **○西銘啓史郎委員長** 質疑なしということで、それでは以上で、知事公室関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。休憩いたします。

(休憩中に、執行部入替え)

〇西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算事項の 概要説明を求めます。

鎌谷陽之警察本部長。

○鎌谷陽之警察本部長 警察本部長の鎌谷です。どうぞよろしくお願いします。

公安委員会所管の令和5年度一般会計歳入歳出決 算の概要について、令和5年度歳入歳出決算説明資 料に基づき御説明をいたします。

説明資料の1ページを御覧ください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明をいたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額31億5409万2000円、調定額29億2704万4902円、収入済額29億1660万2372円、不納欠損額94万3000円、収入未債額956万9113円、調定額に対する収入比率99.6%となっております。

以下、各(款)ごとに順次御説明をいたします。

(款)使用料及び手数料は、予算現額4943万9000円、調定額、収入済額ともに6421万7075円となっております。(款)国庫支出金は、予算現額27億9068万円、調定額、収入済額ともに25億2161万9730円となっております。(款)財産収入は、予算現額1956万8000円、調定額、収入済額ともに1102万5373円となっております。

2ページを御覧ください。

(款)諸収入は、予算現額 2 億9440万5000円、調定額 3 億3018万2724円、収入済額 3 億1974万194円、不納欠損額94万3000円、収入未済額956万9113円となっております。不納欠損につきましては、平成29年度に調定した放置駐車車両違反金でありますが、転居先不明などで納付命令が送達できなかったものや、財産がなく財産差押えが執行できず、時効が成立したものであります。収入未済については、主に放置駐車車両違反金となっております。

以上が一般会計歳入決算の概要であります。

3ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明

をいたします。

歳出決算の総額は、予算現額376億1605万5000円、 支出済額360億8314万3315円、翌年度繰越額10億 3800万5275円、不用額4億9490万6410円、執行率 95.9%となっております。

翌年度繰越額10億3800万5275円について御説明をいたします。

この繰越額は、(項) 警察管理費(目) 警察施設費の宜野湾警察署新庁舎整備事業が主なものであり、 工事に遅れが生じたことにより、年度内に予定していた出来高が達成できなかったことから繰り越した ものであります。

次に、不用額4億9490万6410円について、その主なものを御説明いたします。

(項)警察管理費(目)警察本部費の不用額3億6164万5458円は、大型ヘリコプターの維持管理経費の執行残が主なものであります。(目)装備費の不用額4253万7112円は、車両燃料費の執行残及びヘリコプターに係る維持管理経費の執行残が主なものであります。(目)運転免許費の不用額1782万5485円は、仮運転免許取得者が見込人数より少なかったことなどによる執行残が主なものであります。(項)警察活動費(目)一般警察活動費の不用額2060万8776円は、バスケットボールワールドカップ警備対策事業の執行残が主なものであります。(目)刑事警察費の不用額2431万8545円は、捜査協力に対する謝金等の執行残が主なものであります。(目)交通指導取締費の不用額2225万4598円は、交通安全施設の光熱水費などの執行残が主なものであります。

以上が一般会計歳出決算の概要であります。

なお、特別会計の歳入歳出についてはありません。 以上で公安委員会所管の令和5年度歳入歳出決算 の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いをいたします。

**○西銘啓史郎委員長** 警察本部長の説明は終わりました。

それでは、公安委員会関係決算事項に対する質疑 を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 事業名からちょっと言いたいんですけれど、子供・女性安全対策についてなんですけれど、やはりこのDV・ストーカーの事案がどんどん増えている中、連携可能な宿泊施設がまだまだ足りていないというところが課題として出ているんですけれど、やっぱりこんな案件というのは人に言いづらかったり、警察も対応しづらいことが多い事案

だと思うんですよ。でも、今すぐどうにかしてほしい人たちばかりの悲鳴なので、やはりもっと予算幅を広げて、受皿を拡大してほしいと思うんですけれど、それをちょっと強く要望したいと思います。どうですか。

O島尻哲也生活安全部長 ただいま御質問、御指摘があったとおり、子ども、女性の安全を守る活動については、非常に大事だと思います。特に子ども、あるいは女性は、自ら助けてくださいと声を上げにくい、あるいは声が届かないという非常に弱い立場と思いますので、予算の獲得も含めて、県警としまして安全対策に必要な諸対策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○徳田将仁委員 ぜひお願いします。
- 〇西銘啓史郎委員長 次に、宮里洋史委員
- **○宮里洋史委員** 決算の概要説明で先ほども説明してたと思うんですけれども、警察本部費の不用額の説明をまた改めてお願いいたします。
- 〇井上毅会計課長 お答えいたします。

警察本部費の不用額についてでございますけれど も、警察本部費の不用額は、3億6164万5458円でご ざいまして、主なものは需用費が1億515万4025円、 共済費が7861万315円、職員手当等が6929万4916円、 それから委託料6401万7276円となってございます。

需用費及び委託料につきましては、大型へリが機体不具合等の影響で稼働時間が減少したことに伴う部品供給委託業務及び維持管理経費の執行残、それから共済費につきましては、基礎年金拠出金の負担率が下がったことによる減、職員手当等については休日勤務手当及び特殊勤務手当等の実績見込みの減が主な理由となってございます。

以上でございます。

**○宮里洋史委員** 沖縄県の警察の人員配置も厳しい というのが、新聞とかいろんなところで出てくると は思うんですけれども、何て言うんですか、手当の 部分はいつも多めに見積って、大体これぐらいの不 用が出る形なんですか。

〇井上毅会計課長 お答えいたします。

例年の状況につきましては今、手元にはございませんけれども、毎年、毎年、必要な額について積み上げてございまして、実績が想定までいかなかったということでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 分かりました。

次の質問に行きます。主要施策の544ページ、安全

なまちづくりの推進の安心ゆいメールについてなんですけれども、これはメール以外の媒体も使っているとお聞きしたんですが、各課の情報発信が多岐にわたっていると。これ1つのツールでされたほうがいいのかなと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

〇島尻哲也生活安全部長 お答えいたします。

県警察では、幅広く各種情報、警察情報を発信するために、安心ゆいメールに加えて、委員の御指摘のとおり、一般的に普及しておりますX、旧ツイッターやLINEなどのSNSを活用して不審者情報や防犯情報などを広く県民に呼びかけているところであります。現在、県警察ではホームページをはじめ、先ほど申し上げたとおり、Xなどの様々な情報発信を行っているところです。まとめてやったらどうかというようなお話でありますが、情報発信の在り方につきましては、県民に対して分かりやすくかつ効果的に情報発信をするために、これまでも不断の見直しを行っているところ、委員御指摘のとおり、これらに加えまして、さらに利用しやすく、アクセスのしやすさなども考えまして、今後も随時検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- 〇宮里洋史委員 以上。
- 〇西銘啓史郎委員長 次に、島尻忠明委員。
- 〇島尻忠明委員 なし。
- 〇西銘啓史郎委員長 幸喜愛委員。
- ○幸喜愛委員 主要施策の534ページ、警察基盤の整備についてのところからよろしくお願いいたします。

事業目的の中に交番機能の充実、強化というところがございまして、この点でお伺いしたいことがございます。まず、交番設置につきまして、配置基準、設置基準などが明確にあるのか教えてください。

〇田中真実警務部長 交番は都市部の地域、駐在所は都市部以外の地域に設置することとなっております。その設置基準につきまして、それぞれの地域の環境など様々ですので、画一的な基準というものはないんですけれども、基本的には、受持ち面積、人口、世帯数、事件・事故の発生状況などを総合的に勘案して配置を決めております。

○幸喜愛委員 ありがとうございます。

では、近年、ここ何年間かで、新規で交番設置を したところ、もしくは統廃合があったようなところ があれば教えてください。

〇田中真実警務部長 近年という意味では、例えば 令和4年度に豊見城署に豊崎交番を新設しておりま す。令和5年度につきましては新設はございませんで、令和6年度につきましても新設する交番はないんですけれども、老朽化している嘉手納署の読谷交番、名護署の辺野古交番、本部警察署、伊江駐在所の建て替え工事を実施しております。

○幸喜愛委員 一般に、交番、派出所等の新設が難しい、予算を組むのが大変というふうにお伺いしているんですが、それはそのとおりでよろしいでしょうか。

**〇田中真実警務部長** やはり予算というものは限られておりますので、それをできるだけ効率的に執行するように心がけております。なかなか新設というのは難しいんですけれども、その場合でもパトカーを使った機動力を生かした警ら活動というのできちんと補充をして、治安の維持に努めるようにしております。

○幸喜愛委員 すみません、ちょっと地域のほうからの問題ではあるんですけれども、平成27年に沖縄市長の名前で交番設置のお願いをしているところがございまして、人口が急激に多くなっていること、中学校、小学校などがマンモス化していることなどで、大きな公園2つ、若夏公園それと美里公園というところがあるんですが、その中間地点に交番設置を新規でお願いできないかという要請をしたことがございますが、そういったところでの新規での交番の設置の見通しはございますでしょうか。

**〇田中真実警務部長** 沖縄市長等から沖縄警察署長 に対しまして、そのような御要望をいただいている ということは承知しております。

県警察としましては、確かにその人口とかいろいる事情の変更ございますので、その地区の管内人口の変動ですとか、事件・事故の発生状況というのを踏まえまして、新設の可能性も含めて、また近隣交番の統廃合の必要性なども含めて全体的に検討をしてまいりたいと思っております。

○幸喜愛委員 ありがとうございます。

最近、両公園での未成年の軽犯罪というのが増えているような傾向がございますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

すみません、質問ではないんですけれども、要望として。先ほど、徳田委員のほうからもありましたけれども、女性、DV、性被害に関する相談窓口の設置と、県警のほうでも、ぜひさらに強化していただくようにお願いして終了したいと思います。

ありがとうございます。

**〇西銘啓史郎委員長** 仲宗根悟委員。

**〇仲宗根悟委員** お示しする資料はありませんけれ ども、質問をさせてください。道路の交通情報につ いてなんですけれども、非常にありがたい情報だと 思っています。これが出退勤の時間帯にラジオから 流れてくるわけなんですけれども、渋滞状況の情報 なんですがね。実は、こちらからいただく情報じゃ なくて、こちらからお願いして取得できるようなス マホのアプリですとか、こういうような活用をして こういった情報が取れないものかどうか。自分の路 線もそうなんですが、反対側の車線を見ますと、事 故者があったり故障車があったりして、この渋滞の 帯が時間がたつにつれて、1キロ、2キロ、3キロ とこう行くわけですけれども。こういったときに情 報があれば迂回もできるんだがなと思いながら、こ こを通り過ぎて行く場合がしばしばあるんですよ。 そういう情報の頂き方というんでしょうか、これが ないものかどうか御考慮を願えればありがたいと思 うんですが、いかがでしょうか。

○伊集守隆交通規制課長 県警察におきましては、 道路交通情報の提供について、公益財団法人日本道 路交通情報センターと事務委託契約を締結しており ます。契約の内容といたしましては、ラジオ、テレ ビの交通情報提供、電話による照会内容を的確に把 握し、適正かつ分かりやすい交通情報の提供となっ ており、交通情報を時期を失することなく、的確に 県民に提供をしております。また、公益財団法人日 本道路交通情報センターのホームページにて、交通 規制や渋滞等に関する道路交通情報が閲覧できると 規制や渋滞等に関する道路交通情報が閲覧できると 類知しております。同センターのホームページで県 警察のホームページのリンク集に掲載しております ので、アクセスすることができ、情報を得ることが できます。

以上です。

**〇仲宗根悟委員** ありがとうございます。よく分かりました。

先ほどの話に戻るんですけれども、このラジオから流れる情報は、渋滞状況だけじゃなくて、いろんな注意喚起を促すようなコメントというんでしょうか、今日みたいな雨の日は路面がぬれています、どうぞ気をつけて運転なさってくださいというような内容も非常にありがたい情報だと思いますので。

以上、終わります。頑張ってね。ありがとうございます。

- 〇西銘啓史郎委員長 高橋真委員。
- ○高橋真委員 質疑ありません。
- 〇西銘啓史郎委員長 次に、渡久地修委員。

○渡久地修委員 通告はしていないんですけれど、 県民が一番関心あるもので、530と532ページにまた がると思うんですけれど、いわゆるトクリュウって やつ。匿名・流動型犯罪、これが今もう多くの独り 暮らしのお年寄りとか、みんな非常におびえている んですけれど、沖縄での実態があれば教えてくださ い。

○安里準刑事部長 県内におけるトクリュウの実態でございますけれども、現在、トクリュウというグループの検挙につきましては、令和6年2月に県内を拠点としてヤミ金グループがございまして、違法な高金利での貸付けをした出資法違反事件で検挙しております。その事件については、匿名・流動型犯罪グループによる犯行であると把握しております。現在のところ、把握したのはこの1件のみでございます。

- ○渡久地修委員 すみません、1件ですか。
- **〇安里準刑事部長** はい、現在検挙している中でトクリュウグループでの犯行というのはこの1件でございます。
- **○渡久地修委員** 今、関東で続発している、いわゆる強盗で金品を奪っていくというようなものと同じということで理解していいんですか。
- ○安里準刑事部長 匿名・流動型犯罪グループの定義につきましては、暴力団とは異なりまして、SNSを通じるなどの緩やかな結びつきで離合集散を繰り返すなどの、そのつながりが流動的であり、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したりするなど、その活動実態を匿名化、秘匿化している集団を匿名・流動グループと位置づけしておりまして、今回の闇バイトも一部同様な形になっていますので、その中の一つなのかなと考えております。以上でございます。

**○渡久地修委員** これを防止するために、今、警察 庁の幹部の皆さんがテレビで広報したりいろいろ やっていますけれど、いわゆる被害に遭わないため にどうすべきかというのを、しっかりと県内でも僕 は広報したほうがいいと思うんで、その辺の取組は いかがでしょうか。

**〇島尻哲也生活安全部長** 今御質問の関東圏で発生している連続強盗事件などに関して、県内では発生はございませんが、今御質問のとおり、県内でもそのような発生に備えて、何らかの対策をしないといけないのではないかという質問と理解をいたしました。

何点かございまして、1つは、闇バイトには絶対

に応じてはいけないということにつきまして、先ほど広報のお話であったとおり、県警の各種広報ツールで闇バイトの手口について注意喚起して、今なら引き返せますなどについてやっているところと、もう一つはパトロールなどにつきまして、彼らが犯行しにくいようなパトロール活動などを強化しております。

いずれにしましても、関東圏で発生していること でありますけれど、当県での発生がないように努力 してまいりたいと思います。

以上です。

○渡久地修委員 今、皆さん方が取り組んでいる、 1つは、いわゆるそれに手を染めないようにという 対策ですよね。抜けられないように、家族が脅され たりするから、そういうときも警察が守るからしっ かり相談してくれというのが1つね。

それと、もう一つ、いわゆる被害に遭わないような対策。自宅でどんな対策がいいのか、その辺も含めてこれはどんなふうにやっていますか。

- **O島尻哲也生活安全部長** まさに今、お話があった とおりに、闇バイトに応じてしまって自分の個人情報を出したために、家族が危険な目に遭うのではないかということで抜けられないというような報道もございますので、しっかり家族も含めて守りますよというようなメッセージを出すことが大事だと思います。すみません、あと1点。
- **○渡久地修委員** 被害者が被害に遭わないようにするための対策は。
- **〇島尻哲也生活安全部長** 夜間の発生で、主に破壊、 進入して入ってくると思いますので、入る場所、あ るいは窓などについての防犯、具体的にはフィルム を貼るとか、外灯をつけるとかという活動につきま して、地域の自治体とも連携しまして、そのような 安全対策についても情報発信をしていきたいと思い ます。

以上でございます。

- ○渡久地修委員 これは広域的な体制も取られていると思うんですけれど、しっかり沖縄でも、県警としてこれはもう絶対許されないですよと、こんな対策していますよ、被害に遭わないためにはこうしてください、それから手を染めないようにこうしてくださいと、しっかりと僕は県民にアピールしてほしいと思うんですけれど、その辺は本部長、どうですか。
- ○鎌谷陽之警察本部長 お答えいたしますが、今ま さしく御指摘のとおり、関東で起きた事件について、

県民の皆様も大変不安に感じていらっしゃるんではないかと思います。刑法犯認知件数が非常に上がったときに、県全体としてちゅらさん条例というのをつくりまして、官民一体となった防犯対策というのを推進してきたという歴史がございますので、いま一度そういった部分に力を入れまして、社会全体でウチナーを守るといった意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

- **○渡久地修委員** ありがとうございます。
- 〇西銘啓史郎委員長 当山勝利委員。
- **〇当山勝利委員** まず、特殊詐欺について、沖縄県内の状況について伺います。
- **〇安里準刑事部長** 県内の特殊詐欺の現状について 御説明いたします。

国際電話による県内の特殊詐欺の発生状況につきましては、令和5年中の特殊詐欺の認知件数は48件で、うち国際電話からの発信によって特殊詐欺の被害に遭ったケースは5件ありまして、全体の約1割が占めております。その他、IP電話や固定電話番号による発信やSNS通信等による被害となっております。前年の令和4年は、国際電話による被害は確認されなかったことから、国際電話が特殊詐欺に悪用されるケースが増加しているところでございます。

以上でございます。

- ○当山勝利委員 令和6年はどんな状況でしょうか。 ○安里準刑事部長 令和6年9月末現在における特殊詐欺の認知件数につきましては、暫定値でございますが82件で、うち国際電話からの発信によって特殊詐欺の被害に遭ったケースは25件となっておりまして、全体の約3割を占めており、前年と比較しますと大幅に増加しているというところでございます。以上です。
- **〇当山勝利委員** あとSNS等を使った投資詐欺で すね、これについて沖縄県内の状況を伺います。
- **〇安里準刑事部長** 県内のSNS型投資詐欺の現状 についてお答えいたします。

令和5年中のSNS型投資詐欺の認知状況は8件で、被害総額は約3430万円となっております。被害者の年代は20歳代から60歳代までであり、被害者の性別は女性が約9割を占めております。県内で最も多い手口といたしましては、被害者がSNSを通じて犯人側と知り合い、SNSでの人間関係を構築しながら、うその投資話を持ちかけられ、指定する口座へ現金を振り込ませてだまし取られるなどの手口が多いということでございます。

**〇当山勝利委員** これも令和6年はどういう状況で しょうか。

〇安里準刑事部長 令和6年9月末現在の認知状況につきましては、63件の発生でございまして、被害総額は約7億4900万円となっており、対前年同期比では58件、被害総額も約7億4500万円と大幅な増加となっております。被害者の年代は20歳代から60歳代であり、被害者の性別では男性が約6割、女性が約4割を占めているということでございます。

以上でございます。

**〇当山勝利委員** 令和5年と、6年とで、性別でい うと全然変わってきているようですけれども、手口 が変わってきていると考えていいんですか。

**〇安里準刑事部長** 手口については前年同様となっておりますけれども、被害に遭う方が増加したということでございます。

〇当山勝利委員 分かりました。

県警として、被害防止及び被害が発生したときの 対応、取組について伺います。

〇島尻哲也生活安全部長 お答えいたします。

SNSを利用した投資詐欺や特殊詐欺の被害防止につきましては、その手口などにつきまして、多様な手段を活用して広く県民に呼びかけているところであります。具体的には、県警察が運用しております安心ゆいメールやSNSなどを活用した手口等の犯罪情報の発信のほか、高齢者世帯への戸別訪問、防犯講話などの機会において、固定電話に詐欺電話を受けないためのNTT西日本のナンバー・ディスプレイやナンバー・リクエストなどの活用や、そもそも海外電話が不要な方につきまして発信、着信を無償で休止できる申込みについても呼びかけを行っております。

また、金融機関やコンビニエンスストア業界と連携しまして、携帯電話を使用しながらATM機を操作しようとする顧客への声かけや、金融機関による一定条件の顧客に係る預金口座の振込限度額の設定を行うほか、年金支給日には街頭における啓発活動を強化するなど、連携して対応しているところであります。

なお、被害発生時におきましては、被害拡大防止を図るために事件広報と併せて安心ゆいメールやSNSなどを活用した迅速な情報発信、自治体と連携して、自治体とのSNSや防災行政無線を活用した情報発信などを行って、注意喚起を行っているところであります。

以上です。

○当山勝利委員 特殊詐欺にしても、投資詐欺にしても件数が大きく、それから額もSNSの場合はすごい大きくなっていますので、ぜひしっかりと取り組んでください。

以上で終わります。

〇西銘啓史郎委員長 次に、大田守委員。

○大田守委員 質問状を出していないんですが、暴力団犯罪に対しましてはしっかりと暴対法で対応できると思うんですが、半グレ集団、これの内容は県警のほうでどれぐらい把握されているのか、その方々にその集団に対してどのように対応をされるのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○砂邊健仁組織犯罪対策課長 まず、準暴力団の定 義から御説明いたします。

暴力団とは違い、法律上、明確に定義づけられたものではありませんが、警察では、暴力団と同程度の明確な組織性を有していないものの、これに属する者が集団的または常習的に暴力的不法行為などを行っている集団を暴力団に準じる集団と位置づけております。

暴力団については、暴力団対策法で居住制限、アパート、そういった契約、銀行口座等、これができないような状況にあります。準暴力団については、明確な定義がないことから、暴力団対策法で取り締まれないところもあるというような状況があります。以上です。

**○大田守委員** そうであれば、実際の犯罪が起きない限り、そういった集団には対応できないということなんでしょうか。

**〇砂邊健仁組織犯罪対策課長** 沖縄のほうについて も準暴力団という組織については、組織犯罪対策課 のほうで把握というような状況があります。そういっ た組織については、情報収集の徹底、そこに的を絞っ た検挙等の対策を実施しております。

○大田守委員 最後にお尋ねしますけれども、実際、 観光客相手のダイビング船をやっていて、表面上は 商売をやっているんですよね。その船を放置してい ると。使用できない岸壁をそのまま占有してしまっ ていると。これに対してなかなか退去し切れないと。 その場合は、警察のほうは一緒になって動いていた だけるんでしょうか。

○砂邊健仁組織犯罪対策課長 この場合、県の管理 者等々と連携をしまして、対策を行っていくという ような状況になると思います。

**〇大田守委員** そのときはよろしくお願いします。

○砂邊健仁組織犯罪対策課長 了解しました。

- O大田守委員 以上です。
- **〇西銘啓史郎委員長** 以上で、公安委員会関係決算 事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

**〇西銘啓史郎委員長** 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 次回は、明10月25日金曜日、午前10時から委員会 を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。 本日の委員会は、これをもって散会いたします。 沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 西 銘 啓史郎

# 令和6年第3回 沖縄県議会(定例会) 閉会中継続審査

# 経済労働委員会記録(第1号)

#### 開会の日時、場所

年月日 令和6年10月24日(木曜日)

開会 午前10時3分 散会 午後0時17分 場所 第1委員会室

#### 本日の委員会に付した事件

1 令和6年 令和5年度沖縄県一般会計決算 第3回議会 の認定について(商工労働部及 認定第1号 び労働委員会事務局所管分)

2 令和6年 令和5年度沖縄県小規模企業者 第3回議会 等設備導入資金特別会計決算の 認定第3号 認定について

3 令和6年 令和5年度沖縄県中小企業振興 第3回議会 資金特別会計決算の認定につい 認定第4号 て

4 令和6年 令和5年度沖縄県中城湾港(新 第 3 回議会 港地区) 臨海部土地造成事業特 認定第11号 別会計決算の認定について

5 令和6年 令和5年度沖縄県国際物流拠点 第3回議会 産業集積地域那覇地区特別会計 認定第13号 決算の認定について

6 令和6年 令和5年度沖縄県産業振興基金 第3回議会 特別会計決算の認定について 認定第14号

#### 出席委員

委員長 新 垣 淑 豊 副委員長 次呂久 成 崇 員 仲 村 委 家 治 座 波 大 浜 郎 花城大 輔 儀 保 唯 上原快佐 喜友名 智 子 上 原 章 瀬 長 美佐雄 當間盛夫

# 欠席委員

なし

商工労働 部 長 松永 産業政策課 長 業 政 策 課 エネルギー政策推進監 グローバルマーケット 略 課 長 ものづくり振興課長 中小企業支援課長 企業立地推進課長 I Tイノベーション推進課長 雇用政策課長 労働委員会事務局 参事監兼事務局長

金城 睦 也 瑞慶覧 桂 太 島袋 秀 樹 座喜味 肇 松本 冨 澤 正 紀 宮 国 順英 高宮城 邦 子 下 地 誠

享

**〇新垣淑豊委員長** ただいまから経済労働委員会を 開会いたします。

本日の説明員として、商工労働部長及び労働委員 会事務局長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査につ いて」に係る令和6年第3回議会認定第1号、同認 定第3号、同認定第4号、同認定第11号、同認定第13号 及び同認定第14号の決算6件の調査を一括して議題 といたします。

まず初めに、労働委員会事務局から労働委員会事 務局関係決算事項の概要説明を求めます。

下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長。

〇下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長 おは ようございます。

労働委員会事務局所管の令和5年度一般会計歳入 歳出決算の概要につきまして説明いたします。

それでは、ただいまタブレットに表示しました令 和5年度歳入歳出決算説明資料の1ページを御覧く ださい。

歳入決算状況について説明します。

決算額は(款)諸収入の収入済額(C)欄のとお り7491円となっています。

内容は、会計年度任用職員1名分の雇用保険料本 人負担分の受入れによるものです。

続きまして、説明資料の2ページに記載がある歳 出決算状況について説明いたします。

説明した者の職・氏名

予算現額1億3649万3000円に対し、支出済額は1億2904万5516円で、執行率は94.5%となります。

支出の主なものは、委員の報酬や費用弁償等の委員会の運営費、事務局職員の給与、旅費、消耗品等の需用費などの事務局の運営に要する経費です。

不用額は744万7484円で、その主なものは、職員手 当等の人件費及び会議や研修のWEB参加などによ る旅費の執行残となっています。

以上で、労働委員会事務局所管の歳入歳出決算の 概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**〇新垣淑豊委員長** 労働委員会事務局参事監兼事務 局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際に その旨を発言するものとし、明10月25日、本委員会 の質疑終了後に改めてその理由の説明を求めること にいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括 質疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞き たいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願 いします。

その後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算 特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により 委員長の許可を得てから行い、重複することがない ように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

それでは、これより直ちに労働委員会事務局関係 決算事項に対する質疑を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、労働委員会事務局に対する質疑 者はなしと確認)

### **〇新垣淑豊委員長** 再開いたします。

以上で、労働委員会事務局関係決算事項に対する 質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

**〇新垣淑豊委員長** 再開いたします。

次に、商工労働部長から商工労働部関係決算事項 の概要説明を求めます。

松永享商工労働部長。

**〇松永享商工労働部長** 委員の皆様、おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、商工労働部所管の令和5年度一般会計 及び特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、 御説明いたします。

まず、資料の説明に入ります前に、令和5年度に おける商工労働部の取組につきまして、簡単に御説 明させていただきたいと思います。

令和5年度の本県経済は、コロナ禍の影響が和ら ぐ中、経済活動や観光需要が急速に回復しつつあり、 個人消費や雇用情勢も改善傾向にありました。

この状況下におきまして、商工労働部では、これらの経済再生に向けた動きをより確実なものとするための施策を実施してまいりました。

主な取組としましては、企業の稼ぐ力の向上を目的に、県内企業のDXを促進する沖縄DX促進支援事業や商工・観光・農林水産分野の官民で連携し、沖縄のブランド力を高める産業間連携おきなわブランド戦略推進事業、また、電気料金高騰による企業や県民の負担軽減を図るための支援措置として、沖縄電気料金高騰緊急対策事業などを行ってきたところです。

これらの施策展開により、本県における経済・産業の速やかな再生と持続的な成長、県民所得の向上等を推進し、自立型経済の構築を図ってまいります。

それでは、歳入歳出決算の概要につきまして、タブレットに掲載されております令和5年度歳入歳出 決算説明資料によりまして、御説明いたします。

1ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、一般会計及び5つの特別会計の歳入決 算状況の総括表となっております。

詳細につきましては、3ページ以降で御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

こちらは、一般会計及び5つの特別会計の歳出決 算状況の総括表となっております。

こちらも詳細につきましては、3ページ以降で御 説明いたします。

それでは、3ページを御覧いただきたいと思います。

一般会計の歳入決算につきましては、予算現額の合計(A)欄が888億8135万1371円、調定額(B)欄が890億4032万4989円、収入済額(C)欄が889億5021万5574円、収入未債額(E)欄が9010万9415円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率(F)欄になりますが、こちらは99.9%となっております。

歳入決算の目ごとの明細につきましては、本日の 説明を割愛させていただきたいと思いますので、後 ほど御確認いただけたらと思います。

次に、5ページを御覧いただきたいと思います。

一般会計の歳出決算につきましては、予算現額合計(A)欄が1040億5754万628円、支出済額(B)欄が982億5066万5824円で、執行率(C)欄は94.4%となっております。

翌年度繰越額(D)欄につきましては、28億1777万2319円で、その主なものは、県内の電気料金の高騰の影響を受けた県民及び事業者の負担軽減を図るための補助を行う沖縄電気料金高騰緊急対策事業を繰越しております。

不用額(F)欄につきましては、29億8910万2485円 となっております。

不用額の主なものにつきまして、項別に御説明い たします。

まず、(項) 労政費の不用額(F) 欄になりますが5655万6374円。こちらの主なものは、若年者活躍促進事業におきまして、職場訓練受入れ企業への委託料の実績が減になったことによる執行残となっております。

次に、(項)職業訓練費、こちらの不用額(F)欄は1億1237万7776円で、主なものは、離職者等再就職訓練事業の訓練受講者定員割れによる訓練実施経費の執行残となっております。

(項)商業費の不用額(F)欄は1億2110万2236円で、主なものは、国際航空物流機能強化推進事業におきまして、航空コンテナスペース利用促進事業等の実績減に伴う補助金の執行残となってございます。

次に、(項) 工鉱業費の不用額(F) 欄は26億9906万6099円で、主なものは、沖縄電気料金高騰緊急対策事業に係る補助金におきまして、前年度の電力需要を基に予算計上した結果、実績が予算額を大幅に下回ったということによる執行残でございます。

以上で、一般会計の歳入歳出決算の概要につきまして御説明を終わります。

次に、特別会計の歳入歳出決算の概要について御 説明いたします。

7ページをお願いします。

小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計(A)欄が7490万1000円、調定額(B)欄が32億6979万1863円、収入済額(C)欄につきましては10億8470万6785円、収入未済額(E)欄が21億8508万5078円で、収入比率(F)欄は33.2%となっております。

収入未済額は、貸付け先企業・組合等の倒産や経 営不振などにより、設備近代化資金及び高度化資金 の貸付金償還が延滞していることによるものです。

8ページを御覧いただきたいと思います。

歳出決算につきましては、予算現額合計(A)欄が7490万1000円、支出済額(B)欄が6234万40円で、執行率(C)欄は83.2%となっております。

(F)欄の不用額につきましては1256万960円で、主に高度化資金におきまして、貸付け先の元金償還金の延滞により、中小企業基盤整備機構へ償還ができなかったことによる公債費の執行残となっております。

9ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計につきまして御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計(A)欄が3億5013万5000円、調定額及び収入済額(B)欄と(C)欄ですが7億4967万3309円となっております。

10ページをお願いいたします。

歳出決算につきましては、予算現額合計 (A) 欄が 3 億5013万5000円、支出済額 (B) 欄が 2 億7684万90円で、執行率 (C) 欄は79.1%となっております。

(F)欄の不用額は7329万4910円で、主に機械類貸与資金貸付金の執行残となっております。

11ページをお願いいたします。

中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計につきまして御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計(A)欄が14億7006万4000円、調定額(B)欄が26億5263万8080円、収入済額(C)欄が26億1301万5280円、収入未済額(E)欄が3962万2800円で、収入比率(F)欄は98.5%となっております。

収入未済額は、土地売買契約した企業の経営状況 悪化による代金の未払いによるものです。

12ページお願いします。

歳出決算につきましては、予算現額合計(A)欄が14億7006万4000円、支出済額(B)欄は14億5695万3125円で、執行率(C)欄は99.1%となっておりま

す。

不用額(F)欄につきましては1311万875円で、主に土地の整地作業等の重機使用がなかったことによる使用料の執行残となっております。

13ページを御覧いただきたいと思います。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計につきまして御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計(A)欄が3億5009万5000円、調定額(B)欄が8億1267万9947円、収入済額(C)欄が7億6247万6331円、不納欠損額(D)欄が1071万1155円、収入未済額(E)欄が3949万2461円で、収入比率(F)欄は93.8%となっております。

不納欠損額は、過去に入居していた企業の建物使 用料相当額につきまして、債務者から消滅時効の援 用申立てを受けたことにより、不納欠損金として整 理したものとなっております。

14ページをお願いいたします。

歳出決算につきましては、予算現額合計(A)欄が3億5009万5000円、支出済額(B)欄が3億1923万4386円で、執行率(C)欄は91.2%となっております。

(F) 欄の不用額は3086万614円で、主に修繕料の 執行残となっております。

15ページをお願いいたします。

産業振興基金特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計(A)欄が1億2025万3000円、調定額及び収入済額(B)欄と(C)欄が1億3317万5711円となっております。 16ページをお願いいたします。

歳出決算につきましては、予算現額合計(A)欄が1億2025万3000円、支出済額(B)欄が4474万2591円で、執行率(C)欄は37.2%となっております。

F欄の不用額は7551万409円で、主に産業振興基金 事業費におきまして、補助事業の事業実績減による 執行残となっております。

以上で、商工労働部所管の令和5年度一般会計及 び特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、御 説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**〇新垣淑豊委員長** 商工労働部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいた

します。

それでは、商工労働部関係決算事項に対する質疑 を行います。

座波一委員。

#### ○座波一委員 お願いします。

まず、国際航空物流機能強化推進事業。先ほども 説明がありましたけど、この当初予算約6億3200万 円から決算は事実上の部分では約3億5900万円で、 本来で言うと執行率55%ぐらいになるわけだけど、 これは流用という形でやったのか、その内容をお願 いします。

**〇島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長** お答え します。

国際航空物流機能強化推進事業の取組の中で、航空コンテナスペース利用促進事業に係る航空運賃補助、それと、那覇空港の貨物上屋入居企業に対する賃料補助、この2つの細事業になりますけれども、これが当初の見込みよりも執行の状況が下回っていたということで、流用ではなくて2月補正で2億5025万6000円の減額をさせていただきました。

最終予算は3億8180万3000円というところでございます。

以上です。

- ○座波一委員 補正でやったということですね。
- ○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長 補正で 減額を行いました。
- **○座波-委員** 令和5年度の事業スキームの変更の 内容というのは、どのような形になっているんです か。
- **〇島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長** お答え します。

那覇空港からの国際貨物の輸送につきまして、那覇空港の国際物流拠点化を目的に、令和4年度までは県が航空会社のコンテナのスペースの確保を直接委託して、航空運賃の全額を負担する形の事業になっておりました。

ただ、県が航空運賃の全額を負担するような形だと、物流コストの低減につながらないという指摘、 課題がございました。

そのために、令和5年度からこの物流コストの低減を促進するということも目的に、事業スキームを委託事業から補助事業に移行して、航空運賃の一部を事業者の負担としていただくことにしております。

令和5年度は、那覇から海外への直行便に関しては9割の補助、国内の経由便に関しては7割の補助という形に改めております。

以上です。

**○座波一委員** それから言うと、事業者費用の負担 は増になっているわけですか。

〇島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長 令和 4年度までは、航空運賃に関しては負担はなかった んですけれども、令和5年度からは、直行便に関し ては1割、経由便に関しては3割の負担になってお ります。

以上です。

**○座波一委員** それについて、事業者負担というのは、それ相応、妥当という判断でやっているわけでしょうか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長 令和 5年度から、これまでなかった負担が生じるという ことに関しては、事業者の皆様にも説明をさせてい ただいています。

ずっと全額を県が負担するというのは、事業者の 皆様もいつまでもある取組ではないというのは、しっ かり説明をして御理解いただいているというところ です。

以上です。

〇座波一委員 財源は。

**〇島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長** ソフト 交付金を活用させていただいております。

以上です。

**○座波ー委員** 次、航空関連産業クラスター形成促 進事業ですね。

MROは非常に順調だということで期待はしているところなんですけれども、クラスター形成促進という企業集積がどのような形になっているのか、ちょっと集積されているのかあまり目に見えてこない。これはもうそういう計画があって大分になるけど、そこら辺はどうでしょうか。

**○冨澤正紀企業立地推進課長** お答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画におきまして、航空関連産業クラスターの形成を位置づけて、また、その個別計画でありますアクションプランに基づき、各種施策を展開しているところでございます。

企業集積の状況でございますけれども、今委員おっしゃりますとおり、クラスターの中核となりますMROJapan、機体整備事業者でございますが、こちらについては順調に事業規模拡大をしているというところがございます。

また、関連企業につきましては、継続的な企業誘致プロモーション活動の結果もございまして、現在

7社の立地という状況となってございます。 以上です。

○座波一委員 7社は集積して進んでいるというか、でもこんなもんじゃないと思うんですよね。その計画に対して、今、順調にいっているのかどうか。そしてまた、このクラスター形成というわけだから、どういうふうにこの市町村との連携でやるのか見えてこないんですよね。その計画も含めて概要を説明してください。

○冨澤正紀企業立地推進課長 お答えいたします。 この関連企業の集積というところでございますが、 平成30年度にアクションプランを策定いたしております。

この中で集積を目指す航空関連産業としまして、まずその中核となります航空機整備事業者、これはMROJapanとなりますけれども、これ以外に航空機整備関連のパーツですとか、装備品の保管、修理を行う事業者、あるいは製造図面の作図、検査記録の整備などのアウトソーシングを行う情報通信産業などを位置づけているところでございます。

市町村との連携というところは、なかなか具体的なところで今お答えできる材料はないんですけれども、現在、次年度におきまして、付加価値の高いビジネスを呼び込む基盤となります格納庫の増設というところを集積拠点づくりということで目指しているところでございます。

そちらを呼び水としまして、機体整備と親和性のありますパーツセンターなど装備品をはじめとする 関連企業のさらなる集積を狙っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

**○座波一委員** 今の説明では、空港関連、空港敷地 内への集積ということですか。

○冨澤正紀企業立地推進課長 お答えいたします。 まず、格納庫の整備というところにつきましては、 今那覇空港内に用地を確保できるよう空港を管理しております国土交通省と調整を進めているという状況でございます。

また、関連産業につきましては、空港内に限定されるものではないと考えております。

県が管理する工場団地ですとか、あるいは現在市町村が造成を進めております産業集積用地がございますので、そういったところへの展開も含めて調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○座波ー委員 この航空関連の事業というのは非常

に有望であるということで実績も確実に上がってきている、コロナの影響もなくですね。沖縄の製造業が乏しい中で非常に期待できるわけですよ。だから、そのクラスターというのも今必要なものがたくさんあるという説明があるわけですよね、業種、業態含めて。非常に可能性も高いのに、なぜこんなに時間がかかっているのか。

この沖縄のMROがほかにあるわけではなくて、今のところ沖縄だけでしょ。そうであれば、もっとそういう、誘導的にクラスターを形成してバックアップ――このMROを中心にそういった集積ができるんじゃないかと思っているんですよね。非常にそこら辺が見えてこないんです。

**○富澤正紀企業立地推進課長** 委員御指摘の点は我々も重々認識をいたしております。

現在、沖縄航空関連産業クラスター形成加速会議という有識者会議を設置してございます。

こちらのほうでアクションプランの進捗確認です とか、あるいはコロナ禍によって航空関連産業も非 常に大きい環境変化がございました。

こういったものも織り込みまして、新たにターゲットとするような企業ですとか、あるいは今後、経済 波及効果の再検証なども行いまして、アクションプランをアップデートしていくような形で、より実効性のある取組を進めることによって関連産業の集積を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○座波一委員** これは空港施設以外にも確実に広がっていく可能性があるわけですので、これは近隣あるいは市町村関係の協力というか、用地の提供も必要なんですよ。

だから、そういう土地利用も含めて土地利用計画の中で、那覇広域都市計画の中でそういうふうなことが本当に可能なのかという、そこら辺まで大きく見ていって計画を立てなければいけないんじゃないかなと思っているわけですよ。

そういうふうな視点があるかどうか、どうですか。

#### ○冨澤正紀企業立地推進課長 お答えいたします。

現在、沖縄県では産業集積地の造成に取り組む市町村を巻き込む形で沖縄の企業誘致というものをどう進めていくかということで意見交換を進めているところでございます。

そちらの中で、航空関連産業の誘致というところ につきましても、個別に項目立てをして、今後、意 見交換をしながら連携して取り組んでいけるように してまいりたいと考えております。 以上です。

**○座波一委員** これは平成25年度から始まって、も うあと2年ですよ。あと2年の段階でこの状態とい うのはもう非常に歯がゆくてしようがない。

沖縄は製造業が4%しかないという中で、経済を確立するのはもう製造業をしっかりと育てるしかないというのはもう明確なのに、その中で有望視されているこの産業が今この状態ではもう非常に遅いと言わざるを得ないわけです。だからそういうことを言っているんだけど。人材の育成も必要であるということですので、これは人材育成ですら県内での育成という体制はないわけよね。県の出身者が結構多いというふうに聞いてはいるけど、県内での育成もない、そこら辺はどう考えていますか。

### ○冨澤正紀企業立地推進課長 お答えいたします。

現在、MROJapanのほうが県内で420名の人員体制で事業を実施しております。この中でも、200名以上の県出身者を採用いただいておりまして、中には一等航空整備士の国家資格のライセンスを取得するというような形で順調に人材の育成は進んできている状況がございます。

また、県内の教育機関を中心とした取組といたしまして、国立沖縄工業高等専門学校――高専でございますが、これは高専初となります航空技術者プログラム、こちらを平成27年に開設をいたしております。こちらのプログラムを通して4年間、航空関連の技術をしっかりと学びまして、関連業界への就職というところにつなげているというところでございます

また、琉球大学工学部におきましても、機械工学 コースということで航空機、自動車などのものづく りに関わる技術者の育成を行っているというところ でございます。

県としましても、こうした企業あるいは教育機関の取組と連携しながら関連産業への人材の確保、育成というところに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○座波一委員** くどくどと言いますけど、製造業の 確立という非常に沖縄の大きな課題ですから、それ の柱となる可能性が非常に高いんです。

だから、この製造業県内発注促進事業とかありますよね。そういったもので今いろいろやってはいても、そこも本当に思いのほか、その発注件数も増えていないという低迷している中で、そういったものと関連して、やっぱりもっとこの製造業の中で航空

産業をしっかりと位置づけるというふうにしてほしい。 部長、どうでしょうかね。

### **〇松永享商工労働部長** お答えします。

航空関連クラスターの形成という観点で御答弁申し上げますと、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画におきまして、航空関連産業クラスターの形成を位置づけておりまして、その中で各種施策を展開しているというところでございます。

平成30年度の航空機整備施設の供用開始以来ということになりますと、機体整備事業者におきましては順調に事業を拡大しておりまして、新たな雇用も創出しているという状況でございます。

また、これまでの取組実績とともに本事業の必要性あるいは効果等を踏まえまして、令和7年度の内閣府の概算要求におきましても、沖縄航空関連産業クラスター形成促進事業ということで、航空機整備施設の整備に関する調査費を盛り込んでいただいたという状況でございます。

このことは本県における航空関連産業クラスター 形成に向けた取組、あるいは委員からもございます 今後のさらなる発展可能性というところに高く評価 をいただいたものと受け止めておりますので、その 中で令和7年度の概算要求が実現されたというふう に理解しているところでございます。

県としましては、この格納庫増設による航空関連 産業の集積拠点の整備を契機としまして、クラスター 形成をより一層加速、そして後押しすることで、新 たなリーディング産業、製造業も含めた育成、本県 の稼ぐ力の強化につなげていきたいというふうに考 えているところでございます。

以上です。

#### ○座波一委員 次に行きます。

島しょ型エネルギー社会基盤構築事業の中で、クリーンエネルギー導入に向けた可能性調査とありますけど、これはバイオマスという部分がありますよね。これを具体的に説明してください。県産バイオマス活用促進事業というものですね。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

本事業は、エネルギー自給率及び再エネ電源比率の向上を図るため、火力発電所における木くず由来のペレットの混焼試験、評価の実施や木くず等の集材システムのモデル構築に向けたヒアリング等を実施する民間事業者に対して補助を行う事業となっております。

以上です。

**○座波ー委員** 火力発電においてのバイオマス発電 を導入という意味ですよね。

これは何%と決められているのか。

〇瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 沖縄県の取組という観点で申し上げますと、現在、沖縄電力の具志川火力発電所、それから、石川火力発電所において、建設資材の廃材を用いたバイオマスの混焼というものが行われているわけですけれども、その中での混焼率は3%程度という形になっております。

以上です。

**○座波一委員** 3%というのは、これはもう本当に 決められているわけですけれども、それは満たして いますか。しっかり3%は満たした形で今やってい るのか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 現在、沖縄電力の取組としましては、中部のバイオマス再資源化センターに集積される建築廃材をペレット化して、それを石炭火力発電所で混焼しているわけですけれども、建築廃材につきましては、やはりその季節性があって、2月、3月とかというところがやっぱりその量が多いというような形になりまして、通年3%で混焼ができているかということでいいますと、バイオマスペレットの供給がない場合には3%を下回るという形になります。

ただ、現在は建設廃材からできたペレットについては、全量を活用する形で運用はなされていると聞いております。

以上です。

○座波一委員 建設廃材のペレット化は持続型という点でもいいかなと思いますよ。それはいいんです。

私が何でそんな話をしているかというと、やっぱり木質の利用はもっと考えたら、この環境面から取り組んだとしても――例えば、この在来種に影響を及ぼしているギンネムなどは駆逐の対象なんですよ。どんどんああいったものを駆逐して伐採して、これをもっとどんどん木材チップ化するというぐらい、そうすると一石二鳥というか環境問題にも寄与するということで、電力会社とそういったことも含めて、こういったものの促進に寄与できないかと。この木質をバイオを使うという前提において、こういったものを考えないか、検討できないかという話です。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

環境部で、令和3年度までにギンネムの有効活用 に関する検討事業というのを行っておりまして、そ の中で沖縄電力の発電設備で利用するためには、やっぱり生木をペレット化する必要があって、その前処理に課題があるということで、現状、困難な状況という形での報告があるというふうに聞いております。

しかし、令和4年から開始した本事業においては、 一般廃棄物由来の木くずの有効活用という形でやっておりまして、樹種に関係なく燃料化をすることを 目的として事業が実施されております。

商工労働部においては、県内の未利用バイオマス 資源を発電利用にて有効活用する民間事業者への取 組に対して支援を検討していきたいというふうに考 えております。

以上です。

**○座波一委員** ですので、この環境面、あるいはそういう自然を守るという点から言ってもね、このギンネムの対処というのは、今、決め手がないわけ。だから、そういったことを促進するためにも、逆にそういうふうな処理方法を、この工程がいま一つ確立されてないと言っているから、それはやればできるんですよ。

ただ、そういうふうな道筋をつくっていくのが県の役目じゃないかなと思うので、二酸化炭素の削減に向けたバイオマス活用というのと、自然環境の保全をマッチングさせたような事業の提案も必要じゃないかなと思って、こういう質問をしているんです。

#### ○松永享商工労働部長 ありがとうございます。

沖縄県では大規模水力発電であるとか、地熱発電が使えませんので、まずは太陽光発電と考えておりまして、次に、委員から御提案がありますバイオマス発電、そして、さらには風力発電というところが主力になっていくだろうなというふうに考えてございます。今、委員から御提案があった点も我々しっかり検証して、どのように活用できるのかについて取り組んでまいりたいというところで思っているのと、あと、将来的に水素でありますとか、蓄電池をどう活用していくかというのも併せて考えているながら、低炭素で災害に強い沖縄らしい島しょ型エネルギー社会の実現に向けて全力で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇新垣淑豊委員長 次に、儀保唯委員。
- ○儀保唯委員 商工労働部の令和5年度主要施策の うち、パーソナル・サポート事業についてお聞きし ます。

これは1億2000万円ほど予算がついているものなんですけれども、どのような内訳でそれを使ってい

るのかをお聞きしたいです。

○高宮城邦子雇用政策課長 お答えいたします。

令和5年度当初予算の約1億2000万円のうち、まず人件費が7430万円、それからそのほかの事務費が2557万5000円で、そのうち建物賃借料が347万4000円というふうになってございます。

- **〇儀保唯委員** これは中部、南部、北部それぞれに 建物を借りて行っている事業ということでよろしい でしょうか。
- **○高宮城邦子雇用政策課長** まず、那覇市についてはグッジョブセンターおきなわの中にパーソナルサポートセンターを入居させております。グッジョブセンターおきなわは県所有の建物になってございますので、こちらは賃借料は発生しておりません。

中部のほうは中部サテライトというのが沖縄市の コリンザの中にございますが、こちらで建物賃借料 が発生しております。

北部には、今のところパーソナル・サポート事業の拠点がございませんけれども、中部のほうからハローワーク名護やパーソナル・サポートの委託先の事業所において出張相談窓口を設けまして、対応をしているところでございます。

以上でございます。

- **○儀保唯委員** 事前の質問のときに、名護は官公労 と同じ建物に拠点があるというふうには聞いている んですけど、それは今言った委託している事業所が そこに入っているということで間違いないですか。
- ○高宮城邦子雇用政策課長 失礼しました。

パーソナル・サポート事業は、我々の就労のパーソナル・サポート事業と、福祉分野のパーソナル・サポート事業がございまして、福祉のほうは生活福祉部のほうで場所を設けているという話は聞いております。そちらを活用させていただいているという御説明でございます。

以上です。

○儀保唯委員 このパーソナル・サポート事業は重要な事業だと、私も弁護士業をしながら活用させていただいたことがあるので分かるんですけれども、ただ、名護にないというところと、困った人がどこに行けばいいのかというところで、那覇であればグッジョブサポートセンターに行けば全てそこで基本的に事業がなされていると聞きました。中部であれば、ちょっと確認ですが、まず、コリンザのほうに行けばそういうサポートを受けられるということでまとまっているということでよろしくて、では北部はどこに行けばいいのかというところをどのように広報

されていますか。

○高宮城邦子雇用政策課長 今のところ北部に拠点を持っていないものですから、まず、出張相談窓口というものをつくりまして、中部のほうから人を月に4回程度派遣をいたしまして、まず、窓口に初期相談に来ていただくことを今取り組んでおります。

そのほかに相談、支援が必要な方々がいらっしゃいますので、そのような場合には沖縄県おしごと応援センターOne×Oneのサポートとして、随時、拠点といいますか間借りをしておりますところに職員を派遣して、支援をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

**〇儀保唯委員** 今、おっしゃった出張相談窓口というのは、どういう場所でどのように行っていて、それをどのように広報しているんですか。

○高宮城邦子雇用政策課長 まず、ハローワークと、 それから、先ほど申し上げました福祉のパーソナル ・サポート事業の委託先の事務所になってございま す。

広報につきましては、この事業をどのようにお知りになったのかというところで分析をしておりますけれども、そういう生活の相談の窓口からのリファーが多いということで、まずはそういう生活支援をしている福祉的な事業所等々に周知を徹底しております

一般の相談者の方々に対しましては、ハローワーク等々にチラシを配置しておりまして、そういった 広報をしてございます。

また、令和6年度、今年度からなんですけれども、 商業施設とか、そういった目につきやすいところで の広報の取組を始めてございます。

以上です。

○儀保唯委員 パーソナルと関係するんですけれど も、例えば商工労働部が行っている離職者等就職促 進事業ですとか、沖縄型総合就業支援拠点形成事業 ですとか、そういった女性だったり障害者の方だっ たりの就業サポートですね、北部であれば、どこに 行けば受けられるというふうな案内をされているん でしょうか。

これはパーソナルも含めてなんですけど、つまり、何かしら雇用に問題を抱えていて相談に行きたいときに、ハローワーク以外の事業がこんなにあるのに知られてないなというのが北部の現状でして、先ほど答えられたように建物も1つあるわけでもないですから、そういった事業はここでやっていますとい

う、全てここに行けば分かりますというようなこと は広報されてないのかお聞きしたいです。

○高宮城邦子雇用政策課長 お答えいたします。

周知を地域別に行っているということではないんですけれども、まず、例えばSNSですとか、グッジョブセンターおきなわのホームページとか、そういったところでも、グッジョブセンターおきなわに入居していない事業におきましても周知ができるようになっております。また、御相談の電話でも、ウェブでも構わないんですけれども、グッジョブセンターおきなわに御一報いただければ、そちらのほうで、名護でしたらこういった事業所、事業がございますので、いついつ受けられますよとか、そういった情報の提供をしてございます。

以上です。

○儀保唯委員 そうすると、県としてはこのグッジョブセンターおきなわが全県を担当しているというか、そこにまず相談いただければ自分が住んでる地域で、どこに行けばどういう支援が受けられるかというのが分かるということでよろしいですか。

○高宮城邦子雇用政策課長 100%完璧ということではまだないんですけれども、そもそものグッジョブセンターおきなわにおきましては、那覇、南部圏域だけではなくて北部からの御相談も受けておりまして、那覇あるいは中部に通うというのは、やはり相当な御負担がありますので、御本人の事情をお伺いしてですね、でしたら名護のここでこういった支援を受けられますというようなインテークなども行っております。

以上でございます。

○儀保唯委員 ひきこもりなど、ちょっと本人が動けない方とかも含めて、支援を必要としている人が、それぞれ自分に合う事業が何か、支援している事業所まで調べて通うということができない方が多い中、せっかくこんなに費用をかけて、県が様々な事業をしているのに分かりにくいと思っているんですね。

例えば雇用についてハローワークに行けば、普通 に働ける人は仕事が探せるというのは、もう結構国 が広報をしているものですから皆さんよく分かると 思います。

でも、沖縄県がこれだけいろんな事業をしてお金をかけているのに知られてない、活用しにくいことになっている原因があるのは、やっぱりこのばらばらにしているのと、全部包括して、ハローワークみたいにやっていますということで一本化できないかな、事業をまとめることもできないかなということ

で、今回質問させていただいたんですが、ちょっと 今後、そういう方向で考えられないかということで 御意見をお聞きしたいです。

**○高宮城邦子雇用政策課長** 確かに委員がおっしゃるように、いろんな事業がありますので分かりにくさがあると思います。

まずは、グッジョブセンターおきなわに御相談を してくださいというような周知は強化してまいりた いと思います。

事業をまとめるという点につきましては、例えばこの離職者等就職促進事業で、ひとり親ですとか女性の方々の就職をサポートしておりますけれども、こういったものとパーソナル・サポート事業を一緒にすると、ちょっとそれぞれの利点が損なわれるということもあります。それだけではなくてほかにもいろんなメニューがほかの団体にもございますし、県でもございます。それを有効に利用者に使っていただけるように、周知の在り方を強化してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○**儀保唯委員** よろしくお願いします。

では、次の質問です。

商工労働部の奨学金返還支援事業に関してです。 これが、執行率が59.1%というところの、まず理 由を御説明お願いします。

〇高宮城邦子雇用政策課長 その前に、まずこの予算の立てつけですけれども、補助金額として令和5年度は1200万円を準備しておりました。これは、100人程度を想定して、1人当たり年間12万円程度であろうという予測の基に立てております。

実際に、実績といたしましては100人を上回る168人の実績が出ているんですけれども、12万円と想定していたものが平均して約4万円の支給になったというところで、656万2000円という実績になっております。

1人当たりの支援額が下がった理由ですけれども、まずこの奨学金返還制度の仕組みというのが、企業がこの従業員の返済を半分負担しますというような仕組みに対して、その企業が負担する分の半分を県が補助しますという新たな枠組みでありましたので、まず企業にとっても社内の合意形成とか、あと企業の中で予算を準備しなければいけないとか、あと就業規則ですね、こういったものを変更する必要などがあって、この制度をつくりたいと意思を表明された企業さんでも、やはり3か月から四、五か月程度ぐらいの時間がかかったというふうに聞いておりま

す。

そのために、企業における制度開始が年度途中となることで、県への補助の申請が遅れたというところが実際の理由でございます。

以上でございます。

○儀保唯委員 これは企業が取り入れるまでに時間 がかかるというところも今課題として挙げられてい ましたけれども、周知という意味では課題はありま せんか。

○高宮城邦子雇用政策課長 実は、周知は肌感覚としては進んできているのではないかなというふうに考えております。もちろん、強化していかなければならないということはございます。といいますのも、昨年度は年間で33社だったんですけれども、今年度は9月末現在で既に58社になっておりまして、9月末現在で262名への支援というのが決定をしております。

それから、聞くところによりますと、口コミも増えておりまして、人事担当者同士で、こういう制度がありますよというような情報をいただいて手を挙げましたというようなお声もいただいております。 以上です。

○儀保唯委員 沖縄県は県外に進学する方も多くて、 奨学金を借りないといけないという割合は本当に多いなというのを実感として思っておりますから、こういった支援が大事だなと思うんですけれども、県が給付型の奨学金を増やすというような事業ではなく、このような企業と組んでやる意味というのは、どういった効果があるからやるんだということをちょっと教えていただければと思います。

〇高宮城邦子雇用政策課長 商工労働部といたしま しては、県内の中小企業の若年者の人材確保と定着、 それから企業が人材に投資を行うという機運醸成の 観点からも奨学金返還支援制度を導入して、導入し た企業に補助金を支給することとしております。

以上でございます。

**〇儀保唯委員** 実際の効果として、その従業員の声 とか企業でやってよかったというのはどういった声 がありますか。

○高宮城邦子雇用政策課長 お答えいたします。

アンケートを実施しているんですけれども、それによりますと就業規則や雇用契約書の見直しなど社内手続が課題であったんですけれども、社労士の助言もいただきながらそういった手続を進めることができたとか、あと、やっぱり人材の確保と定着につながっているというような声もいただいております。

以上です。

○儀保唯委員 まだ始めたばかりだとは思いますので、できれば沖縄県から1回県外に出て知識を身につけた子たちが、また沖縄県内で働けるように、こういった仕組みもあるということをもっと周知していただいて、効果の検証はまた引き続きお願いしたいなと思います。

以上です。

- **〇新垣淑豊委員長** 喜友名智子委員。
- **○喜友名智子委員** お疲れさまです。

私も主要施策の中から、幾つか質疑をさせていただきます。

まず、293ページの原油価格・物価高騰緊急支援事業から、受給した事業者数と、それから1件当たりの金額、受給要件、審査に必要な書類などについて確認させてください。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

本事業は、コロナ禍において、原油価格・物価高騰の影響を受けた事業者の事業継続を支援することを目的に、令和4年4月から令和5年3月まで、3期にわたって支援金の支給を行ってきたところであります。

受給した事業者数は、3期の合計で5707件となっておりまして、1件当たりの平均支給額が約78万9000円となっております。

受給要件につきましては、先ほど3期にわたってと話をしたんですけど、各期ごと異なりますが、第3期におきましては、売上げ額または営業利益が過去3年いずれかの同期比で減少していることに加え、燃料費、光熱水費、仕入れ原価などが過去3年のいずれかの同期比で増加していることを要件としております。

審査に必要な書類につきましては、法務局のほうで発行します履歴事項証明書や本人確認書、また、確定申告書などの売上げ、営業利益、支給対象経費が確認できる書類のほか、過去に受給している場合はその受給金額が分かる書類等としております。

以上です。

**○喜友名智子委員** 令和5年度で一旦事業期間は終わっていますけれども、物価高はまだ皆さん苦しんでおられますと。

これ令和6年度以降の取組は、特に何か引き継いだ事業とか、ほかでカバーしているということはありますか、同類の内容で。

**○金城睦也産業政策課長** 同事業につきましては、 令和4年度から令和5年度にかけて実施しまして、 令和5年度をもって終了しております。

令和6年度におきましては、商工労働部におきましては、このほか国の交付金を活用して、電気やL Pガス料金高騰に対する県独自の支援を令和6年 5月まで行ってきたところでございます。

今後につきまして、国のほうにおいて今後、総合 経済対策の策定に伴う補正予算をするということが 見込まれておりますので、国の動向を注視して、県 としてしっかり適切に対応していきたいということ を考えております。

以上です。

**○喜友名智子委員** 緊急に必要なことを県がつなぎ 的に行って、その間にまた国の総合対策が始まると いうところで、何とか事業者の皆さんは助かったの ではないかなと思います。

次が、297ページ、小規模事業者等デジタル化支援 事業です。

こちらも、受給した事業者数、令和5年度の決算審査なのですが、令和5年単年度と、情報がありましたらこれまでの累計数、それから1事業者当たりの補助金額と受給要件審査に必要な書類について確認させてください。

○松本一中小企業支援課長 お答えいたします。

令和5年度の補助件数につきましては70社となっておりまして、令和2年度に事業を開始して以降の累計は191社となっております。

また、1事業者当たりの補助金額につきましては約40万円となっているところでございます。

受給要件につきましては、県内に主たる事業所を 有する者であること、また、中小企業基本法に定め る中小企業者、または小規模事業者であることなど を定めております。

また、審査に必要な書類としては、事業者の取組 内容について記載した応募申請書、それと導入する ITツールの概要が分かる資料、また、その他申請 者の経営状況等を確認するため決算書や納税証明書、 あと、法人の登記簿等の提出を求めているところで ございます。

以上でございます。

**○喜友名智子委員** この支援事業を使って導入された I Tツールというのは具体的にどのようなものがあるんでしょうか。

事業者によって違うかなと思いますけれども、も し傾向や主だったツールを県で把握されていたら教 えてください。

○松本一中小企業支援課長 お答えいたします。

本事業においては、管理業務の効率化等を目的と した市販のソフトウエアやクラウドサービス等を補 助の対象としているところでございます。

具体的には、会計管理や勤怠管理に関するものなど、総務分野に関するもののほか、オンラインでの受発注システムや在庫管理、HACCP管理システムの現場業務の管理に関するものが主に導入されているところでございます。

以上でございます。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

次が、298ページの稼ぐ企業連携支援事業です。 こちら、まず補助したプロジェクト、それからハ ンズオン支援の内容をお聞かせください。

**〇島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長** お答え します。

まず、プロジェクトが14件ございますけれども、 幾つか例をお話しさせてください。まず、工芸品で あるとか雑貨などのものづくりを行う県内の事業者 の県外でのイベント開催や商品開発のプロジェクト。 もう一つが県産の素材を活用したサプリメントの開 発とそのサプリメントを活用したアスリートの支援 事例の発信による市場展開とブランド化のプロジェ クト。もう一つが、沖縄発のガラスリサイクル技術 の海外展開の促進に向けたプロジェクト等々がござ います。

ハンズオン支援の内容ですけれども、事業者がプロジェクトを効果的に推進していただくために、そのプロジェクトに関する関連情報の提供、企業の課題やニーズに沿った専門家の紹介、それと適切な事業管理のアドバイス、経理手続の指導といったことを行っております。

以上です。

**○喜友名智子委員** 売上額が増加した10社があるということですが、事業規模の、例えばその平均であったり、傾向と、この補助による増加額、分かる数字がありましたらお願いいたします。

**〇島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長** お答え します。

まず、売上げが増加した10社というか10のプロジェクトの総事業費の合計は8873万6000円でございます。そのうち、補助の額が7591万2000円となっています。

事業規模については、かなりプロジェクトによってまちまちですので、低いところで160万円といったものから、高いところで1200万円のプロジェクトがございます。

これらの10のプロジェクトの売上額の増加については、この事業者の事業実施前と実施後で比較して5億6603万円の増加となっております。

以上です。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

売上げが増えたところもあれば、そうでなかった 会社というかプロジェクトもありましたと。14件の 補助を行って、売上げが上がったところと、そうで なかったところの違いをどのように今分析している のでしょうか。

**〇島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長** お答え します。

プロジェクトは、経営課題解決するための様々な 取組がございまして、その中で、既存の商品の販路 の拡大でありますとか、新しい市場への展開といっ た直接販売の増加につながるようなプロジェクトに ついては、売上げが増加している傾向にあるのかな と分析しています。

一方で、新しい新商品や、新サービスの開発でありますとか、DXを活用した業務の効率化といったプロジェクトについては、直接実施期間中の売上げの増加ということにはつながっていないんですけれども、将来的な売上げの増加や生産性の向上につながっていくものと分析しております。

以上です。

**○喜友名智子委員** ありがとうございました。

次は、301ページ、ICTビジネス高度化支援事業です。

こちらもハンズオン支援22件の主な内容について 伺います。

**○宮国順英ITイノベーション推進課長** お答えいたします。

このICTビジネス高度化支援事業は、県内IT 事業者が実施するITビジネスの創出や高度化に向けた取組に対しまして、経費の補助と合わせまして ハンズオン支援を行う事業となっております。

このハンズオン支援の内容といたしましては、例えば顧客ニーズの収集や分析、あるいはターゲットとなる顧客、あるいは価格設定といったマーケティング面の支援であるとか、助言であるとか、あるいはAIとか先進技術等の活用といったその技術面のアドバイス、あるいはパートナー企業の紹介、マッチングであるとか、各種メディアの活用、商談会の出展等、そういった商談、営業面の助言、アドバイスなどを専門家から行っております。

○喜友名智子委員 やはり、こちらも支援した事業

者の規模、例えば資本額だったり、売上高だったり、 企業の規模感が分かる数字がありましたらお願いし ます。

**○宮国順英ITイノベーション推進課長** お答えいたします。

支援した事業者のうち、まず資本金につきましては、中小企業に該当する5000万円未満の事業者が18社、5000万円以上の事業者は4社、合計22社となっております。

また、売上高につきましては、1億円未満の事業者が10社、1億円以上10億円未満の事業者が7社、10億円以上の事業者が5社となっております。

以上でございます。

**○喜友名智子委員** ちょっと私がシンプルに疑問に 思っているのが、こういった補助事業は県内の事業 者をもろもろ支援するという意味では、やはり県の 産業政策としての意味はあるんだろうと思います。

しかし、高付加価値ビジネスへの転換で、事業規模や売上高もやはりそこそこある事業者さんが対象になっているわけです。これは、行政からの補助事業ではなくて、彼らが自身で事業計画を立てて、銀行から融資をして、ビジネスを広げて返済をすると。要はマーケットに任せたらどうかというのが、本来あるべき姿じゃないかと思うんですね。

改めて、こういった事業に行政が補助をする意義 を教えてください。

**○宮国順英ITイノベーション推進課長** お答えい たします。

本県の情報通信関連産業につきましては集積が進んでいるんですけれども、例えば従業員1人当たりの売上高などが低くて、労働生産性の向上が課題となっておりまして、その改善に向けましては、新たな設備や人材の投資あるいは技術開発、そういったものに取り組んでビジネスモデルを高度化していく必要がございます。

しかしながら、県内のIT事業者の多くは、一定程度売上げがあっても資金力であるとか、収益力が低いことから、付加価値や生産性向上に必要となる技術開発であるとか、そういった投資余力が十分とは言えない状況にございます。また、比較的資金力がある企業であっても、リスクのある新たな技術の開発であるとか、新規事業についてはなかなか投資が進みにくくて、社会貢献度の高い技術であるとか事業の発展というものが遅れる場合もございます。

そういったことを踏まえまして、このような事業 を通しまして、県内企業の技術開発であるとか、新 規事業への投資を後押しすることで、労働生産性の 向上であるとか、ビジネスモデルの高度化であると か、あるいはその先のイノベーションを創出したり、 社会課題を解決したりと、そういったことにつなげ ていく必要があるのかなというふうに考えておりま す。

○喜友名智子委員 沖縄県はこの20年ほど I T産業の集積をするんだということで相当に力を入れてきて、特に若年者の雇用については、やはり物すごい成果があったと思います。

ただ、その実態は、もう最近報道はされなくなりましたけれども、例えば雇用のボリュームゾーンがコールセンターであったり、バックオフィスであったり、本来、恐らく目指したITの開発という部分、それから新しくリスクを取れるようなIT産業の集積というところはまだまだ課題があるとは思うんですね。

アメリカのように、エンジェル投資家がいるわけでもない、従来の何か担保を持ったような融資の金融機関ばかりであるというところでは、どうしても新しいことをやろうと思ったら行政頼みになるというところは仕方がないと思います。

しかし、行政はまた福祉や教育というベーシック サービスを提供しないといけないわけですから、行 政はリスクテイカーにはなっちゃいけないと思うん です。

今、県内のIT産業がどういう方向に行くかというときに、業界のニーズに応えることも結構ですけれども、行政が本来お金を出す分野は何であるべきなのかというところ。これだけ沖縄も経済が発展してきているわけですから、本当に政策金融や銀行でできるところはそこに任せていくというところもぜひ厳しく見ていってほしいですし、それがまた県内の企業、それから経済を強くしていくことにもつながると思います。

もろもろのメニュー、今日いろいろ質疑をさせて いただきましたけれども、トータルとしてはこのよ うな問題意識でお尋ねをさせていただきました。

ありがとうございます。

次、306ページの国際航空物流機能強化推進事業です。

先ほども少し質疑が出ましたが、少し違う視点で 確認をさせてください。

航空コンテナスペースの利用促進事業により、生 鮮食品、加工食品などの輸送運賃の一部補助を行う とあります。こちらの目的を改めて確認したいこと と、特に、別の事業で離島や北部の農産物を対象に した条件不利性解消事業というものがあります。同 じ運賃の補助事業として対象が違うのかなと、ちょっ と理解できていない部分があるので、事業の違いを 整理させていただけますか。

**〇島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長** お答え します。

本事業では那覇空港からアジア向け航空貨物の運 賃の一部補助を行っております。

本事業につきましては、那覇空港の国際航空物流 ネットワークの構築を目的としております。その背 景といいますか、本事業は東アジアの中心に位置す る沖縄の地理的な優位性を生かして国際物流拠点の 形成を目指しているという取組だと認識しておりま す。

一方で、農林水産部のほうで実施されている農林 水産物条件不利性解消事業は、県外の産地との沖縄 の競争条件の不利性の改善を目的に輸送費の一部が 補助されているものと認識しております。

対象につきましても、航空コンテナスペース利用 促進事業では、農林水産物のみではなくて、アジア 向けの化粧品でありますとか、あとは工芸品、精密 機械等々も対象となっております。そのように目的 が異なっているという認識でございます。

以上です。

**○喜友名智子委員** 分かりました。ありがとうございます。

同じ事業の内容で、沖縄大交易会開催というものがあります。すみません、私、これ全部民間がやっている事業だと思っておりまして、県が予算を出していることを存じ上げませんでした。開催に必要な予算のうち県がどの程度負担したのかを確認させてください。

**〇島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長** お答え します。

令和5年度の沖縄大交易会の開催における支出額は1億106万円でございました。そのうち、県が負担金として5000万円を支出しております。負担の割合は49.4%でございます。

以上です。

**○喜友名智子委員** 次が、321ページ、島工藝おきな わ販路拡大推進事業です。

こちらは執行率が82.3%と少し低いなと思っているんですが、理由を教えてください。

**○座喜味肇ものづくり振興課長** お答えいたします。 本事業は、工芸品展示販売会や商品開発等の取組 への補助等を実施する事業となっております。

令和5年度の執行率が低い要因としましては、当初見込みより1件当たりの申請額が減少したことに加え、補助実績においても確定減があったため、補助金に不用額が生じたことによります。

当初予定としては12件の補助を予定していたんですけれども、実質11件ということで、件数はある程度確保できたのかなと。ただ、1件当たりの申請額としてちょっと少なかったという結果になっております。

以上です。

**○喜友名智子委員** こういったものはもう恐らく 手工芸という、本当に家内生産プラスアルファみた いな規模で頑張っていらっしゃるところが多いと思 います。

今日の新聞にも有名ブランドの製品の中に沖縄の 工芸が取り入れられたり、2年ぐらい前には同じく、 別のブランドですけど、ハイブランドのスカーフで 紅型がデザインとして取り上げられたというニュー スもありました。やっぱりこの分野は沖縄のよさを とても生かすことができるものだと思うんですね。 小規模事業者の支援をすることで世界につながる非 常に有望な事業だと思います。ぜひ、こういうとこ ろは予算の不足がないように、令和6年度も取り組 んでおられると思いますが、積極的に取り組んでい ただきたいなと思います。

次が、322ページの県単融資事業です。

今後の見通しと民間の金融機関、それから政策金融公庫など、ほかの金融機関の連携、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

#### **〇松本一中小企業支援課長** お答えいたします。

県信用保証協会によりますと、令和6年7月末時点で廃業等により返済不能な中小企業者に代わり支払った、いわゆる代位弁済の件数なんですけれども、コロナ関連で融資全体で1万7021件ございますが、そのうちの2.8%に当たる476件で、金額にしますと約48億円の代位弁済を実行しているところでございます。

県内の金融機関によりますと、代位弁済が増加傾向にあるんですけれども、ゼロゼロ融資利用者の約8割は正常に返済中というところで、一方、約2割につきましても、返済条件の緩和など柔軟に対応しているというところでございます。

県としましては、金融機関及び支援機関等と連携 し、経営の厳しい事業者への資金繰りや早期の経営 改善等の支援に取り組んでいくこととしております。 続きまして、金融機関、支援機関との連携の内容についてなんですけれども、県では、金融機関や信用保証協会等と定期的に意見交換を行いまして、県内事業者の現状について情報共有を図っているところでございます。また、商工会等の支援機関等を通して、経営改善とか、もしくは成長促進等について助言を行うとともに、中小企業活性化協議会という専門的な支援機関があるんですが、そちらのほうと連携しまして、経営課題の解決に向けた経営改善計画の作成に取り組んでいる事業者が結構いるんですけれども、こちらの事業者に対して支援を行っているところでございます。

さらに経営状況が厳しい事業者につきましては、 県信用保証協会が中心になって沖縄公庫さんとか、 もしくは民間金融機関さんとバンクミーティングを 開催して、例えば貸付条件の見直しを図ったりとか、 場合によっては債権カットというところまで踏み込 んだ支援を検討して、実施しているところでござい ます。

以上でございます。

**○喜友名智子委員** 県内の、特にメーカーさん中心 に、やっぱりゼロゼロ融資が終わった後のことを心 配されている声がまだ続いています。

ぜひ県内の事業者さんを底支えするという意味では切れ目のないようにお願いしたい事業です。

あと2つ。330ページ、正規雇用化促進事業です。 これは正規雇用化した後の企業の後追い調査とい うのは行っているんでしょうか。

○高宮城邦子雇用政策課長 お答えいたします。

本事業は正規雇用化サポート事業というものと、 正規雇用採用力向上モデル事業という2つの事業で 成り立っております。

まず、正規雇用化サポート事業においては、支援 しました事業所を対象に、事業が終了した翌年度の 9月時点の定着状況について調査を行ってございま す。

もう一つの採用力向上モデル事業につきましては、 事業開始から日が浅くてまだ調査は行っておりませ んけれども、今年度に調査を実施することとしてお ります。

以上です。

**○喜友名智子委員** 正規雇用化されるときだけこういった支援を使って、翌年になったらもう経営が苦しいからやっぱり辞めさせられましたという相談が、この事業じゃないですけどやっぱりあるんですよね。恐らく本来の趣旨ではない使い方をしている事業者

もやはりいると思いますので、ぜひ適正な利用につながるよう後追いの調査はぜひ行っていただきたいです。

最後になりますが、335ページ、離職者等就職促進 事業です。

ひとり親を含む女性求職者に行った事前研修の内容、それから就職した業種と職種を確認いたします。

〇高宮城邦子雇用政策課長 離職者等就職促進事業 につきましては 未定稿 細事業として2つございまして、1つが女性の就職総合支援事業、もう一つは地域巡回マッチングプログラム事業で、事業としては別物でございます。

そのうち女性の就職総合支援事業につきましては、 ひとり親を含む女性の就業参加を促進して安定的な 雇用につなげるために、個々の女性の求職者の抱え る状況ですとか、就業経験、職業能力に対応した就 職支援を行ってございます。

内容でございますけれども、まず、1か月程度の 事前研修がございます。これについては就職活動に 必要な履歴書等の応募書類の作成、それから、面接 対策、パソコンの使い方とか、あと、介護職などの 資格取得研修を実施してございます。

就職した業種、職種についてということですけれども、職種については、すみません、ちょっと把握はしておりませんけれども、業種につきましては、令和5年度においてサービス業で15名、医療福祉で11名、宿泊・飲食サービスで7名、情報通信業で6名となっており、ほかにもございますけれど、主なものとしてはこういう業界のほうに行っていただいております。あと、建設業も2名ございました。トータルで47名が就職につながっております。

以上でございます。

○喜友名智子委員 特に、ひとり親の支援に関しては、従来の事務ではやはり専門性がもうちょっと追いつかないということで、医療事務、建設事務、それから、翻訳、細分化されてきている現状にあります。ぜひこういったところも捉えていただくような事業のフォローをお願いいたします。

質疑は以上です。ありがとうございました。

- 〇新垣淑豊委員長 上原章委員。
- **〇上原章委員** お願いします。

私も主要施策の成果に関する報告書を中心でやってちょっと確認したいと思います。

まず305ページ、スタートアップ創業支援事業。新規で令和5年度から令和9年度までの5年間でスタートしたわけですけれども、まず、この内容と効

果をお聞かせ願えますか。

**〇金城睦也産業政策課長** お答えいたします。

本事業は、新たな産業の創出や様々な社会課題の解決を牽引するスタートアップの育成、輩出を促進することを目的に、創業の際のワンストップ相談窓口を整備するとともに、法人設立の際に必要な経費への補助として創業に係る支援金の交付等を実施しております。

これらの事業の効果としまして、創業初期に特有の課題や疑問に対し、専門家が助言や情報を提供することで、創業に伴うリスクを最小限に抑えながら事業を展開することができるほか、支援金により資金面の負担を軽減することで、事業の開発や拡大に積極的に取り組むことができるなどの効果が期待できます。

以上です。

**〇上原章委員** 1年目なので、まだ効果、具体的に成果が出ていればなと思うんですけど、このスタートアップ起業支援金を交付した企業で、金額と成果があれば教えてもらえませんか。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

スタートアップ起業支援事業補助金になりますが、 17社の応募に対しまして11社を採択しまして、支援 金1453万円を交付しております。

以上です。

- **○上原章委員** 11社が選ばれて、各社1453万円ということですか。それとも、トータルで1453万円ですか。
- ○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。 11社トータルで1453万円を交付しております。 以上です。
- 〇上原章委員 令和5年度新規で約6500万円が当初 予算ということで、執行率が91%、約5900万円執行 されておりますが、その中で1450万円を起業支援し たと、交付したと。

相談窓口、それぞれのプログラムの予算もこれに 入っていると思うんですけど、令和6年度もスター トしていますけど、この予算は具体的に拡充してい る事業になっていますか。

○金城睦也産業政策課長 同事業につきましてデジタル田園都市国家構想交付金を活用しておりまして、令和5年度と同額の予算を計上しております。

ロトです

- **〇上原章委員** 現時点で、令和6年度の応募という のはどのぐらい来ていますか。
- ○金城睦也産業政策課長 今年度ですが、23社の応

募に対しまして7社を採択して、1246万円を交付決 定しております。

以上です。

**○上原章委員** これ 5 年計画で、非常に県内の起業、また、いろんなことを目指している方々がいらっしゃると思うので、ぜひ内容を拡充して、本当に中身の精査をしながらしっかり進めていただきたいと思います。

次に、330ページの正規雇用化促進事業。これ私もちょっと確認したいんですが、この取組は2つの事業が行われているということなんですが、それぞれ中小企業診断士等の専門家を派遣して、この経営改善と正規雇用につなげる。あと、コンサルの専門家を派遣してやるという事業になっていますが、以前は具体的に正規雇用につないだ場合の給与や、そういう報酬に県が支援をしていた事業があったと思うんですけど、この正規雇用化事業の中で。

今は、そういう具体的な正規雇用につないだ企業 等への支援はないということですか。

○高宮城邦子雇用政策課長 お答えいたします。

委員がおっしゃっているのは、恐らく正規雇用化の拡大助成金のことだと、ちょっと別事業になっているんですけれども、そちらは令和5年度をもって終了しているところでございます。といいますのも、ニーズのところでなかなか実績が上がらなかったということもございます。

このコンサルを派遣するということで非常に企業から経営体質の改善につながったですとか、人材の定着、確保につながっているというお声をいただいておりますので、この事業を主力として実施をしていくという考え方でございます。

以上です。

**〇上原章委員** 分かりました。

次に、346ページの奨学金返還支援事業について、 私も確認したいと思います。

まず、当初予算1400万円、決算額約827万円、執行率が59%ということなんですが、こちらは目標とした執行率がなかなかつながってないということ、その原因は分かりますか。

○高宮城邦子雇用政策課長 お答えいたします。

先ほど少し触れさせていただいたんですが、この 事業を組むに当たって100人分を想定して、1年1人 当たり12万円ということで1200万円を補助金として 計上していたんですけれども、実際には、助成をし た人数というのは168名となっておりまして、目標を 上回っております。 ただ、従業員の奨学金の返還を支援するという制度そのものが比較的新しい制度ですので、企業さんの中で新たに導入をするということで、その原資を準備したり、社内の合意を得たり、あと、就業規則などの改正もしなきゃいけないものですから、そういったところの準備に数か月を要したということがヒアリングの結果分かっておりまして、それで県に対する申請がその会社の体制が整った後になりますので、1年分の支援ではなくて、年度半ばからの支援になってしまったということで執行率が低くなっているということでございます。

以上です。

○上原章委員 これ令和4年度からスタートしているわけですから、現時点では4年間、令和7年度までなんですが、1年目だったら今の答弁でも理解できるんですけど、2年目に入っていますし、今、また6年度の応募もかけていると思うので、ぜひその辺も見据えて前倒しで、本来なら年度予算を組んでいるわけですから、4月からその準備も、しっかり内容も全部確認をしてスタートしてほしいなと。

これ令和6年度も今やっていると思うんですが、 これもまた年度中間からということがないように、 ちょっとお願いしたいです。

この取組の中で中小企業が対象ということなんですが、県内は中小企業が多いんですけど、この県内の中小企業の職種というか、例えば銀行とかも対象に入るんですか。

○高宮城邦子雇用政策課長 お答えいたします。

中小企業の定義に当てはまっていれば対象となります。従業員が300人以下であることですとか、あと資本金の要件があると思うんですけれども、そこに当てはまっていれば対象になるということでございます。

以上です。

- **〇上原章委員** 今の300人という1つの職員の基準から考えると、県内の地方銀行は3つありますけど、 それは当てはまらないということになりますね。
- **〇高宮城邦子雇用政策課長** 300人または資本金が幾 ら以上という中小企業の定義がございますので、そ れが基準になります。

以上です。

**○上原章委員** それで、いろいろこの委員会でも議論する中で、この対象となる企業さん、その福祉施設で働いている若者等への支援も大事じゃないかなという声もあるんですけど、こういった福祉、介護、保育といったところはみんな対象になっているんで

しょうか。

○高宮城邦子雇用政策課長 お答えいたします。

医療福祉分野の中でも、例えば中小企業法第2条に規定する中小企業ということであれば、今申し上げた社員数の要件と、または資本金で定義されますけれども、当てはまっていれば対象としているケースもございます。

以上です。

- **○上原章委員** 中小企業法第2条というのは、要するに法人化されてればいいということですか、それともちょっと違う内容なんですか。
- 〇高宮城邦子雇用政策課長 失礼いたしました。

第2条に規定する中小企業を対象としております ので、医療法人ですとか、社会福祉法人は該当しな いということで対象外になります。

ただ、中には株式会社として運営されているところがございまして、その要件に当てはまれば、そこは対象としているところでございます。

以上です。

- **○上原章委員** ぜひこれ、医療法人、福祉法人、そういったところを私は対象に入れるべきだと思うんですが、そういう御検討はないですか。
- **○高宮城邦子雇用政策課長** 保健医療介護部のほう で、実は看護師等への奨学資金貸与とか、薬剤師の 奨学金返還助成などが行われております。

こども未来部では保健師、生活福祉部では介護福祉士ですとか、社会福祉の養成施設に在学している方に修学資金の貸与を行っているというふうに伺っております。

そういう支援がある中で、この商工労働部のほうでのこの支援の対象にするかどうかというところは、 生活福祉部と相談もさせていただいているところではあるんですけれども、現在のところは生活福祉部に支援をしていただくという整理をしているところでございます。

以上でございます。

**〇上原章委員** 分かりました。

令和5年度は33社利用していただいているということなんですけど、2分の1ずつの支援ということなんですけれども、所得向上をしたところの認証をした場合は、企業さんは4分の3か。そのまた2分の1を県が持つということで、4分の3、4分の1。

この所得向上の認証した企業さん、この33社のうち何社ぐらいあるんですか。

**○高宮城邦子雇用政策課長** 申し訳ありません、今 ちょっと資料として手持ちがございませんので、不 明なんですけれども、後ほどの御提供でもよろしいでしょうか。

**〇上原章委員** じゃ、後で頂きます。

あと、これは令和7年度までということではある んですけど、この事業は、私これからもっと大事な 事業かなと思っていますけど、ぜひこれは継続して、 むしろ拡充してやっていただきたいと思うんですが、 部長いかがですか。

**〇松永享商工労働部長** お答えいたします。

今御質問のありますこの奨学金返還支援につきま しては、委員からありましたように令和4年度から 始まっている事業でございます。

その中で御指摘もございましたけれども、課題というのが幾つかございまして、まず、この奨学金返還支援の制度を導入している企業がまだ少ないということで、この活用企業を掘り起こしていくというのがまず1つの課題。

2つ目、先ほど委員からありましたように医療法人とか社会福祉法人の対応につきましては、また、我々引き続き検討してまいりますけれども、やはりその現状としましては訪問介護でありますとか、医療福祉分野も対象となるという状況でございますが、活用実績がまだ少ないというところでございますので、ここにも周知を図っていくという課題もあると思っております。

このような課題を乗り越えながらということではございますが、この3年間を見てみますと、令和4年度の実績が193万円、令和5年度の実績が656万円、今年度に関して言いますと現時点で1355万円ということで、実績としては大きく伸びてきているということですので、委員からありますようにやはり事業というのは県内の中小企業の人材確保であるとか、あるいは定着を支援していくという中では、さらには返済を抱える従業員につきましても安心して働ける環境づくりができるということでは、非常に重要で必要な事業だというふうにございますので、委員から御指摘ありましたように我々としては大きく育てていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○上原章委員** ありがとうございます。よろしくお 願いします。

あと、最後に353ページから355ページの沖縄電気料金高騰緊急対策事業とLPガス料金高騰支援事業。

この取組は物価高騰が収まらなければ私はもっと 継続すべきかなと思っているんですけど、実際、令 和5年度、そして令和6年度も5月までやっていただいているんですが、具体的にもう一度確認したいんですけど、まず、電気料金は標準家庭で月幾らぐらいの補助、LPガスも標準家庭で月幾らぐらいの補助になっていたか確認させてください。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

電気料金の支援につきましては、令和5年1月から特別高圧の支援を始めて、令和5年6月から低圧、 高圧、特別高圧の支援をして、令和6年5月に支援 を終了したという形でございます。

支援単価がそれぞれの月によって異なっておりますので、一概に幾らだったということはちょっと申し上げられないんですけれども、最大で支援額があったときには、一般的な標準家庭のモデルでいきますと780円の支援があったところでございます。

あわせまして、LPガス料金の支援につきましては、これまで令和5年4月から令和6年5月まで支援を実施しておりまして、こちらは1月当たり300円というような支援単価でさせていただいております。ただし、令和6年5月については半額の150円という形の支援をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

**○上原章委員** 最終月は半額になる、これは国も一緒なので理解しますけど。これだけ物価が高騰する中で、企業も飲食業も、いろんなところで電気もガスも、また、通常の一般家庭もやっぱり大変厳しい中で、こういった事業は非常に大事かなと思っているんです。

国が総合経済対策で補正を組むと、来年、年明けも見据えてそういった取組をしていただきたいと思っているんですが、具体的に、例えば重点支援地方交付金等で配分された場合、国がもしやるという方向になった場合、県は合わせてやるというお考えでいいんでしょうか。そういうことで認識していいですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お 答えいたします。

令和6年10月に総合経済対策の策定ということで 総理大臣のほうから指示が出ておりまして、その中 の1本目の柱ということで、物価高の克服というよ うな項目がございまして、その中におきましては、 物価高の影響を特に受ける低所得者世帯向けの給付 金や地域の実情に応じたきめ細かい対応のための重 点支援地方交付金をはじめ、総合的な対応を図ると。 さらにその構造的な対応として、家庭住宅の省エネ、再エネなど、エネルギーコストの上昇に強い社会の実現に向けた対応も検討するという形になってございます。

ただ、この内容について詳細がまだ示されておりませんので、その国の経済対策の詳細の内容を注視するとともに、県内のニーズも踏まえて、今後、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**〇上原章委員** 部長、ぜひ、これからどういう形で物価高騰が収まるのか、それともまだまだ続くのか、このエネルギーに対する非常に不透明さがあるんですけど、私はこれをまた、県民の暮らしを守る意味では、県が上乗せをしてしっかりやるという方向で、部長のお考えを最後にお聞かせ願えますか。

○松永享商工労働部長 県としましては、燃料価格の高騰対策ということで昨年1月から今年5月まで、国に上乗せ支援というふうにやってまいりました。

今回、国が物価高対策ということで8月、9月、10月というふうに3か月やった中で、県としてどうしようかというふうにいろいろ考えたところではございますが、まず国の重点支援地方交付金を活用してこれまでやってきたものの交付金がなくなったということで財源がなくなったというものと、あと、本当に経済的に困難な状況にある子育て世帯であるとか、畜産農家に充てたほうがいいんじゃないかというような議論も関係機関からありまして、その結果として6月の補正で組んでやったというところでございます。

今、委員からありますように今後どうするかというところなんですが、やはり国のほうでは総合経済対策の策定が進められておりまして、その中では、物価高の影響を特に受ける低所得者世帯への給付金ができるという話であったり、あるいは地域の実情に応じたきめ細かい対応のための重点支援交付金も検討されているという話もありますので、引き続き県としては国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

**〇新垣淑豊委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、雇用政策課長から、先ほどの上原委員の質疑で後日資料提供すると回答したことについて、答弁したいとの申出があり、委員長が発言を許可した。)

**〇新垣淑豊委員長** 再開いたします。

高宮城邦子雇用政策課長。

**〇高宮城邦子雇用政策課長** お答えいたします。

令和5年度の奨学金返済支援事業33社の実績のうち、所得向上応援企業認証制度など、県の認証を活用して補助金が上乗せされた事業所というのは13社となっております。

以上でございます。

- **〇新垣淑豊委員長** 瀬長美佐雄委員。
- ○瀬長美佐雄委員 よろしくお願いします。

まず1つ、8次にわたる補正予算を組んで、この物価高騰対策に力を入れてきたというのが特徴だったと思いますが、この物価高騰対策に係る当初予算であったり、補正予算で増額してきて、事業執行の状況や、その事業執行を速やかにするという要望もいろいろ出されました。

そういった努力点とか、評価を概括的に伺いたい と思います。

〇金城睦也産業政策課長 令和5年度におきまして、 商工労働部におきましては、物価高騰対策としまし て、沖縄電気料金高騰緊急対策事業、また、LPガ ス料金高騰支援事業、特別高圧受電契約事業者支援 事業、原油価格・物価高騰緊急支援事業の4事業を 実施したところであります。

予算につきましては、前年度からの繰越予算で約53億円、当初予算で11億円、補正予算で約131億円を計上しまして、予算現額の合計で、物価高対策としまして195億8183万1000円を計上しております。

それらの支出済額は約146億6000万円となっておりまして、予算現額に対する執行率は74.9%となっております。

以上になります。

○瀬長美佐雄委員 物価高騰対策は、引き続き物価 も高いと。

現年度に対して既にもう6月ぐらいで打ち切った ということで、継続事業はもう今年度は終わってい ると。今年度の新規で新たな物価高騰対策が予算的 に打つことについてどうなっているのか、確認です。

**〇金城睦也産業政策課長** 先ほど説明しましたよう に、これらの4事業につきましては、もう既に終了しております。

ただ、商工労働部としまして、間接的な支援として物価高騰に起因する企業の経営悪化に対して、金融機関、各種支援機関と連携して経営改善支援等を行っておりまして、また、そのほか中小企業の経営基盤強化に向けましては、企業の経営革新やデジタル化の促進、資金繰り支援など、各種施策を実施し

ているところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 物価高騰対策で、既存の継続事業等々で支援をしているということは確認できましたが、本当に物価高騰が続いている中で、本当は本来もっと継続して手厚く支えるべきだというのが、現実的には予算化されてないというのが問題だと思います。

ICTビジネス高度化支援事業、この事業の詳細については、いいです。この間、IT関連産業をある一定リーディング産業にというか観光産業と同じように支えて育成しようということで取り組んできたと。現実、この生産額や雇用など、目標と照らして評価・分析、10年前と比べたらどの程度発展してきたということになっているのか伺います。

**○宮国順英ITイノベーション推進課長** お答えいたします。

平成23年度からの比較でそれぞれの状況を見ますと、令和4年度の県内の情報通信産業の状況として、企業数は約487社から943社で、売上額は3482億円から4601億円、雇用者数は3万1845人から4万2468人とそれぞれ大きく増加しておりまして、県産業の発展であるとか雇用の創出に貢献しているものと考えております。

○瀬長美佐雄委員 以前にアジアITビジネスセンター、仮称でしたが、それは実際、設置ができて稼働しているということなのか、現状を伺います。

**○宮国順英ITイノベーション推進課長** お答えいたします。

アジアITビジネスセンターにつきましては、沖縄IT津梁パーク内におきまして、県内IT企業のアジア展開やアジアなど海外IT企業との連携協業によりまして、双方向ビジネスの開発に取り組む拠点施設を目指して、令和2年度に整備をしております。

現状としては、令和6年9月末現在で、センター 内の全ての区画が入居済みとなっておりまして、現 在5社、152名が就業しております。

その中で、アジアのパートナー企業と連携したシステム開発であるとか、沖縄を開発マネジメント拠点としたアジアへのオフショア等に取り組む企業などが入居しております。

**○瀬長美佐雄委員** 続きまして、正規雇用化促進事業について、事業内容は質疑されております。

平成28年度から始まった正規雇用化を増やすということで、累積的な実績としてはどうなっているの

か伺います。

**〇高宮城邦子雇用政策課長** お答えいたします。

本事業、2事業を合わせましてですけれども、前身事業の開始年度である平成26年度の24人から令和5年度の174人と、10年間で約6.25倍になっております。

累計で言いますと、支援企業数は453社、それから 正規雇用者数は1209人となっておりまして、正規雇 用の拡大に一定の効果があるものというふうに考え ております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 10年で1200名余りが正規雇用化 されたということで評価できると思います。

最後に、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業に ついてなのですが、個別の事業は、説明はいいです。

この島しょ型エネルギー社会基盤構築事業、研究 事業であったり、実証事業であったりということで、 確認したいのは2030——県の脱炭素の目標との関わ りではどういう到達になってこの事業が行われてい るのかと。大きな意味での評価というか到達、どう 見ているのかお伺いします。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

島しょ型エネルギー社会基盤構築事業につきましては、委員御指摘のとおり、再生可能エネルギー比率の導入拡大とエネルギー自給率の向上を目的に実施しているところですけれども、県のクリーンエネルギー・イニシアティブとの比較でいきますと、クリーンエネルギー・イニシアティブにおきましては、2030年度の再生可能エネルギー電源比率の意欲的な目標として18%を掲げているところですけれども、直近の2022年度につきましては、現在12%という数字になっております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 程遠いということで、本当は力を入れるべき、予算の額的にもそうだと思います。

ただ、この間、調査研究の結果、何らかの形で芽 出しできているというのがあるのか、ないのか。

洋上に取り組む可能性があるのか。洋上でも浮体的な波の力を活用した発電とか、様々な研究到達があると思いますが、ハワイとの連携もした、結論的には今沖縄県のクリーンエネルギー化再生エネルギーをどこに力を入れていこうという方向性ができたのかどうかの確認をさせてください。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監 お答えいたします。

県といたしましては、再生エネルギーの導入比率 目標18%の達成に向けて、まず太陽光発電の導入促進といったところに取り組んでおりまして、現在、 先ほどからお話しされているその事業におきまして も、離島における太陽光の第三者所有モデルの普及 拡大という形で進めております。

さらに、バイオマス発電であったり、風力発電といったところにつきましても、実証事業等を行っております。

さらに、その海洋エネルギーの導入といったところにつきましては、小規模離島における海洋温度差発電の可能性調査事業等を実施しているところでございます。

以上でございます。

**〇新垣淑豊委員長** 以上で、商工労働部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。 休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

**〇新垣淑豊委員長** 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 次回は、明10月25日金曜日午前10時から委員会を 開きます。

委員の皆様大変御苦労さまでした。 本日の委員会は、これをもって散会いたします。 沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣 淑豊

# 令和6年第3回 沖縄県議会(定例会) 閉会中継続審査

# 文教厚生委員会記録(第1号)

# 開会の日時、場所

年月日 令和6年10月24日(木曜日)

開 会午前10時5分散 会午後4時49分場 所第4委員会室

#### 本日の委員会に付した事件

1 令 和 6 年 令和 5 年度沖縄県一般会計決算 第 3 回議会 の認定について(生活福祉部・ 認定第 1 号 こども未来部及び教育委員会所 管分)

2 令和6年 令和5年度沖縄県母子父子寡婦第3回議会 福祉資金特別会計決算の認定に認定第6号 ついて

新

#### 出席委員

委員長 新 垣

副委員長 松 下 美智子 委 員比 嘉 新垣善之 忍 新 里 匠 /\ 渡 良太郎 米 須 清一郎 Ш 里 将 雄

西 銘 純 恵 平 良 識 子

#### 欠席委員

委 員 仲 村 未 央

※決算議案の審査等に関する基本的事項 3(6)に基づき、監査委員である仲 村未央委員は調査に加わらない。

# 説明した者の職・氏名

生 活 福 祉 部 長 北 島 智 子 祉 政 策 課 長 安 里. 克 也 保護 · 援護課長 吉 又 剛山 害 福 祉 課 長 大 湾 朝 貴 障害福祉課班長 古 市 実 和 生活安全安心課長 仲宗根 英 之 こども未来部長 真 鳥 裕 茂 こども若者政策課長 津 典 子 島 男 こども家庭課長 井 上 満 子 育 て 支 援 課 長 本 寺 美 幸

女性力・ダイバーシティ 知 花 弘惠 課 長 教 育 満 長 半 嶺 総 穃 課 長 平 田 直 樹 総務課教育企画室長 東 哲 宏 教育支援課長 司 大 城 設 課 長 施 大 城 勇 人 学校人事課長 池原 勝 利 働き方改革推進課長 上江洲 寿 県立学校教育課長 屋 淳 良 義務教育課長 新 城 高 広 保 健 体 育 課 長 金 城 正 樹 生涯学習振興課長 米 須 董 子

**〇新垣新委員長** ただいまから文教厚生委員会を開会 いたします。

本日の説明員として、生活福祉部長、こども未来部 長及び教育長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和6年第3回議会認定第1号及び同認定第6号の決算2件の調査を一括して議題といたします。

まず初めに、こども未来部長からこども未来部関係 決算事項の概要説明を求めます。

**○真鳥裕茂こども未来部長** それでは、こども未来部 の令和5年度一般会計及び特別会計の決算概要につい て御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットに表示しております、 こども未来部歳入歳出決算説明資料を御覧ください。 それでは、画面に表示されております1ページ目を 御覧ください。

歳入決算について御説明いたします。

令和5年度のこども未来部の歳入決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計(A欄)ですが、92億1329万7080円に対し、調定額(B欄)は86億8134万963円、収入済額(C欄)は85億3279万721円、不納欠損額(D欄)は1086万586円、収入未済額(E欄)は1億3768万9656円、収入比率は98.3%となっております。

続きまして、歳出決算について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

こども未来部の歳出決算は、一般会計と特別会計を 合わせますと、予算現額の計(A欄)ですが、465億 3993万8000円に対し、支出済額(B欄)は440億6722万 3956円、翌年度繰越額(C欄)は2億3105万3000円、 不用額は22億4166万1044円、執行率は94.7%となって おります。

続きまして、一般会計の歳入決算について御説明い たします。

3ページを御覧ください。

こども未来部の一般会計の歳入は、款で申し上げますと、2行目の(款)分担金及び負担金から、5ページの下から4行目にあります(款)県債までの8つの款からなっております。

それでは、3ページを御覧ください。

こども未来部の一般会計の歳入決算は、予算現額の計(A欄)ですが、90億605万9080円に対し、調定額(B欄)は83億4432万3084円、収入済額(C欄)は82億7718万1554円、不納欠損額(D欄)は829万1841円、収入未済額(E欄)は5884万9689円、収入比率は99.2%となっております。

収入未済額のうち主なものは、同じく3ページになりますが、2行目の(款)分担金及び負担金の収入未済額(E欄)、4282万9947円で、その内容は、児童福祉施設負担金に係るもので、施設入所児童及び扶養義務者等の生活困窮、転居先不明などにより徴収困難なため、収入未済となっております。

5ページを御覧ください。

上から1行目の(款)諸収入の収入未済額(E欄)、 1601万9742円で、その主な内容は、(項)雑入の児童 扶養手当返還に係るもので、児童扶養手当受給者が事 実婚や公的年金の受給資格を得た際の届出遅延により 返還金が発生しております。

続きまして、一般会計の歳出決算について御説明い たします。

6ページをお開きください。

こども未来部の一般会計の歳出は、款で申し上げますと、3行目の(款)総務費と、8行目の(款)民生費と、7ページ1行目の(款)衛生費の3つの款からなっております。

6ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算は、予算現額の計(A欄)ですが、463億3270万円に対し、支出済額(B欄)は439億3822万8309円、翌年度繰越額(C欄)は2億3105万3000円、不用額は21億6341万8691円、執行率は94.8%となっております。

翌年度繰越額(C欄)は、若夏学院運営費など4事業に係る繰越額になっております。

繰越した主な理由ですが、若夏学院の解体工事において、敷地内別施設を利用しながらの工事による、関係機関との調整の遅れや計画変更等によるものでございます。

次に、不用額について御説明いたします。

まず、上から3行目の(款)総務費の不用額3055万9203円は、性暴力被害者等支援事業における計画変更に伴う委託額の減などによるものであります。

次に、(款) 民生費の不用額17億5500万2243円について、その主なものを御説明いたします。

(項) 社会福祉費の不用額3060万3199円は、(目) 社会福祉総務費において、女性相談所運営費における 一時保護所の入所者数が見込みを下回ったことなどに よるものであります。

(項)児童福祉費の不用額17億2439万9044円は、(目)児童福祉総務費において、地域子ども・子育て支援事業や保育対策総合支援事業等における市町村補助額及び補助金確定額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

続きまして、7ページを御覧ください。

(款)衛生費の不用額3億7785万7245円は、(目) 母子保健衛生費において、こども医療費助成事業における補助実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

続きまして、母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入 決算について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

特別会計の歳入決算は、予算現額の計(A欄)ですが、2億723万8000円に対し、調定額(B欄)は3億3701万7879円、収入済額(C欄)は2億5560万9167円、不納欠損額(D欄)は256万8745円、収入未済額(E欄)は7883万9967円、収入比率は75.8%となっております。

収入未済額(E欄)の7883万9967円は、主に借受人が生活困窮等の経済的事情により償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないことなどによるものであります。

続きまして、特別会計の歳出決算について御説明い たします。

9ページをお開きください。

特別会計の歳出決算は、予算現額の計(A欄)ですが、2億723万8000円に対し、支出済額(B欄)は1億2899万5647円、不用額は7824万2353円、執行率は62.2%となっております。

不用額の7824万2353円は、貸付見込みよりも貸付実 績が下回ったことによるものであります。

以上で、こども未来部の令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

**〇新垣新委員長** こども未来部長の説明は終わりました。

次に、教育長から教育委員会関係決算事項の概要説 明を求めます。

**〇半嶺満教育長** よろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会所管の令和5年度歳入歳出決 算について、その概要を御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットに表示しております、 令和5年度歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。 1ページをお開きください。

令和5年度の一般会計歳入決算は、予算現額493億 8429万493円に対し、調定額453億6123万5246円、収入 済額453億3914万3058円、不納欠損額1563万1605円、 収入未済額646万583円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.9%となっております。

以下、款別に、収入済額、収入未済額の主なものについて御説明いたします。

(款)使用料及び手数料の収入済額は、47億247万3611円で、その主なものは、全日制高等学校授業料であります。

2ページをお開きください。

(款) 国庫支出金の収入済額は372億581万7843円で、 その主なものは、義務教育給与費及び公立高等学校就 学支援金、沖縄振興公共投資交付金及び沖縄振興特別 推進交付金であります。

(款)財産収入の収入済額は6億8154万9148円で、 その主なものは、土地売払代、実習生産物売払代、土 地貸付料であります。

3ページをお開きください。

(款)諸収入の収入済額は5億1310万2456円で、その主なものは、文化財調査受託金、雑入(災害共済給付金)であります。

不納欠損額は1563万1605円となっており、その主なものは、談合違約金に係る時効の援用によるものであります。

また、収入未済額の646万583円は、その未済分となっております。

(款) 県債の収入済額は22億3620万円で、その主な ものは、県立学校の施設整備に係るものであります。 以上が歳入決算状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたしま す

4ページを御覧ください。

教育委員会の合計は、(款)教育費と(款)災害復 旧費の合計となります。

それでは、(款)教育費から御説明いたします。

(款)教育費の決算は、予算現額1739億5483万8328円に対し、支出済額1648億1687万6468円、翌年度繰越額38億454万7942円、不用額53億3341万3918円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は 94.7%であります。

次に、翌年度繰越額の主なものについて、項別に御 説明いたします。

(項)教育総務費の翌年度繰越額6億7144万6000円の主なものは、(目)教育振興費の公立学校施設改築に係る市町村補助事業によるもので、市町村において磁気探査業務を行ったところ、広範囲で金属反応が確認されたため、追加で確認探査が必要となり、不測の日数を要したことから、当初計画より遅れが生じやむを得ず繰越したものであります。

(項)中学校費の翌年度繰越額、1億2055万4200円の主なものは、(目)学校建設費の開邦中学校校舎新築工事において、修正設計に伴う工事費用の増額が発生し計画を見直したことなどから、やむを得ず繰越したものであります。

5ページを御覧ください。

(項)高等学校費の翌年度繰越額、25億8347万1842円の主なものは、(目)学校建設費の県立高等学校改築工事において、修正設計に伴う工事費用の増額が発生し計画を見直したことなどから、やむを得ず繰越したものであります。

(項)特別支援学校費の翌年度繰越額、1億1939万900円の主なものは、鏡が丘特別支援学校外壁等改修工事において、実施計画の変更に伴い外壁補修箇所の増や入札作業の遅れが生じたことなどから、やむを得ず繰越したものであります。

(項)社会教育費の翌年度繰越額3億968万5000円の主なものは、(目)青少年教育施設費の玉城青少年の家改築事業において、前工事である新館建築工事中に外構等の掘削作業箇所で岩が確認され、掘削作業に想定以上の時間を要したため工期に遅延が生じ、後工事である駐車場整備及び旧館解体工事の着手が遅れたことから、やむを得ず繰越したものであります。

次に、不用額の主なものについて、項別に御説明い

たします。

4ページにお戻りください。

(項)教育総務費の不用額5億4088万2402円の主なものは、(目)事務局費の職員給与費の執行残及び(目)教育振興費のバス通学費等支援事業において、遠距離通学費等補助金の申請者が当初見込みを下回ったことによるものなどであります。

- (項)小学校費の不用額13億8215万733円の主なものは、教職員給与費の退職手当の執行残であります。
- (項)中学校費の不用額12億5859万3704円の主なものは、同じく、教職員給与費の退職手当の執行残であります。

5ページを御覧ください。

- (項)高等学校費の不用額11億1960万2661円の主なものは、(目)高等学校総務費の教職員給与費の退職手当の執行残及び県立高等学校施設の改装改修工事における入札執行残によるものであります。
- (項)特別支援学校費の不用額6億7206万6890円の 主なものは、教職員給与費の退職手当の執行残であり ます。
- (項) 社会教育費の不用額1億8766万3829円の主なものは、(目) 青少年教育施設費の玉城青少年の家改築事業において、新館建築工事の入札執行残によるものであります。

6ページを御覧ください。

(項)保健体育費の不用額1億7245万3699円の主なものは、学校保健事業費の災害共済において、高額な給付となる障害見舞金や死亡見舞金等の事故が発生しなかったことにより、交付金が不要となったことによるものであります。

以上が、(款)教育費の決算状況でございます。

次に(款)災害復旧費について御説明いたします。

(款) 災害復旧費の決算は、予算現額6381万6000円 に対し、支出済額1796万3000円、翌年度繰越額1549万 3000円、不用額3036万円となっております。

翌年度繰越額の主なものは、令和5年度に来襲した 台風6号に係る災害復旧事業について、適正工期確保 のためにやむを得ず繰越したものであります。

不用額については、台風 6 号以外の大規模災害がな かったことによるものであります。

以上が、教育委員会所管の令和5年度歳入歳出決算 の概要でございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**〇新垣新委員長** 教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に係る基本的事項に従って行

うことといたしますので、十分御留意をお願いいたします。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月25日、本委員会の質 疑終了後に改めてその理由の説明を求めることにいた します。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質 疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞きたい のか確認をしますので、簡潔に説明するようお願いし ます。

その後、決算特別委員会における総括質疑について の意見交換や整理を行った上で、決算特別委員会に報 告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により 委員長の許可を得てから行い、重複することがないよ う簡潔にお願いします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発言 者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び 事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の該当す るページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

それでは、これより直ちにこども未来部及び教育委員会関係事項に対する質疑を行います。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員 それでは、こども未来部からですね。134ページと135ページ、拠点型こどもの居場所運営事業ですね。

令和5年度から中部圏域に拠点を設置し、支援を拡大したということであります。現状の状況がございますが、北部にないということと。それからまた同じくコに、若年妊産婦の居場所運営支援事業。これは先日、国会議員と地元の市議会議員と私、視察させていただいた際に、いろいろしていただきました。真鳥部長もありがとうございました。これと絡めて、これの違い等教えてください。

**〇島津典子こども若者政策課長** お答えいたします。

県では内閣府の沖縄こどもの貧困緊急対策事業を活用し、生活困窮家庭でかつ不登校、ひきこもり、中学校卒業後進路未決定、非行など一般的な居場所では対応が困難な課題を抱える子どもたちに対し、専門的な個別支援を行う拠点型こどもの居場所を設置しております。令和元年度に南部圏域、そして令和5年度に新たに中部圏域に設置をしております。

北部圏域につきましては、ニート、ひきこもり、不 登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子 ども、若者から様々な相談に応じ、関係機関の紹介、 その他必要な情報の提供、助言を行う拠点として、令 和3年度に子ども若者みらい相談プラザsoraeな ごを設置し、子ども・若者からの相談に対応している ところでございます。

また、あわせて不登校、ひきこもり、困難を有する子ども・若者に対して、生活訓練や体験活動やコミュニケーション能力向上のためのプログラムなどを実施する、社会的自立に向けて支援する社会適応促進事業についても、地域若者サポートステーション事業実施団体に委託して実施をしているところでございます。

#### **〇比嘉忍委員** ありがとうございます。

北部においてはsoraeなごで対応しているということでございますが、課題について、在学時から教育委員会と情報共有を図り、より困難な状況に陥る前に支援につなげることができるよう取り組んでいるということでありますが、具体的にそれにつなげた事例があるのか、それがつながらない、もしかしたらもっとさらなる課題があるのか、答弁願います。

○島津典子こども若者政策課長 中学校卒業後進路未決定の子どもたちに対しましては、社会とのつながりが断たれることを防ぐために、事前に教育委員会と協力をしまして、保護者、子どもたちの同意を得て、soraeのほうにつないでいただき、soraeのほうからプッシュ型の支援ということで、電話相談などに対応をさせていただいているところでございます。

〇比嘉忍委員 次に、下の若年者妊産婦の居場所なんですが、先日視察させていただいて、雰囲気的にみんな明るい子どもたちで、それから利用者、お母さんたちもですね、10代の4名のお母さんに今6名のお子さんなんですが、広域的な利用を促す必要があるということであります。

これもしっかり、他町村とも連携していただきたいなと思いますが、具体的にどのように今後取り組んでいくのか、お願いします。

# **〇井上満男こども家庭課長** お答えいたします。

北部圏域広域を対象としました若年妊産婦の居場所 ということで、令和6年1月16日に開所をしておりま す。

まだ半年余りということで、令和5年度に関しては、登録した若年妊産婦の方は29人ということで、まだまだ受け入れる余地はあるのかなと思っております。

現状としましては、やはり設置をしている名護市の 登録が多くなっているということもございますが、国 頭も含めて広域で利用できますので、そのための送迎 というか、タクシーによる支援ということも含めて やっておりますので、こういった取組を周知して利用 を促していきたいというふうに考えております。

○比嘉忍委員 先日伺った際には、大体、週1ぐらい利用すると言っていたんですね。このタクシーの利用制限というか、回数に制限があるんですか。上限額とか。

# **〇井上満男こども家庭課長** お答えします。

特に制限等は設けておりませんで、利用できるその 対象区間というのが、若年妊産婦さんの居住場所から この居場所までということで、タクシー会社さんと提 携をしていまして、タクシー会社のほうは居場所の登 録者ですという登録証を見せることによって、この居 住地と居場所のその間の移動だけしか、無料の対象に はならないというような運用をさせていただいていま すので、制限もないので、できるだけ登録をし利用し ていただきたいというふうに考えております。

〇比嘉忍委員 続きまして、資料の492ページ。

これの国際性に富む人材育成の観点からなんですが、課題等を解決するために、次年度以降どのような 取組を想定していますか。

#### **○屋良淳県立学校教育課長** お答えします。

令和6年度は世界的な物価高騰、それから円安の影響等で、現地受入れに係る費用、それから旅費などが 高騰したことで、派遣人数が21名に縮小せざるを得ず、 そのようにして実施しております。

今後は、1人当たりの留学費用の見直し、それから派遣先の国の精選、あと内容を精査して事業のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上です。

**〇比嘉忍委員** 費用の見直しということで、今現時点でも物価高騰に対応できていないという状況になるのかなと思いますが、これをしっかりやっていただきたいなと思っております。

それでは続きまして、497ページ。学校給食費支援 事業。

一般質問でもあったんですけれど、執行率が悪い理 由について答弁を求めます。

#### ○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

本事業は、予算額538万8000円に対し執行額が172万 2000円、不用額は366万6000円となっております。

主な内訳としましては、学校給食の実態調査に係る 委託料が、予算額405万6000円に対し、執行額143万円、 不用額は262万6000円となっております。

不用の理由としましては、学校給食費実態調査業務の外部委託に係る一般競争入札の入札残となっております。

以上になります。

**〇比嘉忍委員** 業務委託残となりますが、県が求めているような内容はしっかり対応できるということでよろしいですか。落札が低かったということになりますけれども。

○金城正樹保健体育課長 県が要望した調査を8社入 札しまして、その中で一番安かったところになります。 これは、先ほど答弁いただいたこども未来部等が、 これまでいろんな調査をやったもの等も参考にしなが ら委託予算を計上したものとなっております。 以上です。

○比嘉忍委員 続きまして、499ページですね。

バス通学費等支援事業なんですけれども、具体的に 課題がございますが、それをしっかり解決していただ きたいんですけれども、取組について答弁を求めます。

#### **〇大城司教育支援課長** お答えいたします。

バス通学費等支援事業の周知については、その支援 施策について、毎年7月頃に、中学3年生及びその保 護者に向けて周知するよう、各市町村教育委員会宛て に依頼を行っております。

また、例年12月頃には、各市町村教育委員会へ中学3年生を対象に、入学前申請に係る通知を送付するとともに、合格後も各高校において新入生オリエンテーション等で周知を行うとともに、県ホームページでの案内のほか、学校を通じて保護者や生徒に対して周知に取り組んでいるところでございます。

遠距離等通学支援事業については、令和5年度から 事業を開始したところでありますので、開始年度とい うことで、バス無料化事業と比較して保護者等の認知 が低かったものと考えております。

遠距離については、今年度、改めてまた学校を通して保護者に周知を図って、事業の認知を高めるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○比嘉忍委員** 申請してから、それが認められなかったという事例があるのかということと、今現在何名の生徒が利用していますか。

○大城司教育支援課長 遠距離バス通学支援につきましては、結果的に令和5年度につきまして85名を認定しております。85名を超える申請が一応ございましたが、所得要件等で対象外になったという方も中にはいらっしゃいます。

以上です。

〇比嘉忍委員 以上です。

〇新垣新委員長 次に、新垣善之委員。

○新垣善之委員 お願いします。

私は、令和5年度主要施策の成果に関する報告書の 中からお願いします。

こども未来部、128ページ。

性暴力被害者等支援事業についてお願いします。

まず初めに、性暴力被害者ワンストップ支援センターについて、新規相談者212件を含む2839件の対応があったとのことですが、過去と比較して、相談件数の増減はどのような傾向であったか。またその要因は何であったかお願いします。

**〇知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長** お答え いたします。

性暴力被害者ワンストップ支援センターの相談件数につきましては、開設した平成27年から平成31年までの5年間につきましては、延べ相談件数は約800件でございましたが、令和元年8月に病院拠点型へ移行した以降は増加しておりまして、令和2年度以降は毎年、延べ2500件程度で推移しております。

要因としましては、開設時は月曜から土曜日の9時から17時まで相談を受けていたところでございまして、それも休日と年末年始を除いた形で相談を受けておりましたが、病院拠点型移行後は24時間365日体制で、夜間や休日にも相談を受けられる体制になったことが相談件数の増加の要因になっていると考えております。

以上でございます。

○新垣善之委員 病院事業と併用したことで相談件数が増えたということ、性暴力の被害者は相当のお悩みを持っている方々が多いということを確認しました。

続いて、DV防止対策事業について。

DV加害者更生相談の965件に対して、加害者の行動の変容や再発防止にどの程度効果がありましたか、お願いします。

**〇知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長** お答え いたします。

DV加害者更生相談窓口ですが、こちらは、自己変容を希望します加害経験者などの相談者が、暴力的、支配的な人間関係から脱却し、相手を尊重する対等な人間関係を築くことができるよう働きかけ、自己変革の意識を継続して持てるようにサポートするということで、加害経験者の更正と加害行為の予防というのを目的としております。

こちらは電話相談を受けておりまして、令和5年度は459件の実績がございます。電話相談を受けた方の中で御本人が面談を希望した場合は面接相談も行っておりまして、令和5年度は436件の実績がございます。

さらに、その面接相談を行った中でグループワーク、

トレーニングなどを希望する方に関しましては、心理 教育グループワーク、アンガーマネジメントや認知行 動療法などを実施しております。

こちらは令和5年度、23回実施しまして、延べ133人の方が参加されております。この相談者からは、相手を変えるのではなく変わるべきは自分であるということで、物事の捉え方ができるよう変わったということですとか、自分自身を見つめ直して変わり続けたいというような御意見というか、声があったというところでございます。

県としましては、引き続きDV加害者が変わりたいと思ったときに、行き場を確保すると同時に、DV加害行為の抑止を目指して、相談窓口での対応を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○新垣善之委員** 日頃ニュースで、性暴力であったり DVであったり、いろんなニュースが流れる中で、引 き続き本当に子どもたち、配偶者が安全に生活できる ような体制づくりに努めてほしいと思います。

続いて、130ページ、DV対策推進事業。

ステップハウス運営事業で支援した3世帯や女性相 談所への支援が、自立支援にどのように貢献したのか、 具体的な成果を教えてください。

**〇知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長** お答え します。

まずステップハウス運営事業ですが、こちらは一時 保護所を退所したDV被害者に対して、地域の中で自 立に向けた準備などを受ける場として、民間アパート を借り上げてステップハウスとして提供しているほ か、社会に適応できるまでの間、継続的な心のケアで すとか、就労支援、生活支援などを行っているところ でございます。

支援対象者は、配偶者等からの暴力から逃れて新たな環境に慣れるまでの期間、継続的な訪問や相談等を通して精神的な落ち着きを取り戻し、また、就業等により安定した生活が送れるようになるということで、そういった支援を続けておりまして、令和5年度、この3世帯につきましては就労につながったということで、自立に向けた一歩を踏み出しているというところでございます。

続いて、女性相談所への支援ですが、女性相談所は 令和6年から女性相談支援センターとなっておりま す。女性相談支援センターと各福祉事務所では、配偶 者暴力相談支援センターの機能が付与されておりまし て、DV被害者からの相談に応じております。相談内 容に応じて支援を行っておりまして、具体的には、令 和5年度は、裁判所への保護命令申請に係る支援を 49件、緊急時における安全の確保のための一時保護を 37人、女性自立支援施設への措置を3人ということで、 DV被害者が安全に新たな生活が送れるように、自立 に向けた支援を実施しているところでございます。

以上でございます。

**○新垣善之委員** やはりDVを受けた方に関してはフラッシュバックということもありますので、そういったDVを受けた方々への周知等、また一時保護をして、日常生活、社会生活が送れるような体制づくりを引き続きお願いしたいと思います。

続いて133ページ、沖縄こどもの貧困緊急対策事業について、まず、子どもの居場所づくりは学習支援であったり、食事支援、心のケアを通じて、子どもたちの生活の安定と、将来的な自立に貢献していると考えます。

その成果と効果について、お聞かせください。

**〇井上満男こども家庭課長** 内閣府の沖縄こどもの貧 困緊急対策事業を活用しまして、市町村のほうで、地 域の実情に応じて、子どもの居場所を設置、運営して いただいております。

子どもの居場所では学習支援のほか、食事の支援、 生活支援、それからキャリア形成支援と、そういった 幅広いメニューを組み合わせながら、地域の実情に応 じて運営をしていただいているところです。

量的なものでいきますと、令和5年10月1日時点で、子どもの居場所は29市町村190か所まで設置されるに至っておりまして、令和5年度内で延べ約44万9000人の子どもたちが利用していただいております。

支援を受けた子ども、それからその保護者の方につきましては、例えばお子さんについては生活、学習環境が改善するですとか、保護者においては就労による収入の安定が図られる、そういった前向きな効果が現れているところでございます。

**〇新垣善之委員** 分かりました。

続いて子どもの居場所、学生ボランティアコーディネート事業で、学生ボランティアが子どもに与えた具体的な影響や反応はどうでしたでしょうか。

**〇井上満男こども家庭課長** 子どもの居場所に大学生のボランティアを派遣をし、学習ですとか生活支援、それから相談支援、共同での調理、そういったことを子どもたちと体験、あるいは学習、学びを教えるという、そういった役割を持って接していただいているところでございます。

子どもたちにとっては、年齢が近い学生ボランティ アとの交流によりまして、学習意欲が向上し、あるい は大学という存在をそこで知り、進路決定に向けたモ チベーションの向上、それから将来の選択肢を広げる といったきっかけにつながるというような効果が現れ ております。

それ以外にも、居場所における活動へ、それ以降の、 参加意欲が向上するとか、安心感を持って過ごしてい ただける、それから自己肯定感が向上する、そういっ た効果が得られているところでございます。

**〇新垣善之委員** 身近なお兄さんお姉さん的な存在 で、家庭では味わえない、そういった孤独を抱えてい る子どもたちにとっては、とても成果・効果があるの かなと感じました。

続いて、分析・評価・普及事業で、糸満市などで行われたスクリーニングで、支援機関への具体的な連携事例や成果はどうだったでしょうか。

**〇井上満男こども家庭課長** 学校版スクリーニングということで、現在、糸満市のほか全体で県内3市の小中学校でこの取組を実施しているところでございます。

この学校版スクリーニングにおきましては、例えば 学期の修了時とかに、学校現場で教職員あるいは養護 教諭といった学校関係者以外にも、スクールソーシャ ルワーカーですとか、行政の福祉部署の担当、民生委 員、子どもの居場所の関係者、そういった地域の子ど も支援の関係者が一堂に会しまして、スクリーニング 会議というものを開催します。そこで支援を要する児 童生徒を抽出するというか、気になる子を話し合って、 こういう子をどういった形で支援をしていこうという ような形で話合いが進みます。

その結果、例えば子どもの居場所につなげるとか、 民生委員の方が見守りをするとか、そういった形で連 携が出来ているというような事例が発生しております ので、県としましては、この取組をほかの市町村にも 拡大していきたいなというふうに考えているところで す。

**〇新垣善之委員** 分かりました。ありがとうございます。

続いて138ページ、子育て総合支援事業について。 まず初めに、執行率が90.4%、不用額が5318万円生 じた具体的な理由は何でしょうか。

**〇井上満男こども家庭課長** この事業は、いわゆる無料塾という事業となっておりまして、その形態が2つございます。

1つは、低所得世帯の対象となる児童生徒向けに教 室を設置していただくというような、設置型の無料塾。 それから、より進学に特化した形で、民間にある進学 塾に通っていただくことをサポートする。そういった 進学チャレンジというものを設置型と併せてやってい るところでございます。

不用額が生じた主な理由としましては、その設置型無料塾のほうで、塾講師等が途中で退職をしてしまったですとか、定員に対して支援生徒数が充足できなかった、そういったこともございまして、主に人件費で不用が生じたということが大きな理由となっております。

**〇新垣善之委員** その設置型の無料塾であったりとか、進学に関して、保護者との進路相談も併せて行われたのかお願いします。

**〇井上満男こども家庭課長** 先ほど2つの形態があると申し上げましたが、進学チャレンジのほうの高校生のほうですね。高校3年生が大学、あるいは専門学校にチャレンジをしていくというようなところでは、定期的に生徒、それから保護者さんとの面談を行っていただいておりまして、その際に進路相談も行っていただいているところでございます。

それ以外の中学生の進学チャレンジですとか、設置型の無料塾に関しましては、定期的に進路相談という場は設けてはいないんですけれども、当然、お子さんですとか保護者の方から進路相談があれば、それは随時対応しているところでございます。

○新垣善之委員 やはり学校もあるんですけれども、そういった本当に個別に――例えば経済的な理由でそこまでしか行けないんだよねとか、いろんな学校の選定であったりとか、そういったところで本当に言えない、心の内の悩みもまた相談できる機関もあれば有効的に使えるんじゃないかなと思いました。

最後に、先ほどおっしゃっていた人件費で不用が出たというところで、講師、参加者の充足ができていない。事業の認知度向上のために、どのように他の関係機関と連携していましたか、お願いします。

**〇井上満男こども家庭課長** 先ほど不用額で定員を満たせなかったというようなことで、これはある意味、認知度がまだまだ十分ではなかったというふうに受け止めております。

そのため、周知をさらに一層やっていかないといけないということで、まず、チラシをより分かりやすくデザインを見直すというような情報発信に変えたりですとか。関係機関との連携では、市町村の各種支援窓口で、そういったチラシとかを配布していただく、置いていただく、そういった情報提供。それから、県の関係機関ということで、県内にある福祉事務所、それから県の母子寡婦福祉連合会、そういった関係機関に

周知協力依頼文を発送するなどしまして、関係機関を 含めて連携強化をし、事業の認知度向上と利用促進を 図る、そういった取組を行っているところです。

**〇新垣善之委員** やはり子どもの貧困対策として、子 どもたちの学力の向上にもつながると思いますので、 引き続き取組をお願いします。

続いて147ページ、ひとり親家庭等の自立支援について。

母子家庭等自立促進事業で、自立を促す効果として、 何世帯が具体的に支援を受けて生活が改善されました か。

**〇知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長** お答え します。

この母子家庭等自立促進事業ですが、生活支援、就 業支援、養育費の確保に向けた支援など、多くの課題 を抱えておりますひとり親家庭に、自立を促進するた めに、各種事業を総合的に実施しております。

就業に関する主な事業ということで御説明させていただきますが、1つ目は、高等職業訓練促進給付金という事業がございます。

こちらは看護師ですとか保育士といった、就職に有 利な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業 するひとり親に対して給付金を支給するものでござい ます。

給付金につきましては、非課税世帯に対して修業期間中1月当たり10万円を給付しておりまして、ひとり親が安心して資格取得に取り組めるよう支援を行っておりまして、令和5年度は40人の方に支給しているところでございます。

もう一つ、母子家庭等就業・自立センター事業というのがございまして、こちら、ひとり親家庭の家庭の 状況ですとか、職業適性、就業経験などに応じた適切 な助言を行うための就業相談事業を実施しておりま す。

令和5年度は137人の方から御相談がありまして、 うち80人が就業につながっているところでございま す。

また、就業に向けた技能習得支援として就業支援講習会事業を実施しておりまして、令和5年度は介護職員初任者研修等の講座を71人が受講し、64人が資格を取得してございます。

こういった形で適切な就業支援を今後も総合的に実施しまして、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

**〇新垣善之委員** やはりこれもひとり親家庭の生活の

安定であったり、生活支援、そして子どもと向き合える時間が少しでも増えるという観点から、引き続き取り組んで就業支援に努めてほしいと思います。

続いて151ページ、母子家庭等医療費助成事業についてですが、給付方法の改善に向けて、市町村の意見をどのように収集し、改善策の検討が行われたかお願いします。

**〇知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長** お答え します。

母子家庭等医療費助成事業は、母子家庭等の健康増進と生活の安定を図るために、母子家庭、父子家庭の保護者と児童、養育者が養育する父母のいない児童等に対して市町村が医療費を助成しており、それに対して県は市町村が助成した金額の2分の1以内を補助するという事業でございます。

現在の給付方法ですけれども、対象者が窓口負担した後に、後日、助成額が対象者の銀行口座に振り込まれる自動償還払いというのを中心に行ってございます。

それに対して、現物給付というのがございまして、 現物給付につきましては、利用者が窓口での負担が発 生しないというところで、利便性の向上につながると いうことで認識しております。

こちらの給付方法への意向等につきましては、2年 に一遍、各年、市町村に意向調査を実施しているとこ ろでございます。

直近では令和5年の6月に実施した意向調査がございまして、現物給付に変わることによる医療費の増大ですとか、国庫支出金の減額措置で、まだひとり親の医療費助成についてはペナルティがありますので、それに伴う市町村財政等への影響が懸念されるということから、現状の自動償還払の維持を求める市町村が大部分というところでございます。

県においては、こういった状況もありますので、国に対しまして、全国統一的なひとり親家庭に関する医療費助成制度の創設と、あと国庫負担減額調整措置、いわゆるペナルティの廃止について要望しているところでありまして、今後、また現物給付導入に係る課題を確認しながら、実施主体である市町村の意向を踏まえて検討していきたいと考えております。

以上です。

○新垣善之委員 母子家庭、父子家庭の方々は、やっぱり家賃も払わないといけない、この物価高騰の中でいろんな食材費、交通費だったりとかかかって、やっぱり手持ちがないと受診できないというデメリットがありますので、そういった今、課長がおっしゃるよう

に、国のペナルティもありますが、こども医療費に関してもペナルティが廃止になった、いい方向に進んでいると私は感じていますので、引き続き御支援のほうをお願いしたいと思います。

続いて164ページ、保育士確保対策強化事業につい て。

保育士・保育所総合支援センターの運営について、 潜在保育士の復職支援や就職マッチングを強化するために、処遇改善や魅力向上に向けた施策をどのように 実施、展開されましたか。

#### **〇寺本美幸子育て支援課長** お答えいたします。

潜在保育士の復職を含めた保育士の確保に当たりましては、保育士の処遇や職場環境の改善を図って、職の魅力を高めていくことがとても重要でございます。

このため、沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおきましては、労働環境改善に向けた支援といたしまして、保育所とか、または保育士に対する社会保険労務士を活用して、労働関係に関する各種法令についての説明。また、施設の運用に関する相談支援、あと労働基準法や職場内におけるハラスメント、あと役職に求められる能力など、人材育成に関する集合研修などを行っているというところでございます。

また、保育士職の魅力を発信するという観点から、 県内の高校生や中学生等に対して、現場の保育士を招 聘しまして、その方々に講義をやっていただくもの。

または、保育の現場を動画で撮影いたしまして、それを視聴いただきまして、いろいろ学んでいただくような出前講座、そういったものを行うとともに、職場見学ツアーなどを実施しているというところでございます。

以上でございます。

**〇新垣善之委員** これも引き続き保育士不足であった りとか、少子化対策に向けた保育士の確保に向けて取 り組んでいただきたいなと思っております。

続いて、教育委員会をお願いします。

主要施策の成果ですが、505ページ。

公立学校教職員メンタルヘルス対策に関する調査研 究事業ですが、令和5年度に精神的な理由で休職され ている教職員は何名かお願いします。

#### ○池原勝利学校人事課長 お答えします。

令和5年度における教育職員の精神性疾患による病気休職者の数ですが、小学校が125名、中学校が66名、高校は52名、特別支援学校が25名で、計268名となっております。

○新垣善之委員 この報告の中で、メンタルヘルス不 調の教員の多くが、職場環境を要因として挙げていま すが、具体的にどのような職場環境改善策を進める予 定か、令和5年度進められたかお尋ねします。

# **〇上江洲寿働き方改革推進課長** お答えします。

令和5年度に働き方改革推進課を設置して、各実態 把握、そして市町村教育委員会と連携強化を図ってまいりました。職場環境改善策というのが、まさにその 働き方改革の推進ということになっていきますが、働き方改革の推進につきましては、具体的にいろんな取 組がありますけれども、その具体的な取組目標を県教 育委員会では、今年の3月に私たちのピース・リスト 2023と題して、具体的には全部で50項目の取組目標を 取りまとめて、市町村とも共有し公表し推進している ところでございます。

その内容としましては、3つの柱がありまして、1つ目が教員業務支援員の配置等のまずは人材の確保。2つ目が、校務支援システム導入等の教育DXの推進。3つ目が、児童生徒の地域行事の参加方法の見直しなど、業務の役割分担、適正化という3つの柱となっております。

このリストを各市町村、学校の実情に応じながら、 この令和6年度から令和8年度までの3年間を集中取 組期間と位置づけて、現在推進しているところでござ います。

○新垣善之委員 本当に教職員の先生方、子どもと関わって、子どもとやり取りして、本当にぶつかり合いながらやっている姿を見てみると、もっともっと教員の職場環境をよくして、子どもたちと接する時間を長く持っていくことによって、先生からの思いが伝わっていくと思いますので、今後とも改善に向けて取り組んでもらいたいと思います。

続いて513ページ、校内自立支援室事業について。 校内自立支援室を利用した児童生徒の中で、教室復 帰や登校復帰に成功した具体的な事例について、どの ような支援が効果的だったかお願いします。

# **〇新城高広義務教育課長** お答えします。

まず、校内自立支援室というところが、支援員が児 童生徒個々の状態に応じた支援内容を設定しておりま す。

そういうことで、効果的であった支援としましては、 まず支援員と学級担任とが連携して、支援対象児童生 徒に参加できる授業をまず選択させます。

そして、その児童生徒が参加したことをきっかけに、 登校復帰につながったというケースとか、あとは集団 活動が苦手な児童生徒に対して、ソーシャルスキルト レーニングを行ったことなどで学級復帰につながった ケースなどがございます。 以上です。

**〇新垣善之委員** 子どもたちが不登校にならないよう に、また学びがしっかり子どもたち全員で行えるよう な環境づくりに努めてもらいたいと思います。

続いて514ページ、スクールカウンセラー配置事業 について。

これの人材の確保や配備する時間、さらに支援体制強化に向けた今後の具体的な取組があるかお伺いします。

#### **○屋良淳県立学校教育課長** お答えします。

まず、人材確保についてですが、スクールカウンセラーの任用については、公認心理師等の資格を持つ者、またそれに準ずる者をハローワークを通じて募集し、応募者に対しては教育委員会で面接を行って任用しております。

令和5年度は、42名のスクールカウンセラーを任用 し、全県立高校59校に配置しております。

各校配置時間についてですが、学校の状況等を考慮 しながら、年間の配置時数は120時間に上限を設定し て、各校の要請に応じて配置をいたします。

また、生徒に不慮の事故等が起きてしまった場合、 学校からの要請に応じてスクールカウンセラーを緊急 配置し、カウンセリングを必要とする生徒のケアに当 たることとしております。

予算については、各校の生徒相談件数等が増加傾向 にありますので、令和6年度は増額して事業は行って いるところです。

県教育委員会としても、スクールカウンセラーや就 学継続支援員の配置、教育相談実践事例研修会等の研 修の充実、これを図っていくことで、学校における生 徒支援体制、教育相談の体制の充実に引き続き努めて いきたいと思っております。

以上です。

○新垣善之委員 生徒たちを社会にしっかり強くたくましく送り出していけるような体制づくりですね、今後も取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

- **〇新垣新委員長** 小渡良太郎委員。
- **〇小渡良太郎委員** まず、こども未来部から質疑させていただきます、130ページのDV対策推進事業。

今、新垣善之委員からもいろいろ質疑があったので、 1点だけですね。このDVの未然防止という観点から、 若年者向けの啓発というのが重要になってくるんじゃ ないかと考えるんですけれども、現在の取組と、また は今後の拡充をお願いしたいんですが、確認をさせて ください。 **〇知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長** お答え します。

若年層に向けたDV対策に関する周知の取組ですが、令和5年度は中高生を対象とした交際相手の間で起こる暴力、いわゆるデートDVに対する認識や対処法、その防止に関する講習会を実施しておりまして、12回行っているところです。こういった講習会等を引き続き継続して実施していきたいと考えております。

○小渡良太郎委員 沖縄県は他府県に比べても決していい数字じゃないもんですから、ぜひ啓発も――既に起きたものに対する対応というのはもちろん重要なんですけれども、今後起きないような施策というのもぜひ強化していっていただきたいと要望いたします。

次、139ページ、141ページ併せて、ヤングケアラー の関連で少し状況を聞かせてください。

たしか令和3年ぐらいにいろいろ議論が出てきて、 令和4年度が調査だったのかな。令和5年度、そのま ま事業という形で、令和4年度の途中からスタートし てきているところだと思うんですけれども。まず、全 県でどれくらいの事例が確認されているかというとこ ろと、調査を行った結果で潜在者、どれくらい見積も れるかというところも、もし分かっていればですね。 分かっていなければいいので、教えてください。

○井上満男こども家庭課長 令和4年度のヤングケアラー実態調査でつかんだ数字が、ヤングケアラーと思われる子どもが7450名ぐらいいたと。その中でも、日常生活に支障が生じているということで、支援が急がれる子どもが2400名ほどいたというところでございます

そのため、令和5年度から相談体制を整備するですとか、令和4年度からは寄り添い支援ということで、アウトリーチ型の訪問支援ということもやっております。その中で、やり始めて間もないということもございますので、そこでヤングケアラーがどれだけ出てきたのかという細かい数字とかは出てはいないんですけれども、例えば寄り添い支援の訪問支援の中で、令和5年度は223件、県内5圏域6事業者に委託しているんですけれども、その中で支援につながったという、訪問したという件数が223件というのは確認されておりますので、そういった事業の検証を通じて、より発見するための方策ですとか、発見したときにどうつないでいくのかというようなところをこれから検証して、それをまた市町村等とも共有して、対策を強化していきたいというふうに考えております。

**〇小渡良太郎委員** ありがとうございます。

140ページの課題の部分には、市町村ごとの温度差

がケース対応にあると。また、潜在的なヤングケアラー の発見、支援というのが求められるという形でありま す。

やはりヤングケアラーをちゃんと見つけて、適切な 支援を行っていくという部分については、市町村のあ る意味主体的な取組も非常に重要になってくるのかな というふうに思っていて、今後、県と市町村の役割分 担というのも重要になってくると思うんですが、令和 5年の時点で、どのようにその点取り組んでいるのか 教えてください。

○井上満男こども家庭課長 やはりヤングケアラーの 支援というのは非常にデリケートな問題がございまして、令和4年度の調査でも明らかになったとおり、1日 7時間以上世話をしているというような子どもたちで も、自分がヤングケアラーかどうか分からないという ような回答が5割以上あったというようなところで、 自分の状況を客観視できていないというところが非常 に大きな問題かと思います。

そのため、やはり身近な市町村ですとか、学校ですとか、そういった関係機関がいかにしてヤングケアラーに気づいていけるのかというところが、非常に重要かなと思っております。

そのため、県が令和4年度から取り組んでいる関係機関研修とかに、そういった市町村行政の担当者ですとか、学校関係者の方も、それ以外にも福祉とか医療、介護とかも含めてなんですけれども、研修を通じてヤングケアラー発見をするための着眼点ですとか、発見した際にどのような声をかけていったらいいのかとかっていうことですとか、つなぎ方とかというようなことをしっかりと研修で学んでいただいているというところでございます。

それから、令和5年4月には、県のほうではヤングケアラーコーディネーターという相談支援に応じるコーディネーターを1名配置しているんですけれども、市町村段階ではまだ配置が一つもされていないというところもございますので、やはり身近で相談できるような体制を構築していただくというのが非常に重要かなと思っていますので、県のコーディネーターが市町村に出かけていって相談支援を行うとか。そういったところで、国庫も3分の2補助という高率で配置できますので、そういった活用もお願いしながら、今、徐々に連携をしながら、まだ役割分担ってきっちりはできてないんですけれども、そういった形で市町村の取組を後方支援するような役割を県としては、今担っているところでございます。

**〇小渡良太郎委員** ヤングケアラーの実態について

は、例えば小学校、中学校、就学していれば、学校ちょっと不登校ぎみだよとか、いろんなところでの気づきって出てくるんですけれども、実際には学校に通っていない子もいますし、就学前でケアしているという事例も、どこまでケアできているか分からないですけれども、そういった事例も話で聞いたりもします。

支援をしっかりやっていくというのと同時に、しっかり拾い上げていく。恐らくこれは市町村の協力がないと、なかなかこの広範囲の拾い上げはできないのかなというふうに考えていますので、令和5年度はまだ始まったばっかりの時点ですから、どうこうというわけじゃないんですけれども、今後、今やってきたことで、いろいろ気づいた部分とかたくさんあると思いますので、ぜひ今後、市町村とも連携をしていきながら、より多くのヤングケアラーの方々の支援が行き届くような体制づくり。あと市町村も、もっと主体的に取り組んでいただけるようなこの引き出しも、併せてお願いをしていきたいと思います。

次、153ページの多様な子育て支援の中で、(5)番の放課後児童健全育成事業についてなんですが、令和5年度は552クラブ整備したという形であるんですけれども、この放課後児童クラブの設置要件とか基準みたいなのというのは、何か定めたりしていますか。

○寺本美幸子育て支援課長 お答えいたします。 保育みたいな形で、一定の基準がございます。

まず、専用面積でいった場合は、児童1人につきおおむね1.65平米以上。あと開所日数なんですが、原則250日以上。これは市町村の運用費補助をいただく場合は、この250日以上というのが必要になります。また、職員の状況なんですが、職員の体制については、1つの支援、1単位40名というふうに言われていますが、この1単位ごとに放課後児童支援員2名以上、1名は補助員にすることも可能ということになっていますが、おおむねこういったものが条件になっているというところになります。

○小渡良太郎委員 この放課後児童クラブ、かなり足りていませんから、かなり需要も多いところではあるんですけれども、一方で、あんまり質がよくないものが増えてもという懸念を最近よく耳にするようになっています。これは令和5年度時点なので、今とはまた少し状況が違うと思うんですけれども、ぜひ、全体的な基準だけじゃなくて、例えば県独自の足りないからこういったのがあったほうがいいんじゃないかというところも盛り込んで、基準を設けてもいいんじゃないかというふうにも思いますので、ぜひこれは今後検討していただきたいなと思います。

あわせて、(11)番の一時預かり、これも市町村200か 所開いているというんですけれども、この市町村に よってこれも温度差が少しあるんじゃないかなという ふうな肌感覚の気がしています。

実際に充実しているよというところもあれば、応募したけれど入れなかったというところもありますので、全体的なバランスの部分でどのように工夫とかをされているのか、取組状況をお聞かせください。

# 〇寺本美幸子育て支援課長 お答えいたします。

一時預かり等の事業につきましては、基本的には市町村が、市町村子ども子育て支援事業計画というのを定めますが、その事業計画に基づいて実施するものになっています。今年度はその計画の改定年度になっておりまして、市町村は、まず住民の皆さんに対してニーズ調査を実施します。そのニーズ調査を踏まえて、地域の資源がどういうふうになっているかというのを確認し、必要量、また受皿の整備に向けた計画を定めていくということになります。

なお、これに向けて今現在、沖縄県におきましては、 市町村に対するヒアリングを実施しております。その 中で聞いていると、一時預かりについてはニーズがや はり高いというふうに伺っておりますが、園によって は保育士不足がやっぱり最大の課題になっていまし て、どうしても一時預かりをストップせざるを得ない とか、少し縮小しないといけないとか、そういった状 況があるということで、ニーズは高いけれども、保育 士確保の問題があって、今後どうしていくかというの を今検討を進めているというふうに伺っております。

**〇小渡良太郎委員** 複合的な問題があるのは、分かりました。

課題のほうにも、保護者の就労形態に応じて増減があるとかというふうに書かれていて、やっぱりなかなか、どれだけ必要かというのは毎年毎年変わっていく状況で、100%を満たすというのは厳しいと思うんですけれども、できるだけうまく市町村と連携して、需要を満たしていけるようにお願いをして、次に移ります。

次、教育委員会。まず、決算書の234ページ、10款の教育費、1項の教育総務費の教職員人事費に関連して、教員不足の問題について少し確認したいんですが、令和5年度当初の状況と決算時の状況がもし分かれば教えてください。ちょうど問題になり始めた頃だと思いますので

**○池原勝利学校人事課長** 令和5年4月時点ですが、 教員未配置は23名。令和6年1月時点で言いますと 137名となっております。 ○小渡良太郎委員 教員不足の問題は、教員を増やすとかいろいろな形で対応しているところだと思うんですけれども、令和5年に行った対策はどういったものがありますでしょうか。

#### ○池原勝利学校人事課長 お答えします。

まず、実際に行ったセミナー等については、セミナーを県内において計6回行っております。また、令和5年度については、県外においても知事部局の県外移住セミナー等を活用しながら、そこに出向いて、県外移住を希望する教職員希望者への説明とかを行っております。また、県内出身者が多く通っている県外の大学に直接訪問しながら、意見交換等を行っております。その結果ですが、令和6年度の例えば県外人材の新規採用者は127名となっております。これは令和5年度62名となっておりますので、60名程度増えているという状況がございます。

○小渡良太郎委員 特に今、答弁にもありますように、 県外大学に対してアプローチをするというのは、非常 に有効かなとも思います。特に、県内出身者がたくさ ん行っている大学というのは、ある程度目星が付くと 思いますので、ぜひ令和5年時点で簡単に解決する問 題ではないとは重々承知はしているんですけれども、 引き続き未配置をできるだけ防いでいけるように、ま た担任未配置はゼロを継続できるように、ぜひ努力を していただきたいと思います。

次は、主要施策の497ページ、給食費の支援事業に関して、執行率とかの話は先ほど出ましたので、課題とか効果の中にある市町村との協議というのはどのように行われていたか。市町村の意見把握とかいろいろ書いているんですけれども、そのものが令和5年にどのような形で行われていたのか教えてください。

#### ○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

市町村との意見交換は、令和5年8月に県内6地区で、各市町村の教育委員会の給食担当者等と意見交換を行っております。そのときには、この時点においては、県において具体的な取組方針が固まっていなかったことから、現状把握に努めるとともに、市町村からの要望等ですね、そういった意見交換をしたということになります。具体的な県の方針としましては、去った5月に方針が決定しましたので、昨年の時点では市町村の各取組状況とか、そういったことの意見交換を行って、市町村からは第3子以降で無償化を実施すると事務負担が増加するので、事務負担の少ない方法で行ってほしいとか。全額無償化ができないのであれば、事務負担の少ない方法で行ってほしいとか。あとは、市町村の持ち出しが出るのであれば、教育長でなく首

長への説明を行ってほしいとか、そういった意見等が ありました。

○小渡良太郎委員 では、この令和6年5月の発表前までに市町村との協議というのは、令和5年8月の1回だけということですか。

○金城正樹保健体育課長 そのようになっております。県としましては、やはり先ほども申しましたが、対象者、補助率及び開始時期等について方針を固めた上で市町村に提示し、詳細な制度設計については、今現在行っていますが、市町村と十分な意見交換を図り、対応していくこととしておりました。

〇小渡良太郎委員 令和5年度の支援事業の中でいろいろ調査を行われたということです。予算のときも説明があったんですけれども、この令和6年5月の方針発表、市町村半額負担というところの背景になったのは、どの調査になりますか。市町村の協議がこうだったというのは聞いたんですけれども、市町村に半額負担させるという形になった、方針決定をした背景はこの調査事業のどこに当たるのか。

# ○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

昨年度実施した調査事業は、小中学生のいる保護者を対象とした学校給食実態調査になりますので、そこでは2分の1とか、そういった調査は行っておりません。補助率については、先行している他都道府県の取組や、こども医療費への支援方法等を参考に、2分の1としたところであります。やはり学校給食費の無償化につきましては、県と給食の実施主体である市町村が連携して取り組むべき重要な課題と考えておりましたので、学校給食費の無償化に向けた取組の第一歩として、やはり教育費の負担が大きい中学生のいる世帯を対象に、この学校給食費の2分の1相当額を県として補助していく方針としたものでございます。

○小渡良太郎委員 この意思決定は令和6年5月なんですけれども、令和6年度すぐ4月からスタートして、5月にはもう発表という形になったわけです。ということは、令和5年である程度のことが決まっていないと、令和6年の5月に発表ができないというのが通常の考え方なのかなと思います。

この支援事業でいろいろ調査をするということで、 我々も説明を受けていて、今話を聞いたら市町村の場合、聞き取りはこうでした、でも市町村に半額負担させるということについては、それとはあまり関係のない、ほかの県の事例を参考にしてというような答弁があったんですけれども、この半額負担の根拠というか意思決定というのは、どのような形で議論がなされたんですか。

#### ○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

今、委員が流れとおっしゃっていましたが、まず昨年度実施した調査アンケートの具体的な記述というんですかね、この回答した保護者等からの記述のアンケート部分の集計とか、その辺を踏まえて、令和6年4月に調査結果を踏まえた関係部局との調整を行い、その後、知事、副知事等の4役と関係部局長との会議でその方針が決定されております。

○小渡良太郎委員 今ちょっと曖昧なんですけれど も、4月に関係部局調整があって、その後の4役調整 があったと。どこで決めたんですか。どこで、いつ、 誰が、どのように。

○金城正樹保健体育課長 最終の方針決定は、5月 7日の知事を含め4役と教育長、総務部長、こども未 来部長も参加しましたが、この関係部局長との会議で 決定しております。

**〇小渡良太郎委員** その意思決定には、この事業どれ ぐらい反映されていますか。

○金城正樹保健体育課長 どれくらいかというと、数値的なパーセントとか割合では示すのはなかなか難しいんですが、やはり学校給食費の無償化の第一歩として取り組むときに、中学校からスタートするというのは、昨年度実施した小中学生の保護者等のアンケートに基づいたのが、一番これになっております。

○小渡良太郎委員 調査というのは、意思決定の判断 材料にするためにやるんですよ。だから、この調査が 意思決定に何ら反映されていないんだったら、調査が 無駄ということになるんですよ。何のためにやった調 査なのかという形になるわけです。調査がどのように 反映されたかというところが、今の答弁では全然分か らないんですね。

#### ○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

調査というのは、小中学生の全保護者を対象にしたアンケート調査のことを、すみません、我々はそのように答えております。その調査では、やはり一番、中学生を持つ保護者の家庭が、経済的にかなり厳しいというのが、これは調査結果でございます。

そして、この事業で先進県にも視察に行っております。そこの事例が県が2分の1、市町村が2分の1という、そのような情報収集もしてきて、実際にその県では、市町村とどのような事前調整を行ったかとか、そのようなこともちゃんと聞いてきております。そういったことも踏まえて、総合的に今年の5月7日に判断したものとなります。

**〇小渡良太郎委員** じゃ、この先進県の事例が主な判

断の根拠になったということで理解していいですか。 **〇金城正樹保健体育課長** お答えいたします。

先進事例のこともあるんですが、やはり我々としては、第一歩として、どこから取り組むかといったときには、やはり昨年度実施した保護者のアンケートが、これがかなり重要というんですかね、これが根拠資料というふうになります。我々はそのように判断してお

**〇新垣新委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、小渡委員から市町村半額負担まで の意思決定の経緯について確認したいため、 総括質疑に上げたいとの発言があった。)

**〇新垣新委員長** 再開いたします。

次に、米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 お願いします、こども未来部ですね。

主要施策報告書から162ページの特定妊婦等支援臨時特例事業。令和5年度新規事業みたいですけれども、内容ですね、計画と実績が書かれていますけれども、特定妊産婦に対し入居型居場所の提供と相談支援実施とあるんですが、もうちょっと具体的に人数等の実績の御説明をお願いします。

#### 〇井上満男こども家庭課長 お答えします。

この事業ですが、家庭生活に困難を抱える特定妊婦、 それから出産後の母子等に対する支援を強化するため ということで、令和5年10月に宿泊型の居場所を開所 したところでございます。その居場所では食事の提供 ですとか、養育等に係る情報提供、それから医療機関、 市町村などの関係機関との連携を行っているところで ございます。居場所の中には、総括責任者として支援 コーディネーターを1名配置しておりまして、それ以 外にも医療的な支援を行っていただくために、看護師 さんですとか、助産師さん、それから生活支援という 面では母子支援員等を計8人を配置しております。産 前産後の約6か月間を支援期間ということで想定して おりまして、産前では市町村等と連携をしまして、入 所に向けた調整ですとか、それから退所に向けては、 この母子が困窮することがないように居住先の確保で すとか、必要な支援機関へのつなぎ、受けられる支援 制度があればその活用に向けた同行支援ですとか、就 労支援、そういった切れ目のない支援を行っていると ころです。

令和5年10月1日に開所しまして、本年9月末までなんですけれども、計6世帯を受け入れているところでございます。ちなみに、この居場所、4世帯を受け入れられるキャパを持っていますので、まだまだ受入

れ可能かなと思っていますので、市町村等と連携する ような意見交換とかを随時行っているところでござい ます。

○米須清一郎委員 その施設のキャパが4世帯で、昨年10月からの実施で6か月目安で出て入ってという感じで6世帯ですかね。一応、4世帯のキャパは基本活用されている感じですか。

その一方で、その対象者というのは何名ぐらいい らっしゃるんですか、県内全体でですね。

**〇井上満男こども家庭課長** 4世帯を受入れ可能な施設になっておりまして、満床になって受け入れられないということはないので、随時何世帯かを、計6世帯を受け入れましたが、時期が異なっていますので、満床の中、受け入れているというわけではございません。

対象となる特定妊婦なんですけれども、市町村の要保護児童対策地域協議会ですね、いわゆる要対協のほうで支援が必要ということで登録されている数で申し上げますと、令和5年4月1日時点で92名ということになっております。

○米須清一郎委員 92名登録者、対象者がいて、すぐにその人たちが利用するということではないと思うんですけれども、御説明からすると、4世帯キャパが埋まっていて入れないということにはなっていないという理解でよろしいですか。必要な人が入れている、今の状況としては、入りたいけれど入れていないという人はいないという理解でよろしいですか。

**〇井上満男こども家庭課長** 委員おっしゃるとおりの 理解でよろしいかと思います。

92名いるわけなんですけれども、当然その中には全てが入所を要するような、緊急性があるというような状態ではないものですから、その中でも特に受け入れて宿泊をさせながら、整えて出口につないでいくという緊急性を要する方々がつながっていきますので、その方々が今のところ6世帯実績として上がったという理解でよろしいかと思います。

○米須清一郎委員 ありがとうございます。

その半年間目安で入る方がいる。入った後も、もともと市町村の妊産婦支援がベース、一般の方の支援というのがある中で、要対協でしたっけ、特に支援が必要なところで県のこの施設に入ってきて、出るときもまたその市町村に戻っていくというか。そういうイメージに感じるんですけれども、そこをしっかりと、入るときもそうでしょうし、出ていくときも該当する市町村としっかり連携していくというようなことで、妊産婦の支援をしっかり続けていくという流れになっているんでしょうか。

**〇井上満男こども家庭課長** おっしゃるとおり、最初 の入り口は市町村の母子保健の担当部署とかからつな がってくるというようなところが多いかと思います。 というのは、母子健康手帳を市町村のほうで発行して おりますので、その発行の際ですとか、病院などの関 係機関から情報提供が市町村なりに寄せられるという ところで、その中でも出産後の養育について特に支援 が必要だというところ、そういった妊婦を要対協のほ うに登録するというような、そういった仕組みになっ ております。要対協に登録された特定妊婦が先ほど 92名と申し上げましたが、その中でも安心して生活で きる場所がない、そういった方が県の特定妊婦の居場 所のほうにつながってくるということで、当然つない だら終わりということをされてしまうと困りますの で、そこは入り口のつなぎの段階から市町村のほうに はしっかりと関わっていただきまして、入所後もそこ は定期的に意見交換をする。退所後も市町村に関わっ ていただきながら、必要な支援につないでいくという ところを要件というか、そういった利用上の運用をし ておりますので、市町村との連携は入り口から出口ま で随時やっていくという、そういう事業になっており ます。

#### ○米須清一郎委員 ありがとうございます。

教育庁のほうに移りますけれども、主要施策の 491ページですね、国際性に富む人材育成事業。

中身が幾つかあるんですけれども、オンライン事業のほうですね。もともと事業として以前からやっていると思うんですけれど、このオンライン事業というのは比較的最近かなと思うんですが、いつから実施していて、その中身、やり方ですね、どこで委託しているのか、学校の中でやっているのか、外でやっているのかとか、そのオンライン事業についていつからどういうふうにやっているかというのをお聞きしたいです。

## **○屋良淳県立学校教育課長** お答えします。

アジア高校生オンライン国際交流事業、これはコロナ禍でなかなか交流が難しかったときに、オンラインならばできるだろうということで、令和4年から始めたものです。本事業は委託事業でございます。内容としましては、ICTの特徴を生かして、オンラインプログラムでアジアの高校生と交流をするということでございますが、その中身としては、事前事後研修はもちろんのこと、交流会、それから専門人材を招聘して講義を行ってもらう。そして、対話型のワークショップで探究活動をする。あと、参加生徒が企画をして、それに基づくプロジェクト型研究という学習などで、そういった内容で構成されています。

具体的には、生徒たちはZoomとか、それからグーグルのアプリケーションなどを利用して、全てのプログラムにオンラインでまず参加いたします。週休日もしくは夏季休業期間、これを利用して実施をいたします。参加する場所については、特に指定はしていなくて、学校からアクセスする、あと自宅などにそういう環境があれば自宅から参加する。生徒それぞれの都合に合わせて、その場所は選択することができます。実績については、令和5年度は、沖縄県高校生の募集人員は200名に設定しておりましたが、想定を上回る応募があって、最終的には合計230名が参加したという実績がございます。

以上です。

○米須清一郎委員 コロナがきっかけでというのはあ ると思うんですけれども、コロナ後もいろんな分野で、 オンラインを生かしてやる、やりやすさというのはい ろいろ続いて広がっていると思うんですけれども、国 際交流、人材育成などもまさに活用できるところだな と思うし、コロナで終わらず継続していってほしいと いうことでもあるんですが、それでいったときに、 200名が少なくないかということも出てくるんですよ。 高校生って四、五万人ぐらいいますかね、3学年全体 で。それを全部ということの規模でいくと、それぐら いいる中で、本当に派遣する人たちが何十名というこ とを考えたら、200名って広がったねって――現地に 行ければ行ったほうがいいんだけれども、行かなくて もできる、相手と交流もできる、語学も勉強できる、 体験できるで、いろいろな使い分け、やり方の一つの 方法としていいものだなと思ったときに、思い切って もっと、全校生徒がやれるぐらいのことができる環境 になってきていると思うんですよ。その辺いかがで しょうか。

○屋良淳県立学校教育課長 委員おっしゃるように、子どもたちに機会を多く与えるという、その方向に持っていくということは非常に大事だと考えております。委託事業として今3年目ですけれども、令和5年度の実績は先ほど申し上げた230名で、相手国のアジアの生徒たちが111名で参加して、実はこのオンラインプログラムも、例えば講義型のものであったり、ワークショップとして参加するという場合、グループがたくさんできますので、コーディネーターが実際にそれをコーディネートするというときに、今の規模でいくと、この230名というのが、うまく全体が把握できずに、事業効率としてはあまりよくなかったという反省もございます。それで、実は令和6年度は、まず100名に絞って中身をしっかりと仕組みをつくっていこうと

いう段階で、今そういうふうに人数を減らして取り組んでいるところでございまして、今後はまたその中身の充実と、あと規模の拡大と、両方が両立できるような方法、これについては研究する必要があると考えています。

以上です。

○米須清一郎委員 令和6年度は逆に100名に減らした、ちょっとびっくりというか、残念というか。私も必ずしも実態を知らないで言っているので、今のお話からしたら、やり方としては、一堂で一遍にやる感じですかね。100名一緒にICTを共有して、同じ時間帯に一斉にやる感じのやり方なんでしょうかね。

**○屋良淳県立学校教育課長** 参加生徒全員が1つのグループに入るということではなくて、幾つかのテーマに応じてグループが分かれて、それぞれにやはりしっかりとコーディネートする役割の大人といいますか、それが必要になってきますので、そこが今の課題です。以上です。

○米須清一郎委員 100名一堂にということではないけれども、何らかの単位でという。一人一人ではないというところでは、やっぱり拘束というか、やり方というのがあるのかもしれないんですけれども、果たしてそれでいいのか。広がり、人数の規模を考えたときにですね、そこにこだわってやる。もっと一人一人が楽にできることで、たくさん増やせる、実施できるというやり方も検討したほうがいいかなと思います。

もう一つ、この事業でお聞きしたいんですが、令和 5年度で230名。1人当たりの金額にしたら幾らにな るでしょうかね。

**○屋良淳県立学校教育課長** お答えします。

アジア高校生オンライン国際交流事業、令和6年度は1056万7000円の規模で委託事業としておりますので、1人当たりということで計算は出しておりませんが。概算ではございますが、1人当たり6万8000円となります。

○米須清一郎委員 これは一つの目安になると思います。今、いろんな手段が出てきていて、いろんなものが開発されていますので、1人当たりで安く、たくさんができるというのがいろいろあると思いますので、先ほどのお話で、今のやり方ではというところで100名だということにこだわらずに、いかに広げていけるか、それを安くできる方法を、すみません、決算の話は先の話になりますけれども、事業実施する中で、いいやり方を検討しながら、続けていただきたいなと思います。

以上です。

**〇新垣新委員長** 休憩いたします。

午後 0 時 1 分休憩午後 1 時20分再開

**〇新垣新委員長** 再開いたします。

山里将雄委員。

**〇山里将雄委員** 午前中でほとんど他の委員の皆さん が聞いていますので、もう聞くことも本当はないんで すけれども、ちょっと確認程度にね、少しだけ聞かせ ていただきたいと思います。

まずは、主要事業の成果説明の中から、133ページ のこどもの貧困緊急対策事業、3億5400万円ほどの予 算なんですけれども、この財源の内訳をまず聞かせて いただけますか。

**〇井上満男こども家庭課長** 最終予算額 3 億5414万4000円の財源内訳ですが、国庫補助金が 3 億389万8000円、県負担分が5024万6000円となっております。

以上です。

**〇山里将雄委員** これは、補助事業は1つの事業なんでしょうか。

〇井上満男こども家庭課長 内閣府沖縄振興予算で内閣府直轄予算として計上いただいている、沖縄こどもの貧困緊急対策事業という予算から県と市町村に補助金が出ているんですけれども、そのうちの県分がこの3億5000万円余りだというふうにお考えください。

〇山里将雄委員 分かりました。

それでは、次の134ページの中から、この事業は10個ほどの事業で成り立っているようなんですけれども、そのうちのイの県立高校の居場所づくり運営支援事業ですか。この件について、この件も先ほど質問があったんで、内容等々はお聞きしませんけれども、これ県立高校の中に居場所を設置するというふうにあるんですけれど、どんなイメージなんですか。高校の中に、この居場所をつくるというのは、その専用の教室なりが置かれているということなんですか。

○井上満男こども家庭課長 おっしゃるとおり高校内の空き教室などを、この居場所ということで活用させていただきまして、我々のほうから委託をした事業者が、そこに支援員ということでソーシャルスキルの高い方、社会福祉士とか、そういった方を配置しまして、日中、例えば心理的な面から教室になかなか入れない、そういった子どもたちが学校長とかの許可を取って、その教室で過ごしてクールダウンをする。そういった感じの役割を担った居場所となっております。

**〇山里将雄委員** そうすると例えば授業の終わった放 課後にということではなくて、日中、授業時間にそう いう状況にある子どもたちはそこにいて、その支援員

の支援を受けるという、そういう形になるんですか。 〇井上満男こども家庭課長 令和5年度で13校は設置 しておりますが、全てが一律の運営をしているという わけではなくて、その学校現場のいろいろな関係者と 相談、調整の上、どういう運営がふさわしいかという ことで決めていただくというような形はとっておりま す。一般的には日中も開所していて、先ほど申し上げ たとおり、なかなか授業になじめない子が一時的なエ スケープをするですとか、昼休みに逆にみんなで食事 を取ったりというような、わいわいして過ごすような 場所にもなっていたりとか、そういった形で、学校の いろいろ教育相談や中途退学対策とか、そういった担 当の方が配置されている学校もありますので、そう いった学校現場の方々と連携、情報を共有しながら、 うまく問題を抱える子どもたちを発見して、支援につ なげていくというような、そんな役割を持った居場所 となっております。

〇山里将雄委員 今、13校とおっしゃっていたんですけれども、そう書いてもありますけれども、県立高校はたくさんありますよね。60校以上はあると思うんですけれども、この13校というのはどういう基準で決められていますか。

〇井上満男こども家庭課長 役割として就学を継続させる、あるいは中途退学を防止するというようなそういった役割を持った居場所となっておりますので、各学校の例えば不登校率が高いですとか、中途退学率が高い学校とかそういったところを勘案しまして、学校訪問などをしまして、学校現場の先生だったりの御意見を伺った上で、最終的に福祉的な支援が入っていくというようなことで、なかなか教育現場になじめるかどうかとか、いろんな情報交換をしながら、ぜひ入れていただきたいというようなお話になれば、最終的に教育委員会の県立学校教育課さんと協議をして決定するというそういう流れで支援校を決定しております。

**〇山里将雄委員** そうすると、これ毎年、学校側から の要請に応じてそちらのほうで支援員を派遣するとい う形で、毎年毎年その何校かを指定していくという形 になるんですね。ちなみに、令和6年度は今どうなっ ていますか。

**〇井上満男こども家庭課長** 先ほど13校が令和5年度 までと申し上げましたが、令和6年度は3校追加しま して、今現在16校で運営をしているところでございま す。

**〇山里将雄委員** 支援員の資格について先ほど何か おっしゃっていたんですけれども、どんな人材が実際 に必要とされる人材なんですか、資格とかは。 ○井上満男こども家庭課長 特に要綱等で資格とかというものが義務づけられているというわけではないんですけれども、やはりそういう困難を抱えている子どもたちがやってきて、ケースワークをするというようなことになりますので、ある程度のスキルは必要だろうということで、過去には、先ほど申し上げた社会福祉士の資格を持っている方ですとか、キャリアコンサルタントの資格を有しているような方もいらっしゃったと記憶しております。そういった相談、あとは相談援助業務にたけてる方、そういう経験が長い方とかですね、そういった方を選んで配置していただいているという状況です。

**〇山里将雄委員** 支援員を選ぶというか探すというのは、これ各学校のほうで、高校でやるんですか、皆さんのほうで。

**〇井上満男こども家庭課長** こちらは県から公募をかけまして、運営いただく団体というものを公募で決めていますので、そちらの受託いただいた団体さんのほうで幾らかのそういった人材を抱えておられますので、学校が必要な支援に応じた形で、そういった資格がある方を配置しているという状況でございます。

〇山里将雄委員 分かりました。

じゃ、次に行きますけれども、エのほうですね。 こどもの居場所学生ボランティアコーディネート事業。これも先ほど新垣委員が聞いておりましたので、 もう概要については大体分かったんですけれども、大 学生をということなんですけれど、大学というのは県 内の全ての大学ということでよろしいですか。

〇井上満男こども家庭課長 おっしゃるとおり、県内の全ての大学、それ以外の短期大学、それから国立高等専門学校ですね。それ以外にも、OIST――沖縄科学技術大学院大学も含め全11の大学、短大、高専等で組織をする一般社団法人大学コンソーシアム沖縄という組織を大学等の間で結成していただいていますので、そちらのほうに委託をするという形を取っております

**〇山里将雄委員** 大学コンソーシアム沖縄というところに委託をしている。そこはボランティアで協力してもらえる学生たちを集めないといけないんですけれども、これはどういうふうな形でやっているんでしょうか。

**〇井上満男こども家庭課長** 大学コンソーシアム沖縄 のほうに委託はしているんですけれども、実際の派遣 調整等をする役割を持っているのは、そこの事務局として、琉球大学内に子どもの居場所学生ボランティア センターという事務局を置いていただいております。

センターのほうでですね、11大学向けにリーフレット 等を配布して、このボランティアの参加の呼びかけを 行い、興味がある方は研修とかに参加していただき、 登録をいただくと。

あと、また一方で、子どもの居場所等でボランティアを派遣してほしいといったところも募りまして、そことマッチングをし派遣するという、そういう流れで派遣をしている状況です。

〇山里将雄委員 同じく子どもの貧困対策に係る事業なんですけれども、次の136ページの子どもの貧困対策市町村支援事業についてなんですけれども、独自の就学支援とかを行う市町村に対して交付金を交付するということだったんですが、交付率は2分の1となっています。その2分の1の残りについては、各市町村の負担ということになるんですか。

**〇井上満男こども家庭課長** おっしゃるとおり、県の 交付金の交付率としては2分の1になりますので、そ の半分は、残り2分の1は市町村の負担で運営していただいているというところです。

**〇山里将雄委員** これ市町村がこの28ということは、 そんなにたくさんの市町村が実施しているわけじゃない。 実施する市町村が少ない、実施率が少ないという のは、市町村が行わない理由というのはどういうこと なんでしょうか。

**〇井上満男こども家庭課長** この事業をですね、子ど もの貧困対策推進基金という県の一般財源で積立てた 基金を活用して、その市町村分ということで毎年3億 円を交付金の予算として充てております。 3億円のう ち、また2つのメニューを用意していまして、就学援 助の制度充実を図る事業として活用いただく分として 2億円、それから市町村単独で貧困対策の独自事業を やっていただくものに1億円。そういったものを各市 町村の要保護児童数とかそういったものに応じて、県 のほうで分配をし、提示をさせていただいております。 ということで額は提示させていただいているので、要 望をいただくと2分の1の負担は生じますが、全市町 村活用いただけるという状況となっております。そこ が28にとどまっているというところなんですけれど も、就学援助の充実を図る事業に関しましては、児童 数に応じて国から交付税措置等もありますので、交付 税で賄えている部分については、その分交付金は出す 必要はないだろうということで、そこの賄えている市 町村については、申請が上がってこないんだろうとい うふうに思います。単独事業については、やはり小規 模離島町村とかになればなるほど、分配額はやはりど うしても小さくなってしまいますので、活用の勝手が 悪いというようなところもあって、なかなか活用が進まないのかなと思っております。このため今年度途中からですね、過去3か年分の配分した基準額で使っていない部分は上乗せですね、3年分は次の年の基準額に上乗せして使ってもらって大丈夫ですというようなことで、通知も流しておりますので、令和7年度以降少しそれで動きが出てくるんじゃないかなと思っていますので、その辺を注視していきたいというふうに思っております。

〇山里将雄委員 この子どもの貧困については、長い間沖縄の大きな課題として取り組んできているわけですけれど、なかなかそれが好転しているのかどうなのかも、なかなか実感としていないわけですので、ぜひ市町村としっかりと連携しながらですね、この課題に取り組んでもらいたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、139ページのヤングケアラー支援体制強化事業なんですけれども、これも小渡委員のほうからかなり細かくいろいろと質問がありましたので、もうあまり聞くこともないんですけれども、これコーディネーターの配置というふうになっているけれど、コーディネーターは今1人とおっしゃっていましたよね。1人で、この沖縄の全体の中で1人で実際にどうなんですか、足りているんですか。

**○井上満男こども家庭課長** 令和5年4月1日からですね、県の我が課、こども家庭課にヤングケアラーコーディネーター1名を配置しております。

役割ということでやっていただいているのが、市町村や学校のほうからヤングケアラー事案についての各種相談対応、助言等を行っていただいていることと。あと研修等の講師とかでですね、よく呼んでいただいておりますので、そういったところでヤングケアラーについての普及啓発を図っているということを、今中心的にやっていただいているところです。

実績としましては、相談対応件数が令和5年度でいきますと192件の相談に対応し、研修講師等が10回派遣をして、そういった講座に対応していただいているところなんですけれども、やはり今のところ、この件数であれば1人で足りているという認識でございます。もちろん、もっと相談が県に寄せられるということであれば、追加の配置とかの検討はしていかないととは思っているんですけれども、それよりもこのコーディネーターというものは、市町村段階でも配置できるように国の予算が措置されておりますので、より身近な市町村のほうにこういった相談対応ができるコーディネーターを配置していただくというほうが、支援

体制としてはもっと充実すると思っていますので、我々県としましてはいろいろな会議の場等で、国庫の補助メニューの件について紹介をさせていただき、コーディネーターをぜひ市町村のほうに配置していただけないかということで要望させていただいているところです。

**〇山里将雄委員** 実際に市町村の配置の状況というのはどうなんですか。

**〇井上満男こども家庭課長** 幾つかの問合せを受ける んですけれども、現時点ではまだ配置していただいて いる市町村はない状況でございます。

〇山里将雄委員 市町村はゼロ。

**〇井上満男こども家庭課長** ゼロですね。

**〇山里将雄委員** そうすると今コーディネーター、いわゆる県の1人だけということになるんですね。これ 市町村は、国庫補助もあるわけですよね。

○井上満男こども家庭課長 国庫補助メニューが――県のコーディネーターもそれを用いて配置しているんですけれども、この国庫のメニューが幅広くございますが、大体2分の1の補助率が多いんですけれども、このコーディネーターの配置に関しましては、国庫3分の2の補助率になっていますので、市町村3分の1の持ち出しで一応配置できるものですから、そういった高率補助にもなっているということも含めて、県のほうで周知をしているところでございます。

〇山里将雄委員 なんか市町村がゼロというのは ちょっと残念なんですけれども、ぜひ市町村に配置す るほうが非常に効率的だと先ほどおっしゃっていたん でね。ぜひ市町村と調整しながら、多くのコーディネー ターの配置をお願いしてもらいたいと思います。

次、教育委員会について伺いますけれども、教育委 員会の主要事業、成果説明からですね。

498ページのバス通学費等支援事業。

この件について少しだけ聞かせてください。支援対象となる生徒、これ誰が対象になるか、少し詳しく教えていただきますか。

# **〇大城司教育支援課長** お答えいたします。

バス通学費等支援事業は、子どもの貧困対策として、 一定の所得基準に満たないひとり親家庭及び住民税所 得割非課税世帯の高校生を対象として、令和2年度 10月から開始しております。令和3年度には、高校生 と同程度に通学費の負担が生じる、通学区域が全県域 の中学校へ支援を拡大し、令和4年度には、要件を満 たすフリースクールの中高生にも支援を拡大しており ます。

以上でございます。

〇山里将雄委員 これ、皆さんのホームページの中から、沖縄県バス通学費等支援の御案内という、これを呼びかけて募集するものをちょっと印刷したんですけれど。県内の県立高校、これは全日で定時ですね。それから県立中学校、国立高等専門学校、国立高専ですね。そして私立の高校、私立の中学校に在籍する生徒というふうになっているんですよね。これ市町村立の中学校、これは対象になっていないんですよね。

# **〇大城司教育支援課長** お答えいたします。

市町村立の中学校については、通学区域に定めがあって、大半が徒歩通学等が想定されていることと。また、市町村においては、通学に対してスクールバスの運行等を行っていることから、制度のさらなる拡充については、持続可能な支援の在り方を踏まえて検討していきたいと考えております。

〇山里将雄委員 今はそうだということなんですけれ ど、先ほど市町村立の中学校は圏域内だと、徒歩の通 学をということなんですけども。私の地元のほうでも 2つの小中一貫校がありますよ。あそこは市内から、 全てから通学するということで、バスでの通学は当然 あるわけですね。その父兄からやっぱり負担が大きい という話があるんですね。だから、市町村立を除いて いるというのは、どうもちょっと納得がいかないとい う話があるので、この辺はどうなんですか、どうお考 えですか。

# **〇大城司教育支援課長** お答えいたします。

現在、そのバス支援事業については、先ほど答弁させていただきましたが、子どもの貧困対策として今実施しております。なので、家庭の経済環境にかかわらず、子どもたちが安心して学業に専念できるよう、今支援を実施しているところでございます。

県としては、まず令和5年度から開始した遠距離等も含めて、制度の段階的な拡充については、実施状況を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〇山里将雄委員 ぜひ、そこを考えていただきたいと 思います。今の対象は、いわゆる経済的に困窮してい ると言いますか、そういう状態にある家庭というふう になっているんですけれども、言うように、通学する バス代とかその交通費については、そういう対象と なっていなくても、やっぱりすごく負担が大きいとい う声があるんですね。できればこういった遠距離通学 している中高生、もしくは小学生もいるかもしれない。 そういった家庭に対して、支援の輪を広げてもらいた いなというふうに思っていますので、ぜひそこを御検 討いただけますよう要望して終わりたいと思います。

**〇新垣新委員長** 松下美智子委員。

**〇松下美智子委員** こども未来部の皆様、教育委員会 の皆様、こんにちは。

多岐にわたる大切な事業の取組、御苦労さまです。 少し質疑させていただきます。

まず、こども未来部のほうから主要施策のほうの目 次で2番、性の多様性推進事業、125ページ、お願い いたします。

予算もほぼ使い切って、この事業をしてくださっているんですけれども、ここにLGBTQの専用相談窓口にじいろ相談を実施したとありますので、この取組についてお伺いしたいと思います。

**〇知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長** お答え します。

県では、セクシャリティーに関する悩みやお困り事に対応するため、LGBTQにじいろ相談を公益財団法人おきなわ女性財団に委託しまして、沖縄県男女共同参画センターているるのほうで実施しております。相談実績についてですが、令和3年4月に窓口を開設してから令和5年度まで、令和3年度が16件、令和4年度が17件、令和5年度が46件、3年間で合計79件となっております。

相談時間等体制につきましては、年末年始を除いた 毎週土曜日の10時から17時まで。相談員のほうはほか の女性相談も当日やっておりますので、複数の相談員 が対応できるような形で電話相談を受けております。 また、予約がありましたら面談相談の対応もしている というところでございます。

以上です。

**〇松下美智子委員** 少しずつ件数も増えてはきていて、市町村でもこの相談事業はしっかりやってくださっているので、ばらけているのかなというふうには思うんですけれども、しっかり相談事業、面談までつなげていただいているということですので、よろしくお願いします。

ここの課題のところに、引き続き多様な性の在り方を尊重する社会づくりの推進に向け、さらなる周知・啓発に努める必要があるというふうにあります。これは令和5年度決算なので、一般質問でもさせていただいたんですが、10月6日に沖縄カミングアウト物語を浦添市で上映させていただいて、予定数を上回る人が来てくださって、アンケートも後で読ませていただくと、本当にこのことを嫌悪感を持っていた方も中にはいて、だけれども、これに参加をしてすごく理解が深まったということで、次も上映をしてほしいとか、全

県に広げてほしいとかという意見がありましたので、 この周知、啓発に努めるというのに私は合致している というふうに思っていますので、ぜひ取組をよろしく お願いいたします。ここは要望で終えておきたいと思 います。

続きまして、13番、児童相談所等の体制強化、142ページ。

それぞれ事業を展開していただいているんですが、 ちょっと不用額が出ているのが気になっています。こ この御説明をお願いしたいと思います。

○井上満男こども家庭課長 この児童相談所等の体制 強化ということで、3つほど事業を掲載させていただ いております。いずれもメインとなるのが、児童相談 所に様々な専門職、相談職ということで、会計年度任 用職員が職員を補佐するということで配置をさせてい ただいております。その配置の基となるこの3つの予 算を用いて会計年度任用職員を採用しており、大部分 がそういった経費に活用している事業となっておりま す。

その中でトータルとして3500万円ほど不用額が生じているわけなんですけれども、必要な人材を確保するためには、やはりそれなりのスキルを持っている方をどうしても採用したいということもございまして、そういう方が来たときに、安定的な予算を計上していて、採用できるような形を取りたいということで、経験年数に応じて、当然その給与も上がっていきますので、ある程度大きめの予算を計上しています。実際に採用を始めると、やはり応募してくる方もいろいろ多種多様で、結果的に採用した方たちの経験年数とかそういったものを踏まえると、実績としては安く済んだということで、ほとんど人件費が不用として出ているということで、採用ができなかったとか、そういった事情はあまりないというふうに理解しております。

○松下美智子委員 御説明を聞いて分かりました。

ここに、職員の資質向上や体制強化を図るための取組ということで大事な事業ですので、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして18番、152ページ。

ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業ということで、27市町村に対して減免の実績の報告があります。29市町村のうち27市町村でということで、残りの2町村のことについてお伺いします。

〇井上満男こども家庭課長 この事業に関しましては、ひとり親家庭のほか、低所得世帯を対象に、放課後児童クラブ利用料の負担軽減をする市町村に対して、県のほうからも、経費の一部、補助率4分の3で

月額5000円を上限に補助をしている事業となっております。

放課後児童クラブが設置されている29市町村で、支援を実施しているのが27市町村ということで、そちらにはこちらから補助金を交付したところですが、残り2村においては、例えば、その事業創設準備に時間を要したということで令和5年度は間に合わずに、対象外となったというところと、あともう1村のほうが、対象となる世帯がそもそも別の事業でカバーできていたというようなことで支援が行われなかったため、2村が結果的に県の補助対象とはなっていないという状況です。

**〇松下美智子委員** 令和5年度はその結果ですけれど も、現在はどうなっていますか。

〇井上満男こども家庭課長 令和6年度はですね、 残っていた未実施の2村のうちの1村のほうでは実際 に支援を実施していただいておりますので、今年度は 県のほうからも補助金が交付できるものと認識してお ります。

もう1村のほうが、令和6年度は実施はしていないんですけれども、令和7年度に向けて実施するような体制を整えているという連絡を受けていますので、そこは引き続き協議をしながら、対象となれば当然、県からも補助金を交付していきたいというふうに考えております。

#### **〇松下美智子委員** 分かりました。

続きまして、22番。159ページのこども医療費助成現物給付支援事業なんですけれども、不用額が1788万3000円出ております。この理由をお聞きします。

〇島津典子こども若者政策課長 こども医療費助成現物給付支援事業でございますが、こちらはこども医療費助成制度の円滑な拡充と、安定した事業運営を図るために、現物給付に伴い生じる市町村の国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の一部を補助するものでございます。こちらは、現在、補助金申請した市町村が34市町村でございまして、実績が見込みを下回ったことによる不用でございます。

**〇松下美智子委員** 41市町村になっていない理由をお 伺いします。

○島津典子こども若者政策課長 この国による減額調整措置の対象である7歳から15歳の医療費について不足が生じることのないよう、県内市町村で現物給付というものの助成という形で予算要求、こちらの保険のほうもこのメニューを組んでいるところですが、実際に市町村申請が34、申請がなかった7市町村がございまして、それは自己負担ですとか――実際、現物給付

ではなくて窓口で自動償還のような形で一旦自己負担 したものに関しては、こちらからちょっと外れていく という形になるので、申請がなかったものでございま す。

**〇松下美智子委員** すみません。これは国がやっているので、全部やっていると私は思っていたのですが、やっていない7市町村があるというのが、ちょっと、ごめんなさい、今よく分からなくて。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、こども若者政策課長から未申請の 理由について分析ができていないとの説明が あった。)

○新垣新委員長 再開いたします。

松下美智子委員。

**〇松下美智子委員** すみません、教育委員会のほうに 移らせていただきます。

1番の489ページ。

インターネットの環境を整えるということの事業か と思うんですけれども、翌年度に繰り越されているこ の理由をお伺いします。

**○大城司教育支援課長** お答えいたします。

令和5年11月に閣議決定された国の経済対策の一環として、文科省が実施した補助事業のネットワークアセスメント実施促進事業において、県立高校ネットワークの分析、診断を行うネットワークアセスメントの実施及び通信機器の交換がこの補助事業の対象となったことから、県立学校74校のWi-Fi機器等の通信機器交換に係る費用を令和5年度の11月補正に計上しましたが、年度内での事業完了が困難なことから全額繰越しを行ったものでございます。

**〇松下美智子委員** じゃ、これは令和6年度に実施されたという理解でよろしいんでしょうか。

**〇大城司教育支援課長** お答えいたします。

本事業の実施状況としましては、現時点でWi-Fiの機器等については整備済みになっておりまして、それ以外の通信機器について、現在、交換作業等を進めているところでございます。

**〇松下美智子委員** 続きまして、8番のバス通学費等 支援事業、498ページです。

多くの委員が質疑されているんですけれども、2つ目の括弧の遠距離通学費支援ということで85人を認定したというふうにあるんですけれども、すごく大事な事業だと思うんですが、8175万1000円も不用額が出ていて、ここも85人認定となっているんですけれど、事業の当初で想定されていた人数というのがありますか伺います。

#### **〇大城司教育支援課長** お答えいたします。

令和5年度の遠距離に関しましては、当初見込みで 730人を見込んでおりました。

**〇松下美智子委員** 相当少ないです。730人に対して 85人。この理由は、周知不足ですかね、もったいない ですね。

○大城司教育支援課長 バス通学支援については、中学3年生のときから市町村教育委員会を通して周知のほうを行っているんですけれど、遠距離につきましては、令和5年度が初年度ということもございまして、なかなか保護者のほうに周知なり認知が行き届いていない状況でございますので、先ほども答弁させていただきましたが、今年度、もう一度学校を通して保護者のほうに周知徹底を図っていきたいと考えております。

**〇松下美智子委員** 今の答弁でしたら、今年度周知を 図るということは、次年度に向けてということですよ ね。これは令和5年度の実績なので、令和6年度はしっ かりできたということでよろしいですか。

**〇大城司教育支援課長** 今年度に関しては、遠距離に つきましては、7月から受け付けております。なので、 前年度の低い実績がございましたので、今年度はなる べく活用していただけるように、さらなるまた周知徹 底を図っていきたいというふうに考えております。

**〇松下美智子委員** ではまず、令和6年度の決算をまた見させていただきますけれども、ここ本当に予算これだけ取っていただいて、8175万1000円も不用にされていることがとてももったいないというふうに思いますので、必要としている子どもたちにしっかり届くようによろしくお願いしたいと思います。

次、13番の501ページのほうです。

中部地区特別支援学校整備事業ということで、この中部地域の過密化解消のために、3つ目の特別支援学校を設置していただけるということで、この内容についてお伺いしたいと思います。

# **〇大城勇人施設課長** お答えいたします。

特別支援学校等の児童生徒数は、保護者等の特別支援教育への理解などを背景に、全国的にも増加傾向にあります。

中部地区においては、これまで美咲特別支援学校の 過密化を解消するため、美咲特別支援学校はなさき分 校の開校や分教室の設置、教室の増築等に取り組んで きたところでありますが、今後も児童生徒数の増加が 見込まれております。

県教育委員会としましては、中部地区における特別 支援学校の過密化解消と教育環境の充実を図るため、 新たな特別支援学校を設置することとしており、昨年度の基本設計を踏まえ、今年度は実施設計に着手し、令和7年度の着工、令和10年度の開校を目標に取り組んでいるところでございます。

**〇松下美智子委員** 分かりました。

よろしくお願いいたします。

では最後、13番の504ページ。

皆さんがされているところではあるんですけれども、この9月議会で各会派の議員が紹介議員となって、請願も出させていただいて、採択もされておりますので、この教職員の働き方改革とメンタルヘルス対策をしっかり取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇新垣新委員長 西銘純恵委員。
- **〇西銘純恵委員** お疲れさまです。お尋ねします。

最初に、主要施策の132ページ、国際家庭相談ネットワーク構築事業。こども未来部のほうからお尋ねします。

これは、米軍人軍属等との関係で、DV、離婚相談を私が直接受けて、それでそういう支援をしてほしいということでかつて提案をして、部長のほうが当時関係する課にいらしたということで、それをお尋ねしたいと思います。

令和2年度からということになっていますけれど も、まず、事業内容で、在沖米軍の関係機関との連携 構築、これが課題になってきていましたよね。それが 構築されたのかどうか、どんな内容になっているのか お尋ねします。

**〇知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長** お答え します。

この国際家庭相談ネットワーク構築事業につきましては、在沖米軍人軍属等を相手方とする、離婚や養育費など、国際家事に関する支援体制の強化を図るため、令和2年度から沖縄振興特別推進交付金を活用しておりまして、在沖米軍等との連携体制の構築と面談等による相談支援体制の強化の2つの取組を実施しているところでございます。

在沖米軍との連携構築に関しましては、令和5年度におきましては、国際家事ケースでの協力体制の構築に向けまして、海兵隊、空軍、陸軍の法務部、いわゆるリーガルオフィスですとか、あと、在沖米国領事館との協議を実施しておりまして、その中で国際家事に関する基地内の機関の、どういった役割があるのか、どういった支援が行われるのか、支援範囲等についての把握を行ったところでございます。

**○西銘純恵委員** 取組が進化していると感じていますけれど、これまでの令和5年度でもいいんですが、相談数と同行支援、どうなっていますか。

**〇知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長** 相談支援につきましては、令和5年度は延べ222件の相談を受けておりまして、このうち同行支援件数は38件となっております。

**○西銘純恵委員** 中部に1か所ということで体制をつくっていますけれども、これは全県的に相談者の数からいって結構あるなと思うんですよね。ほかに拡充をするというのがあるのか、それとも今のところで、もっと体制強化ということを考えているのか。

**〇知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長** お答え します。

この米軍関係者との家庭、交際トラブルに関しましては、言語のほか、法制度や文化が異なるというところもありまして、非常に助言や相談に対しては専門性を有するものと考えております。現在、中部の圏域のほうで設置しているところでして、そちらもコーディネーター2人と具体的なアドバイスをしてくれるアドバイザーの助言のもと、運営しているところでございます。今そういった意味では、人材育成を継続的に続けている段階でございますので、また次の拡大とか、もうちょっと検討というか、少し現状のスキルアップを重ねていきたいというところでございます。

**○西銘純恵委員** 同行支援というのはとても大事だと 思いますので、ぜひ拡充してください。

133ページの沖縄こどもの貧困緊急対策事業ですけれど、たくさん事業をやっていて、4年前に比べて相当な内容、拡充されたなと思っています。

それでお尋ねしたいのは、135ページに書いていますけれども、ケとコ、保健に関する相談支援事業というのを入れていてよかったなと私は思っていますけれども、この事業を行うに至った理由をお尋ねします。

〇井上満男こども家庭課長 貧困緊急対策事業の中の 細事業の1つの保健に関する相談支援事業ですが、令 和4年度から開始しております。その実施に至った背景としましては、やはり貧困の一因となりうる若年出産の問題というのは、非常に大きい問題だと思っております。その若年出産の問題に対応するために、市町村が設置している子どもの居場所ですとか、県立高校の居場所、そういったところに保健師さんとか助産師さんを派遣して、子どもたちへの性教育の実施ですとか、SNSを活用した性や保健に関する悩みなどへの相談対応、それから、その居場所の職員の方への研修、そういった事業を実施しております。

**〇西銘純恵委員** 直接、居場所の子どもたちに対する、 そういう教育もやっていますか。

○井上満男こども家庭課長 子どもたちへの性教育は、居場所の子どもたちに対して実施していると。それ以外にも、その子どもたちから個別に相談をしたいというようなことがあると思いますので、そこはSNSとかも活用して相談をいただいて、そこに対応しているというような、子どもたちにはそういった2つの側面から事業として対応しているところです。

**○西銘純恵委員** この事業ですね、若年妊産婦の居場所運営支援事業、これは妊娠してということになるので、最初の県の事業といいますかね、保健事業というのはとても重要だと私は思っていますので、そこに力を注いでほしいなと思います。

次に行きます、141ページのヤングケアラー等寄り 添い支援事業をお尋ねします。

さっき、支援が急がれる子どもたちが2400人ぐらい 推計されるということで言っていたんですが、そうで しょうか。

○井上満男こども家庭課長 先ほど申し上げた数値は、令和4年度に沖縄県が実施しましたヤングケアラーの実態調査で明らかになった数値でございます。この調査では、ヤングケアラーと思われる子どもたちが約7450名、その中でも日常生活にお世話とかをすることによって支障が生じているというような子どもたちが、支援が急がれるというような形で抽出しまして、その子どもたちが約2450名いるということが明らかになったところです。

○西銘純恵委員 県内の5圏域、6事業者で支援事業を展開とありますけれども、結局、その2450人という数的には多いんですけれども、どういうふうにしてこの子たちをまず拾っていくのかが先だと思うんですが、そこら辺はどうなっていますか。

〇井上満男こども家庭課長 寄り添い支援事業のほうは、市町村と連携をしまして、市町村が個別に支援をしてほしいとか、なかなか行政に対するハードルが高いような御家庭もありますので、その場合に、県の委託をしている先というのは社会福祉士とか、精神保健士さんとか、いろんな方々が配置されていますので、そういう方をアウトリーチで訪問支援をしていただき、支援をするような事業となっています。

御質問いただいた2450人が、まず、その把握というか、そういった点では、別事業のヤングケアラー支援体制強化事業のほうで、研修事業とかも毎年、令和4年度から実施しておりますので、ここはやはり子どもたちと日頃から接する学校現場の先生方とか、市町村の

職員、そういった、より地域に身近な方々も対象としまして、それ以外にも医療とか介護とか、そういった分野の方々を幅広く集めて、ヤングケアラーを発見するための着眼点ですとか。発見した際、どのようにして声かけ、アプローチをしていったらいいのか、支援をどのようなところにつないでいったらいいのかというような、より実践的な内容の研修となっておりますので、こういったところで支援を急がれる子どもたちをうまく関係者のスキルを上げていきながらつかんでいきたいというような、そういう形での事業も進めているところです。

**○西銘純恵委員** 保護者、家族との信頼関係、そこもとても難しいケースだと思うんですよね、子どもたちはそういう状況にあるけれども。

それで、行政ではなくて委託先っておっしゃったけれど、そこについてお尋ねします。

〇井上満男こども家庭課長 報告書にも書いてあるとおり、5圏域で6事業者のほうに委託をしております。 それぞれ、支援員はいろんな資格を有しているんですけれども、例えば社会福祉士ですとか介護福祉士、看護師、保育士、公認心理師など、そういった専門職を多く抱えていただいている団体さんのほうに委託をしておりますので、その方々が市町村と連携をしながら、個別に訪問をしていただくというような形を取っております。

**○西銘純恵委員** 6事業者の選任ですか、選定ですか。 どのようにやっていますか。

〇井上満男こども家庭課長 この事業は令和4年度から開始したんですけれども、市町村と連携をし、アウトリーチをしていただくというようなことで、また対象がヤングケアラーともあるんですけれども、等ということで、ヤングケアラーに限らず、要支援家庭というようなところも幅広く訪問支援いただくような事業となっております。そのため、そういった子ども支援に従事しておられる団体さんですとか。最初に公募をかけて、そういった団体さんが応募いただき、プレゼンテーション等の結果、そういった6事業者が選ばれているというところです。

○西銘純恵委員 501ページ、教育委員会ですね。

中部地区特別支援学校整備事業、先ほどもありましたけれども、開学が令和10年ということで聞きました。これ中部地域ということで場所は特定されていますけれども、とりわけ遠距離でいろいろ通っているという子たちも解消できるのかなと思っていますが、そこら辺についてはどうなりますか。

○東哲宏総務課教育企画室長 新しく整備する中部地

区の特別支援学校につきましては、通学区ということでよろしいかと思いますが、予定としては、うるま市と読谷村、恩納村の一部を予定しております。

**〇西銘純恵委員** 総合学校ということになるんでしょうか。幼稚部から高等部まで。内容をお尋ねします。

**○東哲宏総務課教育企画室長** 設置する学部につきましては、小学部、中学部及び高等部となっております。

**〇西銘純恵委員** 高等部は学寮も予定していますか。

○東哲宏総務課教育企画室長 特別支援学校の寄宿舎 というのは、離島等の通学の困難な児童生徒のために 設置することとしております。今回、整備する特別支援学校の通学区域につきましては、うるま市と読谷村、 恩納村の一部ということで、スクールバス等を使いますけれど、基本的に通学圏内となるということで、寄宿舎の設置は予定しておりません。

**○西銘純恵委員** 生徒の数というのは、現生徒数なのか、将来どれぐらいまで増えるとかということでキャパを増やして計画を立てているのか、お尋ねします。

**○東哲宏総務課教育企画室長** 新たに設置する予定の 特別支援学校の生徒数は、今のところ200人程度とい うふうに予定しております。

**〇平田直樹総務課長** 新たな中部の特別支援学校については、基本設置計画を策定しておりまして、その時に、児童生徒の上昇指数を踏まえて200名と設定しております。

以上です。

**○西銘純恵委員** 教職員体制ですけれども、資格者をきちんと配置するということもやらないといけないと思うんですが、これについては、現在の資格者、足りないというところもある中で、この学校について、これから令和10年ですから、開学に向けて資格者をどう計画しているのか。

○池原勝利学校人事課長 新設校の開設に当たっては、まず特別支援学級教諭免許状保有者の配置につきましては、免許状の保有状況を考慮しながら対応はしつつ、ただ、公立学校教職員人事異動方針にのっとって、全県支援に立って公正に行っていきたいと考えています。なお、沖縄県においては、特別支援教育というのが、特別支援学校だけでなく、小・中・高等学校においても重要な課題だと思っておりますので、その対応が求められていると考えております。

そのため、県教育委員会におきましては、特別支援 学校教諭免許状の保有状況を向上させる取組として、 免許法認定講習の開催や教員候補者選考試験の一次試 験実施において、特別支援学校教諭免許状を有する者 に加点を行うなど、免許保有率の向上に推進している ところでございます。

**〇西銘純恵委員** よろしくお願いします。513ページ、 校内自立支援室事業についてお尋ねします。

実績をお尋ねします。

**〇新城高広義務教育課長** お答えします。

令和5年度の実績として、12市町村43校に校内自立 支援室を設置し、支援室の利用対象となった児童生徒 661人のうち、本事業の活用により登校する、または できるようになった児童生徒数は295人となっており ます。

以上です。

**〇西銘純恵委員** 支援員を県が派遣しているということでよろしいですか。

そして、今年度計画は増やされていると思うんですが、実際、この令和5年度の実績に比べて、教室、支援員、どれだけ予定をして、それを埋められたのかどうかもお尋ねします。

○新城高広義務教育課長 校内自立支援室事業の支援 員については、市町村のほうで選定しておりまして、 令和5年度の配置状況に関しては43校予定をしており ましたが、1校が支援員の未配置ということで、43校 に設置できているということになります。そして、令 和6年度に関しては市町村、そして支援学校数も含め て増のほうで予定しております。

以上です。

- **○西銘純恵委員** どれだけ、数字的なもの、お尋ねします。未配置があるのかも。
- ○新城高広義務教育課長 令和6年度に関しましては、17市町村58校に支援員を、つまり58人配置しているということになりまして、現在60校配置の予定なんですけれども、2校に関してはまだ未配置となっております。
- ○西銘純恵委員 先ほども、教室に戻ることができた というのは、とても重要な事業だと私は思っているん ですよ。この支援員というのが、やっぱりそれなりの 力を持った方じゃないといけないと思うんですけれど も、支援員の資格要件、お尋ねします。
- **〇新城高広義務教育課長** お答えします。

校内自立支援事業の支援員の資格要件につきましては、まず、教職経験者、そして、児童生徒への相談支援業務経験者など、地域の人材の中から積極的に取り組む意欲のある者を、委託先の市町村教育委員会において選考することとなっております。

○西銘純恵委員 これは、雇用については正規ですか。 ○新城高広義務教育課長 本事業の雇用形態について は、会計年度任用職員となっております。

- ○西銘純恵委員 これは文科省が、標準法の定数に 入っていないからそうなっているんでしょうか。文科 省はそれをちゃんと、必要職種として入れようという 動きはありますか。
- ○新城高広義務教育課長 まずは、校内自立支援室事業については、国の一括交付金を活用した単年度事業ということで、支援員に関しましては会計年度職員となっているんですけれども、一方で公認心理師等の資格が必要となるスクールカウンセラーですとか、あと精神保健福祉士等の資格が必要となるスクールソーシャルワーカーについては、文部科学省がスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究を実施していることから、国の動向を注視しながら、引き続き全国都道府県教育長協議会を通して、スクールカウンセラー等の正規配置を要望してまいります。
- **〇西銘純恵委員** ソフト交付金を使ってやっているということは、沖縄県の今の不登校の状況というのは、 全国と比べてどうなっていますか。

人数的なものでお尋ねします。

- ○新城高広義務教育課長 沖縄県においては、小学校2552人、そして中学校が3143人ということで、計5695人となっております。令和5年度の実績はまだ文科省のほうから報告されていないので、令和4年度のほうで報告をしていきますが、1000人当たりの不登校児童数に関しては、沖縄県においては、小学校が25.6人で、全国が17.0人で、そして中学校においては、沖縄県が66.5人、そして全国が59.8人というふうになっております。
- **〇西銘純恵委員** ありがとうございます。 以上です。
- **〇新垣新委員長** 平良識子委員。
- **〇平良識子委員** よろしくお願いします。

主要施策から、こども未来部から質疑をさせていただきます。

まず、130ページのDV対策推進事業ですけれども、 1番目のステップハウス運営事業、DV被害者の自立 支援についてですけれども、この予算額に対して何世 帯の支援を想定したのかということと、周知方法。そ してまた、利用促進にやっぱり課題があるかと考えて おりますけれども、どうだったのか。

そして、どのように取り組んでいくのか伺います。 〇知花弘恵女性力・ダイバーシティー推進課長 お答

**〇知花弘恵女性力・ダイバーシティー推進課長** お答えします。

このステップハウス運営事業につきましては、女性 相談支援センターで一時保護された方が退所後に利用 するものですが、これまで過去の支援実績が、おおむ ね平均3世帯で推移しているところでございます。た だ、我々としましては、DV被害者等が利用できない ことがないように、当初計画においては5世帯という 形で予算要求しておりまして、そのうち、令和5年度 は3世帯に支援したというところであります。周知に つきましては、一時退所後に、DV被害者の方々が、 安全が確保される状況なのかですとか、金銭面、精神 面などを、個別の状況を把握した上で、例えば長期間 支援が必要な方に対しては、女性自立支援施設への入 所を案内したり、母子生活支援施設への入所を御案内 したりと。また、自ら地域で自立して生活したいとい う方もいらっしゃいますので、そういった個々の状況 を見ながら、ステップハウス事業のほうも利用を進め ているというか、周知しているところでございます。 今後は、利用促進につなげる対策というところでござ いますが、今申し上げたとおり、ステップハウス以外 の退所後の生活基盤というのがあるところでございま すが、事業実施からも、先ほど申し上げたとおり平均 3世帯はあるということで、ニーズはある程度ありま すので、その予算は確保しつつも、事業を実施してい く中で、女性相談支援センターなど、関係機関から支 援を必要とするDV被害者の人数把握を行っていきな がら、事業計画の検討とかも進めていきたいというふ うに考えております。

以上でございます。

# ○平良識子委員 ありがとうございます。

必要となる世帯は、掘り起こせばまだあるかなという思いもありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、137ページの沖縄子どもの未来県民会議負担 金事業についてですが、執行率が43.5%と低くなった 理由について、まずお伺いいたします。

〇井上満男こども家庭課長 沖縄子どもの未来県民会議負担金事業ですが、県民会議が実施する効果のところにも書かれております①から③の事業ですね。子どもに寄り添う給付型奨学金事業、県外大学等進学サポート事業、食支援連携体制構築事業、この3つの事業に対して負担金、補助金を県から交付する事業となっております。不用が生じた主な理由としましては、この①と②の給付型奨学金事業と進学サポート事業のほうで生じているというところなんですけれども、まず、給付型奨学金事業におきましては、支援対象者が支援決定後、例えば別の国の給付型奨学金の支給を受けることができたというようなこともございまして、結果的に実績としては県民会議からの給付がそれほど

多くなかったということになっております。同様に、 進学サポート事業につきましても、これは県外の大学、 専門学校に受験等で県内を離れる生徒さんたちに、上 限10万円の中で支援をしていくというような事業にな るんですけれども、こちらも、試験のときに限らず、 合格後の引っ越しとか、いろんな形で10万円の上限の 中であれば活用いただけるというような形は取っては いるんですけれども、実績として平均1人当たり6万 9000円ぐらいでとどまったということで、これも予算 に対して執行残が生じておりまして、この実績に対し て県からは2分の1負担金を交付しているというよう な関係で、どうしても毎年、不用が生じるというよう な性組みになっている事業となっております。

○平良識子委員 確認ですけれども、とりわけ①、② の事業については、希望する全ての子どもたちに対し て予算執行できたのか伺います。

○井上満男こども家庭課長 この2事業ですが、まず、 予算を措置する段階では、給付型奨学金から申し上げ ますと、こちらは児童養護施設を退所する児童、それ から里親委託を解除されて進学する児童に対して給付 型奨学金を県民会議のほうから給付する事業となって おります。その予算を措置する段階で、児童養護施設 とか里親会とかからの聞き取りなどを基に、対象とな る施設等を出ていくお子様たちが何人いるのかという ことを把握しまして、そのうち大学等に進学する子ど もたちの人数をある程度推計しまして、かつ、4年制 大学にこの子たちが全員行くだろうということで、 マックスで予算は措置をしているところでございま す。その結果、先ほど申し上げた別の奨学金とかを借 りたために不用が生じたということになっておりま す。進学サポートにつきましても、これは令和4年度 から始まった事業になりまして、まだ少し何名ぐらい が本来の対象になるのかというところが、なかなか推 計できずにいるところなんですけれども、大体200名 を支援するぐらいの予算は計上しまして、掛ける上限 10万円になりますので、これも上限ぎりぎりで予算を 措置するというような形を取っております。結果的に なんですけれども、全て申請を上げていただいた生徒 さんたちには、全員、給付対象として決定をしており ますので、希望するのに受けられなかったということ はない状況にございます。

**〇平良識子委員** ありがとうございました。

引き続き周知に努めていただきまして、多くの子ど もたちに活用していただきたいと思います。

次に、142ページの児童相談所等の体制強化についてですけれども、先ほど松下委員も質疑をされて、会

計年度任用職員の32名ということでありますけれども、その体制強化をしていくに当たっては、そもそも正規職員を配置していくということが大事になってくるだろうと思っております。令和5年度の相談件数に対して、国の基準から専門職員は何名足りていないのか伺います。

**〇井上満男こども家庭課長** 少し申し上げますと、令和5年度の虐待相談対応件数というのは、まだ公表がされていないので、令和4年度の虐待相談対応件数をベースに幾ら足りていなくて、どういう定数要望をしたのかということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、令和4年度なんですけれども、虐待相談対応 件数は2400件余りありました。それ以前に比べると、 右肩上がりで推移してきているということもございま して、国のほうがその必要数という、児童福祉司とか 児童心理司の必要数というものの算定基準というもの を示していただいておりますので、令和4年度の先ほ ど申し上げた件数ですとか、それ以外にも管内の人数 とか、様々な要素をもとに国の配置基準に従って算定 したところ、児童福祉司が10名、児童心理司が6名不 足するというような算定結果となったところです。そ れも踏まえまして、令和5年度の定数要望に当たって は、適正規模の人員を確保するという観点から、関係 部局と協議を行った結果なんですけれども、児童福祉 司に関しましては、不足数10名全て措置していただき、 児童心理司については、6名のうち3名の配置をして いただいたというところでございます。

# ○平良識子委員 ありがとうございます。

引き続き正規職員もしっかり増員をしていただい て、取り組んでいただきますようによろしくお願いい たします。

次に、155ページの保育対策総合支援事業なんですけれども、そもそも令和5年度の保育士不足の人数と、ちょっと総括的ですけれども、待機児童数の県内の状況についてお伺いいたします。

# 〇寺本美幸子育て支援課長 お答えいたします。

本県における待機児童数というのは、施設整備がどんどん進んだことによりまして、9年連続で減少しまして、令和6年4月1日時点では前年度から55人減少の356人となっています。ただ、やはりまだ待機児童がいるということで、その大きな要因は保育士の確保というふうになっております。保育所等において、認可で定められて人数がいるんですが、どれだけの児童を受け入れるというのが、認可定員というのがございますが、これを全て満たすとした場合に、令和5年4月

1日時点では420人の保育士の確保が必要となっているというところになります。

○平良識子委員 次に、この決算において、不用額が約3億円出ているので、大きい数字だなと思っていますけれども、不用額の主な要因と、要望のある全ての施設に予算措置ができたのかどうかお伺いいたします。

〇寺本美幸子育て支援課長 保育対策総合支援事業、 こちらは保育支援者や保育補助者の雇い上げ等に関す る事業になっております。こちらは事業の予算を組む ときには、基本的には市町村に事前に所要額調査をし た上で、どれだけ来年度は使いますかということを確 認した上で、その必要額をしっかり我々は確保してい るというところになります。そういった形で、基本的 には全てに行き届くようにするんですが、ただ実際、 市町村のほうでその事業をしようとするときに人手が 足りなくて、募集したけれど来なかったとか、そういっ たことのいろんな様々な事情によって使い切れなかっ たということで、そういった不用が生じていると。た だ、我々としましては、市町村が一応この方向で進め たいという部分はしつかり確保しておかないと、保育 の現場に支障が生じますので、要望額を確保させてい ただいたというところになります。

#### ○平良識子委員 ありがとうございます。

保育士確保も本当にどのように進めていくのかというのが、重要なテーマになっているわけですけれども、164ページの保育士確保対策強化事業についてですが、とりわけこの中での(2)番目、県外保育士誘致支援事業について17名実績ありますけれども、この就職後の定着率について、県として追跡調査をしたことはあるのか伺います。

#### ○寺本美幸子育て支援課長 お答えいたします。

県外保育士誘致支援事業というのがございまして、これは県外から移住して県内の保育所等で就職した保育士に対してですね、渡航費等の補助を行うものとなっております。

令和5年度は当該事業を活用して、17名の保育士が8市町村の6施設に就職したというところになっております。当該事業は、実際活用された場合は、雇用から1年間は就労していただくということが要件になっていますが、その定着状況について今現在、調査はしていないというところになります。

以上になります。

**〇平良識子委員** やっぱりですね、1年という条件ありますけれども、定着していただきたいということもあります。那覇市でも結果的に給与水準が低くて県外

に帰るケースが課題としてあると伺っておりますので、まずは現状把握していただいてですね、また次のさらなる取組ができるのかどうか、取り組んでいただきたいんですけれどもいかがでしょうか。

○寺本美幸子育て支援課長 私も市町村のヒアリングをしたときに、やはり県外の方々に頼らざるを得ない保育所の方々いっぱいいますが、ただ、沖縄になじめない保育士もいらっしゃるというふうに聞きます。どういったところに課題があるのか、この事業の効率性を高めていくためにも、委員のおっしゃるような形でですね、やはり現状把握、追跡調査というのは重要かと思いますので、こちらについてはしっかり検討させていただきたいと思います。

- **〇平良識子委員** ありがとうございます。
- **〇寺本美幸子育て支援課長** 申し訳ございません。

先ほど私、間違った説明をしたようでですね、先ほどの答弁の中で、実際この事業を活用して17名の保育士が8市町村で、先ほど6施設に就職したと言っていたようなんですが、16施設の誤りでございました。

申し訳ございません。

〇平良識子委員 次に、169ページの認可外保育施設保育サービス向上事業なんですけれども、(3)番目の指導監督基準達成・継続支援事業なんですが、当初予算額が12施設ということなんですけれど、6施設にとどまった理由は何だったのでしょうか。

#### ○寺本美幸子育て支援課長 お答えいたします。

当該事業は、認可外保育施設に対して、指導監督基準を維持または達成するための施設改修費等の支援を 行い、保育の質の向上を図るというような事業になっております。

予算につきましては、前年度に要望調査に基づいて 実際の施設のほうに確認をしまして、12施設分の予算 を見込んでいたところではございますが、この補助金 の交付に当たりまして要件がございます。

1つ目が、この事業の実施により、ある意味改修をすることによって指導監督基準の、この1つだけをクリアすればもう達成すると。達成することによって指導監督基準を満たしている旨の証明書の交付を受けることが見込まれる施設であること。ですので、その他の基準は全て満たしてなければならないという要件がございます。

もう一つは、2年以上この証明書を維持している施設、実際、2年前からもらってはいると。ただこれが、しっかりそれを維持するためにですね、一部その施設の改修等改善を図らなければならないところ、そういったものが認められるというところが要件になって

おります。今回、その実績が計画値を下回った主な理由としましては、実際12施設からそういった要望はあったんですが、いろいろ要件を確認していきますと、施設整備以外に施設の衛生管理等の他の基準で不適合があったりなどして、当該事業を活用しても全ての基準を満たすことが困難であるなど、補助要件を満たさず、これらの施設がやはりもう交付申請を辞退するというような事態に陥ったということがございまして、実績が6施設という状況になったというところでございます。

#### **〇平良識子委員** ありがとうございます。

次にですね、ウの課題の指摘になりますけれども、この指導監督基準を満たしていない認可外保育施設は、県としては何施設あるのか把握しているのか最後に伺いたいと思います。

#### 〇寺本美幸子育て支援課長 お答えいたします。

令和6年4月1日時点でですね、認可外保育施設 401施設のうちですね、270施設が基準を満たしている という状況になっております。

以上でございます。

**〇平良識子委員** そしたら、4割ぐらいが基準を満た していないということになりますので、引き続き県と しての取組、非常に大事であると思っておりますので、 よろしくお願いいたします。

504ページの公立学校教職員メンタルヘルス対策に 関する調査研究事業なんですけれども、各教育委員会 へのメンタルヘルス対策の専門職、保健師等の配置状 況についてはどのようになっているでしょうか。

# **〇上江洲寿働き方改革推進課長** お答えします。

県内の各市町村教育委員会における保健師などの専門的人材の配置につきましては、今年度に保健師が配置された那覇市を含め、現在6つの市教育委員会で配置されていることを把握しております。

- **〇平良識子委員** 配置されていない教育事務所はどこ になりますか。
- **○上江洲寿働き方改革推進課長** 教育委員会が6つで すので、それ以外は配置されていない状況です。
- ○平良識子委員 やはり教育委員会におけるメンタル ヘルス、沖縄県の多い状況での対策については進めて いかないといけないと思いますけれども、どのように お考えでしょうか。
- **〇上江洲寿働き方改革推進課長** 我々としましては、 文科省の調査研究事業を、昨年度から県教育委員会が 那覇市の教育委員会と連携して実施したことは、非常 に大きな意義があることだと考えております。那覇市 のほうもですね、昨年度、保健師が配置されていなかっ

たり、各学校の労働安全衛生管理活動が少し難しい課題がある状況がございましたが、今年度、2年目になりますけれども、保健師が配置され、そして各学校の労働安全衛生管理活動もですね、現在徐々に活発になってきているところを把握しておりますので、この那覇市の事業の成果と課題等を、それ以外のまた市町村教育委員会にもですね、今年度から、また来年度も継続して、波及させていきたいと考えております。

#### **〇平良識子委員** ありがとうございます。

次に、508ページの教員アドバンス事業なんですが、これ学力育成のために、先生方の教育力の向上に資する非常に重要な事業かと思いますけれども、執行率が44.9%となった要因についてお伺いいたします。

#### **〇新城高広義務教育課長** お答えします。

まず教員アドバンス事業についてですけれども、児童生徒の資質、能力育成のための教員の資質能力向上を図り、授業改善と学校改善を促進するための参集型の研修会を実施する事業となっております。予算執行率が50%を切った理由としましては、離島に勤務する教員が研修会へ参加するための旅費について、航空運賃の割引サービスを利用するなど、旅費の節減に図られたことが挙げられます。また、講師として招聘予定だった文部科学省調査官の都合により、参集型研修会を一部オンラインに変更した件が複数ありました。そのため、講師及び教員の旅費に不用が生じたことが理由となります。

以上です。

#### 〇平良識子委員 分かりました。

引き続き多くの先生方が取り組めるようにお願いいたします。

最後に、県立図書館の運営についてなんですけれども、この主要施策にはないんですが、図書館管理運営事業委託事業についてお伺いいたします。まず県立図書館は非常に沖縄研究にとって重要な役割を果たしておりまして、とりわけ郷土資料についての多くの県内外の研究者等々ですね、その複写についても多くなされると聞いております。私のところにも御相談がありましたけれども、利用者と施設窓口でのスムーズな取組になっていない場合もあって苦情がある、トラブルになっていると聞いておりますが、この現状について、どうなっているのかお伺いいたします。

# **〇米須薫子生涯学習振興課長** お答えいたします。

県民御意見箱に寄せられた複写に関する件数は、令和5年度は0件、令和6年度9月現在ですが1件となっております。窓口で対応した記録に残っている件数は、令和5年度8件、令和6年度こちらも9月現在

ですが、3件となっております。複写サービスは、著作権法、その他法規に基づいて行うため、利用者の希望どおりに複写サービスを提供できないことが御意見をいただいている主な要因だと考えております。

○平良識子委員 ぜひですね、委託業務になっておりますので、窓口業務に対応しているスタッフへの研修等の課題もあるかなと思いますし、これは国会図書館の利用に準じた対応であるわけですから、やはりその業務の効率化を図るための研修等をやっていく必要があると思いますけれども、今後の改善に向けてはどう取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

#### 〇米須薫子生涯学習振興課長 お答えいたします。

県立図書館では、毎年、新任職員を対象に著作権に 関する研修を行い、また、先ほどもおっしゃいました 委託業務者に関しても研修などを行ってもらっており ますが、対応する職員によって、複写等のサービスの 対応が異ならないように努めているところです。今後 は、職員間及び窓口委託業者と複写に関するガイドラ イン等について定期的に確認をし、情報共有を図って まいります。

引き続き利用者への丁寧な説明、対応を心がけ、図 書館サービスの向上に努めてまいります。

**〇平良識子委員** 図書館満足度は、職員の対応にもよるということもあると指摘されておりますので、ぜひ向上に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○新垣新委員長 以上で、こども未来部及び教育委員 会関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さんは大変御苦労さまでした。 休憩いたします。

(休憩中に、執行部入替え)

#### **〇新垣新委員長** 再開いたします。

次に、生活福祉部長から生活福祉部関係決算事項の 概要説明を求めます。

北島智子生活福祉部長。

**〇北島智子生活福祉部長** 生活福祉部でございます。 よろしくお願いいたします。

それでは、生活福祉部の令和5年度の決算の概要について御説明いたします。

ただいま、お手元のタブレットに表示しております 生活福祉部歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

それでは、画面に表示されております1ページを御覧ください。

歳入決算状況の総括表について御説明いたします。

予算現額の計 (A欄) ですが、111億8367万5000円 に対し、調定額 (B欄) は、102億9936万3972円、そ のうち収入済額(C欄)は、100億6325万7284円、不納欠損額(D欄)は、3008万796円、収入未済額(E欄)は、2億602万5892円、収入比率は97.7%となっております。

次に、歳出決算状況の総括表について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

生活福祉部の歳出決算は、予算現額の計(A欄)ですが、373億249万4000円に対し、支出済額(B欄)は、354億1149万1749円、翌年度繰越額(C欄)は、6億2845万円、不用額は12億6255万2251円、執行率は94.9%となっております。

以上、生活福祉部の令和5年度の歳入・歳出決算は、 一般会計のみとなっております。

それでは、一般会計歳入決算について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

生活福祉部の一般会計の歳入は款で申し上げますと、3ページの行番号1の(款)分担金及び負担金から5ページの行番号8の(款)県債までの7つの款からなっております。

それでは、3ページを説明いたします。

生活福祉部の歳入決算は、予算現額の計(A欄)ですが、111億8367万5000円に対し、調定額(B欄)は102億9936万3972円、そのうち収入済額(C欄)は100億6325万7284円、不納欠損額(D欄)は3008万796円、収入未済額(E欄)は2億602万5892円、収入比率は97.7%となっております。

収入未済額(E欄)のうち、主なものを御説明いた します。

同じく3ページ行番号1の(款)分担金及び負担金の収入未済額(E欄)、1987万5100円は、主に、心身障害者扶養共済事業費負担金に係るもので、加入者掛金で経済的に納付が困難なため収入未済となっております。

5ページを御覧ください。

行番号1の(款)諸収入の収入未済額(E欄)、1億 8615万792円は、主に(項)雑入の生活保護費返還金 に係るもので、債務者の生活困窮等により徴収困難な ため、収入未済となっております。

次に、一般会計歳出決算について御説明いたします。 6ページを御覧ください。

生活福祉部の一般会計の歳出は、款で申し上げます と、行番号1の(款)民生費及び、7ページの行番号 7の(款)商工費の2つの款からなっております。

6ページを御説明いたします。

一番上の生活福祉部計ですが、予算現額の計(A欄) 373億249万4000円に対し、支出済額(B欄)は354億 1149万1749円、翌年度繰越額(C欄)は6億2845万円、 不用額は12億6255万2251円、執行率は94.9%となって おります。

C欄の翌年度繰越額は、障害福祉職員処遇改善事業など4事業に係る繰越額であります。

繰越した主な理由は、関係機関との協議に時間を要 したこと等によるものであります。

次に、一番右端、不用額について御説明いたします。 まず、6ページの行番号1(款)民生費の不用額、12億 5444万4654円について、その主なものを御説明いたし ます。

行番号2の(項)社会福祉費の不用額、7億9593万5055円は、主に(目)障害者自立支援諸費において、補助金の申請額が当初見込みより下回ったこと等によるものであります。

7ページを御覧ください。

行番号1の(項)生活保護費の不用額、4億979万1767円は、(目)生活保護扶助費において、生活保護に係る医療扶助費の伸びが見込みよりも下回ったこと等によるものであります。

同じく7ページ、行番号7、(款) 商工費の不用額、 810万7597円は、(目) 計量検定費の職員費(計量検定 所)において、人事異動に伴う給与及び職員手当の減 等によるものであります。

以上で生活福祉部の令和5年度歳入歳出決算概要の 説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○新垣新委員長 生活福祉部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう、簡潔にお願いいたします。

**〇新垣新委員長** 比嘉忍委員。

〇比嘉忍委員 それでは、資料の95ページ。犯罪被害者等支援推進事業。

これは令和5年度の決算という形になりますが、一般質問でもさせていただきましたけれども、執行率が6割を切っている要因と、それから市町村出前講座が12市町村とありますけれども、それの要因、少ないなと思うんですけれども。

それと加えて、次のページで課題として人材育成等 に引き続き取り組むというところの具体的な取組の内 容と、令和5年度の課題という形で出てきてますので、 今現在、令和6年度にその取組が生かされているかど うか、現時点で答弁をお願いします。

# 〇仲宗根英之生活安全安心課長 お答えします。

まず、犯罪被害者等支援推進事業の不用額につきましては、504万8094円で執行率は59.6%となっておりまして、その内訳については主に委託料になりまして、委託料の274万3607円。それとまた、需用費のほうで225万3100円の不用となっております。

主な不用としましては、委託料においては市町村出 前講座等の開催に当たりまして、講師謝金や旅費等が 不要である公的機関の職員等による講座、そういった ものが多かったことや、また需用費の印刷製本費にお きましては、当初予定していたカラー印刷のほうから モノクロ印刷に変更したことなどによる、執行残によ るものになっております。

委託による各種講座や広報啓発など、犯罪被害者支援に係る事業については、当初の事業計画に沿って適切に実施されているところでございます。

市町村の出前講座につきましては、市町村職員の知識取得と技能向上等のために行っているものでして、こちら県のほうから募集をかけるんですが、市町村のほうから希望を申込むという形で受けて、それに対応して出向いていって講座を行うという形になります。令和5年度については、ちょっと実績というか市町村の希望のほうが少なかったという形になるかと思います。

**〇比嘉忍委員** じゃ、県のほうから投げかけて、市町 村からのアプローチで12となったかと思いますが、少 ないと思いますよね。令和5年度の実績として少ない、 なぜほかの市町村が手を上げないのかというのも、県 としてはリーダーシップを取ってやるべきだと思いま す。それで、先ほどは事業計画に沿ってということだっ たんですが、この令和5年度の事業計画自体が12市町 村だったというわけではないと思うんですけれど……。 計画ではもっと多くの市町村から参加、エントリーし ていただきたいと。だけど、現実的には12市町村しか 手を上げない。だから、ここに何らかの要因があると 思います。なので、そこをひもといて、そこを解決し ていくというのも県の役割だと思いますので、今年度 は年度途中で中間評価等はまだされていないと思いま すけれども、しっかりこの辺ができるようにやってい ただきたいと。令和5年度の決算を踏まえて、令和6年 度しつかり展開いただきたいなと思っております。

次にですね、107ページ。地域生活支援事業。

たくさんの事業があって、106ページから列挙されていますが、その中で107ページに手話通訳者等の意

思疎通支援者を養成する必要があるという課題が、令和5年度の決算を終えて出ております。これをしっかり踏まえて、今年度に生かされているかどうかということをちょっと答弁を求めたいと思います。それと取組と内容。

# **〇大湾朝貴障害福祉課長** お答えします。

こちらの専門性の高い意思疎通支援者の養成・派遣 等事業についてお答えします。

意思疎通支援者を養成する事業なんですけれども、 県のほうでは第2期沖縄県手話推進計画において、手 話通訳者の数値目標として令和5年度末時点で113名 の手話通訳者の登録を目標としておりました。結果、 令和5年度末で105名の登録ができまして、目標達成 率としては93%というふうになっています。この手話 通訳者の養成課程なんですけれども、まずは市町村の ほうが実施する手話奉仕員の養成研修を修了していた だいて、そのあとに県が実施する手話通訳者養成研修 を受けていただいて、それを修了した後、手話通訳者 全国統一試験というものを受験していただいて、それ に合格した者が手話通訳者として登録されるというよ うな仕組みになっております。この手話通訳者の養成 については、一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会が運 営する沖縄聴覚障害者情報センターのほうへ委託して おりまして、宮古、八重山地区を含む県内各地、また はオンラインも取り入れた手話通訳者養成講座も実施 しているところです。

また、この手話通訳者全国統一試験に向けた集中講座というのも令和5年度から始めていまして、合格率の向上に向けて取り組んでいるところです。

引き続き市町村を通じて、この手話奉仕者に手話通 訳者養成研修の受講を呼びかけるなど、市町村と連携 して、手話通訳者の養成に努めてまいりたいと考えて ます。

以上です。

○比嘉忍委員 113人に対して105名という形で目標達成できるようにですね、頑張っていただきたいと思います。

次、110ページです。

補聴器購入のこれもちょっと不用額が多いんですが、低い理由というか。実績として96名、150台で、当初の計画として何台で、県として必要人数は何名として把握されているのかどうかということと。この補聴器1台当たりの金額に制限があるのか、大体平均でお幾らぐらいなのか、答弁を求めます。

# **○大湾朝貴障害福祉課長** お答えします。

こちらも軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

についてですけれども、こちらは18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理に要する経費を助成する市町村に対して県が補助金を交付する、そういうことで難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上等を支援する目的として実施している事業になっています。

令和5年度の予算額の積算に当たってですけれど も、こちらについては、実施主体である市町村のほう の要望を踏まえて、令和5年度の予算額としては25市 町村、252台分を見込み予算措置をしておりました。 その結果、助成実績としては、18市町村150台という ことで、当初の市町村からの要望からは実績が減少し たというような結果になって、こういったちょっと執 行率が落ちているような要因になっています。ただ、 市町村のほうからは、申請のあった児童に対しては全 て助成を行えたというような報告は受けております。 この補聴器なんですけれども、結構金額の幅があるよ うでして、4万円から13万円ぐらいの価格になるとい うふうに聞いているところです。県としては市町村に 対して、この乳幼児健診ですとか、あと3歳児健診な どを実施する保健医療関係部局ですとか、あと学校健 診を実施する教育委員会などと連携して、必要な児童 の把握ですとか、先ほどの積算の精度の向上も努める よう依頼をしております。なので、こういった必要な 児童へ周知が行き届くよう、市町村と連携して取り組 んでいきたいと考えております。

〇比嘉忍委員 せっかく予算がありまして、必要としている子どもたちに提供されるような形で、周知の徹底という形で課題もありましたので、25市町村に対して18市町村、それから250台に対して150台ということでありますので、この課題にあります周知徹底をどのように対応していくのかということと、市町村に対しての補助率が何%なのかということ、先ほど4万円から13万円とあったんですがこの上限というのはないのかということだけ、答弁を求めます。

○大湾朝貴障害福祉課長 負担割合のほうですけれども、県3分の1、市町村3分の1、自己負担として3分の1というふうにやらせていただいています。上限額については、それぞれ機種によって基準額が定められているところでして、高いものであれば13万7000円とかですね、そういった形で、かなり100近い種類に応じて基準額というのが設定されております。

**〇比嘉忍委員** 100近い種類の基準額があるというのは、負担割合は変わらないということでよろしいですか。

○大湾朝貴障害福祉課長 先ほど言った、県3分の1、

市町村3分の1という形になっております。

**〇比嘉忍委員** 最後に、答弁漏れなんですが、課題の解決のための方策というか、今年度展開されていると思いますが、しっかりやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○大湾朝貴障害福祉課長 すみません、ちょっと繰り返しになるかもしれませんけれども、県としてはですね、市町村に対して、先ほど言った乳幼児健診ですとか、3歳児健診などを実施する保健医療関係部局ですとか、あと学校健診を実施する教育委員会などとしっかり連携を取っていただいて、そういった必要な児童をまずちゃんと把握してもらいたいというところと、精度の向上に努めてほしいということで、市町村のほうにはそういう形でお願いをしていきたいと。市町村のほうでも、広報紙などを通じて、毎年周知はしているというふうには聞いておりますので、そういった周知がしっかり行き届くように、一緒にやっていきたいなと思っております。

**〇比嘉忍委員** ありがとうございました。 以上です。

- **〇新垣新委員長** 新垣善之委員。
- **〇新垣善之委員** お願いします。

それでは、令和5年度主要施策の成果に関する報告 書の中から、119ページ。

災害時の福祉支援体制の構築についてお伺いしま す。

アドバイザリー業務においては、個別の避難計画の 策定が各市町村でどの程度進んでいるのか、実績を教 えてください。

また、福祉避難所の設置に対する技術的助言を受けた市町村に対し、どのような具体的なフォローアップが行われているのかお伺いします。

〇安里克也福祉政策課長 まず、個別避難計画についてでありますが、災害対策基本法に基づき、市町村において避難行動要支援者名簿に掲載されている方について本人の同意の上で作成するものでありまして、令和6年4月1日現在で23市町村において策定されております。

次に、福祉避難所についてでありますが、福祉避難 所は、災害時において高齢者や障害者などの要配慮者 及びその家族の受入れを想定した避難所となります。 市町村に対しましては、福祉避難所の適切な運営がな されるよう、設置の在り方、開設のタイミングなどに ついてアドバイザーによる対面での技術的支援を行っ ております。そのほか随時、メール、電話などでの相 談でフォローアップを行っているところであります。 それ以外に、個別避難計画の策定や福祉避難所の設置 運営に関する市町村担当者向けのセミナーなども開催 しているところであります。

以上であります。

○新垣善之委員 やはり執行率56%というところと、あとは現在、昨今の大規模災害、今日なんかの豪雨であったりとか、本当に避難福祉支援を要する要支援者の方々がスムーズに福祉避難所に避難できるようなシミュレーションを、本当に何回も何回も行えるようなフォローアップですね。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

続いて、災害時福祉支援体制整備事業では、現在、 何名の登録者がおり、レベルアップを図るための研修 は年何回行われているのかお願いします。

**〇安里克也福祉政策課長** 平成30年5月に、厚生労働 省より発出されました災害時の福祉支援体制の整備に 向けたガイドラインというものがございますが、この 中で災害派遣福祉チームDWATの組成が都道府県の 役割として示されたところであります。

本県におきましても、災害時福祉支援体制整備事業により、災害派遣福祉チームの養成を開始いたしまして、令和2年3月に沖縄県災害派遣福祉チームDWA Tおきなわを発足しております。令和5年度末時点におけるチーム員登録者数は157名となっております。

また、DWATおきなわについては、新たなチーム員を養成するチーム員登録研修、また、チーム員のレベルアップを図るスキルアップ研修をそれぞれ年に1回程度実施しております。このスキルアップ研修につきましては、令和6年1月の能登半島地震において、DWATおきなわを発足後初めて派遣したという事情もございまして、今年度以降は派遣経験を反映した内容により実施する予定としております。

以上であります。

**〇新垣善之委員** 今後もですね、支援体制の整備に向けて向上していただけると思います。

続いて、121ページ。

民生委員事業ですが、令和5年度においての充足率 は何%かお願いします。

〇安里克也福祉政策課長 令和6年3月1日時点でございますが、那覇市を除きます定数で、1979人に対しまして、委嘱数が1585人、充足率といたしましては79.1%となっております。那覇市を含めますと、定数2481人に対して1928人の委嘱、充足率といたしましては77.7%となっております。

以上であります。

○新垣善之委員 来年度、改選とありますけれども、

本当に児童福祉、女性、高齢者、障害福祉とあります ので、彼らが本当にいろんな面で福祉事業に従事して いますので、より充足できるように図っていただきた いと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

# **〇新垣新委員長** 新里匠委員。

○新里匠委員 すみません、1 問だけ聞かせください。 112ページの生活困窮者住居確保給付金なんですけれども、不用額が5048万7000円あります。これ最終予算額が6148万2000円でありますけれども、不用額相当多いなと思っていて、この生活困窮に係るその住居が確保できない方々というのはたくさんいると思うんですけれども、なぜこういう形になっているのかなと。 要は、使い勝手が悪いからこうなっているんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺を教えてください

# ○又吉剛保護・援護課長 お答えいたします。

生活困窮者住宅確保給付金については、離職等に よって経済的に困窮し住居を失った者、または失うお それのある者に対して家賃相当額を支給することによ り、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた 支援を行う制度となっております。

令和5年度の予算については、令和4年の9月、10月頃編成をいたしますけれども、その際に、直近の1年間の状況を、申請件数を踏まえて所要額を見込んでいるところでございます。ちなみに、直近1年間の申請件数として、例えば令和3年度であれば207件、令和4年度であれば105件となっておりまして、コロナ禍において相当の件数があったということがあります。それを踏まえて、約180件の申請があるというふうに見込んで予算を編成したところであります。

しかしながら、新型コロナ感染症の位置づけが令和 5年5月8日から5類感染症となって以降は、申請者 数がコロナ禍前に近づいたということもありまして、 このような不用が生じたというふうに考えておりま す。

以上です。

**〇新里匠委員** これ受けられる要件と、あとはその支援までにかかる時間というのはどれぐらいなんでしょうか。

#### **〇又吉剛保護・援護課長** お答えいたします。

対象となる方は、離職や廃業の日から2年以内にあること。また、休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある者が対象となっておりまして、申請から受給までの期間については、ちょっと今資料がなくてですね、統計データも今ないというふうな話がありましたので、もし確認できましたら後日報告させてい

ただきます。

以上です。

**〇新里匠委員** 来年度の予算は下がるんでしょうか。 実績に基づいてやるということだったので、来年度の 予算はもう今年度の実績によってやっぱり減るんです かね。

**○又吉剛保護・援護課長** 来年度予算については、今 編成中でですね、はっきりとは言えないんですけれど も、基本的には同じような考えで予算編成しておりま すので、令和5年度よりは下がると考えております。

○新里匠委員 この事業が分からないというか、分かっていても自分で支援を要請する、申請するということができないという方は、多くいると思うんですよ。なので、周知とですね、やはり支援の予算はしっかり残しておくべきだなと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

# ○又吉剛保護・援護課長 お答えいたします。

課題のほうにも書かせていただいたんですけれども、この制度自体を知らない潜在的な支援対象者であるとか、制度を知っていてもなかなか自ら相談に行けない方というのがいらっしゃると思います。そういう方々に対しては、適切な支援につなげていくためには、制度の周知徹底とですね、また、関係機関との密な連携というのが必要かと考えております。これについては、県でホームページに載せたりとかですね、あとは県の所管する30町村に協力を得まして、制度を周知するチラシを各世帯に配布をしております。また、今年度から広報をラジオとかSNSを通じて情報発信するなどを行っておりますので、こういう取組を通じてそういった適切な支援につなげていきたいと考えております。

以上です。

**〇新垣新委員長** 小渡良太郎委員。

**〇小渡良太郎委員** まず、103ページのパーキングパーミットに関してですね。いろいろ聞き取りの中でも、この状況確認をさせてもらったんですが、この利用証の発行数と発行している場所の数を教えてください。

# **〇大湾朝貴障害福祉課長** お答えします。

パーキングパーミット制度普及推進事業についてですけれども、令和6年6月末現在で、利用証については6262枚交付をさせていただいています。こちらの窓口については、各市町村の障害福祉関係に窓口をしていただいて、市町村のほうでも配付していますし、あと県のほうでも郵送で受け付けて、郵送で配付するというような形で配付をさせていただいています。

以上です。

**〇小渡良太郎委員** 今の6262枚は累計か、それとも令 和5年度実績か。

○大湾朝貴障害福祉課長 沖縄県版のこのパーキング パーミット制度、沖縄県ちゅらパーキング利用証制度 なんですが、令和4年7月から導入していまして、そ ちらからの令和6年6月末までの累計の数字になりま す

以上です。

○小渡良太郎委員 令和5年度の実績はどうなっていますか。

○大湾朝貴障害福祉課長 令和5年度では、2149枚の 配付をしております。

○小渡良太郎委員 この令和4年度だと、引き算した ら4000枚ぐらい、令和5年度が2149枚ということなん ですけれども、この半減している理由とかというのは、 どのように捉えていますか。

○大湾朝貴障害福祉課長 こちら、令和4年7月から スタートしていまして、その際に、最初のところで約 2300枚ぐらい、最初でスタートをしているので、ちょっ と令和4年度はそういった影響で多くなっているとこ ろです。

**〇小渡良太郎委員** 今ちょっと、少し枚数等を細かく 確認させてもらったんですけれども、このパーキング パーミット制度、一般的にこの障害者用駐車場のこの 利用の仕方について、ちょいちょい話題に上ることが あって、これは聞き取りでも話したんですが、例えば、 空港での駐車場利用の際に――これ担当している範囲 外かもしれないので答えることできないかもしれない ですが、空港の駐車場がいっぱいだと。障害者用の駐 車場は空いている。明らかに交通の邪魔になるような ところに、路上駐車みたいな形で止めるべきなのか。 それとも、優先という形――よく聞かれるのは、優先 なのか専用なのかというところを聞かれるんですけれ ど、やむを得ないときに限って、そういったスペース を利用してもいいのかというところは、結構よく聞か れます。それ以外でも、障害者用のマークがついてい るために、障害者専用と思っていて、例えば、けがを している人とか妊婦さんも利用の範囲に含まれている と思うんですけれども、そういった方々は利用しては いけないんだみたいなイメージを持っている県民も、 結構まだまだ多くいます。一部の店舗では、妊婦も止 めていいよとかといって、また、誘導員も置いていた りするので、うまく誘導できていると思うんですけれ ども、この誰がどのような形で利用していいのかとい うところが、明確に分からない方々がまだまだ多くい らっしゃるなというのが、現時点での正直な感想でも

あります。利用証のさらなる普及、証明書を取って、 もっとたくさんの方に利用していただくとという観点 から見ても、令和4年度からスタートしたということ なので今回2期目という形になるんですけれども、や はりこの普及啓発とルールの説明というところが、 今後は必要になってくるかなというのが正直なところ なんですが、見解をお聞かせいただければと思います。

# **○大湾朝貴障害福祉課長** お答えします。

このパーキングパーミット制度については、車椅子 使用者など、歩行が困難な方ですとか、移動の際に特 別な配慮が必要な高齢者や妊産婦などの方に共通の利 用証を交付することで、障害者等用駐車区画の利用対 象者を明確にして、本当に必要とする方が駐車できる よう適切な利用を図ることを目的としております。

本制度については、駐車場を管理する施設管理者のもとで運用をしていただいておりまして、そういった満車時の対応についても、基本的に施設管理者においてなされるものと考えております。

県としましては、そういった駐車場の混雑状況にかかわらず、障害者等用駐車区画が適切に運用されるよう、県民ですとか、あと協力施設に対して、本制度への理解と協力を求めていきたいと考えています。

それから、先ほどあった、この妊産婦の方々の対応 なんですけれども、この利用証ですが、色分けをして おりまして、まず車椅子使用者については赤色の利用 証で、移動の際に特別な配慮が必要な障害者や難病患 者、高齢者の方には緑色の利用証、あとは妊産婦です とか一時的なけが人の方については有効期限つきのオ レンジ色の利用証という形で、色分けした利用証を交 付して障害者等用駐車区画の利用対象者を明確にし て、その適正利用を図っています。この車椅子マーク の駐車区画以外についてですけれども、そちらについ ては、先ほどの緑色ですとかオレンジ色の利用証をお 持ちの方が優先的に使用できるよう、この車椅子マー クの駐車区画以外にプラスワン区画というものの設置 も、協力施設に置くように推進しているところです。 車椅子マークのある幅の広い区画なんですが、そちら はやはり、この赤色の利用証を持つ車椅子使用者が優 先という形でやっておりますけれども、緑色ですとか オレンジ色の利用証を持つ妊産婦や、一時的なけが人 の方につきましても、その空き状況に余裕がある場合 は、その車椅子マークの駐車区画も利用できるという ことを、県のほうでは周知をしているところです。あ と全体的な県民ですとか、そういったところの周知で すけれども、県のほうでは毎年、制度の普及、啓発を 目的に商業施設ですとか、市町村へチラシの配布とか、

ポスターの掲示、あとは、最近はこのテレビとのコラボレーションをした特番ですとか、ラジオCM、あとSNSを使った動画広告とか、そういった形で、各種メディアを活用して、県民などにこの制度の周知というところを図っているところであります。

以上です。

○小渡良太郎委員 いい制度と思うんですけれども、 私も今回、質疑を通じて初めて、この色つきの証明書 が発行されているとかというのを知りました。証明書 自体正直ですね、申し訳ないですけれども、見たこと もないというところもあるので、やはりこれをもっと 普及をさせていくことが大事かなと。あと最終的には、 施設管理者に委ねられるという部分についても、理念 として、こうあるべきだというところはもっと前面に 出して掲げてもいいのかなと。最終的には管理者に委 ねるにしても、沖縄はこうあるべきだというところで、 もっと強く打ち出しても、私自身はいいのかなという ふうに感じますので。まだ令和5年時点では2年目で すから、引き続きまず普及をさせていただいて、駐車 場も、臨時の駐車場の係員だったら、カードを見せら れても分からないというのも、もしかしたらあるかも しれないので、そういった普及啓発、ぜひ努めていた だきたいと思います。

もう一点、以前この発達障害とかを抱えた子どもたちの相談員が足りないということを、一般質問等で取り上げたと思うんですけれども、その事業というのは、この104ページの相談支援体制整備事業でよろしいですか。まず確認です。

# **〇古市実和障害福祉課班長** お答えします。

委員がおっしゃられたとおり、104ページのこの地域生活支援事業(専門・広域的事業)の(2)相談支援体制整備事業。これは、各圏域に障害福祉にたけているアドバイザーというのを配置して、その方たちを通して、各種研修会を通して、相談支援専門員の研修並びに資質向上の研修等をやっているという事業でございます。

生活福祉部のほうでは、学習障害に対する研修等は 実施していないところでございます。

○小渡良太郎委員 分かりました、ありがとうございます

支援員が足りないということだったんで、管理者を 少し確認できればと思ったんですけれども、別でまた 確認させていただきます。

以上です。

- 〇新垣新委員長 米須清一郎委員。
- 〇米須清一郎委員 お願いします。

先ほどもあったんですが、災害時福祉支援体制構築 事業ですね、119ページ。

もうちょっと聞かせてください。事業の内容を見ると、要配慮者の個別避難計画とか福祉避難所の設置というところで、市町村でやるものを県としても支援しているという事業のようなんですけれども、いま一度ちょっと確認したいんですが、県内41市町村において、個別避難計画が策定されている市町村がどれだけか、それから福祉避難所が設置できているところがどれだけか。

〇安里克也福祉政策課長 災害時要配慮者支援事業においては、記載しておりますとおりアドバイザー派遣事業と災害時福祉支援体制整備事業を実施しております。まず、アドバイザー派遣事業についてでありますが、市町村における個別避難計画については、令和6年4月1日現在、23市町村で策定しております。それから、福祉避難所についてでありますが、これも同じく令和6年4月1日時点で202か所となっております。以上であります。

〇米須清一郎委員 確認になるんですけれど、計画のほうは、41市町村のうちの23市町村が策定済みだよということですか。それと、福祉避難所の202か所というのは、41市町村でどれだけの市町村が設置済みかというふうにお聞きしたんですけれども。

**○安里克也福祉政策課長** まず、個別避難計画についてでありますが、国の通知などを受けますと全市町村で策定することが求められておりますので、41市町村で策定するものだと思っております。そのために、こういった事業に取り組んでいるところであります。また、福祉避難所についてでありますが、これは対象となるような方々を受け入れるための施設でありますので、どの程度の施設が求められるのかというものは、申し訳ございませんが、正確な数値というものは持っておりません。

以上であります。

**〇新垣新委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、米須委員から計画策定済及び福祉 避難所設置済の各市町村数を答弁するよう発 言があった。)

- **〇新垣新委員長** 再開いたします。
- **〇安里克也福祉政策課長** 大変失礼いたしました。

まず、個別避難計画についてでありますが、令和6年4月1日現在で23市町村、それから福祉避難所については、これは時点が令和5年10月1日になるんですが、28市町村で指定しております。

以上であります。

○米須清一郎委員 ありがとうございます。

基本、市町村がやることを県として応援していると いう事業だと理解しているんですけれども、だからこ そ把握してほしいというのがあって、確認をしている んです。やっぱり大事なところですよね。お互い何か あったときに、自分でまず何とかなるかもしれないけ れど、見れない、聞こえない、分からないところの方 々を何とかするというところの計画であったり避難所 であるでしょうから、とても大事なところだと思うん ですね。それを市町村がやるのを助言とか支援してい るというところで事業を考えたら、それこそ全体を 100%に持っていかないといけないものだと思うんで すよ。この事業の目標は100%。なので、どれだけで きているんだというのを意識して、力を入れてほしい なと思って、今私も力が入っていますけれども。 そ れで、アドバイザーは、どういうアドバイスをして、 また、どういう方がそれをやっているんでしょうかね。 **〇安里克也福祉政策課長** アドバイザー派遣は、委託 で事業を実施しておりまして、防災士など防災関係の 知識を有する専門的な方々がいる団体に委託をしまし て、市町村に対して派遣をして事業に取り組んでいた だいているところであります。

以上であります。

- 〇米須清一郎委員 委託先、聞いていいですか。
- **〇安里克也福祉政策課長** 一般社団法人ADIという 団体に委託しております。
- ○米須清一郎委員 さっきもちょっと触れていましたけれど、執行率が低いんですけれども、なぜでしょうか
- ○安里克也福祉政策課長 今、御覧いただいております主要施策の119ページに掲載はされておりませんが、社会福祉施設において、新型コロナウィルス感染症発生により職員が不足した際に、施設間で応援職員を派遣した場合、応援職員に係る旅費、衛生用品、傷害保険料、そういったものに係る経費を支援する事業がございまして、この事業について予算は計上いたしましたが、前年度末に国庫事業が廃止になりまして事業執行できなかったものですから、その分、500万円程度なんですが不用額となりました。その影響を受けて執行率が低くなっているというような状況であります。以上です。
- **〇新垣新委員長** 山里将雄委員。
- 〇山里将雄委員 1つだけ聞きます。

121ページの民生委員事業ですね、これについて。 民生委員というのは、これは社会福祉の重要な担い手 ですよね。身近な相談相手ということで、非常に重要 な仕事をしていますが、最近これが非常に人がいないと。民生委員の成り手がいないということが非常に問題になっています。民生委員の募集など、不足の解消をするとか、そういった事業が今回あるのかないのかよく分からないんですけれど、これらを満たすための活動として、今、皆さんが行っていることはどういうことがあるんでしょうか。

**○安里克也福祉政策課長** 県では、民生委員の担い手の確保を図るため、県広報誌、広報番組などを活用した民生委員活動の周知を行っていること。

また、民生委員は全国的に見ましても、その8割ほどが60歳以上となっておりまして、多様な世代の参画を目指しまして、国庫補助事業を活用した広報活動に取り組んでいるところであります。また、市町村におきましても、独自の財政的支援や広報活動、自治会や市町村社会福祉協議会と連携した個別の声かけなどを行い、担い手確保に取り組んでいただいているところであります。

令和6年度におきましては、民生委員の負担軽減を 図るため、ICT化や協力員の確保などの国庫補助事 業の内容を市町村と共有いたしまして、また、担い手 確保に関する取組事例、そういったものも市町村と共 有いたしまして、取組をしているところであります。 以上であります。

**〇山里将雄委員** 今現在、令和5年でもいいですけれ ども、充足率、それから足りない人数、それが分かり ましたらお願いします。

**〇安里克也福祉政策課長** 民生委員、児童委員の充足率でありますが、令和6年10月1日時点で中核市であります那覇市を除いた定数が1979人、委嘱数が1562人、充足率は78.9%で、417人の欠員。

那覇市を含めました県全体で見ますと、定数2481人に対しまして、1933人の委嘱、充足率としては77.9%、不足としては548人となっております。

以上であります。

**〇新垣新委員長** 松下美智子委員。

**〇松下美智子委員** 生活福祉部の皆様、御苦労さまで す。少し質疑させていただきます。

まず、主要施策のほうの9番の110ページの先ほども質疑ありましたが、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業についてです。

これは、県内で先駆けて浦添市が、県の事業が開始 される前にさせていただいた事業で大変思い入れがあ る事業なんですけれども、執行率が低いのでとても気 がかりに思っております。先ほどの質疑の中で、令和 5年度の見込みの市町村数が25で、実績が18市町村と いうことだったんですが、現在、未実施の市町村があるのかどうか確認させてください。

**○大湾朝貴障害福祉課長** お答えします。

現在、未実施の市町村は13市町村になります。

**〇松下美智子委員** 成長盛りの子どもさんのこの補聴 器購入に県内で差が出ているということになると思う んですけれども、この未実施の13市町村に対して、何 らか県からの働きかけとかをなさっていますか、お聞 きします。

**○大湾朝貴障害福祉課長** お答えします。

県のほうでは、全市町村に対して毎年、通知で実施に向けての周知をしています。未実施の市町村については、理由とかも確認をしていまして、未実施の理由としては、まず今、現時点でそういった対象となる児童がいないということでの未実施のほうの理由があります。ただ県としては、先ほど言った必要な児童の把握をまずしつかり努めてくれという部分について、未実施の市町村に対しても、実施に向けた検討――もし必要な児童が出た場合は速やかに円滑に事業が実施できるようにということで、周知のほうをお願いしているところです。

○松下美智子委員 理由を聞いて余計に心配になった んですけれど、この事業をするまでは、小さなお子さ んが補聴器つけているのはあんまり私も見たことがな かったんですけれど、実際に実現をしてみると、交通 安全のときとか、ある程度のお子さんが補聴器つけて いらっしゃるのが確認できるようになって、いないと いうのが、本当という言い方はとても失礼かもしれま せんけれども、ちょっとにわかに信じ難い理由ですの で、そこはしっかり調査をしていただいて、同じ子ど もたちに差がでないように、きちんと調査をぜひして いただきたいと要望しておきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次は、これもごめんなさい、重なってしまいますが、 14番の民生委員事業、121ページ。

山里委員が質疑をしてくださったんですけれども、 先ほど令和6年10月1日の充足率で御答弁をいただい たんですが、ここに次年度控える一斉改選があってと いうことで、一斉改選後の数字かと思うんですが、令 和5年度と比較することができますか。

**〇安里克也福祉政策課長** 先ほど令和6年10月1日で77.9%と申し上げました。令和5年12月1日は77.0%となっております。今よりも若干低い充足率となっております。

以上であります。

○松下美智子委員 今のは那覇市を含んだパーセント

かと思いますが、那覇外のパーセントも教えてください。

**〇安里克也福祉政策課長** 失礼いたしました。

時点にばらつきがございますが、令和6年3月1日 時点でありますが、中核市であります那覇市を除きま すと、定数は同じく1979人、委嘱数が1565人、充足率 としましては79.1%、欠員が414人。那覇市を含めた 県全体で定数を申し上げますと2481人、委嘱数は 1928人、充足率といたしましては77.7%、欠員が553人 となっております。

以上であります。

**〇新垣新委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、松下委員から全体では減って、那覇市を除くと増えているということか確認があった。)

- **〇新垣新委員長** 再開いたします。
- **〇安里克也福祉政策課長** 再度お答えさせていただきます。

那覇市を除いた場合の充足率は79.1%。那覇市を含む県全体でいきますと77.7%。那覇市を除いた場合の充足率のほうが高くなっております。

以上であります。

**〇松下美智子委員** 充足率数は100%にはもちろん満たしていませんので、またしっかり、お仕事も多岐にわたっておりますし、やっぱり不足のところが、今いらっしゃる方々が助け合いながらお仕事が増えている現状がありますので、ここしっかり推進をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

- **〇新垣新委員長** 西銘純恵委員。
- **〇西銘純恵委員** 皆さんお疲れさまです。

複雑な福祉制度の中で苦労しているんだろうなと思いながら、質疑します。

最初は福祉政策課になりますか、生活福祉資金、コロナ禍の特例貸付けがありましたけれども、この総額、人数、そして返済額という実績をお尋ねします。

〇安里克也福祉政策課長 貸付件数の合計でありますが、15万136件、貸付金額の合計額でありますが約597億1074万円となっております。令和5年度末までに返済の期日が到来した中で、返済されました額は約20億2995万円となっております。

以上であります。

**〇西銘純恵委員** 令和5年度末までの返済期限到来したのが20億円余り返済されたと言いますけれど、返済をしなければならない人は、みんな返済しているとい

うことでいいんですか。

**〇安里克也福祉政策課長** コロナ特例貸付けの仕組みの中では、免除という制度もありますし、質問については、期限が到来している方の中でも、一部の方はまだ返済ができていない方もいらっしゃいます。

以上であります。

- **○西銘純恵委員** 免除者、そして免除額、そして滞納者の数及び額をお尋ねします。
- **〇安里克也福祉政策課長** 先ほど申し上げました貸付金額のうち、要件に合致して免除を決定した額といたしましては、約232億372万円となっております。

滞納者に関しましては、実施主体であります県社会福祉協議会で統計を取っておりますが、令和6年度からの統計となっておりますので、直近の数字については、ちょっと把握しておりません。

**〇新垣新委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から免除者数について確認があった。)

- **〇新垣新委員長** 再開いたします。
- **〇安里克也福祉政策課長** 免除決定件数は、これは令和6年8月時点でありますが、6万9489件であります。 以上です。
- ○西銘純恵委員 滞納というのがですね、結構重くの しかかっているのかなと、件数とかみんな出ていない けれども、免除要件というのははっきり国のほうは定 めているので、それでも約半分ぐらいが、免除できて いるというこの制度になっているので、免除制度をい かに使っていくかというところで、滞納者の皆さんの 相談をしっかり受けてやるべきだと思っていますの で、それぜひやっていただきたいなと要望します。

次、112ページの生活困窮者の自立支援、お尋ねし ます。

最初に、住居確保の件ですけれども、実績とこの事業はいつまでやるのかお尋ねします。

○又吉剛保護・援護課長 お答えいたします。

令和5年度の実績については、申請件数が36件、決定件数36件となっております。当該制度は、生活の土台となる住居の確保に向けて支援を行うものであることから、引き続き事業を行う必要があると県は考えております。なお、当該制度は法律に基づいて必須事業と定められておりますので、大きな制度改革がない限りは継続されるものと考えております。

以上です。

- **○西銘純恵委員** 先ほど2年以内に離職したという要件を言われていたけれど、合っていますか。
- **○又吉剛保護・援護課長** 対象者は離職、廃業から

2年以内の方となっております。

**〇西銘純恵委員** パート、アルバイトなどの非正規も 対象になりますか。

○又吉剛保護・援護課長 対象になります。

**○西銘純恵委員** この事業1、2、3ということで、 しっかり使えば県民の支援になるかと思っているんで すけれども、課題として3つとも明確にされているけ れど、課題をお尋ねします。

○又吉剛保護・援護課長 お答えいたします。

制度を知っていても自ら相談することが難しい方、また、制度自体を知らない潜在的な支援対象者がいらっしゃると思いますので、その方々に適切な支援をつなげられることが必要であると、そこが課題かなと考えております。

**〇西銘純恵委員** 課題解決の取組をお尋ねします。

**○又吉剛保護・援護課長** 課題解決には、当該制度の 周知徹底と関係機関と密な連携が必要かと考えており ます。

周知につきましては、これまで県のホームページであるとか、相談窓口の周知などを行っておりますけれども、令和2年に30町村の協力を得まして各世帯に周知するチラシも配っております。また、今年度は県の広報、ラジオやSNSを通じた情報発信をしております。連携につきましては、社会福祉協議会とか民生委員、地域の社会地域資源などと連携を密にしながら、こういう方々の確認とかをしていくことが重要であると考えておりますので、引き続きそこの取組を努めてまいりたいと思います。

以上です。

○西銘純恵委員 やっぱり訪問ということが大事かと 思って、いろいろチラシとか言われるけれど、民生委 員の活用はとても大事だと思います。本人たちが自ら 行けないと、いろいろSNSに載せてもパソコンを 持っていないとか、いろいろ皆さんあると思うので、 ぜひ訪問でやっていただきたいなと思います。

次行きます、116ページ。

ちょっと飛ばしましたけれど、地域福祉の推進のと ころで、介護福祉士修学資金等貸付事業。この事業内 容と実績をお尋ねします。

**○安里克也福祉政策課長** 介護福祉士修学資金等貸付 事業でありますが、県内における福祉介護分野の人材 を確保するため、沖縄県社会福祉協議会に補助金を交 付しまして、介護福祉士等養成施設の在学者などで、 将来県内において介護福祉士等の業務に従事する方に 対しまして、修学資金の貸付けを行い、修学を容易に することによりまして、県内の介護福祉士等の養成、 確保を行うものであります。実績でありますが、令和5年度は243名に対し、総額9003万6000円の貸付け決定を行っております。

以上であります。

○西銘純恵委員 介護福祉士があまりいないということで、いい事業なんですけれども、この養成施設に在学をしているというのは、県内に養成施設もあるんですか。何か県内に呼ぶようなことも先ほど答弁されたので。

**○安里克也福祉政策課長** 県内の介護福祉士養成施設は3校ございます。

**〇新垣新委員長** 平良識子委員。

**〇平良識子委員** よろしくお願いします。最後となりました。

110ページの軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成 事業ですけれども、重なって質疑が行われております が、改めて県が把握している対象となる児童数は何名 と、予算を計上しておりますか。

**〇大湾朝貴障害福祉課長** お答えします。

この対象となる児童が何名いるかというような把握 のほうは、県のほうではしていません。

**〇平良識子委員** そうしたら、実績として令和5年度 18市町村以外の児童への対応はできなかったというこ とでしょうか。

**〇大湾朝貴障害福祉課長** お答えします。

この事業を実施している市町村、実績があった市町村からは申請のあった児童に対しては、全て助成を行っているというふうに報告を受けております。

**〇平良識子委員** 252台を予算として措置したという ことですけれども、これはどのようにしてカウントし たんですか。

**〇大湾朝貴障害福祉課長** お答えします。

毎年度、予算を積算するに当たって、市町村のほうに要望調査をかけていまして、市町村から上がってきた件数が令和5年度は252台分だったというところになります。

○平良識子委員 ちょっと質疑の中で確認したいんですけれども、やはりこの未実施の市町村において助成事業を受けられていない子どもたちがいるとするならば、これは早急に改善しなければならないと思いますけれども、改めて答弁を問いたいと思います。

○大湾朝貴障害福祉課長 すみません、市での未実施はなくて、13町村、離島の小さい町村のほうで未実施となっております。

県のほうでは、毎年、そういった形で要望調査はかけていきますし、あとは先ほど申したとおり、必要な

児童の把握に努めるというところと。あとはやっぱり 乳幼児健診、3歳児健診等でそういったキャッチをし ていく必要があるかなと思っていますので、市町村の そういった保健医療関係としっかり連携を取って把握 するようにというところでお願いをしていこうと考え ています。

**〇平良識子委員** よろしくお願いいたします。

次に、112ページの生活困窮者の自立支援事業なんですけれども、この中でも住居確保給付金、改めて確認させていただきますが、前年度実績に基づいて予算編成しているということであります。予算以上に申請があった際には、これは補正を組んででも対応していくということで考えているのか、どう対応しているのかを伺います。

○又吉剛保護・援護課長 お答えいたします。

国庫補助事業になっておりますので、その際には国 に確認をさせていただいて、可能であれば補正を組ん で対応したいと思います。

**〇平良識子委員** 事情は私も分かりますので、今減ってはいますけれども、また申請に応じて予算以上に求められる場合には、国に補正を求めて、全ての方に対応ができるように重ねて要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

**○安里克也福祉政策課長** 先ほど、米須委員からアドバイザー派遣事業の委託先の確認がございまして、一般社団法人ADIとお答えしましたが、正確には一般社団法人ADI災害研究所となっております。

訂正しておわびいたします。

**〇新垣新委員長** 以上で、生活福祉部関係決算事項に 対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。 休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

**〇新垣新委員長** 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 次回は、明10月25日金曜日午前10時から委員会を開 きます。

委員の皆様、大変御苦労さまでした。 本日の委員会はこれをもって散会いたします。 沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣 新

# 令和6年第3回 沖縄県議会(定例会) 閉会中継続審査

# 土木環境委員会記録(第1号)

# 開会の日時、場所

年月日 令和6年10月24日(木曜日)

開 会午前10時4分散 会午後2時28分場 所第2委員会室

# 本日の委員会に付した事件

1 令 和 6 年 令和5年度沖縄県一般会計決算 第3回議会 の認定について(土木建築部所 認定第1号 管)

2 令和6年 令和5年度沖縄県下地島空港特 第3回議会 別会計決算の認定について 認定第5号

3 令和6年 令和5年度沖縄県宜野湾港整備 第3回議会 事業特別会計決算の認定につい 認定第12号 て

4 令 和 6 年 令和5年度沖縄県中城湾港(新 第3回議会 港地区)整備事業特別会計決算 認定第15号 の認定について

5 令 和 6 年 令和5年度沖縄県中城湾港マリ 第3回議会 ン・タウン特別会計決算の認定 認定第16号 について

6 令和 6 年 令和5年度沖縄県駐車場事業特 第3回議会 別会計決算の認定について 認定第17号

7 令 和 6 年 令和5年度沖縄県中城湾港(泡 第3回議会 瀬地区)臨海部土地造成事業特 認定第18号 別会計決算の認定について

8 令 和 6 年 令和5年度沖縄県流域下水道事 第3回議会 業会計決算の認定について 認定第24号

#### 出席委員

委員長 仲 里 全 孝 副委員長 糸 数 昌 洋 委 員 喜屋武 力 大 屋 政 善 下 地 康 教 玉 城 健一郎 山内 末 子 新 垣 光 栄 瑞慶覧 長 風

#### 欠席委員

委員又吉清義 中川京貴 比嘉瑞己

※決算議案の審査等に関する基本的事項 4(6)に基づき、監査委員である又 吉清義委員は調査に加わらない。

#### 説明した者の職・氏名

土 木 建 築 部 長 前川 智 宏 土 木 総 務 課 長 山里 永 悟 道 路 街 路 課 長 前武當 聡 路 管 博 道 理 課 長 奥 間 正 道 路管理課室 長 地 建 下 河 Ш 課 長 大 湾 朝 亮 災 岸 防 課 長 上 呂 海 Ш 港 湾 課 長 高 良 亨 都市計画・モノレール課 砂 辺 秀 樹 都市モノレール室長 市公園 課 長 納 久 都 喜 下 水 道 課 長 平安山 明 彦 課 建 築 指 獐 長 知 念 秀 起 住 宅 課 長 真 紀 當 Щ

**〇仲里全孝委員長** ただいまから土木環境委員会を 開会いたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和6年第3回議会認定第1号、同認定第5号、同認定第12号、同認定第15号から認定第18号まで、及び認定第24号の決算8件の調査を一括して議題といたします。

まず初めに、土木建築部長から土木建築部関係決算事項の概要説明を求めます。

前川智宏土木建築部長。

**〇前川智宏土木建築部長** 本日も御審査をよろしく お願い申し上げます。

令和5年度土木建築部の一般会計、下地島空港特別会計をはじめとする6特別会計及び企業会計である流域下水道会計における歳入歳出決算の概要を御

説明いたします。

ただいま、表示同期しました歳入歳出決算説明資料(土木建築部)を御覧ください。

それでは、説明資料1ページを御覧ください。

企業会計を除く土木建築部の歳入は、予算現額 (A) 1052億7746万4542円に対し、調定額(B) 696億9203万1520円、収入済額(C) 691億283万6686円、収入未済額(E) 4億8909万3252円であり、収入済額の調定額に対する割合、収入比率は99.2%となっております。また、不納欠損額(D)は1億10万1582円となっております。

表示同期しました2ページを御覧ください。

歳出総額は、予算現額(A) 1212億2474万3317円に対し、支出済額(B) 797億9009万6028円で、支出済額の予算現額に対する割合、執行率は65.8%となっております。繰越額(C) は384億4355万1872円で、繰越率は31.7%となっております。不用額(D)は、29億9109万5417円で、不用率は2.5%となっております。。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説 明いたします。

表示同期しました3ページを御覧ください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額(A) 1029億1070万9442円に対し、調定額(B) 675億1842万8169円で、収入済額(C) 669億5337万3668円、収入未済額(E) 4億6495万2919円であり、収入比率は99.2%となっております。また、不納欠損額(D)は1億10万1582円となっております。

収入未済及び不納欠損の主なものを款別に見ますと、(款)使用料及び手数料の収入未済額が4億1841万5761円となっており、収入未済の主な理由は、県営住宅使用料の滞納によるものです。

また、(款)使用料及び手数料の不納欠損額が2139万 8895円となっており、不納欠損の主な理由は、県営 住宅使用料未収金の時効の援用によるものです。

続きまして、4ページを御覧ください。

(款)諸収入の収入未済額は4653万7158円で、収入未済の主な理由としては、談合問題に係る違約金の未収金によるものです。

また、(款)諸収入の不納欠損額は7870万2687円で、 主な理由としては、談合違約金等に係る時効援用に よるものです。

続きまして、5ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)1188億5798万8217円に対

し、支出済額(B)777億9814万8027円で、執行率は65.5%となっております。繰越額(C)は383億535万9732円で、繰越率は32.2%となっております。不用額(D)は27億5448万458円で、不用率は2.3%となっております。

繰越しの主な理由は、国の補正予算関連事業の適 正な工期の確保や、計画の変更等によるものです。

また、不用の主な理由としましては、6ページの (項)空港費(目)空港建設費における公共離島空 港整備事業において、工法・設計の見直し、用地交 渉の難航等による執行残が生じたこと等によるもの です。

続いて、特別会計の決算について御説明いたしま す。

7ページを御覧ください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が予算現額(A)9億3187万1000円に対し、調定額(B)8億1709万6591円、収入済額(C)8億1544万9951円、収入未済額(E)164万6640円であり、収入済額の調定額に対する割合、収入比率は99.8%となっております。

続きまして、9ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)9億3187万1000円に対し、 支出済額(B)8億1322万7096円で、執行率は87.3% となっております。不用額(D)は1億1864万3904円 で、不用率は12.7%となっております。

不用の主な理由は、航空灯火・電力監視制御装置 改良工事及び進入灯・閃光灯改良工事の工事設計変 更に伴う経費の減額によるものです。

10ページを御覧ください。

次に、宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が予算現額(A)5億4288万6000円に対し、調定額(B)5億942万3378円、収入済額(C)4億9522万5998円、収入未済額(E)1419万7380円であり、収入比率は97.2%となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る違約金及 び宜野湾港マリーナに係る使用料の未収金であります。

続きまして、11ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)5億4288万6000円に対し、 支出済額(B)が4億7116万1008円で、執行率は86.8% となっております。繰越額(C)は5182万1000円で、 繰越率は9.5%となっております。不用額(D)は 1990万3992円で、不用率は3.7%となっております。

繰越しの主な理由は、給水給電施設更新の仕様等 詳細について、港湾利用者及び関係機関との調整に 不測の時間を要したことによるものです。

12ページを御覧ください。

続いて、中城湾港(新港地区)整備事業特別会計の決算については、歳入が予算現額(A)3億2829万2000円に対し、調定額(B)2億4858万9200円、収入済額(C)2億4764万648円、収入未済額(E)94万8552円であり、収入比率は99.6%となっております。

収入未済の主な理由は、中城湾港(新港地区)に 係る使用料の未収金であります。

続きまして、13ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)3億2829万2000円に対し、 支出済額(B)が2億4752万6365円で、執行率は75.4% となっております。繰越額(C)は6677万8400円で、 繰越率は20.3%となっております。不用額(D)は 1398万7235円で、不用率は4.3%となっております。

繰越しの主な理由は、荷さばき地舗装工事について、現場を掘削したところ路床改良が必要になったことから、年度内完了が困難となったことによるものです。

14ページを御覧ください。

続いて、中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、歳入が予算現額(A)2億4391万800円に対し、調定額(B)2億3921万80円、収入済額(C)2億3186万2319円、収入未済額(E)734万7761円であり、収入比率は96.9%となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る違約金の 未収金であります。

15ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A) 2億4391万8000円に対し、 支出済額(B)が2億548万872円で、執行率は84.2% となっております。繰越額(C)は750万円で、繰越 率は3.1%となっております。不用額(D)は3093万 7128円で、不用率は12.7%となっております。

不用の主な理由は、分筆合筆測量業務及びフェンス設置工事等の執行残であります。

16ページを御覧ください。

続いて、駐車場事業特別会計の決算については、 歳入が予算現額(A)5798万6000円に対し、調定額 (B)1億911万5032円で、収入済額も調定額と同額 となっております。

17ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A) 5798万6000円に対し、支 出済額が575万8632円で、執行率は9.9%となってお ります。不用額(D) は5222万7368円で、不用率は 90.1%となっております。

不用の主な理由は、(目) 駐車場建設費において、

令和5年10月に開始されるインボイス制度に対応するため予定していた駐車料金精算機の更新を、軽易な改修で対応できたことによるものです。

18ページを御覧ください。

続いて、中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明します。

歳入が予算現額(A) 2億6180万2100円に対し、 調定額(B) 2億5016万9070円で、収入済額も調定 額と同額であります。

19ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A) 2億6180万2100円に対し、 支出済額(B)が2億4879万4028円で、執行率は95.0% となっております。繰越額(C)は1209万2740円で、 繰越率は4.6%となっております。不用額(D)は91万 5332円で、不用率は0.4%となっております。

繰越しの主な理由は、工事用道路について、工事 車両の通行にあたっての安全保全方法の調整に不測 の時間を要したことによるものです。

最後に、流域下水道事業会計については、令和2年度から地方公営企業法を適用しまして、公営企業会計に移行していますので、沖縄県流域下水道事業会計決算書に基づいて御説明いたします。

ただいま表示同期しております沖縄県流域下水道 事業会計決算書を御覧ください。

それでは、決算書の1ページを御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について 御説明いたします。

収入の第1款、流域下水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計116億8606万6000円に対し、決算額は117億959万7462円で、予算額に比べて2353万1462円の増収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益の決算額が予算額を934万9169円、第2項の営業外収益の決算額が予算額を1321万6248円、それぞれ上回ったこと等によるものであります。

次に、支出の第1款、流域下水道事業費用は、予算額合計127億4000万7530円に対して、決算額は113億5913万8340円で、翌年度への繰越額が1億3722万5000円、不用額が12億4364万4190円となっております。

不用額の主な理由は、第1項の営業費用における 委託料及び動力費の実績が見込みを下回ったことに よるものであります。

2ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計96億7805万3094円に対して、決算額は65億1702万2054円で、予算額に比べて31億6103万1040円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、 第2項の国庫補助金が減少したこと等によるもので あります。

次に、支出の第1款、資本的支出は、予算額合計 113億5097万5720円に対して、決算額は78億3281万 3343円で、翌年度への繰越額が30億1240万7086円、 不用額が5億575万5291円となっております。

繰越しが生じた主な理由は、第1項の建設改良費において、工事実施に際し、計画変更の検討や関係機関との協議等に不測の日数を要したことによるものです。また、不用額の主な理由は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものです。

3ページを御覧ください。

損益計算書に基づきまして、経営成績について御 説明いたします。

1の営業収益50億5384万1981円に対して、2の営業費用は106億4287万1369円で、55億8902万9388円の営業損失が生じております。

4ページを御覧ください。

3の営業外収益60億1557万8507円に対して、4の 営業外費用が2億8817万4561円で、右端上から1行 目になりますが、57億2740万3946円の営業外利益が 生じており、経常利益は1億3837万4558円となって おります。5の特別利益を加味した当年度の純利益 は1億3928万8390円となり、この当年度純利益が当 年度未処分利益剰余金となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について、御説明いたします。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の 前年度末残高200億8859万1376円に対し、当年度変動 額が1億3928万8390円増加したことにより、資本合 計の当年度末残高は202億2787万9766円となっており ます。

6ページを御覧ください。

剰余金処分計算書について、御説明いたします。 右端にあります未処分利益剰余金については、当 年度末残高1億3928万8390円の全額を、今後の企業 債償還に充てるため、沖縄県流域下水道事業の設置 等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、減債 積立金に積み立てることにしております。

7ページを御覧ください。

貸借対照表に基づきまして、財政状態について御 説明いたします。

まず、資産の部については、最下段になりますが、資産合計1451億1943万3861円となっております。

9ページを御覧ください。

負債の部については、右端上から2行目になりますが、負債合計1248億9155万4095円となっております。

資本の部については、右端下から2行目になりますが、資本合計202億2787万9766円となっております。 負債資本合計については、最下段になりますが、 1451億1943万3861円となっております。

なお、10ページ及び11ページは決算に関する注記、また13ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上で、土木建築部の概要説明を終わります。 御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**〇仲里全孝委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑については、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際に その旨を発言するものとし、明10月25日、本委員会 の質疑終了後に改めて、その理由の説明を求めるこ とにいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括 質疑を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞 きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するよう お願いします。

その後、決算特別委員会における総括質疑について意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することといたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算 特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

それでは、これより直ちに土木建築部関係決算事項に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

**〇喜屋武力委員** よろしくお願いします。

440ページ、中城湾の整備事業ですね。事業の実績、 当初予算額55億8497万2000円、決算額45億6148万7000円で、繰越額、24億9272万9000円となっているが、執行率が64.3%となっています。工事内容について伺いたい。お願いします。

〇高良亨港湾課長 中城湾港整備の執行率が64.3% となっている主な要因は、泡瀬地区において令和5年 度末に確保した18億3000万円の補正予算の繰越しで ございます。令和5年度予算の工事内容は、物揚場 の地盤改良工事と橋梁上部工の工事となっておりま す。

**○喜屋武力委員** 完成まで、35.7%の残金で完了まで終える見込みなのか、またほかに補正予算を組むこともあるのか、これについてどういったものが残っているのかお答えください。

○高良亨港湾課長 この工事につきましては、泡瀬 工区の社会資本整備総合交付金とハード交付金に なってございます。主な内容としましては、県の埋 立工事9へクタールに係る護岸、物揚場、埋立土砂 プラス県道20号線の橋梁の整備となってございます。 残りの35%分につきましては、それぞれ継続して事 業を鋭意推進していくというところでございます。 以上です。

# ○喜屋武力委員 次に進みますね。

466ページですね。湾港の長寿命化事業ですね。事業の実績、老朽化した施設、防波堤、岸壁、港湾施設用地、泊地、臨港道路等の修繕工事、執行率43.3%について伺います。完了予定はいつなのか、工期はいつまでなのかお願いします。

#### ○高良亨港湾課長 お答えいたします。

県では、防波堤、航路、泊地、岸壁など、1700を超える港湾施設を管理してございまして、港湾利用者の安全確保を図ることを目的に、港湾長寿命化事業で計画的な施設の補修に取り組んでいるところでございます。執行率が43.3%にとどまった主な理由といたしましては、本部港渡久地地区のしゅんせつ工事において、地元の意見を踏まえ環境調査を実施する必要が生じたことから、当該工事を繰り越した結果によるものです。

以上です。

**○喜屋武力委員** だから、先ほど、この本部港の件について、いつ頃までにこれをまとめて工事を完了しようと考えているのか。

○高良亨港湾課長 当該事業につきましては、施設の安全性、重要性、補修の難易度や費用などを考慮し、補修方法等を踏まえ、限られた予算の中、優先順位をつけて対応してございます。港湾の安全・安心な利用を図るため、今後も適宜、点検、補修等の増加が見込まれることから、継続的に取り組む必要があるというふうに考えております。

以上です。

〇仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から執行部に対して、完 了予定はいつ頃かと質疑に答弁するよう指 示があった。)

〇仲里全孝委員長 再開いたします。

○高良亨港湾課長 この港湾長寿命化事業というところで、先ほどの1700の港湾施設があるというところで、これはもう随時、日常点検もやりながら継続して、この事業のほうは執行していくというところで、トータルが、今これ事業のほうが総務省の起債事業のほうになってございまして、現在として令和8年度までということで定義はされているというところでございます。

**〇喜屋武力委員** 本部港のこのしゅんせつ工事の完 了予定工期はいつ頃なのか。

○高良亨港湾課長 この本部港につきましては、 ちょっと事業費が大きくございまして、予算の貼付 け具合にもよりますが、二、三年はこれからかかる かというふうに考えております。

**〇喜屋武力委員** よろしいです。進めます。

476ページですね。沖縄県居住支援協議会事業推進補助金、この事業内容と住宅確保ですね。要配慮者への相談窓口を設ける市町村居住支援協議会の設立に向けての勉強会、新たな住宅セーフティーネット制度の周知のための説明会の取組とありますが、他府県より遅れている状況について伺います。

○當山真紀住宅課長 御説明します。

本事業では、沖縄県居住支援協議会によるあんしん賃貸支援事業の実施や、また、専門相談員による 入居相談などの支援に取り組んでおります。あわせて、各地域での居住支援の核となる市町村居住支援協議会の設立に向けて、県は居住支援に関するシンポジウムや市町村担当者説明会の開催、また、戸別訪問による周知活動、そして、国の伴走支援プログラムの活用などに取り組み、市町村を支援しております。

**○喜屋武力委員** ちょっと取組が、沖縄県は遅れているような感じがするんですよ。なぜ遅れているの

か。各市町村とのこの懇談会とか相談会とか、この 取組がなぜこんなに遅れたのかなということを聞き たい。お願いします。

#### **〇當山真紀住宅課長** お答えします。

まず、居住支援協議会の設立ですけれども、市町村単位での設立については、県内では沖縄市1か所の設立となっている状況です。ただ、全国的に見ましても、その市町村単位での設立というのが、たしか100自治体という数に、今なっております。

市町村協議会の設立に向けた県の取組としましては、先ほども申し上げましたように、シンポジウムですとか説明会の開催、また、戸別訪問で各市町村に説明に回ったりですとか、あと、国のこの伴走支援というプログラム、市町村の居住支援協議会の立ち上げに特化したものになるんですけれども、これも県としてエントリーしまして、今、3つの市がこの伴走支援のプログラムに参加しているという状況です。県としては、その取組が特段遅れているということはないと認識しております。

**○喜屋武力委員** できるだけ早めにこういった人たちが助かるようにお願いしたいと思います。

進めます。212から221ページ、沖縄県歳入歳出決算書ですね。河川海岸費それぞれの補正予算額の減額となっておりますが、執行率が低くなっている事業の説明を伺います。

**〇大湾朝亮河川課長** よろしくお願いいたします。

河川改良費において、補正の減額、補正をしている主な理由といたしましては、社会資本整備総合交付金及び防衛施設周辺障害防止事業に係る令和5年度の当初予算における国からの内定通知が、予算編成後となったことから、県の当初予算との差異が生じたことに伴いまして、減額補正となったものであります。

以上です。

- ○喜屋武力委員 これは海岸も一緒ですか。
- 〇川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

河川海岸費のうち海岸保全費の減額理由につきましては、河川事業と同様に国庫内示減に伴う減額というふうになってございます。

以上です。

**〇喜屋武力委員** 次へ進みます。

254ページですね、歳入歳出決算書。土木施設災害 復旧費の20億590万6800円、執行率の低さが目立ちま すが、これの説明ください。

〇川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

公共土木施設の災害につきましては、被災後、直

ちに各施設管理者におきまして被害状況を調査しまして、災害復旧事業の採択に向けた被害報告を行いまして、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき国へ国庫負担申請を行います。国による災害査定の後、工事を行うこととなっております。

令和5年度におきましては、令和5年8月に災害が発生し、災害査定を令和5年12月に実施したことから、所要の工期を確保するため翌債承認を得ておりまして、発注の大半が令和6年度となったため、執行率が低くなっております。

現在、令和5年度の災害につきましては、全て工 事契約済みとなっておりまして、早期の災害復旧に 向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○喜屋武力委員 ちなみに何か所ぐらいありますか。 ○川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

令和5年につきましては、県管理施設については 河川が1か所、これは2級河川、羽地大川でござい ます。あと、道路につきましては2か所、こちらは 一般国道449号で2か所ございます。あとは、港湾に つきましては3か所ございまして、中城湾港の西原 与那原地区の護岸、あと、本部港の本部地区の岸壁、 あと、金武湾港海岸の屋嘉地区の護岸の計6か所と いうふうになってございます。

以上でございます。

- ○喜屋武力委員 下水道決算書ですね、17ページ。 下水道事業改良工事の状況、具志川処理区管路改築 工事(R5-1)、老朽化した管路の改築、1億1168万 1900円について説明ください。
- 〇平安山明彦下水道課長 お答えいたします。

具志川処理区管路改築工事(R5-1)は、中城湾流域下水道具志川処理区の北中城幹線約6キロメートルのうち、沖縄市泡瀬地内の老朽化した管路75メートルとマンホール2基を改築更新する工事であります。

以上でございます。

〇喜屋武力委員 18ページですね。下水道事業の業務の中で、業務量で令和5年度の8月の流入下水量がここだけ多くなっているんですよ、倍近く。この時期は毎年このようなものなのか、説明ください。

〇平安山明彦下水道課長 お答えいたします。

下水道は構造上、マンホール蓋穴などから一定の 雨水等が管内に進入するため、台風や梅雨により降 水量が多かった月は流入下水量も増加傾向にありま す。

令和5年度は8月が台風6号の影響で、令和4年

度は5月と6月が梅雨の影響で降水量が多かったことから、流入下水量は当該月が多くなっております。 以上でございます。

**○喜屋武力委員** この令和5年度の8月だけが相当 多くなっているんですよ。それはなぜなのかという ことで、もう一回お願いします。

〇平安山明彦下水道課長 お答えいたします。

令和5年度の8月は台風6号の影響で降水量が多くなったため、マンホール蓋穴などから雨水が入り込んで、流入下水量が多くなっております。

以上でございます。

**○喜屋武力委員** ありがとうございました。終わります。

〇仲里全孝委員長 喜屋武力委員の質疑は終わりま した。

大屋政善委員。

**〇大屋政善委員** 5ページの道路橋りょう費ですね。 道路橋りょう費についてちょっと質疑をさせていた だきます。

まず、予算額249億円のうち132億の繰越しが出ているということは、額が大き過ぎると。その件について、皆さんの計画性のある事業執行を求めるんですが、その件についてお答えお願いします。

**○前武當聡道路街路課長** お答えします。

項の道路橋りょう費の中で目が3つございまして、 道路街路課所管につきましては主に目の道路新設改 良費で事業を展開しております。目の中にちょっと 記載はないんですが、事業としましては北部振興事 業費だとか、地域連携道路事業費、あと、高規格イ ンターアクセス道路整備事業費と社会資本整備総合 交付金、あと沖縄振興公共投資交付金、そういった もので道路整備を行っているところでございます。

今、歳出決算書の中にあります道路新設改良費の中で、道路街路課所管分の執行状況をちょっと御説明させていただきます。道路街路課分の予算現額が約146億5000万となっておりまして、支出済額が約85億9000万。繰越額が60億3000万となっております。不用額につきましては約3000万というところで、道路街路課分の執行状況としては以上でございます。
〇大屋政善委員 不用額の3000万余り、大きいような関じがしませた。それで、全ちのようご道路の構

○入屋政告委員 不用額の3000万余り、人さいよりな感じがしますね。それで、今あのハシゴ道路の横の県道整備が非常に悪いと。ハシゴ道路、東と西を結ぶ道路の渋滞がもう毎日、連日続いているということは、東西の格差の大きな原因であると。今までの執行率の遅れの原因、一括交付金が足りないとの説明だったと思うんですが、毎回そういう答弁であっ

たと思うんですよ。市民感情からしても、大きな繰越しはあまりよくないのじゃないかなと思うんですが、その見解をお願いします。

**○前川智宏土木建築部長** お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、計画的な道路整備を進める上で、東西の整備を主に県が行っておりまして、ハード交付金が少ないと言われる中、このように繰越しが多いということは、予算獲得する面からも、道路整備する面からも、これは改善すべきであると思っております。繰越しの主な理由などでございますが、用地買収の問題であったりですとか、関係機関との調整などがございまして、一定程度――予算の規模によらず、道路工事などではどうしてもそういったところで繰越しが生じてしまうというのが現実ではございます。

しかしながら、予算が足りないという主張を毎議会のようにやっておりますので、当然のことながら、その執行の向上に努めるというところは重要と思っておりますので、今後とも部一丸となって執行率の向上に努めてまいり、予算の確保につなげていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○大屋政善委員 毎回、伊計平良川線について一般 質問をやっておりますが、50年近くも予算が冷え込 んでいると。いつ終えるか分からないということか らしても、こういう路線に計画的に張りつけたらど うですかと思うんですが、その見解をお願いします。 〇前川智宏土木建築部長 今、道路事業、それから 街路事業等ございます。限られた予算を選択と集中 ということで、なるべくその整備効果が発現できる ところに集中しようというところでやっておりまし て、箇所数が多いもんですから、限られた予算を全 体的に配分いたしますと、なかなかその全体として の有機的な道路網の形成が図れないというところか ら、今は限られた予算をよりその整備効果の発現で きるところに集中して取り組んでいるというところ はございます。いずれにしましても、全体的に予算 が不足していて、十分予算配分できない箇所がある というところは認識をしておりますので、全体的な 予算の確保に努めていきながら、今、十分予算が配 分できていない路線についても完成を目指して取り 組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○大屋政善委員** このような計画的な実行が見通せないようでは、皮肉な言い方になるかもしれませんが、今の県政、要するに物事を進めるのに、計画性

を持った事業執行能力がないように思われるんです が、どうですか。

○前川智宏土木建築部長 本決算資料でも繰越で説明をさせていただいてはいるところでございます。 土木建築部の事業は、当然用地が絡んだりですとか、警察など関係機関との協議、また農政上の課題との調整など、いろいろございまして、ちょっと言い訳がましいかもしれませんが、どうしても幾ばくかの繰越しが生じているのはやむを得ないというふうに考えているところではございます。

ただし、そういった課題をなるべく前もって解決できるように、情報を共有しながら、各事務所長との定期的な会議を持ったり、執行管理をするなどして効果的な整備に取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

○大屋政善委員 平成10年前後、大田県政時代になりますかね、そのときの沖縄県の総予算が4700億円。たしか調べてみますと皆さんのところも1500億ぐらいあったと思うんですよ。今現在800億ですよね。そういう中で、そのときは大型プロジェクトも多々、たくさんあったと思うんですが、ある新聞を見たら、総合事務局で働いていた──名前はちょっと分かりませんが、皆さんの予算執行能力を疑うというね、こういう新聞記事があったんですよ。そのことについて、今現在、800億円台ですよね、土木関係の予算。当時は1500億も持っていたと。それからすると、今現在もう800億円で、やはりそれがその程度の額で大丈夫と捉えてもよろしいですか。皆さんの執行能力も考えた場合に。

○前川智宏土木建築部長 今、ピーク時と比べて約55%という土木建築部の今の予算、状況ではございます。ただし、これは土木建築部のみならず県全体のことかもしれませんが、現状の予算で十分であるというふうには考えておりません。当然ながら、先ほど、限られた予算を選択と集中しているということも申し上げましたけれども、事業に着手したけれどもなかなか進まなかったり、また、今後は新規事業をやりたいけど、そういう立ち上げができなかったりということもございますので、現在の予算でもないうこともございますので、現在の予算であるとは考えておりませんので、予算の獲得をするために執行率を向上させることは、委員御指摘のとおり肝要であるというふうに考えております。

以上でございます。

**○大屋政善委員** 800億円という金額にこだわらず、 もっと大丈夫ということですよね。今の答弁から言 いますと。分かりました。

そういうことであれば、ちゃんと計画性を持ったことを予算もしっかりと割り当ててやっていただきたいと願っておきます。と申しますのは、私、伊計平良川線の出身であります。もう40年、50年、一向に進みません、一向に。そういうことで、ちゃんと予算の割当て、この計画性を持った、何年で終わる、何年から始まって何年で終わらすという、ちゃんと計画があればそれに沿った予算の割当てができると思うんですよ。その点についてお伺いします。

O前川智宏土木建築部長 道路事業を例に言いますと、当然その設計から一定程度の事業期間というのは、総事業費などから計画としては持っておりまして、その計画に基づいて予算を要求しているところではありますが、なかなかその予算要求のとおりにいっていないというところがございます。とはいえ、整備の必要性というのは、伊計平良川線もそうですが、十分認識をしておりますので、その点は現状十分な予算は配分できておりませんが、予算獲得に努めまして整備に向けて取り組んでいきたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○大屋政善委員 いや、だから、部長。はっきりと、いつからいつまでに終わらせるということをちゃんと計画してやれば、予算の割当てができるんじゃないですか。いつからいつまでという期限をしっかりとうたってもらいたいと。私、毎回一般質問でこれやりますよ。そういうことでお願いします。

最後に、港湾管理の島嶼地域。一般質問の中で、 島嶼地域の維持管理をやっているということがあっ たんですけど、去年の島嶼地域の港湾管理費はどの 程度ですか。与勝半島でよろしいです。

〇高良亨港湾課長 与勝半島付近の合計維持管理に 係る費用は約3200万ほどとなってございます。

**〇大屋政善委員** 与勝半島の港湾別にちょっとお願いします。

〇高良亨港湾課長 勝連半島の南側に位置する中城湾港の津堅地区で泊地のしゅんせつに2416万2000円、北側の金武湾港、屋慶名地区ですが、そこでは第2航路しゅんせつにおける調査測量設計業務に680万9000円などを実施してございます。

**〇大屋政善委員** 津堅と屋慶名で約3000万ということですよね。宮城、伊計、平安座、屋慶名港湾は全くゼロということで理解してよろしいですか。

○高良亨港湾課長 現時点のところはそうなりますね。いろいろ地区はございますが、今、令和5年度で割り当てている予算につきましては、この屋慶名、津堅というところでございます。

**○大屋政善委員** 現地を見たことありますか。

**〇高良亨港湾課長** 現場のほうは、伊計平良川、海中道路を渡って手前とか、その辺りは視察の確認のほうはやってございます。

○大屋政善委員 宮城港湾は毎日見ているんですが ね。大分傷んで段差が出ていますよ、宮城港湾も。 この突堤というのかな、船着場。大分段差が出て、 ガードレールは大分傷んでいます。そういうところ も、全部ちゃんと調査をして予算をつけるようにお 願いをして、終わります。

**○高良亨港湾課長** 現場のほうの確認で、あとは地元の関係市町村ですね、その辺りからのヒアリング等もやってございますので、その辺りは総合的に見ながら、現場のほうを確認し、予算の割当てをしていくというところで考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇仲里全孝委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 私はですね、資料の主要施策の成果に関する報告書を使って質問をしたいというふうに思います。439ページ、事業名が中城港湾の整備というところでありますけれども、執行率があまりよくないと、64.3%。翌年の繰越額があって、さらに不用額が4200万程度発生しています。その内容をお聞かせください。

O高良亨港湾課長 お答えいたします。

中城湾港の整備という中に4つございまして、1つ目は社会資本整備総合交付金、泡瀬工区につきましては泡瀬人工島へのアクセス道路として延長810メートルの橋梁を整備するものでございます。主な繰越理由といたしましては、令和5年度末に確保した8億3000万円の補正予算であり、令和6年9月末の契約ベースで100%の執行となっております。

2つ目の港湾改修費につきましては、令和2年度から港湾メンテナンス事業を活用いたしまして、海邦橋及び州崎橋の耐震化を進めているところでございます。令和5年度は、海邦橋の耐震補強が完了し、州崎橋下部工の耐震補強に着手したところです。主な繰越理由として、国庫債務負担の手続漏れによる関係機関との調整に日数を要したためです。

3つ目の沖縄振興公共投資交付金港湾については、 泡瀬人工島の埋立てを行うものであります。令和5年 度は、緑地部分の整備工事及び環境監視調査を行ったところです。主な繰越理由として、令和5年度末に確保した10億円の補正予算であり、令和6年9月末の契約ベースで95%の執行率となっております。

4つ目の中城湾港新港地区物流機能高度化等推進 事業は関係市町村と連携しながら、航路の拡充や産 業支援港湾としての物流機能向上に取り組むもので あります。令和5年度は、新たに博多港の実証実験 を実施したものです。本事業の執行率が32%となっ た主な理由は、輸送車両台数が大きく減少したこと により、運行回数が計画よりも下回る結果となりま して、船会社への経費補助として確保していた予算 を執行できなくなったことによるものです。

以上です。

○下地康教委員 不用額ですね、不用額が大きいのが2番の橋梁の耐震化補強の実施と、それと4番の中城港湾の物流機能高度化等推進事業、これが大きな不用額の内容だと思うんですけれども、まず2番の不用額1200万、これはどうなんですか。

この不用額、2番のね、港湾改修の臨港道路の耐震補強の不用額が1200万、これ国庫補助の手続が不手際があったということでありますけれども、それの内容を詳しく説明していただけますか。

〇高良亨港湾課長 まず、不用額1200万ですね、これは入札差金となってございます。あと、国庫債務負担手続というところの説明でございますが、土木建築部が所管する中城湾港(新港地区)州崎橋橋梁耐震補強工事の令和4年度の国庫債務負担行為、ゼロ国債の手続において、国と県の両方で債務負担行為手続を行うべきであったところを、他の交付金事業と同様に県の債務負担行為、ゼロ県債のみの手続で可能であると誤認し、国庫債務負担行為の手続が漏れていたものでございます。

以上です。

**○下地康教委員** これ、令和4年度の手続としてということですよね。それに、今回、令和5年度の決算においてどのような影響があったのか、それをお聞かせください。

○高良亨港湾課長 この国庫のほうを単費に置き換えて、事業のほうを執行したというところになりま

以上です。

〇山里永悟土木総務課長 令和4年度に受入れができなくなった国庫補助金相当額についてですが、令和5年の11月議会において、一般財源、県債に財源振替の補正予算を提出し、議決をいただいたと、御

承認いただいたといった手続がございました。

**○下地康教委員** 要するに国庫補助金の手続がうまくいかなかったので単費で手当てをしたということですけれども、その単費で手当てをしたということと、それともう一つ、単費で手当てをしたにもかかわらず約1200万円の不用が出ているというところをもう少し詳しく説明してください。

○高良亨港湾課長 この金額につきましては令和 4年度から令和5年度に繰り越した金額、予算となっ てございます。

〇仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から質疑の内容について説明があった。)

- 〇仲里全孝委員長 再開いたします。
- ○高良亨港湾課長 この不用額については、この令和4年度の不用額になりまして、令和5年度は決算ですから、令和4年度からの繰越しの予算と令和5年度の現年の予算がございます。なので、この不用額というのは、令和4年度の予算の繰越しの不用となってございまして、今のこの国庫債務負担というのはゼロ県債で、令和5年度の予算という話なので、令和4年度の予算と令和5年度の予算というのがちょっと今ダブってきているのかなと。今、1200万というのは令和4年度の事業費というところになります。
- 〇仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から答弁内容について説明があった。)

- 〇仲里全孝委員長 再開いたします。
- 〇高良亨港湾課長 すみません、何度も。

この不用というのは、基本的に令和4年度から令和5年度に繰り越した予算で、この繰り越した1200万を令和5年度に充てられないかというお話はございますが、もうこれは令和4年度予算なので、これで、令和4年度でもう締めますので、それをまた繰り越すということができないので不用にしたというところでございます。

この不用額と、令和5年度に補正をかけた単費というのは別物、関係ないという回答になります。

**○下地康教委員** 分かりました。

それと、4番の中城湾港の物流機能高度化推進事業ですけれども、これは当初予算では4500万が組まれていて、結局不用が3000万、大分その予算と不用、違いが大きいですよね。これは何でですか。

**〇高良亨港湾課長** これは実証実験、船を使って航路を開拓するというところですが、車両の台数が減っ

たというところで、あと運行回数も減ったというと ころで、精算という形で不用になったということで ございます。

○下地康教委員 これね、要するに中城港のその施設を効率的に、稼働率というか、施設の利用の効率を上げようということで航路を新しく開設をして、経済を喚起しようということだと思うんですけれども、それにしても当初の設計の額と実際執行した額がもう、およそ3分の1ぐらい。なぜこういう積算をしたのか、適切な積算だったのか、それですよ。

○高良亨港湾課長 当初の設定金額の積算なんですが、まずはこの船会社とか、あと荷主とか、その辺りと関係港湾利用者のほうとヒアリングをしながら、この金額が妥当だという形で発注をしてございます。発注をして、実際、積荷を乗せるというところで最終的には精算という形になるんですが、思いのほかこの車両台数が伸びてこなかったということで精算という形になって、当初の3分の1程度の金額に収まったというところでございます。

○下地康教委員 いや、これあまりにも数字が違い 過ぎます。要するに、積算が甘かったんじゃないか という話ですよ。ヒアリングしてみたら数が少なかっ たというような、これちょっと予算を組む場合のそ の積算が甘かったのではないかと。それと、この航 路を開拓するというのは、これだけのお金でその調 査ができるんですか。それとも、この調査というの は継続をすることになっているんですか、どうです か。

○高良亨港湾課長 この博多航路、実態は今そういう結果が出てございますので、委員御指摘のとおり、ちょっとまたヒアリングをかけまして、その辺の航路の貨物等々をヒアリングを通して確認して、また再度、実証実験に持っていきたいというふうに考えてございます。

**○下地康教委員** そもそも、この業務の目的という ものをもう一度聞かせてください。

〇高良亨港湾課長 この業務の目的ですが、この当該地区、中城湾港の新港地区における海上物流サービスの充実に向け航路を拡充するため、令和5年度から新規事業ということで、博多航路の実証実験に実施する経費として予算を計上したというところでございます。

**○下地康教委員** この新たな航路を開発するということは、要するにその航路において接岸できる岸壁があるということですよね。ということは、今まで接岸できるような岸壁が利用をされていたのか、稼

働率も含めてですよ。これにちょっと問題があるのかなというふうには思うんですけれども、つまり、 その辺りはどうなんですか。

○高良亨港湾課長 中城新港地区、この岸壁につきましては東と西ということで埠頭のほうが位置づけられておりまして、この博多港の実証実験をしているところは、東埠頭になってございます。そこの岸壁の利用状況ですが、この岸壁はマイナス11メートルの岸壁で、それを使用しておりまして、その前身の京阪航路のほうがついてございますので、岸壁利用率が、現時点ではそんなに多いほうではないと、岸壁利用率を上げることも目的の一つとして、航路の拡充ということで京阪に続いて博多航路の実証実験をしたというところでございます。

○下地康教委員 それと、これ岸壁の稼働率だけではないと思うんですね。要するに、背後の荷さばき地、それと埠頭用地、それが本当にしっかりと稼働しているのか、また、その中部圏における経済に寄与しているのか、その辺りが、それとまた那覇港と連携をして港間での役割分担、今までの計画をされているはずですから、その役割分担がどこまで達成できているのか。現状としては、それが厳しい状況だということでその委託業務をかけていると思うんですけども、これはしっかりと積算をして、それでまた足りないから不用にしたということではなくて、これは調査をする項目というのはいっぱいあるはずなんですよ。それをしっかりと執行して、またその航路の新設に結びつけるようなことをやっていただきたいというふうに要望します。

次の質問に移ります。

それと、450ページの無電柱化推進事業です。これは無電柱化事業が、これ稼働率が30%だということですけども、それの理由を聞かせてください。

〇奥間正博道路管理課長 無電柱化事業につきましては、国が進める減災・防災、国土強靱化のための5か年加速化対策を進めている中での補正予算ということで補正予算を措置されたこと及び入札不調及びそれに伴う工期の適正化ということで、それを確保したために繰り越したのが主な要因となっております。

**○下地康教委員** それは、内容は分かるんですけど、なぜこの30%しか執行していないのか。要するに、どのぐらいの影響があったのかという話ですよね。

〇奥間正博道路管理課長 補正予算で年度途中に補 正をいただきましたので、契約自体が年度末に立ち まして、支出は契約保証金というか前払金のみにな りましたので、支出の率が下がってしまったということになっております。

**○下地康教委員** 補正の時期とか、そういったものがいろいろあるとは思うんですけども、またしっかりと執行をしていただきたいというふうに思います。

最後に、実を言いますと、安和の桟橋の出口における死亡事故に関する問題についてちょっと意見を申し上げたいと思うんですけどもね。というのは、この件について、令和4年の12月に琉球セメントから北部事務所に、安全対策としてのガードレールの設置要請が出ています。それに対して、現在までその対策ができなかったということですね。再三にわたってその要請が出ていたんですけれども、令和5年度の決算というところではあるんですけども、ただ、私としてはこの令和5年度にも、当初予算も含めて、これ補正も含めてその対策を取るべきではなかったかというふうには思うんですけれども、その辺り、部長はどう思いますか。

〇仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から質疑の内容について 確認があった。)

〇仲里全孝委員長 再開いたします。

○下地康教委員 令和4年度に安和の安全対策をしてくれというような要望があったということで、道路管理費においてその安全対策をゼロと、安和に関してそういうふうに今までなっています。そして今回、令和6年度においては死亡事故が発生をしたということに鑑みて、令和5年度の決算として道路管理に入れておくべきだったのかというようなことを土木建築部長としてどう捉えるか、答弁いただきたいと思います。

○奥間正博道路管理課長 令和4年12月に、事業者から安和桟橋付近の安全対策として、道路管理者によるガードレール設置について問合せがありました。また、令和5年6月には、道路法第24条に基づき、事業者の負担によりガードパイプを設置したいとの照会がございました。北部土木事務所では、当該箇所は歩道であることからガードレールの設置の予定はないこと、事業者によるガードパイプの設置は歩行者の横断を制限すること等から、同法第24条に基づく承認はできない旨を回答しております。

以上です。

○下地康教委員 この答弁に対してちょっと疑問があるんですけれども、というのは、今回9月議会において、警察本部長は、巻込み部は道路交通法によっては車道であるというふうな判断をしています。そ

ういう意味では皆さん方、どうなんですか。この歩 道に関して、歩道であるというふうな判断をしてい ますけれど。

〇奥間正博道路管理課長 道路構造令では、歩道は 専ら歩行者の通行の用に供する部分、また車道は専 ら車両の通行の用に供する部分とされております。 当該箇所におきましては、車両乗り入れ部という定 義がございます。

以上です。

**〇下地康教委員** それでは、道路管理者としての道路法による理解と、それと道路交通法による理解というのは、この乗り入れ口に関しては相違があるということなんでしょうか。

それぞれの解釈があるというところでございます。 **○下地康教委員** これ、ちょっとおかしいですよ。 1つのものに対して解釈が違うというのは、これは、 法律によって解釈が違うというのはおかしいですよ。 これは警察本部長との意見をしっかりと合わせてや

○前川智宏土木建築部長 それぞれの法律により、

**〇仲里全孝委員長** 質疑時間を超えましたので、下 地康教委員の質疑は終わります。

る必要があると思いますけど、どうですか。

山内末子委員。

〇山内末子委員 お願いします。

主要施策の成果に関する報告書からお願いします。 すみません、通告で結構出したんですけれど、聞 き取りの中での説明でほとんど理解はしております ので、何点かに絞ってお伺いをいたします。

まず、447ページですね。渋滞ボトルネック対策事業、継続ですけれど、この事業内容、もう少し具体的なことをお願いいたします。そして、今年度の場所についてお願いいたします。

**○前武當聡道路街路課長** 県では、慢性的な交通渋滞の緩和に向け、長期的な対策としまして、国と連携し、沖縄本島南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネットワークの構築に取り組んでいるところでございます。

また、短期的な取組としまして、国や県等の関係機関で構成する沖縄地方渋滞対策推進協議会におきまして、主要渋滞箇所及びその区間を特定しまして、各道路管理者にて優先的に渋滞ボトルネック対策を実施しているところでございます。

主要渋滞箇所につきましては、平成24年度に191か 所が特定されておりまして、これまでに58か所で対 策を実施し、効果検証を行った結果、令和5年度末 時点で残り166か所となってございます。令和5年度 につきましては、大謝名交差点の渋滞対策に取り組んだところでございます。

以上です。

○山内末子委員 全体的に191か所の中で、残で166か 所ということで、今年度は大謝名だけということに なりますと、残りもう相当な数が残っておりますよ ね。沖縄県の交通渋滞というのは本当にもう死活問 題だというようなことを言われている中で、この事 業の完了見込みというんですかね、これもずっと最 後まで、この中では平成29年度からで、完了とかそ ういうものがないみたいですけど、その方向性とし てはいつ頃までにこの全体的な重要拠点が整備でき るのか、この辺の見込みについてお聞かせください。 ○前武當聡道路街路課長 これまでに58か所対策を してきたと申し上げましたが、その後の特定箇所、 渋滞解消されて解除された箇所が32か所ございます。 平成24年以降、また新たに追加された箇所も7か所 ございますので、今後また、道路のネットワーク上 また渋滞が発生する箇所も出てくる可能性もござい ますので、一概にいつまでに終えるというのはなか なか言えない状況がございます。長期的な視点で、 ハシゴ道路ネットワークを早期に構築させていくと

〇山内末子委員 今年度までに、取りあえず45.8% の執行率ということですので、結構新しい道路ができたりすると違うところが渋滞をしたりと、今おっしゃるように、解決したとしてもその近くでまた新たな渋滞が起きたりというような、これがもう沖縄県の構造的な渋滞の、慢性化の渋滞の原因でもあるとは思うんですけど、そこをしっかり解消していかないと、どうしても渋滞は、もうどこでも渋滞しているということで、観光やいろんな物流、全てにおいてマイナスになっているところがとても大きくなっていると思います。

いうところが一番の回答になるのかなということで、

鋭意取り組んでいるところでございます。

その辺について、やはりもっとスピードアップを していかなければならないと思いますけれど、今回 その課題の中で、どうしても今の、最近のこの工事 の状況で入札不調だとかそういうことが書かれてお りますけど、もうそれを解消していくためにはどう やって何を、入札とかそういうことだけではなくて、 もう少し違う方法でのその解決方法、解消方法があ るのかどうかも含めてお願いいたします。

**○前武當聡道路街路課長** この渋滞ボトルネック対策につきましては、ハード交付金で、実施をしているところです。先ほど申し上げた道路事業につきま

しては、地域連携道路事業費、南部東道路と、あと幸地インター線、あと社会資本整備総合交付金、そういった事業で展開しておりますので、その道路予算に係るそういった事業費、その確保がまずは重大かなと思っているところです。道路の整備に関しましては、国と連携しながらしっかり取り組んでいこうというところでございます。

〇山内末子委員 工事については協議会のほうで、 優先順位を決めていくのかなというふうに思います けれど、その優先順位についても、やはり地域の実 態とかそういったことも踏まえた形で、ぜひしっか りとした優先順位をつけて、しっかりとした対策で この事業を遂行していただきたいと思います。よろ しくお願いいたします。

あと、同じく主要施策のほうからですけど、先ほどちょっとありました450ページ、無電柱化推進事業ですね。これ、たしか令和4年度に無電柱化計画、沖縄県でも計画を策定しているかと思いますけど、その策定をする中で、現状としては今何%ぐらい事業が遂行されているのかお聞かせください。

〇奥間正博道路管理課長 県内における無電柱化については、令和5年度末までに約175キロメートルが完了しております。無電柱化率は全国で8位、九州で1位となっております。

**〇山内末子委員** 計画として、全体ではどれだけ計画をしているんですか。

○奥間正博道路管理課長 21世紀ビジョンの整備目標に対しまして、97.8%の整備は終えております。 以上です。

〇山内末子委員 今、整備率としては九州で1位、 全国でも8位ということで、整備されているように 見えますけれど、沖縄のこの台風王国というんです かね、もうそのたびにやはり県民生活に大きな影響 を与えておりますし、世界ではやはり日本はこの無 電柱化はとても低いという意味では、観光立県沖縄 をこれからずっと大きく振興していくわけですから、 これはかなり力を入れていかないといけないと思っ ております。やはり観光地の中でも、シンガポール とか、そういった観光立国というところはもう100% 近い無電柱化で、日本はちなみにこれ何位でしたか ね、分かりますか。いえ、いいです。そういうとこ ろからも、ぜひここは部長、これかなり私たちの観 光、生活全てに大きな影響を与えていくかと思いま す。今、先ほどから全てにおいて、ハード交付金も 含めて、予算がない中ではありますけれど、予算が ない中でどうやって無電柱化の整備を進めていくか も、それ含めて優先順位とかね、これも考えていかなければならないと思っていますので、影響の大きいところからまずはやっていくとか、そういった優先順位であったり、予算の確保であったり、それについてぜひ部長の見解、意気込みをお聞かせください。

○前川智宏土木建築部長 無電柱化につきましては、 良好な沿道景観の形成ですとか電力の安定的な供給、 それから歩行空間の確保など、様々な理由がござい ます。これまでハード交付金、それから一部補助金 なども使いまして、県としては進んでいるところで はございますけれども、世界水準の観光地というと ころと比べるとやはり見劣りする部分もあるのかな と思っております。そういった面でも、観光立県と してはその点十分取組が必要であるというのと、台 風常襲地ということで、特に離島などではその必要 性が叫ばれていますので、まずはそういった計画を 各町村に立てていただくというところに傾注して今、 取り組んでいるところでございます。

引き続き電線地中化については、部を挙げて取り 組んでまいりたいと考えております。

**〇山内末子委員** ありがとうございます。頑張ってください。

あと1点だけ、簡単にお願いいたします。481ページ、離島港湾の整備についてです。

この件も、離島においてやはり港湾は本当に死活問 題、生活の大きな柱にもなっておりますので、相当 多くの離島から港湾の整備、老朽化しているとか、 そういう陳情とかもたくさんもう出ていますので、 これも金額、予算はあっても、どうしてもその執行 率が低くなっている、離島だからこそ余計にいろん な意味で工事が着手できないというか、いろんなリ スクがあったりしますので、これも同じようなこと ですけど、優先順位をしっかりつくっていただいて、 一番危険性のあるところとか、そういう地域とのコ ミュニケーション、地域と連携というのはとても重 要だと思いますので、その辺のところをしっかりやっ ていただいて工事予算をつけていく、事業を遂行し ていくということで、ぜひそこはお願いをしたいと 思います。たくさんある離島でしょうから、もうど こと言えませんので、そういった意味で、その件に ついても、やはり部長からまず見解と決意をお伺い して終わりたいと思います。

**〇前川智宏土木建築部長** 島嶼県である本県におきまして、港湾の整備というのは離島の振興、生活の向上等に不可欠なものであるというふうに考えてお

ります。

委員御指摘のとおり、各港湾から修繕ですとか新設の要望を数多く受けております。土木建築部としましては、限られた予算の中、地元と十分調整しながら優先順位をつけてその整備に取り組んでいるところでございます。

引き続き地元とよく調整をしながら、現場もよく 見て、優先順位をつけながら取り組んでまいりたい と考えております。

〇山内末子委員 以上です。ありがとうございます。 〇仲里全孝委員長 山内末子委員の質疑は終わりま した。

休憩いたします。

午前11時54分休憩 午後1時20分再開

〇仲里全孝委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。 新垣光栄委員。

**〇新垣光栄委員** それではよろしくお願いいたします。

資料ですね、歳入歳出決算資料のほうからお願いいたします。まず、通告はないんですけども、概念的に、今土木建築部では716億余りの予算額があって、そして調定が696億円ということで、この金額について、今、投資的経費が大分削られて予算がないということで様々な問題があると思います。しかし、この新規事業を採択するに当たって、やはり国との調整もしながら、この費用対効果も分析しながら予算要求して、5年のローリングとか3年のローリングを基準に予算が決定してくると思うんですけども、なかなか今、公共工事、投資的経費の部分でそういった予算が十分でないということで弊害が起きています。それに対して、今、予算全体として、部長、執行部のほうはどういうふうに考えておりますでしょうか。

**〇前川智宏土木建築部長** お答えをいたします。

午前中もお答えいたしましたけど、ピーク時に比べて五十数%の予算になっているということで、土木建築部といたしましては、必要額をそれぞれ根拠をもって国に説明し、予算の獲得に努めているところではございます。しかしながら、今十分な予算配分がございません。その影響で、道路ですとか河川の整備などが遅延している案件も今、散見される状況でございます。また、加えて、これは継続事業の進捗を見ながら、立ち上げようとしている新規事業の立ち上げがなかなかうまくいかないというところ

がございます。県としましてはそういった事情、予 算減額による影響、それから新規事業の立ち遅れな ど、国に説明しながら、必要額の確保に努めていき たいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新垣光栄委員 そういった必要額が、決算、予算のほうに生かされていないということで、今、当初予算額のほうで716億円ぐらいあったんですけど、本来は午前中の質問でもあったんですけど、1500億円近くあったということで、そういうこの弊害を除くとすれば、土木建築部としてはどれぐらいの予算規模が必要だとお考えでしょうか。

○前川智宏土木建築部長 予算規模について一概に どれぐらいというところは簡単に申し上げられない 部分はございますが、少なくとも県と市町村が予算 要求において国に説明している所要額については、 それぞれ整備効果の発現も十分期待される事業とい うふうに思っておりますので、要望額に近い措置が 得られるように今後も取り組んでいきたいと考えて いるところでございます。

**〇新垣光栄委員** ぜひ苦しい状況であるんですけど も、皆さんの頑張りに期待しておりますので、決算 のほうも今見ても苦しい状況にあるというのを実感 していますので、よろしくお願いいたします。

それに関連して、次、行きます。その中で道路維持費の部分があるんですけども、その道路維持費の部分に関して、今、街路樹のアカギ、ホウオウボク、デイゴ、リュウキュウマツ等の被害が出ております。そういう被害の現状と対策はどのように行われているのか。

〇奥間正博道路管理課長 道路の植栽管理に関する 予算は、道路維持において県単費道路維持費約14億 3000万円のうち、約6億円、沖縄フラワークリエイ ション事業で6億1000万円となっております。街路 樹の伐採については、病虫害や台風等による枯損木 や根上がりなどの問題改善を目的に実施しており、 令和5年度は約290本で、費用は約1800万円となって おります。

また、街路樹の強剪定については、病害虫対策や信号や標識等の視認性確保、車道の建築限界等の確保などを目的に実施しており、約700本で約2800万円となっております。

以上です。

**〇新垣光栄委員** その対策として、根こそぎ伐倒してしまうようなことがないように、また強剪定もなかなか県民の皆さんからは納得いかないものだと

思っておりますので、しっかりこの被害が、これ外来の害虫だと思いますので、しっかりその辺の被害について、これから環境部のほうにも話してあるんですけど、どうにか農薬で早期の状態のときに対応できないかということの提案をさせていこうと思っているんですけども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

**○下地建道路管理課室長** お答えいたします。

まず、松くい虫によるものでしたら、リュウキュウマツに対しまして、防除工といたしまして、薬剤を注入して、樹木自体の健全度を上げるということで、被害から守るというものもできます。また、アカギとかにつきますヨコバイという病害虫につきましては、薬剤をついたもの、葉っぱとかに薬剤を散布して除去するという方法もあるというのは聞いています。ただ、これを散布するに当たっては、全面、歩行者が通らない状態にしないといけないとかという課題がございますので、そういうのもまたクリアしながらやっていければと、今ちょっと関係機関と意見交換しているところです。

以上です。

○新垣光栄委員 私は薬剤が悪いとは……。やはり今一般的に農薬散布というと相当抵抗があると思うし、私たち人間も風邪を引いたり、コロナだったり、ワクチンを打つわけですから、早期の外来の害虫が入ったときには有効ではないかなと。それで台湾とかシンガポールとか、いろんな成功している事例があると思いますので、その辺にしっかり調査を、ぜひもえてこないものですから、今回の予算にも。次年度のその予算も含めて、海外だったり、そういう先進事例を学べるようなところに職員を派遣して、どんどん対策をやっていただいたらいいなと思うんですけど、どうでしょうか、部長、予算化してもらえないかなと思っているんですけど。

**○前川智宏土木建築部長** シンガポールなど国際的な観光地の道路景観というところをよく勉強するべきじゃないかという御指摘は、これまでも委員会、もしくは議会等でいただいているところでございます。

土木建築部としましては、そういった先進事例を 職員が見て、実際の職務に生かすということは非常 に有効だと考えておりますので、今後検討してまい りたいと考えております。

以上でございます。

○新垣光栄委員 ぜひ、次の予算化に決算を踏まえて職員の派遣等、また人材育成、フラワークリエイション事業、それと沖縄らしい景観の事業もこの成果のほうにありますので、しっかり人材育成も踏まえて派遣をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして、今、雑草対策について、皆さんの頑張りで大分県道のほうはよくなってきました。それにフラワークリエイション事業ということであるんですけど、なかなかこの雑草対策がうまくいかないと、フラワークリエイション事業も効果が出ているとはあまり感じられないものですから、そのフラワークリエイション事業をしっかりやるにおいても、この雑草対策、それとボランティアの活用――今、花を植えるのに県だけがやるのではなく、やはり民間の活力を使いながらフラワークリエイション事業としてはいいかもしれないんですけど、業者に発注するのはいいかもしれないんですけども、地域の皆さんに還元できるようなフラワークリエイションの事業もあるのではないかなと思っておりますので、どうでしょうか。

# **○下地建道路管理課室長** お答えいたします。

県の道路ボランティア団体につきましては、令和5年度の実績といたしまして580団体の方々に、この道路ボランティアについて参画していただいているところでございます。その中で、草花とか苗木とかの提供もやっている状況でして、また委員から御指摘がありました官民連携につきましては、今回、今年度から国際観光景観モデル事業ということで5か所のほうで事業を3か年間の令和8年度まで実施する中で、植栽の更新とか、樹木の更新とかをやるに当たって、地域の方々の意見を聞きながら、こういう樹木、こういう花を植えるのであれば自分たちも一緒に管理できますよという体制を構築しながらやっていこうと考えております。これを今後、県内ほかの地域にも展開していければと考えております。以上です。

**〇新垣光栄委員** ぜひ、皆さんの頑張りで沖縄の沿 道景観が保たれるように期待しておりますので、よ ろしくお願いします。

その中で低木、高木の管理も一緒に包括的にできるようなシステムを構築していければまた一歩前に進んでいくのではないかなと思っております。

ここでまた部長の意気込みを聞きたいんですけど、よろしいでしょうか。

○前川智宏土木建築部長 今、委員御指摘のとおり、

植栽の管理というところが一つ課題として挙げられているところでございます。

性能規定方式ですとか、様々な方式を導入しまして、少ない予算の中、効果的、効率的な道路管理に 努めているところでございます。

また、沿道景観を向上させるために、土木建築部におきましては沿道景観推進室を設置いたしまして、部を挙げて取り組んでいるところでございます。関係部局とも連携しながら、今後とも国際都市、国際的な観光地にふさわしい世界水準の道路景観形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

# **〇新垣光栄委員** よろしくお願いします。

使用料及び手数料の中で、今、県のほうで63億7559万円の収入があると思うんですけども、これ、陸上競技場とかテニスコートとか施設利用料も入ってくると思うんですけども、そういった中で土木建築部が管理している、この施設利用料と文化観光スポーツ振興課のほうで管理している使用料に格差があって、結構スポーツ振興課のほうが安いような感じがするんですけども。課が違うもんですから、そういった整合性とか、県民に親しまれるような施設として、もう少し利用料を安くできないかという御意見もあって、多分、土木建築部の使用料のほうが高いんだと思います。そういったことで、どういう整合性があるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○喜納久都市公園課長 今、委員御指摘のとおり、 県の施設において、利用料につきまして、今、土木 建築部で管理しているところ、それから文化観光ス ポーツ部の管理しているところで、これにつきまし てはまずちょっと内情を確認しまして、実際にどう なのかと。基本的にやはり同じような考え方で、ま ずは算出するのが妥当なのかなと。

一方、各施設ごとにその規模であるとか、それから利便性だとかが異なってくると思いますので、その辺りは変化があるのかなと。

一方、今委員の御指摘のありましたとおり、ちょっと状況を調べまして、これについて何ができるかというところを検討させていただきたいなと考えています。

以上でございます。

# **〇新垣光栄委員** ありがとうございます。

次、下水道事業会計の決算のほうからお願いいた します。今、損益計算書を見ていると営業収益と営 業外費用を合わせると営業損失のほうが55億8900万 近く赤字になって、損失が出ています。それを埋めているのが他会計の補助金等で埋めているんですけども、この他会計からの繰入金はどのようになっているのかお伺いします。

**〇平安山明彦下水道課長** 御質問ありがとうございます。お答えいたします。

他会計補助金の内容についてなんですけども、国 の通知に基づく一般会計から下水道事業会計に対す る基準内での繰出金であり、また、具体的には企業 債の元利償還金や職員の児童手当に要する経費等が 対象となっております。

以上でございます。

- **〇新垣光栄委員** なかなか予算がつかないという中で、他会計からの一般繰入金の基準があるということですけども、これは要請額に対して十分に繰入れされているのかどうか伺います。
- **〇平安山明彦下水道課長** おおむね要望どおり、繰 出金を繰り出しているところでございます。

以上でございます。

○新垣光栄委員 私は、ほかの予算も削られているものですから、そういう投資的な部分も削られているのかなと心配していました。その中で、純利益のほうが 1 億3928万8000円近くあるんですけども、この額というのは大分少ないと思うんですけども、やはり将来に向けた設備投資を考えると、もう少し欲しいと思うんですけど、どうでしょうか。

# 〇平安山明彦下水道課長 お答えいたします。

下水道事業は、利益だけ見ると委員御指摘のとおり、 少ないと思われると思うんですけども、設備投資で すとか老朽化した施設も多くありまして、そういっ た改築更新費も非常にかかります。

また、あわせて維持管理費、人件費ですとか、薬品費、委託料、修繕費、材料費、減価償却費など多くかかります。そういったところから見ると、なかなか利益を多く取るというところまではいかなくて、1億4000万弱ぐらいの利益にとどまっているところでございます。

○新垣光栄委員 だからこそ、これを営業戦略的に皆さん頑張っていただいているんです。もう十分分かりますけれども、この営業戦略の部分で将来のそういった課題を、老朽化した施設の修繕とか、そういう中でどういう営業戦略をお考えなのかお聞きいたします

〇平安山明彦下水道課長 営業戦略、経営に関する 長期的な取組としましては、計画期間は令和2年か ら令和11年までとする沖縄県流域下水道事業経営戦 略を策定し、同計画で定めた効率化、経営健全化の ための取組方針を実現するための4つの個別戦略に 基づき、流域下水道事業が将来にわたって安定的に 事業を継続していけるよう、収益の確保や費用の節 減に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

- **〇新垣光栄委員** 具体的にどういう費用の削減に取り組んでいるのか、また収益事業はどのようなものがあるのかお願いします。
- 〇平安山明彦下水道課長 具体的には、収益を実現するために組織全体の活性化につなげる組織戦略や薬品費等のコストダウンに向けて取り組む維持管理戦略など、4つの個別戦略に取り組んでおります。 以上でございます。
- **〇新垣光栄委員** 収益的な部分はないんですか。
- 〇平安山明彦下水道課長 お答えいたします。

収益事業としましては、下水道などの処理の過程で発生する消化ガスというのがあるんですけども、消化ガスを売却する事業を行っております。約1億4000万ぐらい収益を上げております。

○新垣光栄委員 皆さんの頑張りに敬意を表します。 もう私はこのガス事業もそうなんですけども、敷地 が大きいもんですから、太陽光等も導入したらどう かなと思ってお聞きしました。そして、今、この将 来に向けて費用の部分を確保しないといけないとい うのが、PFAS問題であって、これから下水道の バイオソイルの問題が顕在化してくるのではないか なと危惧しておりますので、その辺も含めて、皆さ ん、どのように考えているか、お伺いいたします。

**〇平安山明彦下水道課長** お答えいたします。

委員御指摘の下水道におけるPFAS対策について御回答いたします。

土木建築部では、下水道施設へのPFAS流入を 把握するため、管理する4浄化センターの流入水、 放流水及び下水汚泥のPFAS濃度を測定し、その 結果をホームページで公表しております。

また、令和6年1月に知事が関係省庁に対して、 有機フッ素化合物対策の実施について要請を行って おり、土木建築部関係では、PFAS等に関する下 水汚泥の処分及び再利用に係る基準等を早急に設定 することを要請しております。

以上でございます。

- **〇新垣光栄委員** ありがとうございます。
- 〇仲里全孝委員長 新垣光栄委員の質疑は終わりま した。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 では、質疑を行いたいと思います。

初めて決算審査に臨むことになります。それぞれ の事業もやはり予算審議等もしておりませんので、 少し事業の概要等も確認しながら何点か確認をさせ てもらいたいと思います。

初めに、沖縄都市モノレール輸送力増強事業についてです。令和2年から7年の間の事業期間になっておりますけれども、まず、この事業の令和7年までの事業概要について伺いたいと思います。

**〇砂辺秀樹都市計画・モノレール課室長** お答えします。

現在、沖縄都市モノレールでは利用者の増加に対応するため、輸送力増強に向けた3両化事業に取り組んでおります。現在、新車両基地の整備及び3両化車両の製造に取り組んでいるところであります。 以上です。

○糸数昌洋委員 県と、これはまた那覇市、浦添市 と関わってくると思いますけど、この令和5年度時 点でのいわゆる進捗状況について教えてもらえます か。

**〇砂辺秀樹都市計画・モノレール課室長** お答えを します。

3両化車両につきましては、令和5年8月に2編成の運行を開始しております。また、令和6年4月には、追加の2編成が運行されたところでございます。また、令和6年6月には、新車両基地へ車両を引き込むために必要な新たな分岐器の設置について、モノレールの一部区間の運休を行い無事終えたところでございます。現在は、新車両基地の整備及び3両化車両の製造に取り組んでいるところでございます。以上です。

- **〇糸数昌洋委員** この事業期間は令和7年度までということで、期間内に事業としては終了の見込みでしょうか。その辺だけ教えてください。
- 〇砂辺秀樹都市計画・モノレール課室長 今後も予算の確保に努めるとともに、那覇市、浦添市、沖縄都市モノレール株式会社と連携し、事業完了に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○糸数昌洋委員 続いて、緊急自然災害防止事業費についてお伺いしたいと思います。質疑をいたします。

令和3年から7年度までの事業期間ということでの事業ですけれども、ちょっと執行率が49.2%というところが課題かなと思っていますけど、まずは令和5年時点までの主な実施箇所というのがどうなっ

ているのか。実施箇所と進捗を教えてください。

〇奥間正博道路管理課長 令和5年度におきまして は、道路防災保全事業としまして、国道331号、名護 市瀬嵩工区の道路護岸、あと、緊急自然災害防止対 策事業としまして、31か所行っております。主な箇 所としまして、県道14号線、東村の有銘工区、宜野 湾西原線の西原町森川地区、あと南風原知念線の南 城市の糸数等を行っております。

以上です。

- ○糸数昌洋委員 これは事業期間は5年ということになっていますけれども、この令和7年度以降の事業計画というのはどうなっているんでしょうか。
- ○奥間正博道路管理課長 こちらは国の特別な起債 事業ということで、先ほど議員も御案内のとおり、 令和7年度までが取りあえず起債事業の期間として 国のほうが示されておりますので、県としては、そ の間に多くの箇所を実施したいということで鋭意取 り組んでいるところです。

以上です。

○糸数昌洋委員 続いて、建築物安全化支援事業ですね。これについて何点か確認をさせてください。 この事業は2つありますけれども、簡易診断技術者派遣等事業について、裏面にありますけど、この効果と課題について、そこの説明を求めたいと思います。

# 〇知念秀起建築指導課長 お答えいたします。

469ページに記載のとおりでございますが、この事業を行うことによりまして、ポスター掲示でやっている市町村広報誌への耐震に関する掲載、そういったことでの普及啓発を行っておりまして、そういう耐震に対する興味・関心をいただきまして、実際に診断をしてみたいという方もおられまして、そういった形での簡易診断の技術者を派遣すると。それから、次年度はどうなんだろうとか、相談があった場合はその相談窓口で技術者によってお答えしていただくということを通しまして、広く耐震に関する周知ができているのではないかなと考えております。

また、課題のほうでは、本県特有の課題であるわけですけれども、沖縄県はやはり台風等もありますので、鉄筋コンクリート造の住宅が多いというところです。木造につきましては、耐震診断とか改修の費用が、割と安く済むんですが、鉄筋コンクリートになりますと、その費用がちょっと高くなってしまうというところでございます。相当にこの住宅に対する建築物の耐震化も普及啓発を継続して、さらに行っていく必要があるということが課題でございま

す。

以上です。

○糸数昌洋委員 効果のところで、簡易診断技術者派遣が16件ということと、耐震相談窓口の利用者数が54件、令和5年の実績かなとは思うんですが。こういう実績がある中で皆さん課題のところで、この住宅等の詳細な耐震診断の実施がほとんどない状況ということがあります。この技術者派遣とか、相談窓口は利用をされているけれども、そこからもう実際に耐震診断の実施に結びついたという事例は、令和5年ではあるんですか。

**〇知念秀起建築指導課長** 今のところ、その実際の 耐震診断に結びついたという事例を、令和5年度は 確認ができておりません。

以上です。

○糸数昌洋委員 最終的に相談で終わっているので、 先ほど、こういう形で実際の耐震診断に結びついた というのももしかしたらあるかもしれないので、や はりちょっと追っかけてきちっと成果は取ったほう がいいのかなということを感じます。それは要望と して申し上げておきたいと思います。

それと、2番目の民間建築物の耐震化支援事業です。これについての、まず、どういう事業なのかという事業スキームを教えてもらえますか。

〇知念秀起建築指導課長 民間建築物耐震化支援事業につきましては、耐震改修等の費用を補助する内容となっておりまして、国、県、市町村が、民間事業者を補助するという事業内容であります。補助率につきましては、国が3分の1、県と市町村で11.5%、民間事業者の負担は約55%となっております。

以上です。

- **〇糸数昌洋委員** 今この市町村補助も入った事業ということで、実際の実績というのがあれば教えていただけませんか。
- **〇知念秀起建築指導課長** 令和5年度の実績内容に ついてお答えいたします。

今回、令和5年度だけではないんですけれども、対象となった事業が1事業ございまして、こちらは令和3年度に事業を開始して、令和6年5月に事業を完了しております。この事業の令和5年度の予算につきましては令和4年度からの繰越しで1329万2000円、令和5年度の現年分で1329万2000円、合計で2658万4000円となっております。

令和5年度の支出につきましては、恩納村からの 実績報告に基づいて、令和4年度からの繰越予算分 1329万2000円を支出しております。

以上となります。

○糸数昌洋委員 恩納村が活用をされたということで、恩納村からの事業ということで具体的にはどういう事業に。要するに、補助を3年間充てられたわけですね、ちょっと具体的なものを教えてください。

**〇知念秀起建築指導課長** こちらの事業は、恩納村 にございますホテルが対象となっておりまして、そ のホテルの耐震改修工事を行っております。

以上です。

○糸数昌洋委員 これは令和3年から3か年間で、 この恩納村の1件が該当をして、そこが活用された ということで全ての市町村が使える事業であるにも かかわらず、なかなかそれが進んでないというとこ ろでは、そこは大きな課題だなと思うんですけど。 これは改善していくというところでは、どういうふ うに考えられていますか。

○知念秀起建築指導課長 まず今、県のほうでは補助している事業ですけれども、民間建築物耐震の支援事業のほうで不特定多数の方々が利用する一定の大規模の施設を対象に補助を実施してきておりまして、そのような施設のほうの耐震改修ですとか、除却のほうはほぼ完了しつつある状況となってきております。そのため、今、該当するものが、そのような大規模な施設に関しましては、民間の施設であと1棟ぐらいしか残っていないという状況であります。ただ、そのほかの建築物につきましても、市町村

たた、そのはかの建築物につざましても、市町村 と連携を行いながら耐震化に向けて、この支援の要 望とかがありましたら、その支援を行っていきたい と考えております。

# **〇糸数昌洋委員** 分かりました。

ぜひ使い勝手のいい事業にできたら、もう少し活用の幅が広がるかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、沖縄県居住支援協議会事業推進補助金ですが、この事業効果のところで、沖縄県あんしん賃貸支援事業によりというところで、入居に協力する支援団体の登録が促進されたということで効果が出ております。

1つは、この登録の推進状況、促進された状況、 成果を教えてください。

2つ目は、住宅確保要配慮者への相談窓口を設けることで、民間賃貸住宅への入居が促進されたと。 どの程度促進されたのかということで、この両方の 成果を教えてほしいと思います。

**〇當山真紀住宅課長** お答えします。

まず、支援団体の登録ですけれども、あんしん賃貸支援団体ということで、この居住に係る相談ですとか、情報提供、マッチング、あと、団体によっては例えば家賃債務保証とか、こういったものを行っている支援団体の登録が、現在20団体ということになってございます。

また、入居に係る相談件数が、令和5年度におきましては120件ございます。入居につきましては、契約件数としては7件という結果ではございますけれども、相談員のほうが直接不動産店のほうに一緒に行って話を聞いたり、状況の説明をしたりとかして、そういったふうに対応してきている状況でございます。

#### **〇糸数昌洋委員** ありがとうございます。

非常に粘り強い取組が必要な事業で、課題も多いと思いますけれども、ぜひしっかり取り組んでいただきたいなと思います。説明資料の中で、市町村の協議会設立について取り組まれていて、やっとこの沖縄市の居住支援協議会が今年立ち上がったということで、非常にこれは前進だなと思います。

それで、他の市町村の反応とか状況についても分かりましたら教えていただきたいと思います。

#### ○當山真紀住宅課長 お答えします。

まず、沖縄市の協議会が2月に立ち上がりまして、 現在の取組状況ですけれども、住宅確保要配慮者と 言われる高齢者、障害者、子育て世帯など、それぞれの属性に応じた居住支援のネットワークづくりというものを、行政、それから会員であります福祉関係、不動産関係、それぞれの方たちと進めているというところでございます。そのほかの市町村につきましては、先ほども少し説明を申し上げましたけれども、シンポジウムですとか、市町村職員に対する説明会、それから戸別による訪問ですとか。そういったことで、今また国の伴走支援ということで直接携わっているものもございます。それで、市町村の協議会の設立支援を、県としても取り組んでいるという状況でございます。

○糸数昌洋委員 この市町村の中で、特にお困りの 方が多いというのが那覇市だと思うんですけれども、 私も那覇市議会で、最初に那覇市として独自の協議 会を立ち上げるべきだということを何度も訴えてき ましたけど、なかなか一番人口の多いところで立ち 上がらないというような大きな課題だと思っていま すけど、この那覇市のこの協議会設置について、皆 さんが感じていらっしゃる課題というところがあれ ば教えてもらえますか。 ○當山真紀住宅課長 那覇市のほうは、委員がおっしゃるように、やはり県の協議会の相談窓口でも那覇市の方からの相談がやはり一番多いという状況でございます。それで私どもも市町村の協議会は、ぜひ那覇市のほうに立ち上げていただきたいということで、県のほうからも直接那覇市のほうに伺いまして、あちらの関係の部長に、直接、設立のメリットといいますか、必要性ですとか、そういったものも説明してきてございます。

那覇市のほうで居住支援のニーズが高いということは、那覇市のほうも重々御承知のことかと思いますけれども、この協議会を設立するに当たりまして、例えば福祉関係ですとか、住宅関係、あと民間との連携をどういうふうに取っていくかということが一つ課題になっているところがあるのかなというところと、あと協議会の事務局として活動の予算、こういったところも今、国の補助制度などもございますので、こういったものも活用しながら運用していったらどうかということで県のほうからは働きかけているところです。

以上です。

○糸数昌洋委員 ぜひ、大事な事業ですので、今後 ともよろしくお願いしたいと思います。

最後ですけれども、離島における道路・街路整備 事業なんですが、もう事業の効果、課題を読めばあ る程度分かるんですけれども、取りあえず、まずこ の執行率が38.8%ということで、ほとんど翌年度繰 越しになっていますけれども、そこのところの課題 を教えてもらえますか。

**○前武當聡道路街路課長** お答えします。

当該事業につきましては、令和5年度では宮古島 市や石垣市等の地域におきましては、道路事業として7か所、街路事業として3か所、整備に取り組ん でいるところでございます。

執行率38.8%と低い値となっておりますが、これは令和5年度当初予算が表にございます9億4000万、その後、補正予算、11月補正が8億円措置されておりまして、最終予算額が17億4000万となっておりまして、要因としましては、補正予算が措置されて、適正工期を確保するために契約繰越しというふうな状況となっているところで支出済額の決算上38.8%というところでございます。

○糸数昌洋委員 課題のところで、この用地取得に すごく様々あって、補償内容の不満であるとか、相 続人が多数存在するとかということで相当な時間を 要しているとありますけれども、ここのところは、 ある程度クリアをされているという理解でよろしいですか。

○前武當聡道路街路課長 道路はやはり整備に関して用地の取得がなかなか厳しい状況がございます。 離島地域——石垣空港線の事例でいきますと、今、 土地収用法の手続を行っているところで、なかなか 取得に時間を要しているという事例がございまして、 一般的にやはり用地の取得に時間がかかるというの は否定できない部分がございます。

**〇糸数昌洋委員** 分かりました。

ぜひまた継続して、よろしくお願いしたいと思います。

終わります。

〇仲里全孝委員長 糸数昌洋委員の質疑は終わりま した。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 よろしくお願いいたします。

まず、一般会計のほうから主要施策報告書の445ページ、ハシゴ道路ネットワークの南部東道路について聞いていきたいと思います。まず、不用額の理由について説明をお願いいたします。

**○前武當聡道路街路課長** 不用額につきましては、約2万円となってございます。

○瑞慶覧長風委員 すみません、繰越額のほうでした。再度お願いいたします。

**○前武當聡道路街路課長** 南部東道路につきまして は、地域連携道路整備事業費を活用して整備を進め ているところでございます。

令和5年度の最終予算額につきましては34億円、 そのうち約12億9000万が繰越しとなってございます。 繰越しの主な理由としましては、用地取得において 単価や補償内容の不満、相続関係多数等で交渉に不 測の時間を要し、用地取得後の関連工事が早期着手 できず完了できなかったところが主な要因となって ございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 重点区間における用地取得の問題がありますけれども、この難航箇所がございます。こちらの取得見込み時期についていかがでしょうか。 ○前武當聡道路街路課長 南部東道路の用地難航案件、結構ございまして、今、土地収用法の手続も進めながら任意交渉と継続して取り組んでいるところでございます。用地取得に当たりましては、南城市も協力、あと沖縄県土地開発公社と連携しながら交渉を進めているところでございますが、その取得時期につきましては、なかなか明確に今お示しするこ とができない状況でございます。

○瑞慶覧長風委員 用地取得ができないと工事も着手できないというところだと思いますので、ぜひ早めに進めていただければと思います。

区間1の追加インターチェンジから上里トンネルの詳細設計の現状と、またこのインターチェンジについて、国との調整状況もどうなっているか伺いませ

○前武當聡道路街路課長 今、委員おっしゃった追加インターチェンジから上里トンネルまでの詳細設計を現在行っているところでございまして、次年度からその成果を基に用地取得等に取り組む予定というふうなスケジュールで進めているところでございます。国との調整につきましては、交差点部の詳細設計等の進捗を見ながら、適宜情報共有及び意見交換を国と行っていきたいというふうに考えております。

○瑞慶覧長風委員 詳細設計は今年度で完了するペースでということでよろしいでしょうか。

**○前武當聡道路街路課長** 年度内完了に向けて鋭意 進めているところでございます。

○瑞慶覧長風委員 ちょっと答えにくいかと思うんですけれども、仮に、今の重点区間について用地取得が完了したとして、その後の工事の完了までにかかる期間の見込みなど、どういったものがあるか、答えがいただければお願いいたします。

**○前武當聡道路街路課長** 南部東道路につきましては、この高架橋だとかトンネルの整備も出てきます。 予算はもちろんしっかり確保しながら整備を進めていくと。

あと用地の取得についてもしっかり進めていくというところを鋭意取り組んでいるところでございますが、今、完成の目標につきましては2020年代後半を目指して取り組んでいるというところで御理解いただければと思います。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

コストコの問題もありますので、区間4だけでも ぜひ早めに進めていただければありがたいなと思っ ておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質疑に移ります。主要施策報告書の470ページの下水道事業について伺いたいと思います。南城市においては、大里地域での公共下水道未整備の課題があります。この幹線整備に関して、南城市とのこれまでの協議や事業着手の経緯と、令和5年3月28日に県に提出されている要請に関する対応状況を伺いたいと思います。

**〇平安山明彦下水道課長** 御質問ありがとうございます。

お答えいたします。

南城市大里地域の下水道整備については、市が整備することを前提に、令和元年度に都市計画法や下水道法上の手続を経て、令和2年度からハード交付金を活用し、ポンプ場用地取得等を行っております。

また、市は整備を加速するため、令和4年5月に 地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付決定を 受けましたが、令和5年3月に交付金の活用を取り 止めております。その後、南城市は大里地域の下水 道整備に関して、県による整備を要請しております が、県では、これまでの経緯等を踏まえ、市が整備 するものと認識していることを伝えております。県 としましては、市の下水道整備が円滑に進むよう助 言を行うなど、引き続き支援してまいります。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 このハード交付金の名称を教えていただけますでしょうか。

**〇平安山明彦下水道課長** 沖縄振興公共投資交付金です。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 令和元年からの時点では、南城市と沖縄県において協議して、お互い納得して、市が着手、事業を進めるというような認識で、もう決着がついていたという認識でよろしいでしょうか。

**〇平安山明彦下水道課長** 委員の認識でよろしいと 認識しております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 そうであるならば、ちょっと今、 南城市が急に方向転換したということに非常に ちょっと理解が難しいところはあるんですけれども、 この要請書を見ると、県が幹線整備を行うと約束さ れたものがほごにされ、という文言があるんですけ れども、こういった約束というものが実際あったの か。そういう議事録があるのか、伺いたいと思いま す。

〇平安山明彦下水道課長 お答えいたします。

南城市大里地域の下水を排除するための幹線について、県が整備を行うとした記録は県及び南城市双方において確認されておりません。県としましては、市の下水道整備が円滑に進むよう助言していく所存でございます。

以上でございます。

〇瑞慶覧長風委員 承知しました。

今、ちょっと自紙になっていると思うんですけれ

ども、県としても今後もできるところを協力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質疑に移りたいと思います。県道玉城那覇自 転車道の整備について伺いたいと思います。ごめん なさい、主要施策には載っておりませんけれども伺 います。まず、現在の整備状況について伺いたいと 思います。

〇奥間正博道路管理課長 玉城那覇自転車道は県民 や観光客が自転車等を活用し、南部地域の自然環境 や歴史的遺産等に気軽に触れられることを目的に整備を行っております。令和6年3月の進捗率は、延長ベースで約70.5%となっております。

以上です。

- ○瑞慶覧長風委員 この自転車道に関して、南城市 道との関わりについて伺いたいと思います。この南 風原田原線において、現在工事に着手している箇所 の完了見込みについて伺います。
- 〇奥間正博道路管理課長 現在、大里北小学校付近において、南城市道南風原田原線と並走する約100メートルの区間の工事を実施しており、令和7年度末の完成を目指して、整備に取り組んでいるところです。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

西原南風原線についても、この西原南風原線と並 走する市道整備に関して、市との協議などが行われ ているか伺います。

**〇奥間正博道路管理課長** 南城市道西原南風原線と 並走する区間については、市道を先行して整備する ことで、南城市と調整を進めているところです。

引き続き南城市と連携しながら事業を推進し、早期完成に取り組んでいきたいと考えております。 以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

ちょっと事前の質問どおりやっていないんですけれども、西江戸東江戸線に関しても何か、現在、協議などを行っているか教えていただけますでしょうか。

○奥間正博道路管理課長 お答えいたします。

西江戸東江戸線に関しましては、現在、調整は進めておらず、まず優先するこの2区間、交通安全上課題があるということですので、南城市の整備のこともありますので、まずそこを優先して調整を行っております。

以上です。

〇瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

小学校の通学路にも関わるところですので、ぜひ 南城市と協力して進めていただきたいと思います。

次に、特別会計に移りたいと思います。特別会計の中城湾港のマリンタウン特別会計について伺います。

まず、歳出における湾港建設費の不用額の理由の説明、改めてお願いいたします。

〇高良亨港湾課長 お答えいたします。

令和4年度の不用額は、3093万7128円となっておりまして、主な不用理由としては住宅用地のフェンス設置工事及び除草業務等の入札残などとなっております。

○瑞慶覧長風委員 この入札不調によってMICE整備も遅れてくる中ですけれども、今後のこのフェンスの部分のいわゆるH2、H3エリアの活用の在り方について、自治体からの要望等もあると思いますけれども、どのように対応がされていくのか伺いたいと思います。

○高良亨港湾課長 まず、住宅用地、Bブロックのほうなんですが、大型MICE施設整備の任意提案の対象用地となっております。当該公募については、MICE施設整備担当部局において、現在、再公募に向けた検討を行っておりますので、その検討結果を踏まえて、対応してまいりたいというふうに考えております。

○瑞慶覧長風委員 その中で、市町村から、関係2町 の声というのもしっかりと受け取っていくのかどう か伺います。

○高良亨港湾課長 基本的には、このMICEを担当している部局、それの対応ということで進めて、また意見等々、関係自治体とかあれば、その声のほうも上げていくという立場にはあろうかと思います。

○瑞慶覧長風委員 MICE整備と関連してですけれども、与那原マリーナ、今後、どういうふうに整備を進めていく考えなのか、お聞かせ願います。

○高良亨港湾課長 今後の与那原マリーナの整備の 方向性というところですが、今、この未整備区間等 もございますので、この整備の可能性、利用者の意 見、オーナーさんの意見、あと地元市町村あたりの 意見も聞きながら、その方向性について検討してい るというところでございます。

○瑞慶覧長風委員 スーパーヨットの整備に関する 考えもあると思うんですけれども、地域住民の利活 用に関して、最後伺いたいと思います。

現在、与那原マリーナはセーリング競技の強化指 定校の知念高校ヨット部が練習にも使用しておりま

本日の委員会は、これをもって散会します。

す。また、先日のオリンピックでセーリングの混合ディンギーで日本勢として20年ぶりに銀メダルを獲得したペアも合宿で使用するなど、練習環境として海域はとても優れていると伺っていますけれども、一方でマリーナの施設環境においては、セーリングの艇庫もなく、道具の保管、修理場所、ロッカー、シャワー、更衣室もないという課題があります。また、穴の空いたコンテナであったり、壊れたディンギーなどが放置されているという状況など、様々な課題があると伺っております。

その辺りの認識と今後の整備に向けた見解などあれば伺えますでしょうか。

- ○高良亨港湾課長 知念高校ヨット部は、与那原マリーナにディンギーを保管し、活動を行っているというところは認識してございます。ヨット部の活動については、マリーナ全体の整備に併せて検討していく必要があるものというふうに考えております。
- ○瑞慶覧長風委員 土地利用計画の図を見ると、やはり市民が利用しやすく誰もが利用できるマリーナ、マリンスポーツの体験や学習、練習が行えるということも書かれております。この知念高校ヨット部には中学生時代に女子で日本チャンピオンになった選手もいます。そういった意味では、これからしっかりと整備に向けて、ぜひ現地なども視察していただきながら、検討を進めていただきたいなと思いますけれども、最後にお願いいたします。
- ○高良亨港湾課長 このいろいろな施設整備というのは利用者、さらに、地元の市町村のほうからもいろいろございますので、そういうそれぞれの意見を交換しながら、その方向性について、県でできるものについては考えていこうというところでございます。
- 〇瑞慶覧長風委員 以上です。

ありがとうございます。

〇仲里全孝委員長 瑞慶覧長風委員の質疑は終わりました。

以上で、土木建築部関係決算事項に対する質疑を 終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。 休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

〇仲里全孝委員長 再開いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は、明10月25日金曜日午前10時から委員会を 開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 中里全孝